

◎最高裁判所規程第●号

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年●月●日

最 高 裁 判 所

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程

(最高裁判所事務総局分課規程の一部改正)

第一条 最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

これを加える。

改正後	改正前
<p>第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 第一号及び第二号の手續による事件に関する事項並びに行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の国際司法共助に関する事項</p> <p>〔五 略〕</p> <p>第三十四条 行政局第一課においては、次の事務</p>	<p>第二十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 第一号及び第二号の手續による事件に関する事項</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>第三十四条 〔同上〕</p>

をつかさどる。

〔一・二 略〕

三 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項

四 労働審判の手續の法規に関する事項

五 労働及び知的財産権に関する訴訟並びに労働審判の手續の規則の制定に関する事項

六 労働及び知的財産権に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

七 労働関係裁判及び知的財産権関係裁判の資料等の刊行に関する事項

八 労働審判員に関する事項

九 〔略〕

〔一・二 同上〕

三 知的財産権に関する法規に関する事項

〔新設〕

四 知的財産権に関する訴訟の手續の規則の制定に関する事項

五 知的財産権に関する事件に関する事項

六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項

〔新設〕

七 〔同上〕

十 「略」

十一 「略」

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政及び国家賠償に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟の手續の法規に関する事項

三 行政事件訴訟の手續の規則の制定に関する事項

四 行政及び国家賠償に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

五 行政裁判の資料等の刊行に関する事項

八 「同上」

九 「同上」

第三十五条 「同上」

一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟及び労働審判の手續の法規に関する事項

三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手續の規則の制定に関する事項

四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行

<p>「削る」</p>	<p>に関する事項 六 労働審判員に関する事項</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正)

第二条 最高裁判所事務総局等職制規程(昭和四十三年最高裁判所規程第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(首席技官及び次席技官)</p>	<p>(首席技官及び次席技官)</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>第五条 事務総局の経理局営繕課（以下「営繕課」という。）に、<u>首席技官及び次席技官</u>を置く。</p> <p>〔2〕4 略〕</p>
	<p>第五条 事務総局の経理局営繕課（以下「営繕課」という。）に、<u>首席技官一人及び次席技官二人</u>を置く。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

## 理由

最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、最高裁判所事務総局の態勢について  
所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

## 高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和7年3月6日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人  
随員 高等裁判所事務局長 8人

## 6 日程

時間 日 (曜日)	14:00 ~ 17:00
6日 (木)	最高裁判所長官挨拶 全体協議

## 令和7会計年度における協議会等開催計画（下半期分）

（中央協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	高裁事務局長事務打合せ	10月	1日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	
2	高裁総務課長等事務打合せ	10月	1日	参集（※）	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	
3	人事事務打合せ（高裁人事課長）	10月	2日	参集（※）	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	
4	経理事務打合せ（高裁会計課長）	10月	2日	参集（※）	経理行政事務全般の連絡協議	1 高裁会計課長及び同管理課長 2 高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	
5	民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ	10月	1日	リモート（ウェブ会議）	法改正等を踏まえた民事執行事件及び倒産事件の運用上考慮すべき事項について	1 各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人（執行事件と倒産事件の担当者が異なる場合は2人でも可。） 2 各地裁の次席書記官、総括主任書記官又は主任書記官のうちいずれか1人（執行事件と倒産事件の担当者が異なる場合は2人でも可。） 3 各地裁の総括執行官各1人	民事局	
6	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事事務全般に関する諸問題	1 各高裁の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地裁及び各家裁の人事担当課長等 ※高裁単位で一部合同開催予定	人事局	
7	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	参集（※）	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	
8	高裁長官事務打合せ	11月	2日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	
9	経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	1月	1日	リモート（ウェブ会議）	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	
10	人事事務打合せ（高裁人事課長）	2月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	
11	高裁長官事務打合せ	2月	1日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	
12	経理事務打合せ（高裁会計課長）	2月	1日	リモート（ウェブ会議）	経理行政事務全般の連絡協議	1 高裁会計課長及び同管理課長 2 高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
13	民事事件担当裁判官等事務打合せ2	2月	1日	リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	追って調整 （柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定）	民事局	

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和7会計年度における協議会等開催計画（下半期分）

（ブロック協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (10月～12月)	1日	適宜の方法（主催庁で選択可）	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
2	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	0.5日	リモート（ウェブ会議）	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡裁裁判官及び開催地所在地の地裁裁判官	（合同開催）4高裁で開催 （開催地は未定）	刑事局	各高裁で決定
3	知的財産権訴訟研究会	原則として10月～2月	0.5日	適宜の方法（主催庁で選択可）	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 （注）主催は知財高裁	東京高裁 （知財高裁）	行政局	約20人
4	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	原則として10月～2月	0.5日	適宜の方法（主催庁で選択可）	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） （注）主催は知財高裁	東京高裁 （知財高裁）	行政局	知財高裁で決定
5	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	参集（※）	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
6	刑事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官及び書記官	（合同開催）2高裁で開催 （開催地は未定）	刑事局	各高裁で決定
7	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）	首席家裁調査官の執務及び家裁調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項	首席家裁調査官	（合同開催）4高裁で開催 （開催地は未定）	家庭局	
8	家事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	（合同開催）4高裁で開催 （開催地は未定）	家庭局	各高裁で決定
9	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0.5日	適宜の方法（主催庁で選択可）	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和7会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（中央協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	調停委員協議会	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	調停制度の在り方に関し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
2	人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	
3	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	参集（※）	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	家庭局	
4	長官、所長会同	6月	2日	参集（※）	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	
5	家事関係中央協議会（裁判官等）	7月	1日	リモート（ウェブ会議）	家事事件の運用に関する連絡協議	1 家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1人（事件の種類ごとに担当者が異なる場合は複数人でも可。） 2 家裁の首席書記官、次席書記官、総括主任書記官又は主任書記官のうちいずれか1人（事件の種類ごとに担当者が異なる場合は複数人でも可。）	家庭局	
6	民事事件担当裁判官等事務打合せ 1	7月	1日	リモート（ウェブ会議）	改正民事訴訟法及び改正民事訴訟規則の解釈と運用	1 各地裁の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1人 2 各地裁の（民事）首席書記官、次席書記官又は主任書記官1人 3 各高裁の民事事件を担当する裁判官及び民事首席書記官 各1人	民事局	
7	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	7月（6と同日開催）	0.5日～1日	リモート（ウェブ会議）	改正民事訴訟法及び改正民事訴訟規則の解釈と運用	1 各地裁本庁の所在地にある簡裁の裁判官 1人 2 各地裁本庁の所在地にある簡裁の主任書記官 1人	民事局	
8	経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	9月	2日	参集（※）	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	
9	人事管理協議会	9月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地・家裁の事務局次長 ※高裁単位で一部合同開催予定	人事局	約130人

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和7会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（ブロック協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	労働審判員研修会	各地裁で決定（原則として4月～6月）	1日	参集（※）	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
2	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
3	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
4	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定（一時保護状に関する事項について協議する場合には、地簡裁の職員が協議員となることも差し支えない。）	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
5	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
6	事務局長協議会	6月～7月	1日	リモート（ウェブ会議）	総務、人事及び経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長、総務課長、人事課長及び会計課長、地家裁の事務局次長	広島・高松、仙台・札幌は2高裁合同で開催し、東京、大阪、名古屋、福岡は高裁単位で開催	人事局 経理局 総務局	
7	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定（6月～12月）	1日	適宜の方法（主催庁で選択可）	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	東京、大阪各地裁	民事局	開催する地裁で決定
8	民事運営改善研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	司法委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
13	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事事件担当の地裁の裁判官、書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
14	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
15	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
16	家事運営改善研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
17	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	適宜の方法(主催庁で選択可)	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
18	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
19	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
20	法廷通訳基礎研修	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
21	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
22	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
23	檢察審査会事務局長研究会	9月～11月	0.5日	参集(※)	檢察審査会事務局長事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の檢察審査会(複数の檢察審査会が設置されている場合には、第一檢察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	
24	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
25	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	参集(※)	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催について（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和7年6月11日（水）及び12日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について  
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

時間 日（曜日）	9 : 30 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00
11日（水）	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議
時間 日（曜日）	9 : 30 ~ 12 : 00		
12日（木）	事務的協議 (事務連絡)		

## 高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和7年11月26日（水）、27日（木）及び28日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 （1）当面の司法行政上の諸問題について  
（2）人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人  
随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ～ 12:00	13:00 ～ 14:00	14:00 ～ 17:00
26日 (水)	個別協議	個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
時間 日 (曜日)	10:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:30	13:30 ～ 17:00
27日 (木)	個別協議	午餐	個別協議
時間 日 (曜日)		13:00 ～ 16:00	
28日 (金)		個別協議	

法務省司審第2000号  
令和7年10月6日

最高裁判所長官 殿

法務大臣  
(公印省略)

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（案）及び民事  
裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（案）に関する意見  
照会について

標記について、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法  
律第49号）第2条第2項及び第4条第3項の規定に基づき意見を求め  
ます。

## 「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則案」に関する概要説明

### 1 趣旨

民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和7年法律第49号。以下「法」という。)の施行に伴い、必要な事項を定める。

### 2 概要

#### (1) 定義等

##### ア 用語(第1条関係)

この省令において使用する用語を定める。

##### イ 電子決定書(第2条関係)

法第2条第1項第1号ハの規定により委任を受けた電子決定書を定める。

##### ウ 法第2条第1項第3号の法務省令で定める者(第3条関係)

保有民事裁判情報に含まれる特定の個人のうち、法第2条第1項第3号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として仮名加工の対象から除外される者を定める。

##### エ 民事裁判関連情報(第4条関係)

法第2条第1項第4号の規定により委任を受けた民事裁判関連情報を定める。

#### (2) 指定の申請、変更の届出等

##### ア 指定の申請(第5条関係)

法第5条第1項の規定による指定を受けようとする法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項及び添付書類を定める。

##### イ 変更の届出(第6条関係)

法第5条第3項の規定による届出に係る届出書の記載事項を定める。

##### ウ 役員の選任又は解任の届出(第7条関係)

法第5条第5項の規定による届出に係る届出書の記載事項及び添付書類を定める。

#### (3) 仮名加工民事裁判情報を提供する方法(第8条関係)

法第6条第1項第2号により委任を受けた仮名加工民事裁判情報を提供する方法を定める。

#### (4) 業務規程(第9条関係)

法第8条第1項の規定による業務規程の認可及び変更の認可に係る申請書の記載事項並びに法第8条第2項第6号により委任を受けた民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項を定める。

#### (5) 苦情の処理(第10条関係)

苦情申出に関して指定法人が所要の措置を講じなければならない場合及び仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる場合等を定める。

(6) 事業計画等（第11条関係）

法第9条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可に係る申請書の記載事項及び添付書類を定める。

(7) 情報提供契約

ア 情報提供契約の拒絶（第12条関係）

法第10条第1項の規定により委任を受けた情報提供契約の締結を拒絶することができる正当な理由を定める。

イ 情報提供契約の解除（第13条関係）

法第10条第2項の規定により委任を受けた情報提供契約を解除することができる正当な理由を定める。

(8) 業務の休廃止（第14条関係）

法第11条第1項の規定による許可を受けようとする法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項を定める。

(9) 仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準（第15条関係）

法第13条第1項の規定により委任を受けた仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準を定める。

(10) 業務の一部委託等（第16条関係）

法第14条第1項の規定による委託及び同条第2項の規定による再委託に関して、指定法人が法務大臣に提出する申請書の記載事項及び添付書類並びに委託の承認の基準を定める。

(11) 帳簿（第17条関係）

法第15条の規定により委任を受けた帳簿の備付けに関する事項及び帳簿の記載事項を定める。

(12) 身分を示す証明書（第18条関係）

法第17条第2項に規定する身分証明書の様式を定める。

(13) 民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ（第19条関係）

法第18条第1項に規定する指定の取消しが行われた場合における、同条第3項の委任を受けた保有民事裁判情報の引継ぎの方法及び同条第4項の委任を受けた民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項を定める。

### 3 施行期日

令和7年12月（予定）

民事裁判情報の活用に関する法律施行規則（案）

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法務省令で定める電子決定書）

第二条 法第二条第一項第一号ハの法務省令で定めるものは、次に掲げる裁判に係るものとする。

- 一 上告を却下する上告裁判所の決定
- 二 上告を棄却する決定
- 三 上告審として事件を受理しない旨の決定
- 四 次に掲げる裁判の更正決定

イ 判決

ロ この条に規定する裁判

五 前号の更正決定を変更する決定

(法第二条第一項第三号の法務省令で定める者)

第三条 法第二条第一項第三号の法務省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該保有民事裁判情報に係る事件に関与した者であつて、次に掲げるもの

イ 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）

ロ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第一条の規定により国を代表する者及び同法第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者

二 前号に掲げるもののほか、法第二条第一項第三号に規定する措置を講じなくても個人の権利を害するおそれが少ないことが当該民事裁判情報から明らかである者

(民事裁判関連情報)

第四条 法第二条第一項第四号の法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該民事裁判情報を他の民事裁判情報と区別して識別するために用いる符号その他の情報
- 二 判決又は決定の別その他の当該民事裁判情報に係る裁判の方式を示す情報
- 三 原裁判、更正決定により更正された裁判、再審により取り消された裁判その他の当該民事裁判情報に  
関連する裁判を特定するに足りる情報
- 四 当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官の所属する裁判所及び部を特定するに足りる情報
- 五 当該民事裁判情報に係る事件の類型（知的財産に関する訴えに係る事件、労働契約に関する訴えに係る事件、交通事故に基づく損害賠償の訴えに係る事件その他の類型をいう。）を示す情報
- 六 上訴があつた旨の情報

(指定の申請)

第五条 法第五条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 民事裁判情報管理提供業務を行おうとする事務所の所在地
  - 三 民事裁判情報管理提供業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
  - 三 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - 七 民事裁判情報管理提供業務の実施に関する計画を記載した書類
  - 八 役員が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 前項第七号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 法第八条第二項各号に掲げる事項

二 民事裁判情報管理提供業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項

4 法務大臣は、第一項の申請書及び第二項各号に掲げる書類のほか、指定を受けようとする法人が法第五条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(指定法人の名称等の変更の届出)

第六条 指定法人は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員を選任又は解任の届出)

第七条 指定法人は、法第五条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名
- 二 選任又は解任の年月日
- 三 選任又は解任の理由
- 四 選任の届出の場合にあつては、選任に係る役員の略歴

2 前項の届出書には、選任の届出の場合にあつては、選任された者が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を誓約する書類を添付しなければならない。

(仮名加工民事裁判情報を提供する方法)

第八条 法第六条第一項第二号の法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（業務規程）

第九条 指定法人は、法第八条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程を添えて法務大臣に提出しなければならない。

2 指定法人は、法第八条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

3 法第八条第二項第六号の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 民事裁判情報管理提供業務を行う時間及び休日に関する事項

二 民事裁判情報管理提供業務を行う事務所の所在地

- 三 民事裁判情報管理提供業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項
- 四 保有民事裁判情報等の保存期間に関する事項
- 五 法第六条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止に関する事項
- 七 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の措置に関する事項
- 八 民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 九 その他民事裁判情報管理提供業務の実施に関し必要な事項

(苦情の処理)

第十条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報の取扱いについて次に掲げる内容の苦情の申出があつた場合には、当該苦情の処理のために必要な事項を調査し、改善が必要であると認めるときは、所要の措置をとらなければならない。

- 一 当該仮名加工民事裁判情報の内容が当該仮名加工民事裁判情報に係る電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）の内容と相違すること。

二 当該仮名加工民事裁判情報が法第十三条第一項及び業務規程の定めるところにより作成されていないこと。

三 当該仮名加工民事裁判情報に含まれる情報の流通によって個人の権利利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

2 指定法人は、前項の場合又は業務規程の定めに基づく苦情の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、当該仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる。

(事業計画等)

第十一条 指定法人は、法第九条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて法務大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 前事業年度の予定貸借対照表

四 当該事業年度の予定貸借対照表

五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 指定法人は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(情報提供契約の拒絶)

第十二条 法第十条第一項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 情報提供契約の申込者が、業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

二 情報提供契約の申込者が情報提供契約を締結していたことがある者である場合において、その者につ

き、支払期限を超えてまだ支払われていない民事裁判情報管理提供業務に関する料金があること。

三 情報提供契約の申込者が、業務規程で定める料金の支払方法によって、当該料金を支払うことができないこと、又は当該料金を支払う資力を有することについて合理的な疑いが認められること。

四 情報提供契約の申込者が、法第十条第二項又は次条に規定する正当な理由により情報提供契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

(情報提供契約の解除)

第十三条 法第十条第二項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に民事裁判情報管理提供業務に関する料金を支払わなかったこと。

二 業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項が変更された場合において、情報提供契約を締結した者が変更後の当該事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

(業務の休廃止)

第十四条 指定法人は、法第十一条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請

書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする民事裁判情報管理提供業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準)

第十五条 法第十三条第一項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人に関する情報であつて次に掲げるものの全部又は一部を削除すること(当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 住所

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定の個人を識別することができる情報

二 保有民事裁判情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

三 保有民事裁判情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生ずるおそれがある情報の全部又は一部を削除すること（当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

（業務の一部委託等）

第十六条 指定法人は、法第十四条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託しようとする業務の内容及び範囲

三 委託の期間

四 委託を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 受託者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書類

二 受託者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 業務の委託契約書の写し

四 受託者（受託者が法人である場合にあつては、その役員。以下この号において同じ。）が法第五条第

一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該受託者が誓約する書類

五 受託者において保有民事裁判情報等の適切な安全管理のために必要な措置が講じられていることを示

す書類

3 法務大臣は、指定法人に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法務大臣は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その業務の委託が民事裁判情報管理提供業務を行うために必要であり、かつ、受託者がその業務を適正かつ確実に行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

5 前各項の規定は、指定法人が法第十四条第二項後段の承認を受けようとする場合について準用する。

(帳簿)

第十七条 指定法人は、法第十五条の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2 法第十五条の法務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報の件数

二 作成した仮名加工民事裁判情報の件数

三 情報提供契約に基づき仮名加工民事裁判情報を提供した相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該相手方に提供した仮名加工民事裁判情報の件数

四 受け付けた苦情の件数

五 前号の苦情の内容及び当該苦情の処理のために講じた措置

六 民事裁判情報管理提供業務に関する収入及び支出

(身分を示す証明書)

第十八条 法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

(民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ)

第十九条 法第十八条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 法務大臣が新たに指定する指定法人に民事裁判情報管理提供業務を引き継ぐこと。
- 二 法務大臣が新たに指定する指定法人に保有民事裁判情報等を民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿、書類及び資料とともに引き継ぐこと。
- 三 前二号に掲げる事項を行った後、遅滞なく保有民事裁判情報等を消去すること。
- 四 その他法務大臣が必要と認める事項

#### 附 則

この省令は、令和●年●月●日から施行する。ただし、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記様式（第18条関係）

表面

<u>身分証明書</u> 第 号	
写真	官 職 氏 名 生年月日
上記の者は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律第17条第1項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。	
交付日 年 月 日 ( 年 月 日まで有効)	
法 務 大 臣	
印	

裏面

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）抜粋

（報告及び検査）

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（令和七年法務省令第●●号）抜粋

（身分を示す証明書）

第十八条 法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

注. 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番（64×91mm）とすること。

## 「民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針案」に関する概要説明

### 1 趣旨

民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和7年法律第49号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定める。

### 2 概要

#### (1) 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

デジタル社会の進展に伴い多様化する民事裁判情報の需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することで、民事裁判情報の公共財としての価値が発揮され、創造的かつ活力のある社会の発展に資することが期待される旨を定める。

#### (2) 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報を適切に活用するために必要な配慮を定め、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るために講じる手段のほか、政府や指定法人等の関係主体が果たすべき役割を定める。

#### (3) 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

民事裁判情報管理提供業務を行うに際し、指定法人に求められる対応の基本的な考え方を定める。

指定法人は、これらの考え方を基本としつつ、業務規程において具体的内容を定めることとしている。

#### (4) その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化等に応じて、適時、基本方針を見直すことを定める。特に、法附則第5条の規定による法の施行後5年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行うこととする。

### 3 告示日

令和7年12月(予定)

○法務省告示第●●●号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和●●年●●月●●日

法務大臣 ●●●●

## 民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（案）

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものである。なお、基本方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 第一 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

民事裁判情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有し、活用すべき公共財としての価値があるというべきである。

これまでも、先例性や社会的関心の高い事案に係る裁判の内容については、裁判所のウェブサイト等を通じて広く提供され、活用されてきたところであるが、デジタル社会の進展に伴い、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、新たな方法による活用が可能となっており、民事裁判情報に対する需要は多様化している。

こうした需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することにより、民事裁判情報の公共財としての価値が十分に発揮され、より高度な法的サービスが提供されるなど、司法の分野の発展に資することはもとより、より広く創造的かつ活力ある社会の発展に資することが期待される。

## 第二 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定により何人も閲覧できる電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）と同じ内容ではあるものの、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に係る裁判所の判断を示すものであり、紛争の具体的な事実関係が記録されていることから、適正な活用をするためには、訴訟関係者等の権利利益に対する適切な配慮が必要となる。また、裁判例の横断的分析等の活用を行うに当たっては、正確であり、かつ、偏りのない情報を網羅的に分析の対象とするのが効果的である。そうすると、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るためには、民事裁判情報に仮名処理（法第二条第一項第三号に規定する措置として行われる処理をいう。以下同じ。）等を行い、これを適切に管理しつつ、広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備し、利用者に対して一元的に提供することが有効である。そのため、法は、

法務大臣の指定する指定法人が民事裁判情報管理提供業務を行う制度（以下「本制度」という。）を創設したものであり、民事裁判情報の活用の促進に当たっては、本制度を主たる手段として位置付けることとする。

民事裁判情報が当事者間の紛争に係る裁判所の判断を示すものであることに鑑みれば、本制度が民事裁判情報の活用を促進する基盤としてその役割を適切に果たすためには、民事裁判情報の活用の促進の意義について訴訟関係者を含む国民の理解の増進を図り、本制度に対するその信頼の向上を図ることが重要である。このため、政府、指定法人等の関係主体が、本制度の適正かつ確実な運用及び周知広報等に努めるとともに、最高裁判所にも協力を求めることが適切である。また、民事裁判情報の利用者においても、訴訟関係者の権利利益に配慮した利用をする必要があり、関係主体は、相互に協力して、利用の在り方に関するリテラシーの向上を図るため、必要な取組を実施するのが適切である。

本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るためには、指定法人の指定及び監督が適切に行われることが重要である。法務大臣は、指定法人を指定するに当たっては、遺漏のない仮名処理の実施や必要な安全管理措置を講じるための技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査を行

い、指定後においても、民事裁判情報管理提供業務が適正かつ確実に実施されるよう、各種の監督権限を適切に行使することとする。

### 第三 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

指定法人が行う民事裁判情報管理提供業務については、以下の考え方を基本としつつ、業務規程において具体的内容を定めることとする。

#### 1 保有民事裁判情報の加工の方法に関する基本的な考え方

指定法人が保有民事裁判情報に仮名処理を行うに当たっては、訴訟関係者の権利利益に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要がある。また、仮名処理の内容は、訴訟関係者が苦情の申出を行う際に参考とされるものである。

そこで、指定法人は、業務規程に保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項を定めるに当たって、保有民事裁判情報のうち仮名処理の対象となる情報を明確に定めるとともに、これをインターネットの利用その他の方法により公表することとする。

## 2 仮名加工民事裁判情報の提供に関する基本的な考え方

本制度は、デジタル社会の進展に伴い多様化している民事裁判情報に対する需要に応じ、その活用の促進を図るものであることから、指定法人が提供する仮名加工民事裁判情報は、デジタル社会における新たな方法による活用を含め、自由な活用ができるものである必要がある。そこで、指定法人は、仮名加工民事裁判情報を提供するに当たり、機械判読に適した形式とするなど、デジタル技術を用いた民事裁判情報の活用の促進に資する方法により提供することとする。

また、判例評釈を含む民事裁判情報の利用は、本来自由に行われるべきものであるが、民事裁判情報が不適正な方法で利用されることによって訴訟関係者等の権利利益が侵害されるような事態が生じないよう留意する必要がある。そのため、指定法人は、情報提供契約において、不適正な方法による仮名加工民事裁判情報の利用を禁止する旨を定めるなど必要な措置を講ずることとする。

## 3 保有民事裁判情報等の安全管理に関する基本的な考え方

訴訟関係者等の権利利益に対して適切に配慮し、本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るためには、仮名処理を遺漏なく実施するとともに、指定法人及び民事裁判情報管理提供業務の

受託者において保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理が適切に行われなければならない。

そこで、指定法人は、必要な安全管理措置を講ずることができる技術的能力及び経理的基礎を備えている必要があることはもとより、組織的な安全管理措置、人的な安全管理措置、物理的な安全管理措置及び技術的な安全管理措置を講ずるとともに、受託者に対する適切な監督を行うことが求められる。

#### 4 料金に関する基本的な考え方

本制度においては、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を指定法人が利用者から収受する料金によって賄うことが想定されており、その適正かつ確実な実施を担保できるように料金が定められる必要がある。他方、民事裁判情報には公共財としての価値があり、その活用を幅広く促す観点から、利用者にとって料金が過度な負担とならないよう配慮する必要もある。

そこで、指定法人は、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を勘案して合理的であると認められる範囲内において、料金を定めることが求められる。

#### 5 苦情の処理に関する基本的な考え方

指定法人は、仮名加工民事裁判情報の作成に当たって遺漏なく仮名処理を実施しなければならないが、遺漏があった場合は、速やかに是正する必要がある。また、法令及び業務規程の定めるところにより仮名処理を行った場合であっても、民事裁判情報に係る事案の内容や訴訟関係者の置かれた状況その他の事情により、追加的な仮名処理を行う必要が生ずることも想定される。法は、こうした必要性に鑑み、業務規程に苦情の処理に関する事項を定めなければならないこととしている。

そこで、指定法人は、当該事項を定めるに当たって苦情の申出に係る手続を明確に定め、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するとともに、法務省令の定めるところにより、仮名加工民事裁判情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理することとする。

#### 第四 その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化、技術の進展、民事裁判情報の利用状況等により、民事裁判情報の活用の促進に関して取り組むべき施策等の内容が変化する可能性がある。このため、法務大臣は、こうした動向や、国際的な動向を勘案しつつ、必要に応じて、基本方針を見直し、適時、充実を図るものとする。特に、法附則第五条の規定による法の施行後五年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針につ

いても併せて所要の検討を行うこととする。

## 令和 8 会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（中央協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	調停委員協議会	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	調停制度の在り方に関し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
2	人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	
3	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	参集（※）	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	家庭局	
4	長官、所長会同	6月	2日	参集（※）	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	
5	家事関係中央協議会（裁判官等）	7月	1日	リモート（ウェブ会議）	家事事件の運用に関する連絡協議	1 家裁の部総括裁判官又は上 席裁判官のいずれか1人（事件 の種別ごとに担当者が異なる場 合は複数人でも可。） 2 家裁の首席書記官、次席書 記官、総括主任書記官又は主任 書記官のうちいずれか1人（事 件の種別ごとに担当者が異なる 場合は複数人でも可。）	家庭局	
6	経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	9月	2日	参集（※）	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	
7	人事管理協議会	9月～10月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課 長、地・家裁の事務局次長 ※高裁単位で一部合同開催予定	人事局	約130人

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和8会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（ブロック協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	労働審判員研修会	各地裁で決定（原則として4月～6月）	1日	参集（※）	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
2	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
3	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
4	事務局長協議会	6月～7月	1日	リモート（ウェブ会議）	総務、人事及び経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長、総務課長、人事課長及び会計課長、地家裁の事務局長	広島・高松、仙台・札幌は2高裁合同で開催し、東京、大阪、名古屋、福岡は高裁単位で開催	人事局 経理局 総務局	
5	民事運営改善研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
6	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
7	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	司法委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
10	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事事件担当の地裁の裁判官、書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
11	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
12	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
13	家事運営改善研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
14	参与員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
15	刑事鑑定研究会	各地裁で決定（7月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
16	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定（7月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
17	法廷通訳基礎研修	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
18	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
19	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
20	検察審査会事務局長研究会	9月～11月	0.5日	参集(※)	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	
21	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
22	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	参集(※)	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要  
綱」の一部改正について

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」を別紙のとおり  
改正する。

以 上

(別 紙)

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要  
綱」の一部改正について

記第9の1中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同2の表第6の1の  
(1)のアの項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

付 記

この改正は、令和8年2月1日から実施する。

## 法テラスの中期目標について

### <中期目標>

法務大臣は、3年以上5年以下の期間において、法テラスの中期目標を定めなければならない(綜合法律支援法40条第1項・第2項)。  
⇒法務大臣は中期目標を定めるときは、あらかじめ最高裁の意見を聴かなければならない(同条第3項)。



### <中期計画>

法テラスは、中期目標を達成するための中期計画を作成して法務大臣の認可を得なければならない(同法41条第1項・第2項)。  
⇒法務大臣は、認可しようとするときは、あらかじめ最高裁の意見を聴かなければならない(同条第3項)。



### <中期目標の期間終了時における検討>

法務大臣は、中期目標の期間の終了時に業務継続の必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般について検討しなければならない(以下、この検討を「見直し意見」という。)(同法42条第1項)。  
⇒法務大臣は、この検討をするにあたり、最高裁の意見を聴かなければならない(同条第3項)。

### <法テラス設立時からの中期目標の期間>

第1期中期目標 平成18年4月10日 ~ 平成22年3月31日

第2期中期目標 平成22年4月1日 ~ 平成26年3月31日

第3期中期目標 平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日

第4期中期目標 平成30年4月1日 ~ 令和4年3月31日

第5期中期目標 令和4年4月1日 ~ 令和8年3月31日

法務大臣は、今般、当該期間の終了時の検討として見直し意見(案)を策定し、最高裁に求意見をすることとなる。

第6期中期目標 令和8年4月1日(予定)~

裁判の迅速化に係る  
検証に関する報告書

令和7年7月

最高裁判所事務総局

# 目 次

はじめに（第11回迅速化検証結果の公表に当たって）	1
---------------------------	---

## I 本報告書の概要

裁判の迅速化に関する検証に関する報告書（概要）	4
-------------------------	---

## II 裁判手続のデジタル化の今とこれから

1 はじめに	32
2 民事訴訟手続のデジタル化	34
3 家事事件手続等のデジタル化	39
4 検証検討会での議論	42

## III 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況	44
1.1 民事第一審訴訟事件全体の概況	44
1.2 個別の事件類型の概況	62
1.2.1 医事関係訴訟	62
1.2.2 建築関係訴訟	72
1.2.3 知的財産権訴訟	83
1.2.4 労働関係訴訟	88
1.2.5 行政事件訴訟	99
2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果	106
3 検証検討会での議論	113
4 今後に向けての検討	115

## IV 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況	118
1.1 刑事通常第一審事件全体の概況	118
1.2 裁判員裁判対象事件の概況	127
2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果	135
3 検証検討会での議論	139
4 今後に向けての検討	140

## V 家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等

1 家事事件の概況	142
1.1 家事事件全体の概況	142
1.2 個別の事件類型の概況	152

1. 2. 1	遺産分割事件	152
1. 2. 2	婚姻関係事件	157
1. 2. 3	子の監護事件	164
2	人事訴訟事件の概況等	168
2. 1	人事訴訟事件の概況	169
2. 2	審理期間の長期化傾向に関する分析	182
3	家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果	185
4	検証検討会での議論	190
5	今後に向けての検討	192

## VI 上訴審における訴訟事件の概況

1	高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況	195
1. 1	民事訴訟事件の概況	195
1. 2	行政事件訴訟の概況	204
1. 3	刑事訴訟事件の概況	209
2	最高裁判所における上告審訴訟事件の概況	212
2. 1	民事訴訟事件の概況	212
2. 2	行政事件訴訟の概況	215
2. 3	刑事訴訟事件の概況	218

## 資料編

裁判所ウェブサイト([https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hokoku\\_11\\_hokokusyo/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_11_hokokusyo/index.html))に掲載

## はじめに（第 11 回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成 15 年法律第 107 号。以下「迅速化法」という。）<sup>1</sup>が施行されて 20 年余りが経過した。この間、最高裁判所は、同法 8 条 1 項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成 17 年 7 月から令和 5 年 7 月まで、2 年ごとに 10 回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法 8 条 1 項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第 11 回の検証結果を公表するものである。

第 11 回の迅速化検証においては、デジタル化が進む中で裁判所の各手続におけるデジタル化の現状を確認することとし、検証検討会において最高裁判所からデジタル化の現在地及びこれからの状況について報告がされた。

その上で、後記のとおり、第 6 回以降の検証方針に従い、統計データ<sup>2</sup>の分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとし、これまでの検証と同様に、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ 2 か所で、裁判所、検察庁（刑事通常第一審事件のみ）及び弁護士会に対して、実情調査を実施した。なお、前回の実情調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、一部ウェブ会議システムを利用しながら実施したが、今回の実情調査はいずれも現地において対面で実施した。

実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因や充実した公判前整理手続を迅速に行うための取組等を、家事事件等については、家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題や、人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題などを取り上げた。

第 11 回の迅速化検証結果の公表に向けて、検証検討会を計 4 回開催した。第 10 回の検証検討会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、一部ウェブ会議システムを利用しながら開催したが、今回の検証検討会はいずれも対面で開催した（検証検討会の開催状況、各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

なお、第 1 回から第 5 回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第 3 回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第 4 回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第 5 回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後 10 年の節目を迎え、迅速化法附則 3 項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」（以下「政府検討会」という。）が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によ

<sup>1</sup> 迅速化法の目的については、「この法律は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっていること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。」と規定されている（同第 1 条）。

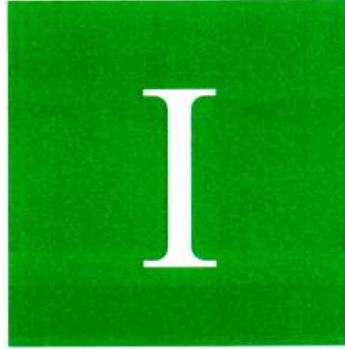
<sup>2</sup> 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、令和 7 年 4 月 15 日現在のもので（なお、第 10 回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、令和 6 年（1 月から 12 月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、司法統計に基づいている。

これまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第70回	令和5年10月3日	・第11回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
第71回	令和6年7月30日	・民事・刑事・家事の前半実情調査の結果について
第72回	令和7年1月22日	・民事・刑事・家事の後半実情調査の結果について ・第11回検証報告書案について
第73回	令和7年5月19日	・第11回検証報告書案について



# 本 報 告 書 の 概 要

---

# 裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 (概要)

令和7年7月  
最高裁判所事務総局

# 第11回迅速化検証について

## ● 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

### 【従前の迅速化検証】

統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



### 【第11回の迅速化検証】

従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表  
これに加えて、裁判手続のデジタル化が進む中で各手続のデジタル化の流れを概観した

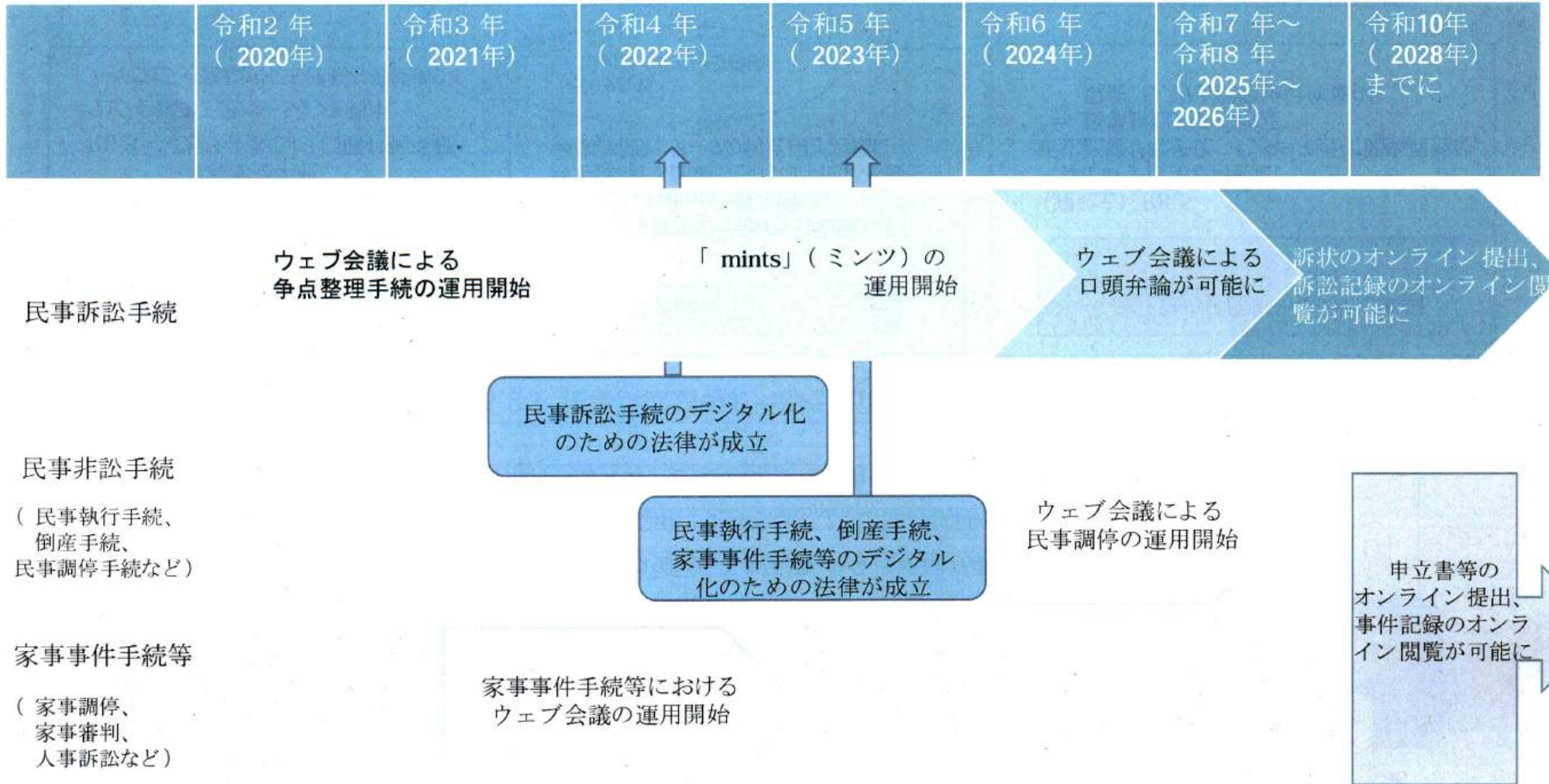
## 《参考》 検証検討会委員について

- 座長 山本和彦 (中央大学法務研究科教授)
- 委員 出井直樹 (弁護士 [第二東京弁護士会] )
- 上塚真由 (産経新聞東京本社総務本部人事部長)
- 奥山信一 (東京科学大学環境・社会理工学院教授)
- 川出敏裕 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 佐古和恵 (早稲田大学基幹理工学部情報理工学科教授)
- 島戸 純 (東京地方裁判所判事)
- 高取真理子 (横浜地方裁判所判事)
- 畑中良彦 (最高検察庁公判部長)
- 原 琢己 (弁護士 [第一東京弁護士会] )
- 山田 文 (京都大学大学院法学研究科教授)

※ 令和7年7月現在 (敬称略)

## 裁判手続のデジタル化の今とこれから

# 裁判手続のデジタル化のスケジュール



# 民事訴訟手続のデジタル化

H30.3 「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ

## 民事訴訟手続のデジタル化

=「3つのe」

これまでは…

紙で提出・送付

e提出

紙で保存管理

e事件管理

出頭が必要

**フェーズ1** 旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用

**フェーズ2** 法改正によって直ちに実現可能な運用（ウェブ会議による口頭弁論期日等）

**フェーズ3** 法改正 + システムの開発・導入等により実現可能な運用（オンライン申立て等）

e提出

e事件管理

### R4.5.25 民事訴訟法等の一部を改正する法律公布（段階的に施行）

#### 1 ウェブ会議

- R2.2～ ウェブ会議を活用した争点整理の運用開始
- R5.3～ ウェブ会議による双方不出頭の弁論準備手続
- R6.3～ ウェブ会議による口頭弁論手続
- ウェブ会議のアプリケーションを利用  
⇒ ウェブ会議以外にも便利な機能あり！

#### 2 mints e提出

- R4.4～ e提出の一部先行実施として「mints」導入開始  
⇒ 当事者：印刷や送付の手間が不要に！  
⇒ 裁判所：データの利活用が容易に！

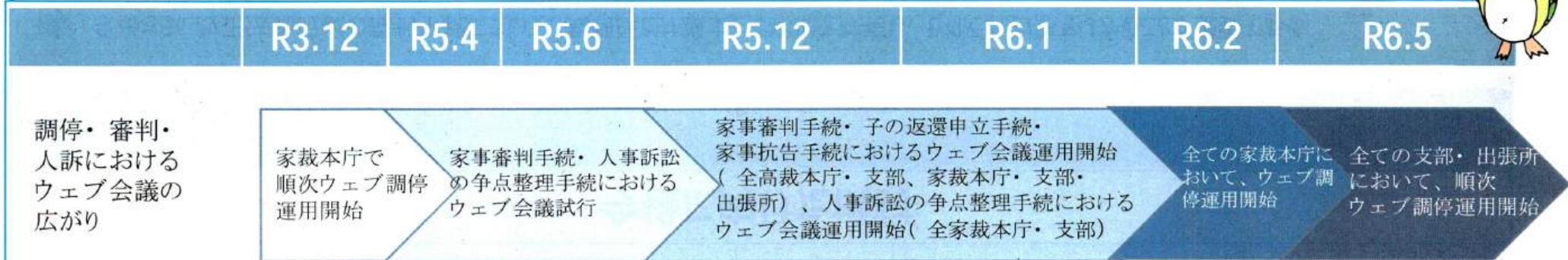
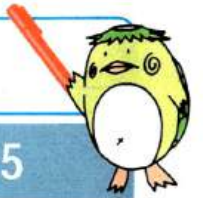
- ・データ共有
- ・スレッドへのメッセージ投稿

#### 3 改正法の全面施行に向けた準備

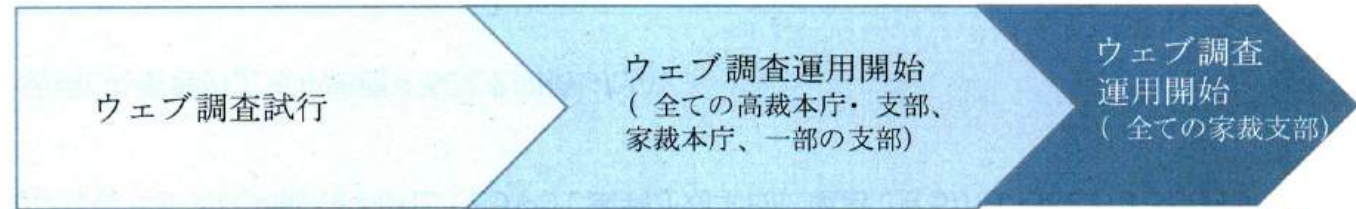
- (遅くとも) R8.5  
一律に電子提出が可能に。  
訴訟記録が電子化、インターネットで閲覧可能に。  
⇒ 民事訴訟規則の改正  
現在、システム開発設計作業中

デジタル化 = 民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機に！

# 家事事件手続等のデジタル化



ウェブ調査の広がり



## ウェブ調停についての受け止め

### <当事者の声>

- ・ 裁判所に赴く負担が少なく、時間を有効に活用できた。
- ・ 裁判所の待合室に行くよりも待ち時間に打合せをしやすかった。
- ・ 代理人事務所や自宅からも参加でき、安心感があった。
- ・ 表情や仕草などの非言語的情報の交換ができ、安心感があった。
- ・ 発言のタイミングを計りやすい。
- ・ 得られる情報に限りがあるため、難しい事案は対面で行いたい
- ・ 慣れた弁護士事務所からリラックスして参加できた。

① 当事者の出頭負担の軽減

② DV事案等の高葛藤事案における危害防止

③ 電話会議との比較

④ 対面との比較

### <調停委員の声>

- ・ パニック障害等の障害を抱えている当事者も自宅から安心して参加できた。
- ・ 当事者の動線の配慮等の事務負担を軽減でき、事情聴取などにより中核的な事務に注力することができた。
- ・ 心情に寄り添った働きかけが可能。当事者の態度も柔和になった。
- ・ 対面による方が当事者との信頼関係を構築しやすいことがある
- ・ 情緒的な受け取りや調停という場の雰囲気形成が難しいことがある

## 検証検討会での議論（委員等の意見）

### デジタル化の現状について

- ・ 民事訴訟手続について、まもなくフェーズ3を迎えるが、現状、mintsは広く利用されているとはいえない

➡ 改正法の施行後は、弁護士は電子提出が義務付けられるので、電子提出のシステム利用の実情は大きく変わると思われる。フェーズ3に向けた準備として、弁護士はmintsを用いて電子提出の方法に習熟しておくことが望ましい

### デジタル化の将来に向けて

- ・ これまでの紙での事務を単に電子化するというだけでなく、デジタルの機能を利用してどうやって裁判が効率的に運営できるかというところから検討するのが望ましい
- ・ 実情調査の結果を踏まえ、今後もデジタルツールを活用した審理の工夫が加速することを期待したい

## 今後に向けた検討

### デジタル化の将来に向けて

➡ 今後さらに改正法施行後の裁判手続について、裁判所と弁護士とで認識を共有し、それぞれ習熟をはかることが重要である

## 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

# 民事第一審訴訟事件全体の概況

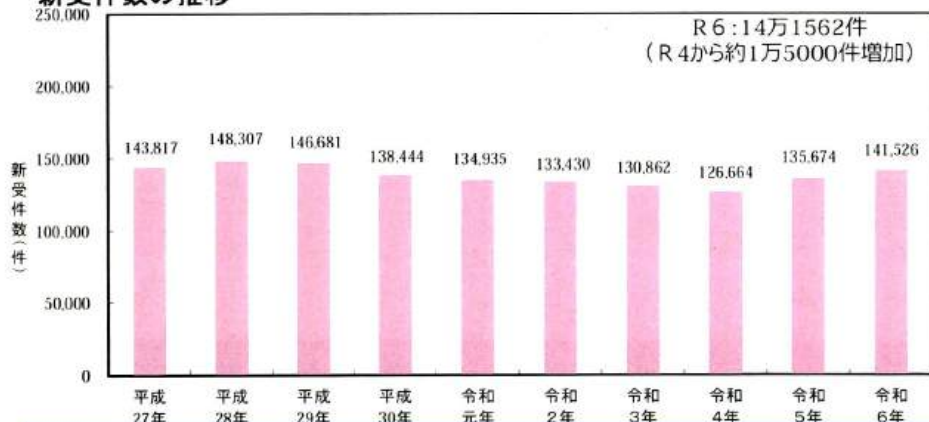
## 新受件数及び既済件数の推移

● 新受件数は減少傾向にあったが、令和5年からは増加

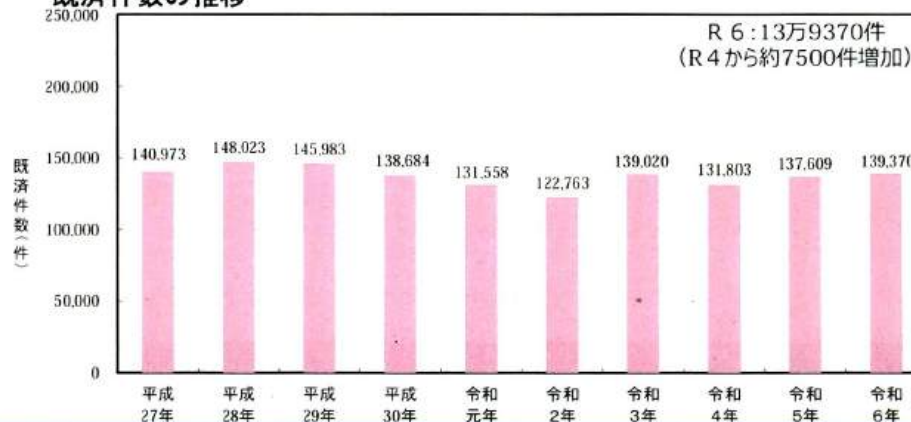
● 既済件数は令和2年まで減少傾向にあったが、令和3年に増加し、その後はほぼ横ばいの状況

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

新受件数の推移



既済件数の推移



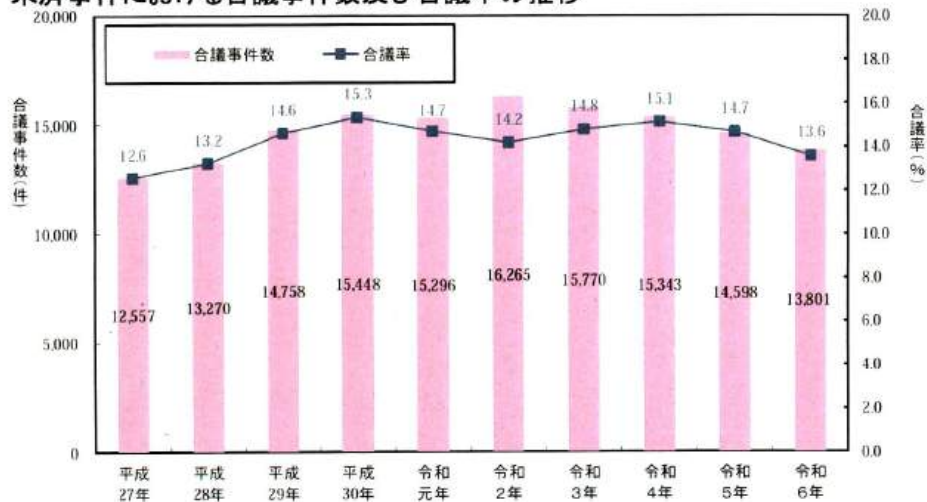
## 合議事件の状況

● 未済事件における合議事件数は近年はやや減少傾向

● 審理期間2年超の既済事件における合議事件数は近年横ばいであったが、令和6年は減少。また、合議率は、令和2年以降減少し、令和6年は令和4年と同水準となっている

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間2年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



# 民事第一審訴訟事件全体の概況

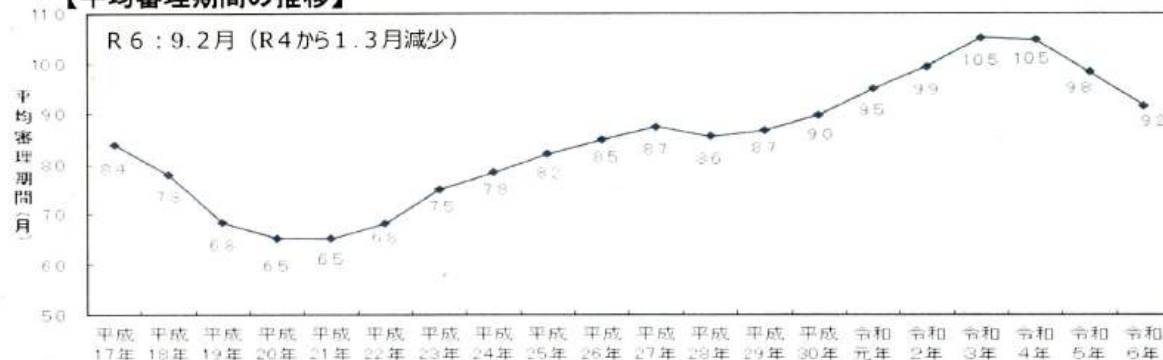
## 平均審理期間の推移

### ●令和5年・令和6年は短縮

- 平均審理期間は、平成22年以降、おおむね長期化傾向。令和5年・令和6年は短縮し、令和元年頃の水準に回帰

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる。)

【平均審理期間の推移】



## 手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

### ●平均審理期間の手続段階別の内訳が変化

- 手続段階別に平均期間を見ると、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間が長期化傾向 R6：9.3月(R4から3.9月増加)
- 他方、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間は短縮傾向 R6：10.2月(R4から3.8月減少)

(※上記内訳の変化には、争いのあることが判明した事件につき、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議なども活用した争点整理を行うなどの取組が進められていることなどが影響しているものと思われる。)

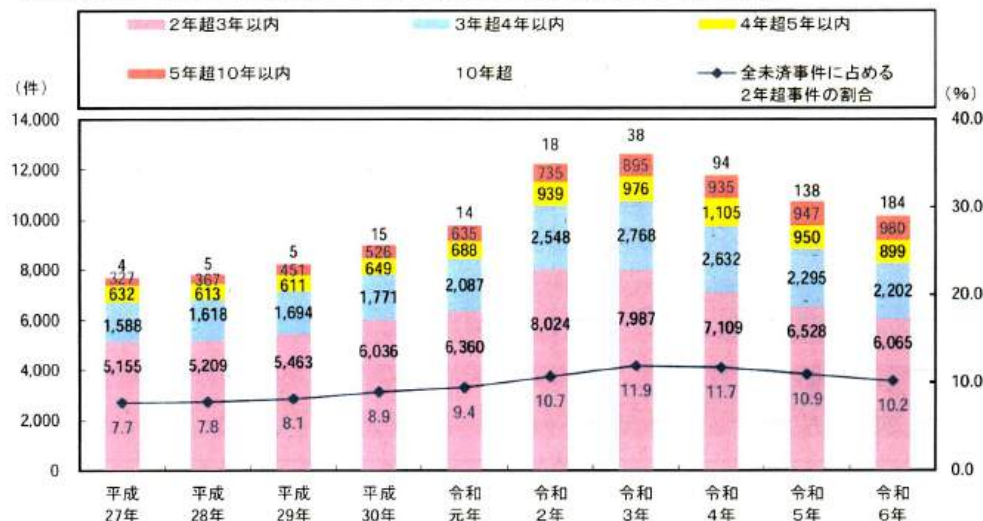
### ●係属期間2年超の未済事件は近年減少傾向

- 係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、令和3年をピークに減少傾向  
R6：1万0330件(R4から1545件減少)  
R6：10.2%(R4から1.5%増加)

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



# 民事実情調査の結果

## デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題（争点整理の現状等）

### 序盤の争点整理の充実化

#### ● 早期に実質的な争点整理を行う運用の浸透

- ・ 第1回口頭弁論期日指定後に被告代理人が選任された場合、同期日を取り消すなどした上、実質的反論を記載した書面の提出に必要な期間を踏まえて新たな期日を指定する運用が広まる
- ・ 弁護士においても、交渉段階において当事者間でどこに認識の食い違いがあったかを準備書面に記載するなど、早期に実質的審理を行うための工夫がみられた

- ・ 序盤の口頭協議では、予想される争点や立証の予定を整理するほか、和解も念頭に紛争の背景事情を聴取。事案の複雑さ等も踏まえて、口頭協議の濃度も変えながら実施

#### ● 効果

- ・ 序盤の口頭協議によって、審理の見通しが立てやすくなり、ポイントを絞った主張立証も可能になる  
→ 審理期間の短縮にもつながる可能性

### 活発な口頭議論を行う方策の浸透

#### ● デジタルツールを活用した認識共有の促進

- ウェブ会議のアプリケーションを活用し、①期日で指示した準備事項等を裁判所から投稿機能で共有、②提出された書面を踏まえ、期日に口頭で確認したい点等を投稿機能を利用して予告、③協議事項を画面共有して協議を行うなどの工夫が浸透  
→ 当事者による効果的な事前準備や議論の活性化につながる

#### ● mintsの活用

- ・ mintsで提出された書面のデータを用いて、相手方の認否に応じて当事者の主張を色分けし、否認部分と争いのない部分に整理するなど、データを活用して視覚的に事案を把握する工夫が紹介された
- ・ 書面の提出期限の遵守は協議を行う前提になるところ、mintsの自動督促機能には書面提出を促す効果があるという指摘があった

### 協議結果の共有の方法とその効果

#### ● 結果共有の方法

- ・ 最終的に確定した争点や審理中盤で争いのないことを明確にすべき場面は調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿等で事実上確認する
- ・ 特に、非定型的な類型の訴訟において有益であるとして、期日で争点となる主要事実や主張の骨子を確認して、その結果を投稿機能を活用して認識共有を図る工夫も紹介された

#### ● 効果

- ・ 協議結果が投稿されると、内容が明確化し、形に残るため、認識共有に資する。ただし、投稿を確認しない弁護士もいるとの指摘あり
- ・ 裁判所からは、投稿機能を利用して当事者と結果を共有する場合、裁判官の異動があった際にも、前任の裁判官が当事者と共有した内容を、後任の裁判官が確認することができ、裁判官の引継ぎという観点からも有益と考えられるという意見があった

## 民事実情調査の結果

### デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題（争点整理を充実させるための組織的取組）

#### 裁判所

多くの裁判官が無理なくできる審理運営改善の手法を共有・促進

→ 他の裁判官の期日を実際に見てもらう期日見学、投稿サンプル集の作成などの取組

#### 弁護士会

争点整理やデジタルツールの活用について議論するほか、口頭協議、ノンコミットメントルール等を若手弁護士の講習で紹介

#### 裁判所&弁護士会

- ・ 裁判所と弁護士の関係委員会との意見交換のほか、若手の裁判官と弁護士の間での新たなプラクティスの検討など、意欲的な取組も紹介された
- ・ 実情調査を行ったうちの1庁では、mintsの利用率が非常に高かったところ、裁判所が説明会の実施、説明動画等の周知の他、個別の事件でも必ず利用の意向確認をするなど、裁判所が積極的な働きかけをしたことや、実際に使ってみると使い勝手が良かったことなどからmintsの普及につながっているという意見もあった

### 合議体による審理の現状と課題

#### ● 合議体による審理の実情

- ・ 合議に付している事件類型としては、①医療、建築、行政、知的財産、労働関係事件の他、世間の耳目を集める事件や事案が複雑困難なもの等（実情調査庁のうち小規模庁の実情）、②安全配慮義務違反が問題となるものや、証券取引関係、国家賠償、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるもの等（実情調査庁のうち大規模庁の実情）が挙げられた
- ・ いずれの庁からも、新件の訴状の回覧や、定期的な棚卸し（単独事件として係属している事件の中に付合議相当なものがないか、部内で議論し洗い出す作業）に加え、各裁判官から適宜のタイミングで部内で相談するなどして合議に付している実情が紹介された

- ・ 裁判所からは、付合議によって多角的な視点で適切に結論を導くことが可能になっているという意見があり、弁護士からも、合議に付されてから、進行がスムーズになることもあるという意見があったが、合議相当事件が単独事件として審理されている事例もあるとの指摘あった
- ・ mints上に主張書面・証拠等がアップされている場合、尋問等の弁論期日において、合議体全員がこれらの書面を見ながら合議事件の審理に参加することができ、より充実した審理を行うことができているという実情が紹介された

#### ● 部全体の事件の処理態勢

- ・ 定期的な棚卸や部内で適宜行う相談等の場で、他の裁判官から意見を聴けるようにし、難しい事件は合議に付している

## 検証検討会での議論（委員等の意見）

### デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題

#### 争点整理の現状等

- ・ **争点整理の序盤の口頭協議**については、有効な審理手法と考えられるが、一部の弁護士には、序盤に口頭協議を行うことの意義や、ノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に関するルールの理解が十分に浸透していないことがうかがわれるので、その理解を促進することが重要である
- ・ **投稿等での期日間のやりとり**については、手続を進行させるための新たな選択肢として望ましいものであるが、裁判官にとって過度な負担にならないよう、費用対効果を考えて実施することが重要。書記官との役割分担についても検討を要する
- ・ **裁判所からの期日間の投稿等を確認しない弁護士がいる**という点については、期日間でもデジタルツールを活用して審理が進んでいくというプラクティスが弁護士の間で認識されるようになれば、投稿等を確認しないといった対応はなくなっていくのではないかと

#### 争点整理を充実化させるための組織的取組

- ・ 多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できることが重要である  
→ 投稿サンプル集のような、特別の知識や技能を持った裁判官でなくても新たな手法を実践できるような工夫を今後も進めるべき
- ・ 審理の迅速化のためには、個別の事件において、事件を引き継いだ裁判官に適切に引継ぎが行われる工夫の検討が必要

### 合議体による審理の現状と課題

- ・ 実情調査において、弁護士からは、代理人側から付合議の上申を出すことは躊躇されるという実情が紹介されたが、このような上申は適切な付合議の契機になることから、裁判所において、弁護士が積極的に付合議上申できるような方策を検討するべきである

### mintsの活用について

- ・ **mintsで提出されたデータを活用して、事案を効率的に把握する工夫**は、審理の迅速化のみならず、裁判の質の向上にも資するものである
- ・ mintsを利用して書面がデータで提出されれば、**複数の裁判官が同時に記録を読みながら合議を行うことができる**など、審理そのものだけでなく、合議の活性化の観点でも効果が期待できる
- ・ 有効な手法については、裁判所内において共有するだけでなく、弁護士にもその理解を浸透させ、**裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要**である

## 今後に向けた検討

### デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題

#### 争点整理を充実化させる審理の手法

- デジタルツールを活用した取組は、一部の特別な知識や技能をもった裁判官が行っても、裁判所の事件全体の迅速化に結び付くことは期待できないことから、**多くの裁判官が過度な負担なく実践することができるものであることが重要**
- 争点整理序盤に口頭協議を行い、議論の拡散を防ぎつつ、争点整理を進める手法の有効性は、裁判所・弁護士の間で共通認識となりつつあるが、**協議を効果的に行うためには、その意義・目的や、ノンコミットメントルール等の基本的なルールについて認識を共有することが重要**
- 期日間において投稿等を用いて争点整理を行う等の新たなプラクティスを定着させ、弁護士に適切に対応してもらうためには、その必要性についての弁護士側の理解とその理解の促進に向けた裁判所側の働きかけが重要
- 特に複雑な事件では、提出された書面等のデータを活用した一覧表等の作成が効果的な場合もあるが、**データの活用を自己目的化せず、活用の目的等について裁判所と弁護士が認識を共有し、適切な役割分担の下に効果的な活用を図るべき**

#### 争点整理を充実化させるための組織的取組

- より多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できるようにという観点からの取組が重要
- 効果的な取組について弁護士全員に広く共有できるよう、引き続き弁護士会と裁判所が連携して取組を行うことが必要

### 合議体による審理の現状と課題

- 新件の訴状回覧、定期的な棚卸しといった、適時適切に付合議するための裁判所内部の取組は引き続き継続すべき
- 代理人側から付合議の上申も適時適切な付合議の契機になることから、このような上申ができるような方策を検討することも考えられる

### フェーズ3の開始に向けて

今回の実情調査では、フェーズ3の一部先行実施と位置付けられるmintsを活用した取組が紹介されたが、**電子提出された書面のデータの活用の在り方については、裁判所全体としては検討途上**

→ フェーズ3の開始が目前に迫り、デジタル化を契機にした審理運営改善の営みの真価が問われる時期に差し掛かっている。**新システムの機能を前提とした新たな視点から、これまでの争点整理改善の取組がさらに深化していくことが期待される**

## 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況及び実情

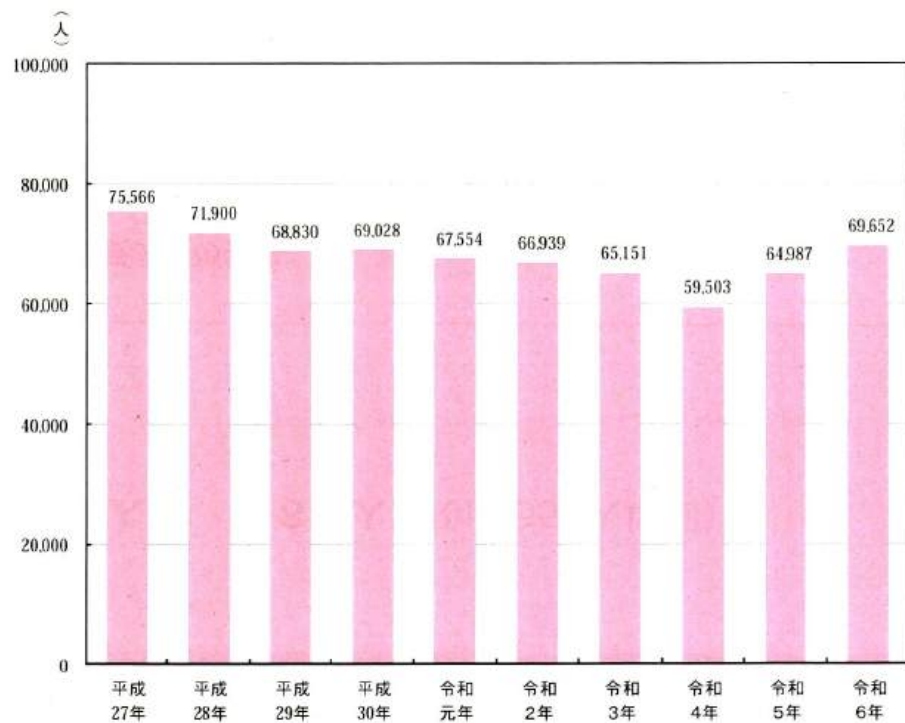
# 刑事通常第一審事件全体の概況

## 通常第一審事件全体

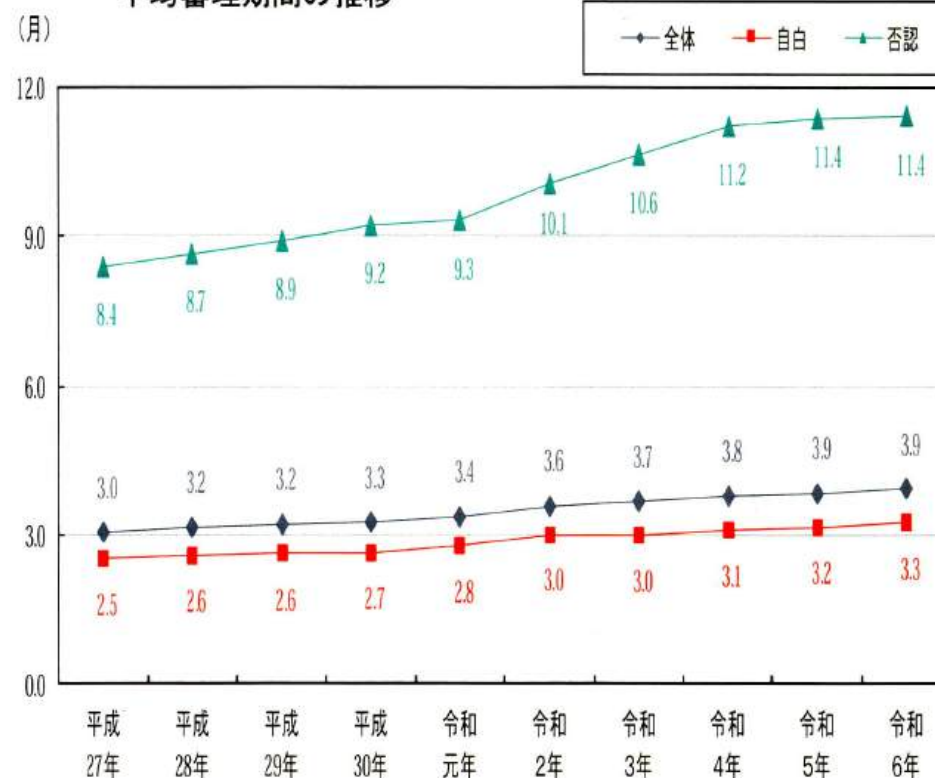
● 新受人員 6万9652人 (R4から約10,000人増加)

● 平均審理期間 3.8月(R4) → 3.9月

新受人員の推移



平均審理期間の推移



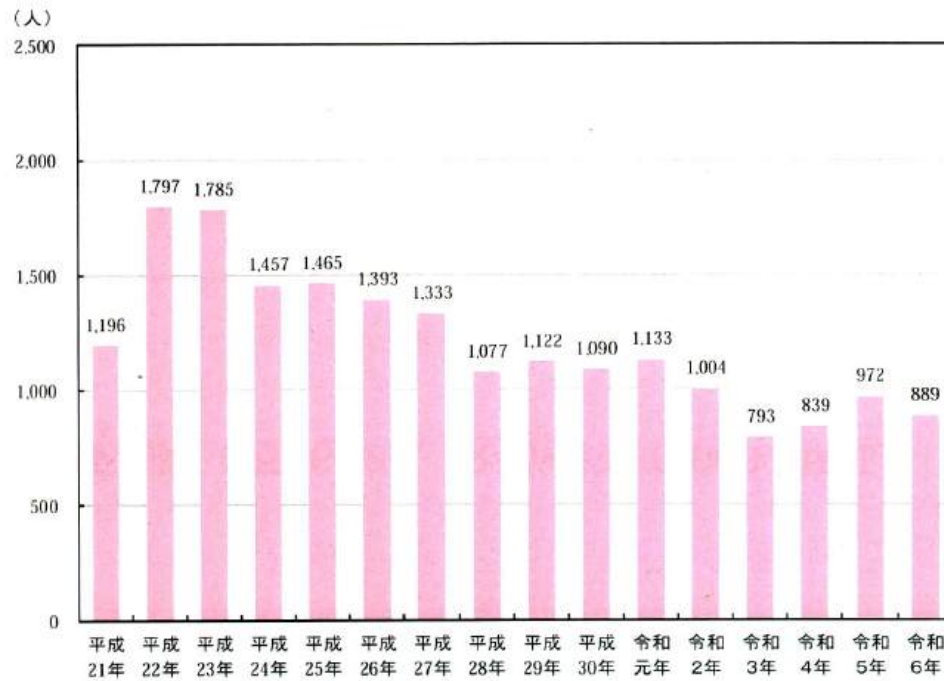
# 刑事通常第一審事件全体の概況

## 裁判員裁判対象事件

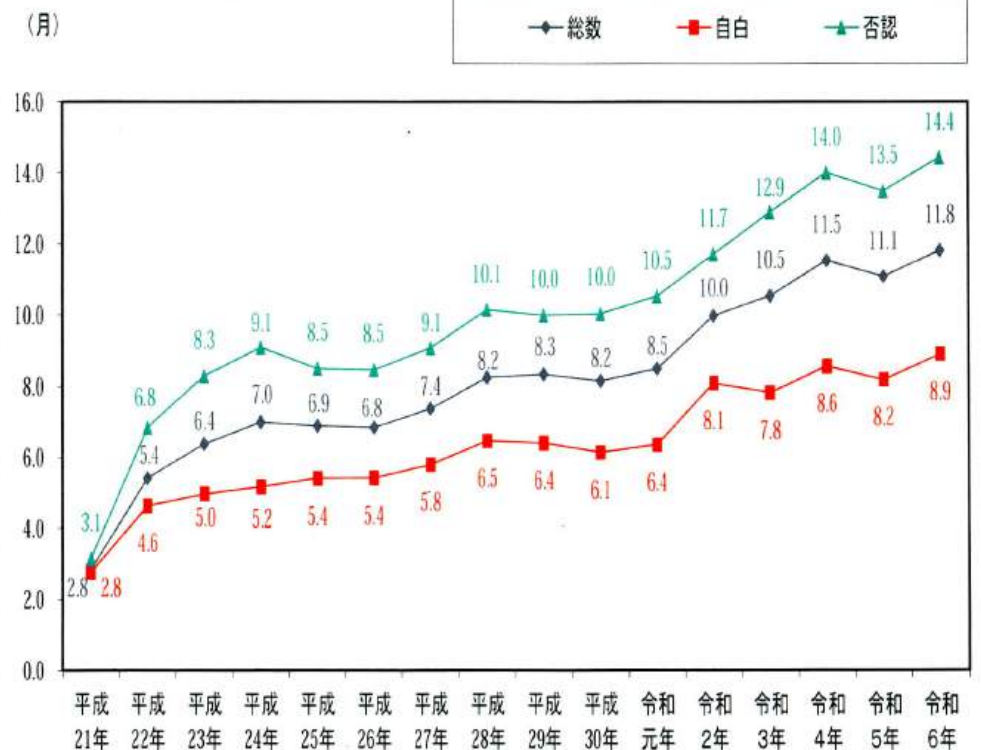
●新受人員 889人 (R4から50人増加)

●公判前整理手続期間 11.5月 (R4) → 11.8月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



# 刑事実情調査の結果

## 公判前整理手続期間の長期化要因等

### 法曹三者の意識

- 長期化による弊害に対する問題意識は共有あり
- 迅速化が強調されて争点や証拠の整理が不十分になったり、被告人の防御権の行使に支障が生じることへの懸念を示す意見あり

### 事件内容の変化

- 客観的証拠の増加（防犯カメラ、SNSのメッセージ等）
- 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
- 捜査段階で黙秘する事件の増加
- 追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）の増加

### 当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 証拠開示
  - ・ 広範な証拠開示の請求に伴う開示対象の検討やマスキング・謄写等に時間を要する
- 主張整理等
  - ・ 弁護人の主張明示義務の範囲・時期について共通認識がない
  - ・ 統合捜査報告書の作成・刺激証拠の調整に時間を要する
- 審理計画
  - ・ 未済事件の増加や実審理期間の長期化により、公判期日を指定する日程が限られる

## 非対象事件の公判準備の実情等

- 裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられ、非対象事件の公判期日を指定する日程が限られる
- 公判前整理手続等が重たい手続であるとしてあまり活用されず、当事者の協力で証拠開示や争点整理をするのに事実上の打合せで対応
- 連日開廷は難しく、立証も五月雨になりがち

## 検証検討会での議論

### 公判前整理手続期間の長期化要因等

#### 法曹三者の意識の違い

- 裁判員制度施行当初は法曹三者で協力していこうという雰囲気があったが、現在は立場の違いが先鋭化しており、意識の違いを超えて迅速化のための方策を見出すことが難しい
- 法曹三者で議論して、公判中心主義といった理想に立ち返って迅速化の意義を共有する必要がある

#### 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮

- 当事者の訴訟活動をめぐる意識の違いは解決が難しく、裁判所による手続のリードをより一層期待したい
- 弁護人の主張明示義務の範囲については、更に議論を深めていく必要がある
- 当事者間のコミュニケーション不足等によって証拠開示や統合捜査報告書の作成等が円滑に進められていない現状を改善する必要がある

## 今後に向けた検討

- 何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していく必要があり、そのような議論を踏まえた新たなプラクティスを見出すことが不可欠
- 当事者追行主義の下、検察官・弁護人は手続を円滑に進められるよう、より密接なコミュニケーションをとって互いの認識の齟齬を解消していくことが望まれる
- 裁判所においても、手続を適切にコントロールしていく姿勢が求められる

## 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

# 家事事件及び人事訴訟事件の概況

## 家事事件の概況

### ● 新受件数

- 別表第一審判事件（成年後見関係等）：102万0157件
- 別表第二事件（遺産分割、子の監護等）：10万3263件
- 一般調停事件（離婚等）：4万7281件

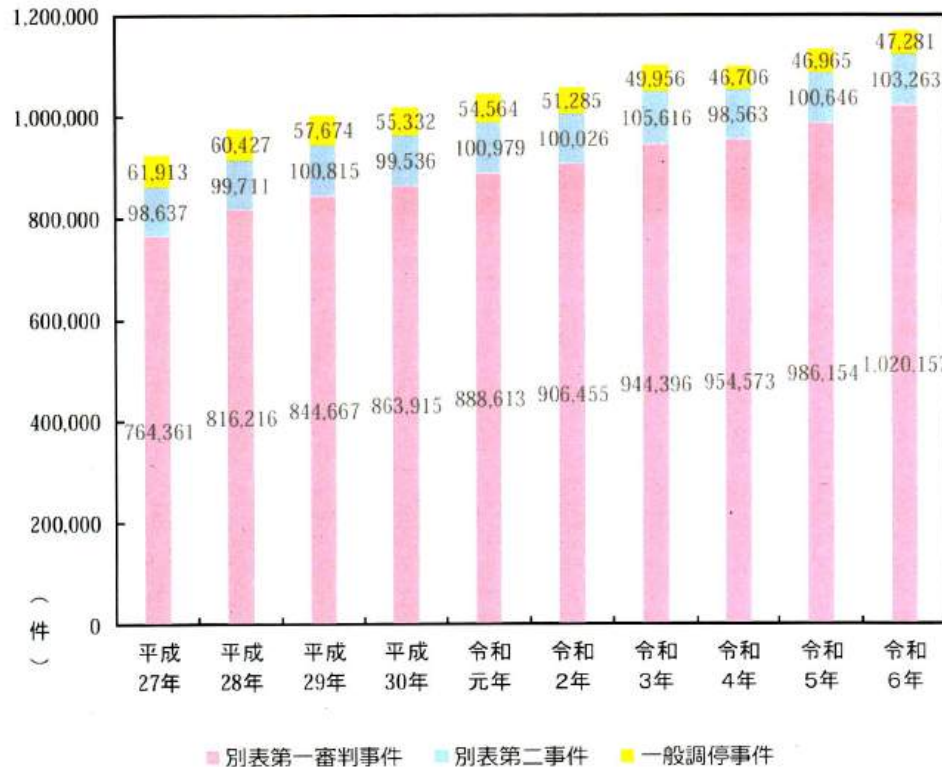
### ● 夫婦関係調整調停の平均審理期間と平均期日間隔の推移

- 平均審理期間：5.3月（H28）→ 5.8月（H30）→ 6.9月（R2）→ 6.7月（R4）→ 6.8月
- 平均期日間隔：1.6月（H28）→ 1.7月（H30）→ 2.1月（R2）→ 1.9月（R4）→ 1.9月

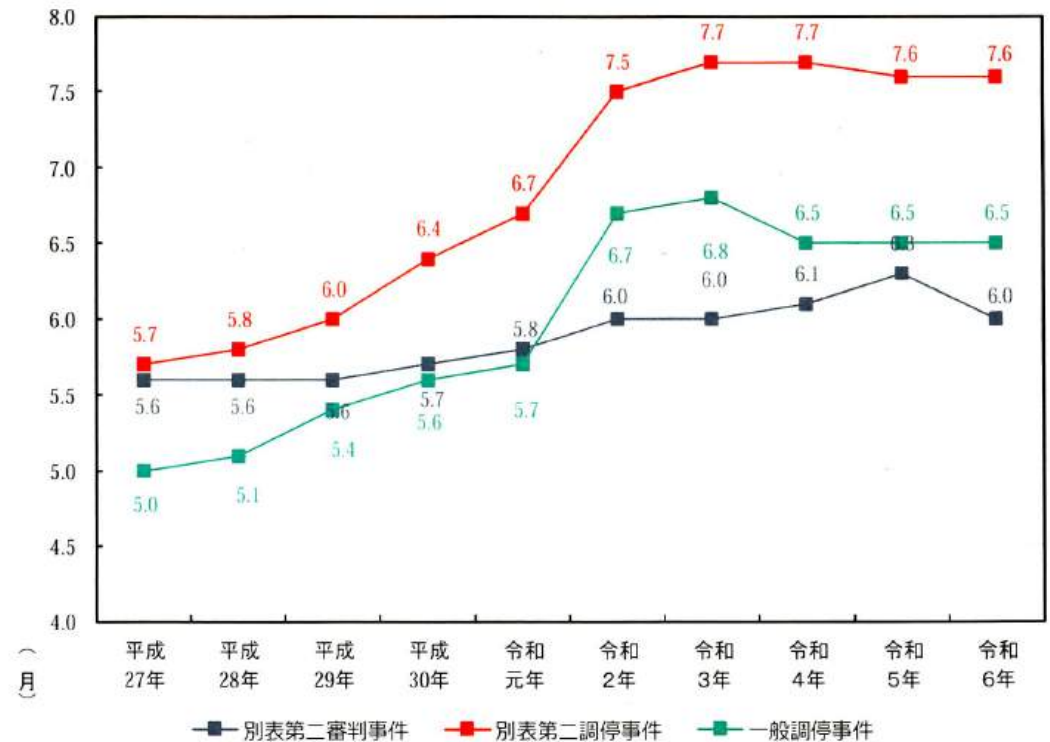
### ● 事件類型ごとの平均審理期間

- 別表第二審判事件：6.1月（R4）→ 6.0月
- 別表第二調停事件：7.7月（R4）→ 7.6月
- 一般調停事件：6.5月（R4）→ 6.5月

新受件数



平均審理期間



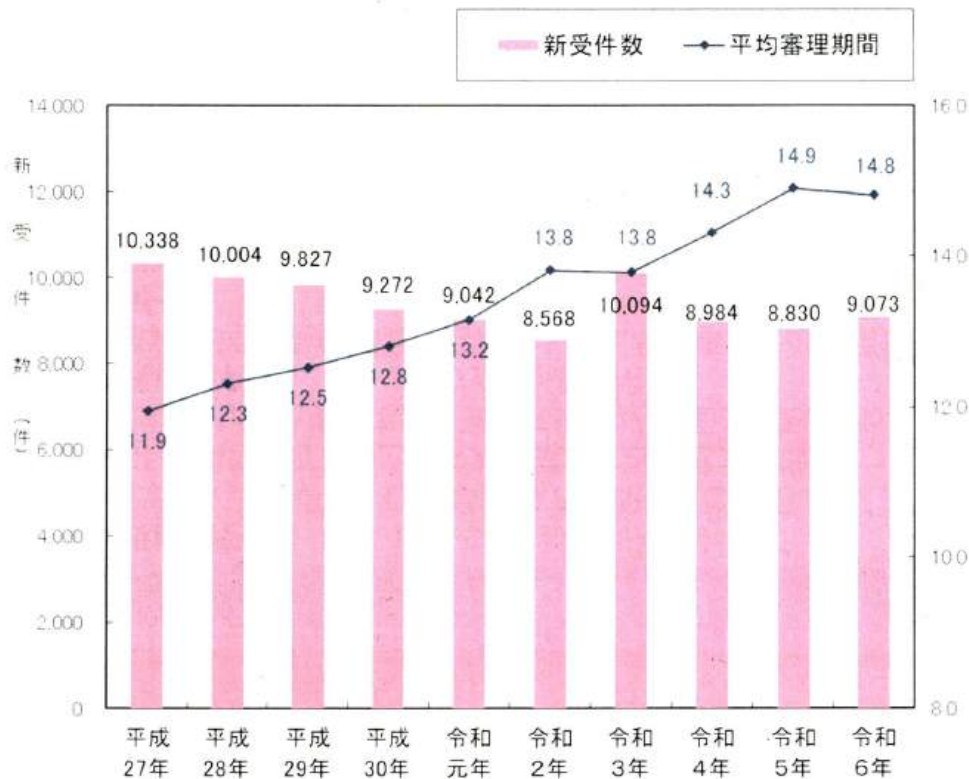
# 家事事件及び人事訴訟事件の概況

## 人事訴訟の概況

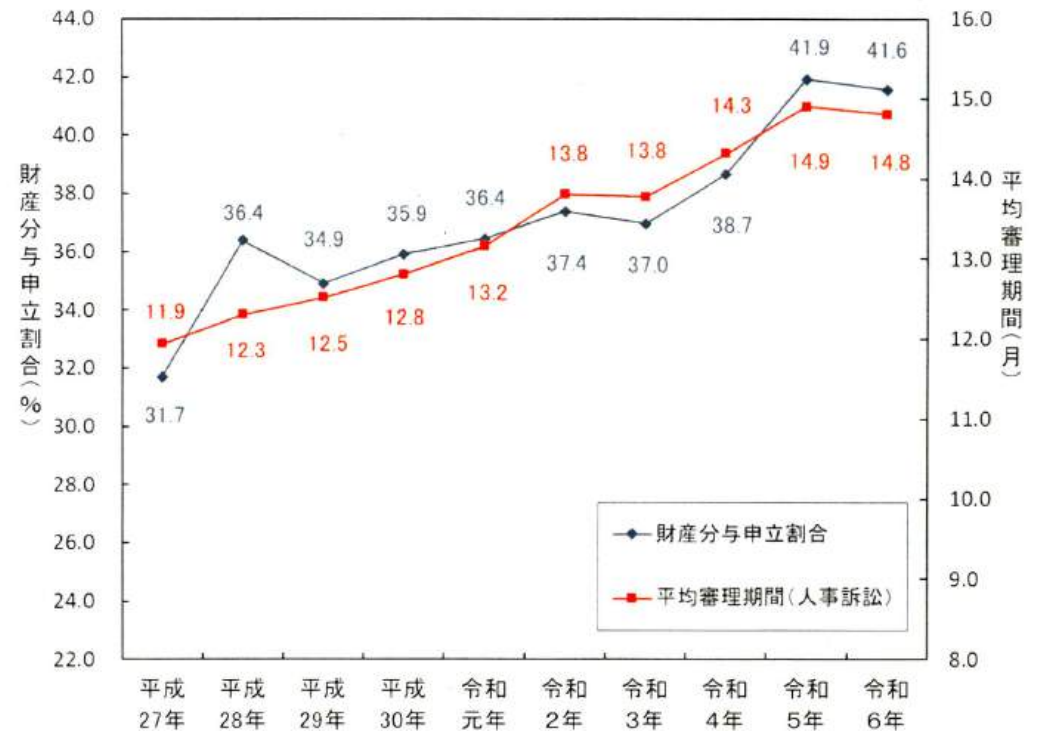
- **新受件数**：8,984件 (R4) → 9,073件
- **平均審理期間**：14.3月 (R4) → 14.8月
  - ・ 6か月以内に終局した事件の割合：22.4% (R4) → 22.8%
  - ・ 1年超で終局した事件の割合：49.2% (R4) → 51.1%

- **類型ごとの平均審理期間**
  - ・ 財産分与の申立てあり：17.8月 (R4) → 19.2月
  - ・ 財産分与の申立てなし：12.7月 (R4) → 12.9月
  - ・ 親権者の指定をすべき子あり：14.8月 (R4) → 15.8月
  - ・ 親権者の指定をすべき子なし：14.5月 (R4) → 15.2月
- ➔ **財産分与の審理の長期化・申立割合の増加が全体長期化の主因**

新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



## 家実情調査の結果

(大規模家庭裁判所本庁及び中規模家庭裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

### 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

#### ウェブ会議等の活用

##### 【大規模裁判所】(R4.10～ウェブ会議利用可)

- 代理人選任事案、DV事案等での積極的な活用
- 非公開性を確保の上、本人事案でも活用拡大を推進
- 説得を試みる場面では出頭を求めるなど対面との使い分け

##### 【中規模裁判所】(R6.2～ウェブ会議利用可)

- 専ら代理人選任事案で活用。今後は本人事案での活用も検討

##### 【弁護士】

- 電話会議と比較すると表情等も分かり意思疎通が容易

#### 期日間隔短縮の取組

##### 【大規模裁判所】

- 1期日90分とし、午前1枠、午後2枠の期日枠を設定
- 次回期日指定の調整場面における工夫(⇒中規模裁判所も同様の取組)
- 係間の調停室の融通、2期日指定の積極的活用
- 婚費・養育費事件については3回程度の期日で早期解決を目指す審理(⇒中規模裁判所も同様の取組)

##### 【中規模裁判所】

- 一定期間内に期日調整ができない場合、ウェブ会議、2期日指定等の代替手段を提示
- 調停委員の担当件数が偏らないよう管理

##### 【弁護士】

- 次回期日が2か月以上先になるなど間隔が長すぎることもある
- 長期化の要因として担当曜日が固定化していることがあると思われ、事件の担当係制や調停の時間枠を柔軟にする方策が考えられる
- (中規模裁判所に対応する弁護士会の弁護士から) 調停期日の所要時間が長く、時間の目安を設け、午後2枠とすることが考えられる

#### 事情聴取や期日運営の工夫

##### 【裁判所】

- 評議について、書面・対面を使い分けつつ、適時・有効に活用し、争点を意識した進行方針等を共有
- ホワイトボードを活用した争点整理・当事者との認識共有

##### 【弁護士】

- ホワイトボードの活用等による争点・準備事項の認識共有の取組を評価。更なる活用等の要望も
- 事案や争点に応じた効果的な事情聴取や、そのための調停委員に対する研修の充実等を要望

#### 審判等の見通しの意識・共有・伝達

##### 【裁判所】

- 事案により確度に幅があることを前提に、調停委員会の評議で随時、審判移行後の見通し等を共有
- 当事者に対する見通しの説明は、事案に応じて適時に必要な範囲で、暫定的な心証であると留保を付した上で実施

##### 【弁護士】

- 調停委員会による見通しの説明について、不十分とかがわれる例や、審判結果と異なった例があるとの指摘

#### 関係職種間の連携、調査官関与の実情

##### 【大規模裁判所】

- 評議が重複した場合の代打制(他の係の裁判官が対応)
- 書記官の事件情報のハブ機能の活性化、評議の前捌き
- 関係職種間でそれぞれの役割分担や家裁調査官の報告書の記載につき意見交換

##### 【中規模裁判所】

- 家裁調査官の当番制を採用

# 家事実情調査の結果

(大規模家庭裁判所本庁及び中規模家庭裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

## 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

### 審理の現状

- **財産分与の審理の長期化要因**
  - ・ 根拠のない財産開示要求、多数の調査嘱託の申立て、細かい求釈明等がされた場合、その整理に時間を要することがある
  - ・ 調停段階で十分に整理がなされておらず、訴訟段階になって対象財産を探す段階からスタートすることがある
  - ・ 離婚を争う被告が予備的財産分与の申立てをするかに検討を要することがある
- **離婚原因の審理の長期化要因**
  - ・ ポイントを絞らず長期にわたる経過等が主張された事案において、その整理のために長期化することがある
- **人証調べ前の和解協議での長期化要因**
  - ・ 感情的対立の大きさ
  - ・ 住宅ローン債権者との調整を要する事案
  - ・ 和解案提示後に新たな証拠提出等がなされることがある
  - ・ 当事者が、審理の上で重視されない資料の提出を求めたり、条件を小出しにしたりすることがある
- **本人訴訟について長期化する傾向**

### 合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等

- **財産分与の審理における工夫**
  - ・ 事前に探索的な調査嘱託は採用しない方針を伝え不必要な申立てを抑止する(弁護士側も、根拠のない調査嘱託申立て等への毅然とした訴訟指揮を評価)
  - ・ 裁判所と弁護士会との意見交換会を行い、財産分与の申立時には、基準時を明らかにすること、申立人側の財産資料を提出することを依頼
  - ・ (弁護士側から) 調査嘱託の申立ての採用方針に関して裁判官によって大きな差があることは望ましくない
- **離婚原因の審理における工夫**
  - ・ 長期にわたる経過等が主張された場合、原告側に破綻原因として特に重視する点につき特定を求め、被告側にはその点を中心に認否反論をするよう促す
  - ・ 周辺事情に関する主張立証については、不必要な反論のためだけに期日を重ねることを回避し、拡散防止を図る
  - ・ (弁護士側から) 本人の意向に基づき周辺事情を主張せざるを得ない場合でも、裁判官から争点との関係での重要性等について示唆があれば深掘りしない、周辺事情は主張書面に記載せず陳述書に記載してもらう、といった工夫
- **その他の審理の工夫等**
  - ・ 事案に応じて、争点ごとの審理方針の協議、判決までの大まかな進行の確認
  - ・ 財産分与の審理の在り方や審理モデルに関して、弁護士会との勉強会を企画
  - ・ 初期段階で、当事者双方に対して、調停の経緯、反訴・附帯処分の予定、争点、和解希望等を確認
  - ・ デジタルツールを活用し、財産一覧表を共有するほか、期日間の協議、準備事項等の投稿、提出期限のリマインド通知を行う
  - ・ 陳述書提出を求めるタイミングで尋問期日を仮決めする

# 検証検討会での議論

## 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

### 期日間隔短縮の取組

- 裁判所側が現在行っている取組（争点等を意識したきめ細かな期日調整、1か月以内も含めた柔軟な候補日提示、他の係の調停室の融通、2期日指定等）を評価
- 他方で、以下の課題等も指摘
  - ・ 期日間隔について裁判所側と当事者側の認識の隔たりが大きい  
→ 裁判所側がそれを踏まえ、現状の期日間隔の長期化要因を的確に把握した上で改善に向けた対応を強化することが重要
  - ・ 期日終了時に当事者双方との間で次回期日までの準備事項等の整理をすることで、更に期日間隔の短縮が進むのではないか
  - ・ 様々な工夫・取組を継続した上でそれらが期日間隔の短縮等のために実効的なのかを検証していく必要がある

### ウェブ会議の活用

- 事案等に応じてウェブ会議の利用が進みつつあることを評価

### その他の課題等

- 調停における訴訟、審判等の見通しの伝達は、事案や当事者のニーズを見極めて行う必要がある
- 調停時間が長いとの一部弁護士側からの指摘について
  - ・ 調停委員会の評議を待つ時間の影響があれば短縮が必要
  - ・ 調停委員が争点やその日の進行予定等を当事者と共有しつつ、これらを意識し整理しながら聴取を行うことが必要
  - ・ 争点を意識した聴取等の在り方について、調停委員に対する研修も重要

## 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

### 争点整理の現状と評価

- 実情調査で紹介された計画的な審理（事前に調査嘱託の採用方針を伝えることによる不必要な申立ての抑止、事案に応じ争点ごとの審理方針の協議、判決までの大まかな進行の確認等）を評価
- 審理モデルの策定・弁護士会との共有等が有効  
→ 家庭裁判所と弁護士会との間で定期的に協議や意見交換の場を持つことも、審理の改善につながるのではないか
- デジタル化により財産一覧表等の活用が工夫され、審理の円滑化につながる

### 指摘された課題等

- 財産分与の基礎資料が早期に共有される審理運営上の工夫、制度上の対応が必要
- 審理期間長期化の要因は様々なものが考えられる  
→ 多角的に対応策を検討していく必要
- 調停段階における人事訴訟を見据えた審理の在り方については、調停と訴訟との性質の相違等を踏まえ、事案や当事者のニーズに応じて検討する必要がある

## 今後に向けた検討

### 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

#### 期日間隔短縮の取組

- 期日間隔短縮に向け、現在、以下のような**実効的な取組**が行われている
  - ・ 次回期日を一定期間内とするための運用ルールや候補日のツールの見直し
  - ・ 午後2枠制の導入やこれを実現するための1回当たりの時間枠の設定
  - ・ 調停室の係間の融通等も含めた次回期日の柔軟な設定
  - ・ 2期日指定
- もっとも、調停期日の間隔は、**コロナ禍で長期化した後、コロナ禍前の水準に回復しておらず**、実情調査における弁護士側からの指摘や検証検討会での指摘も踏まえ、**更なる対応強化を図ることが重要**
  - 各家庭裁判所が**各種取組の情報を共有し、それぞれの長期化要因やその実情に応じて取り入れるほか、効果検証やこれを踏まえた改善を重ねるなどして、継続的に効果的な取組を進めていく必要性が高い**

#### その他の調停運営改善の取組

- **ウェブ会議**の利点（電話会議と比較したコミュニケーションの取りやすさや、当事者の出頭の負担軽減、期日調整のしやすさ等）を踏まえれば、当事者本人も含め**更なる利用の拡大**が望まれる
- **調停運営改善のその他の取組**（メリハリのある事情聴取、準備事項等の確認・明確化等の工夫、審判等の見通しの適切な共有と伝達、調停委員会の評議の充実や関係職種間の適切な連携等）についても、**効果検証・改善をしつつ継続していくことが必要**

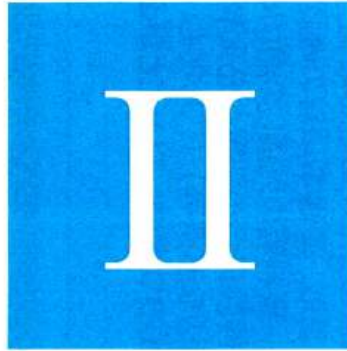
### 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

#### 長期化要因とこれに対する訴訟指揮・審理の工夫等

- 長期化要因
  - ・ 財産分与：当事者が財産資料の任意開示に応じない、多数の調査嘱託や求釈明等がなされその整理に時間を要する等
  - ・ 離婚原因：周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返される
- 訴訟指揮・審理の工夫等
  - ・ 財産分与：調査嘱託の採用方針を明示して濫用的な申立てを抑止
  - ・ 離婚原因：周辺事情に関する主張立証の応酬について**裁判官が適切に訴訟指揮**をすることで長期化を回避

#### 審理モデルの策定と弁護士会との共有等

- 左記のような訴訟指揮・審理の工夫等について**審理モデルとして策定して裁判所内で共有・承継した上で、弁護士会とも共有**することが有益であり、当事者の訴訟活動の効率化や審理期間短縮にもつながる
- 各家庭裁判所の実情に応じて、**審理の在り方についての弁護士会との意見交換等**を進めていくことも重要



# 裁判手続のデジタル化の 今とこれから

---

## 1 はじめに

令和4年5月25日に公布された民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）は、民事訴訟手続を全面的にデジタル化（オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付等）するものであり、改正法の公布日から起算して4年以内の施行が予定されている。改正法の施行に先立ち、現行民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面や書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints」（ミンツ））が導入されている。

その後、民事訴訟手続以外の民事裁判手続に関する法律もデジタル化に向けて改正された。これらの改正の影響が裁判手続の審理運営に変化をもたらすことは必至であり、裁判の迅速化の観点からも一定の影響があることが想定される。

今般、デジタル化に伴う裁判手続の具体的な変化について、検証検討会において最高裁判所から説明がされ、委員の間でも意見交換がされたところである。そこで、本章においては裁判手続のデジタル化の現在地を概観するとともに、検証検討会での議論を紹介する。

まず、民事訴訟手続、民事執行手続・倒産手続といった民事非訟手続、家事事件手続等の各裁判手続について、デジタル化がどのように展開しているかを概観したものが、【図1】である。

すなわち、民事及び家事の各手続については、令和2年に民事訴訟手続においてウェブ会議を用いた争点整理手続の運用を開始したのを皮切りに、家事調停手続、家事審判手続、人事訴訟の争点整理手続等、多くの手続において、ウェブ会議が活用されるに至っている。特に令和6年3月からは、法廷で行われる民事訴訟手続の口頭弁論手続においてもウェブ会議を行うことが可能となった。

ウェブ会議を用いた審理運営については、民事及び家事の各分野につき後記2、3で改めて報告をする。

法改正についても補足すると、民事訴訟手続については令和4年に、民事非訟手続・家事事件手続等については令和5年に、それぞれデジタル化のための法律が成立している。

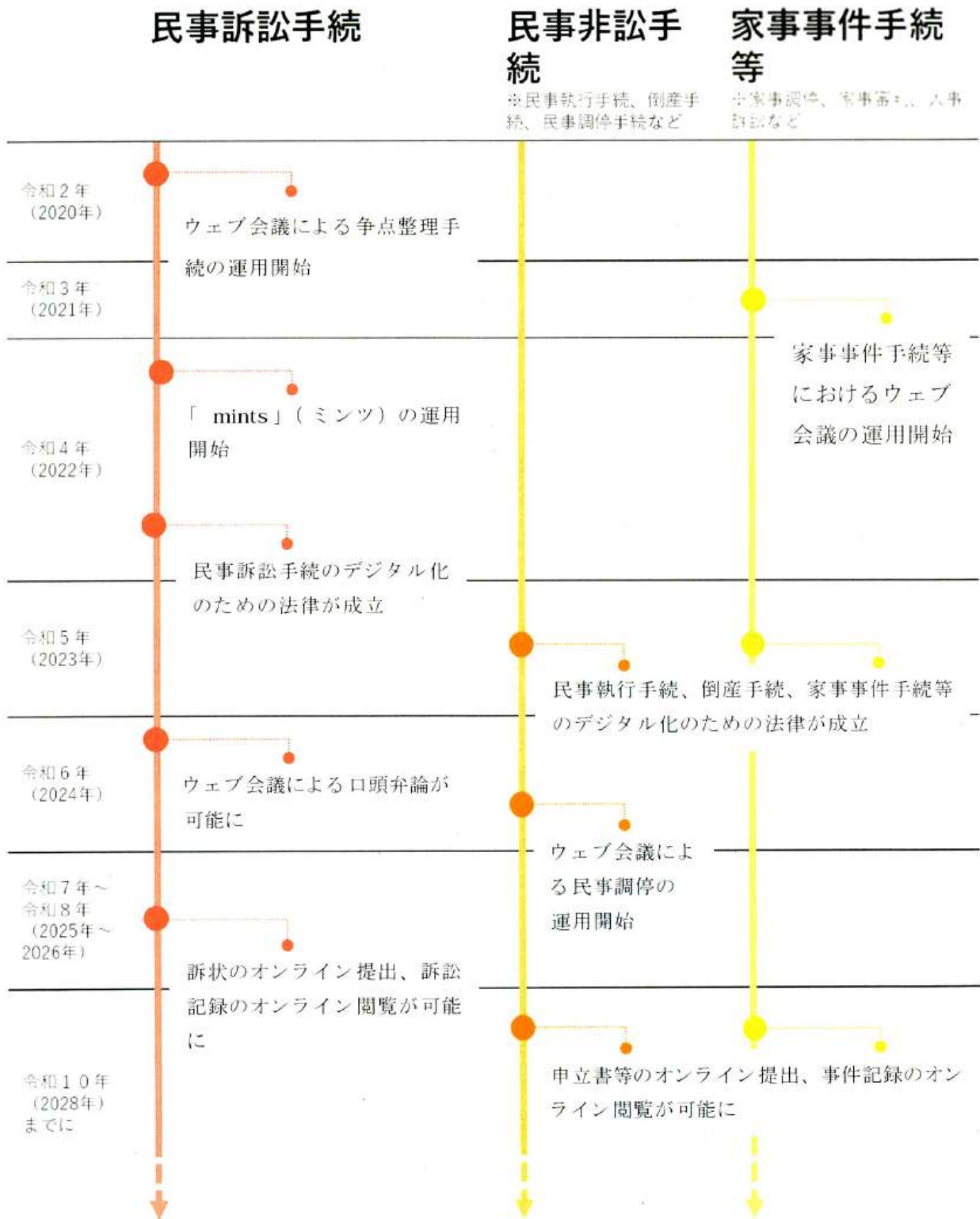
これらの改正法においては、上記口頭弁論手続におけるウェブ会議の利用に関する規定が盛り込まれているほか、訴状等の書類のオンライン提出や訴訟記録の電子データ化なども定められており、紙の書類・記録を前提としていたこれまでの世界から大きく変わることになる。

民事訴訟手続のデジタル化に関する改正法は令和8年5月まで、民事非訟手続・家事事件手続等のデジタル化に関する改正法は令和10年6月までに施行される予定であり、裁判所においては、これらの時期に間に合うようシステム開発等、必要な準備が進められている。

なお、改正法によって書類のオンライン提出等が可能になるところであるが、上記のとおり、令和4年に、改正前の民事訴訟法に基づいて、準備書面や書証の写し等の書類をオンラインで提出できるシステムとして「mints」が導入されており、既に民事訴訟の一部の書類については、オンライン提出が実現し、全ての高等裁判所・地方裁判所で利用されている。ただし、現在は、このシステムによっても裁判所において紙の記録を作成しており、この点が改正法の前後で異なる点である。

刑事手続については、令和7年5月に、書類の電子データ化や発受のオンライン化（いわゆるオンライン提出）等を内容とする捜査や公判手続のデジタル化について定めた刑事訴訟法等の改正法が成立した。

【図1】裁判手続のデジタル化のスケジュール



## 2 民事訴訟手続のデジタル化

### 1 フェーズ1～3について

従前の民事訴訟の手続においては、原告が訴状を紙媒体で持参又は郵送等の方法により裁判所に提出して手続が開始され、その後も、当事者が主張・反論や立証を行うためには、準備書面や証拠書類のコピーを紙媒体で裁判所と相手方当事者に提出、送付する必要があるとあり、裁判所としても、提出された紙媒体の書面を記録として保存管理する必要があった。また、裁判所における手続については、原則として、当事者は、裁判所に出頭する必要があった。

そうした中、社会全体のデジタル化の進展を受け、利用者目線で裁判手続等のデジタル化を推進する方策について検討が行われ、平成30年3月30日に、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」による検討結果が取りまとめられた。その中で【図2】のとおり、①主張・証拠の提出をオンライン提出に一本化したたり、訴訟記録を電子記録に一本化したりするなどの「e提出」、②主張・証拠への随時のオンラインアクセスや、期日の進捗状況等のオンラインでの確認を可能とするなどの「e事件管理」、③ウェブ会議やテレビ会議を導入・拡大し、争点整理手続段階においてデジタルツールを活用するなどの「e法廷」という「3つのe」の実現を目指すこととされた。

この「3つのe」の実現については、3つのフェーズに分けて、順次新たな運用を開始していくべきとされた。まず、フェーズ1は、旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を、フェーズ2は、当事者双方がウェブ会議により参加する弁論準備手続期日やウェブ会議による口頭弁論期日等の、法改正によって直ちに実現可能な運用を、フェーズ3は、法改正のほかシステムの開発・導入等を経て初めて実現可能なオンライン申立て等の運用を、それぞれ意味する。

この法改正については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布された。改正法の内容は段階的に施行することとされている（いわゆるフェーズ2のうち、後述する①双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、②ウェブ会議による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる③訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっている。）。

【図2】

H30.3 「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ

## 民事訴訟手続のデジタル化

= 「3つのe」

これまでは…



フェーズ1 旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用

フェーズ2 法改正によって直ちに実現可能な運用（ウェブ会議による口頭弁論期日等）

フェーズ3 法改正+システムの開発・導入等により実現可能な運用（オンライン申立て等）

e提出

e事件管理

### R4.5.25 民事訴訟法等の一部を改正する法律公布（段階的に施行）

以上のとおり、「3つのe」の実現に向けてデジタル化の歩みが進められているところであるが、以下それを支える3つの柱について最高裁判所から説明された（令和6年7月実施）。

## 2 ウェブ会議について

1つ目の柱は、e法廷の一環としてのウェブ会議の活用である。まず、ウェブ会議については、【図3】のとおり、裁判所では、令和2年2月に、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、支部も含めた全国の高等裁判所・地方裁判所及び簡易裁判所で運用が実施されている。令和5年3月からは、当事者双方がウェブ会議により参加する弁論準備手続期日も実施可能となり、令和6年3月からは、ウェブ会議による口頭弁論の運用も開始した。

【図3】

**① ウェブ会議**

- R2.2～ ウェブ会議を活用した争点整理の運用開始
- R5.3～ ウェブ会議による双方不出頭の弁論準備手続
- R6.3～ ウェブ会議による口頭弁論手続
- ウェブ会議のアプリケーションを利用  
⇒ ウェブ会議以外にも便利な機能あり！

ここで裁判所におけるウェブ会議の活用例について一部紹介する。

裁判所において利用しているウェブ会議のアプリケーション<sup>1</sup>では、単にウェブ会議を行うだけではなく、種々の便利な機能を利用することができる。例えば当事者と裁判所との間でグループを作成して、その中で、ウェブ会議やデータの共有などをすることができる。具体的には、事件ごとに裁判官、原告代理人、被告代理人でひとつのグループを作成すれば、簡単にそのグループ内で会議を開催することができる。

また、グループごとにスレッドが作成されるので、ウェブ会議を開催しなくても、スレッドにメッセージ

を投稿することにより、スレッド上で裁判所と当事者が情報共有をすることもできる。このスレッド上でのメッセージが「投稿」と呼ばれるものであり、今回実情調査においても紹介があったものである（108頁参照）。デジタル化前においては、裁判所と当事者が口頭で議論を行った後、その結果を調書に記載しても、それは裁判所にある記録に編綴されるものであり、調書の内容を確認するには、当事者が積極的に記録の閲覧の手続をとらなければならなかった。これに対して、この「投稿」機能は、自席にしながら即時にメッセージを送信することができる気軽さはもちろん、投稿されたメッセージはこのスレッド上に保存されるので、当該グループ内、すなわち、裁判官と当事者の間で適時に認識を共有するために非常に便利な機能であるとして活用されている。

さらに、グループ内で、ワープロソフトや表計算ソフト等のファイルを共有することもできる。例えば、原告の主張と被告の主張を対比する表を作成する場合、デジタル化前は、原告が一覧表の原告主張欄に記載した場合には、紙で裁判所に提出し、これについて被告が被告主張欄に記載を加えたものがまた裁判所に提出され、さらに原告が加筆をしたものが提出されるといったことが行われていた。これについても、グループ内でファイルを共有すれば、途中経過の一覧表をその都度印刷することなく、データで確認することができる。また、ファイルを共有していれば、そのファイルにコメント等も付すことができるので、疑問点等についても気軽に確認できるようになる。このように印刷や提出の手間が省けることなどによって、一覧表を使った効果的な審理がより手軽にできるようになったといえる。

双方当事者がウェブ会議で争点整理手続に参加することが可能になったことによって、遠隔地にいる場合にも期日に参加することができ、期日を調整することが容易になったが、それだけでなく、デジタルツールを活用することによって争点整理の運営そのものも効率化されてきたといえよう。

<sup>1</sup> 現在、裁判所において、民事訴訟についてはウェブ会議のアプリケーションとして、Microsoft CorporationのMicrosoft Teamsというアプリケーションを用いている。

### 3 mintsについて

【図4】



2つ目の柱は、e提出の一環としてのmintsの導入である。フェーズ3におけるe提出の一部先行実施として、【図4】のとおり、令和4年4月、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステムであるmintsの運用が、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で開始された。その後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高等裁判所・地方裁判所で運用が実施されている。mintsの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟

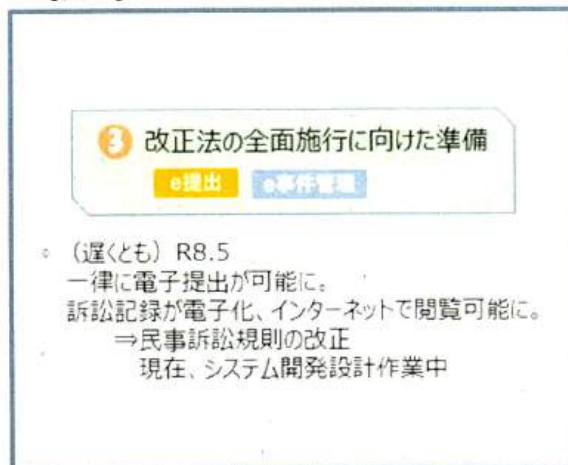
代理人（弁護士）にとっては、mintsによる電子提出の方法に習熟することが望ましいと考えられているところである。

電子提出が可能になると、当事者にとっては、印刷や送付の手間を省くことができ、事務の効率化が図られることになるほか、外出先から相手方の提出書類の内容を即時に把握することが可能となる、期日出頭の際も、分厚い訴訟記録の持ち運びが不要になるなどのメリットがある。また、裁判所にとっても、当事者の主張がデータで提出されることにより、データの利活用が可能となる、自席から複数人が同時に記録にアクセスが可能となるなどのメリットが考えられる。

### 4 改正法の全面施行に向けた準備について

最後の柱は、3つのeの全てに関わるものとして、改正法の全面施行に向けたシステム開発や規則の整備である。

【図5】



フェーズ3に関しては、【図5】のとおり、遅くとも令和8年5月までに、改正法が全面施行され、当事者による書面の電子提出が一律に可能となるとともに、訴訟記録が電子化され、インターネット上で閲覧することが可能となる。現在、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則の改正が行われ、このようなe提出・e事件管理を実現するための国民・裁判所職員向けのシステムについて、改正法・改正規則の内容を踏まえて、鋭意開発設計作業が進められている。e法廷に関しては、ウェブ会議の方法は争点整理等の手続において広く利用され、実務に定着している。令和6年3月

にはウェブ口頭弁論の運用が開始され、フェーズ3の開始に向けて順調に運用されている。

### 5 デジタル化と審理運営改善について

このように民事訴訟の完全デジタル化に向けた準備が進められているところであるが、裁判所においては、民事訴訟手続のデジタル化は、現在のプラクティスに単にデジタルツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えられている。

平成22年以降、地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は緩やかな減少傾向にあるが、既済事件の平均審理期間は長期化傾向が続いており、特に争点整理手続の期間が長期化している。また、社会情勢の変化、情報通信技術の進展等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっている。

このような中で、裁判所においては、紛争解決機関として期待された役割を十分に果たしていくことができるよう、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供していく必要がある。また、限られた司法資源を最大限に有効活用し、こうした役割を持続的に果たしていくためには、デジタル化を契機として裁判手続を合理化・効率化することが必要であり、民事訴訟の審理運営の改善に取り組んでいくことが重要と考えられる。

上記で説明されたウェブ会議の活用による機動的な期日指定や、ウェブ会議のアプリケーションの機能の一つであるデータ共有機能を活用した裁判所と当事者の認識共有等はこうした取組の一環であるが、裁判所においては、民事訴訟手続のデジタル化を踏まえ、民事訴訟の合理化・効率化に向けてさらに取り組んでいくことを考えている。

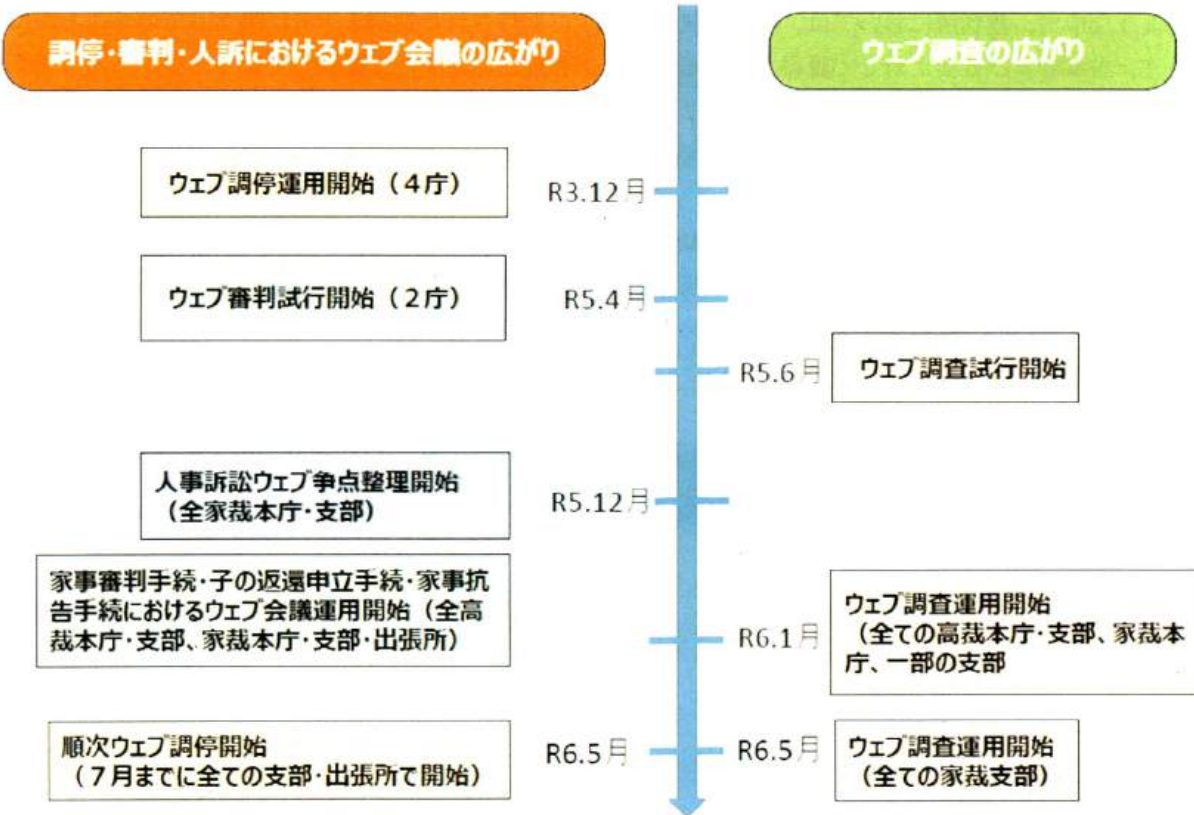


**デジタル化 = 民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機に！**



### 3 家事事件手続等のデジタル化

#### 1 家事デジタル化の進捗状況について



#### (1) 家事調停手続におけるウェブ会議の広がりについて

家事調停手続におけるウェブ会議については、令和3年12月以降、家庭裁判所本庁4庁でウェブ会議による試行を開始した後、順次運用を拡大し、令和6年2月以降、全家庭裁判所本庁へと拡大されるに至っている。また、同年5月以降、支部・出張所でも運用が順次開始され、同年7月には、全国の支部・出張所において運用が開始された。

#### (2) 家事審判手続におけるウェブ会議の広がりについて

家事審判手続におけるウェブ会議については、令和5年4月から家庭裁判所本庁2庁で試行を開始し、同年6月から、別の家庭裁判所本庁2庁で後見開始の審判申立事件の受理面接等の参与員の説明聴取における試行を開始した上で、同年12月下旬から、全ての高等裁判所本庁・支部、家庭裁判所本庁・支部・出張所において、家事審判手続・子の返還申立手続・家事抗告手続での運用を開始している。

#### (3) 人事訴訟におけるウェブ会議の広がりについて

人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議については、令和5年6月から同年12月19日まで家庭裁判所本庁2庁での試行を実施した上で、同年12月下旬から、全ての家庭裁判所本庁・支部において運用を開始している。

#### (4) 家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の広がりについて

家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の利用（以下「ウェブ調査」という。）については、令和5年6月1日から令和6年1月5日まで、家庭裁判所本庁4庁において試行を実施した。試行期間を通じて、様々な調査場面でウェブ会議が活用され、調査の目的が達成できなかった事例や非公開性の確保という点で問題が生じた事例はなく、ウェブ調査が汎用性の高い調査方法であることが確認された。令和6年1月に全

ての高等裁判所本庁・支部、家庭裁判所本庁及び一部の支部においてウェブ調査の運用を開始し、同年5月には、全ての家庭裁判所支部においてウェブ調査の運用を開始している。令和6年1月から令和7年3月までにウェブ調査を実施した事件の累計は、7,700件を超えている。

## 2 家事調停手続におけるウェブ会議の活用について

家事調停手続において令和3年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、5万3000件を超えている。

【図6】



ウェブ調停についての当事者や調停委員の受け止めとしては、【図6】のとおり、①当事者の出頭負担が軽減できた、②DV事案等の高葛藤事案における危害防止が容易になった、③表情や仕草等の非言語的情報の交換ができる、発言のタイミングを計りやすいなどの点で、電話会議に比べてメリットがあった、といった好意的なものが多く、一方で、④得られる情報に限りがある、情緒的なやり取りや調停という場の雰囲気の形成が難しいことがあるなどの点で、対面での調停がふさわしい事案や場面があるとの意見もあった。

## 3 家事審判手続におけるウェブ会議の活用について

家事審判手続において令和5年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、5,700件を超えている。

試行段階からウェブ会議の利用の多かった別表第二審判事件において、ウェブ会議のアプリケーション<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 現在、裁判所において、家事事件についてはウェブ会議のアプリケーションとして、Cisco Systems, Inc.のCisco Webexを用いている。

を利用した事案では、民事訴訟と同様に、投稿欄やファイル共有機能を活用して表や調停案の共有をできたことが利点として挙げられている。すなわち、投稿欄で期日間の準備事項、期日での確認事項、次回までの準備事項等を記載するなどして当事者双方との認識共有を図ることができたこと、遺産分割事件の遺産目録や財産分与事件の財産一覧表等をファイル共有機能を用いて共有することで円滑な審理を行うことが可能となったことなどがウェブ会議を活用することの利点として紹介されている。また、ウェブ会議の活用により、高葛藤の事案において、当事者双方が直接接するのを避けつつ、当事者と裁判官の間では顔を見ながら円滑なコミュニケーションを図ることができた、DV被害の主張のある事案において安全・安心を確保した上で審問を実施できた等の利点も挙げられている。

#### 4 人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議の活用について

人事訴訟の争点整理手続において令和5年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、4万1000件を超えている。

ウェブ会議の便利機能の活用による審理運営上の工夫としては、民事訴訟と同様に、一覧表や投稿欄の活用が挙げられている。例えば、双方当事者に入力済みの財産一覧表を使用しているアプリケーションにアップロードしてもらい、当事者双方及び裁判所においてデータを共有した例が多く、他にも財産分与が争点となる離婚訴訟において、財産一覧表の作成要領等の説明書面をあらかじめ使用しているアプリケーションにアップロードしておき、画面共有機能を用いて説明しながら当事者に一覧表の入力を働きかけた例や、アップロードされた財産一覧表を期日で画面共有機能を用いて当事者双方に示し、口頭での議論を踏まえてその場で修正し、修正後の財産一覧表をアップロードして当事者と共有した例もあった。また、投稿欄については、【図7】のように書記官、裁判官、当事者がそれぞれの立場で活用しており、充実した期日間準備につながる工夫もされている。

【図7】

### 審理運営の工夫～投稿欄の活用例

#### 書記官

- ◇ グループ登録完了連絡、留意点周知
- ◇ 期日調整、期日連絡、決定告知
- ◇ 期日終了後の協議結果、次回までの準備事項、次回期日等の投稿
- ◇ 書面提出期限の連絡、書面提出の催促
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード）
- ◇ 調査嘱託回答書到着に関する連絡

#### 裁判官

- ◇ 期日終了後の協議結果、次回までの準備事項、次回期日等の投稿
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード、条項についての意見交換等）
- ◇ 期日間の意見交換等（財産分与基準日、財産一覧表の作成についての連絡等）

#### 当事者

- ◇ 財産一覧表等のファイルのアップロード
- ◇ 期日間の意見交換等
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード、条項についての意見交換等）

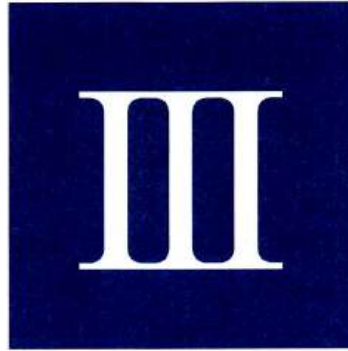
## 4 検証検討会での議論

検討会においては、上記説明を受けて、デジタルならではの利点というものに着目し、単に紙を電子にするだけではなく、デジタルの機能を使ってどうやって裁判が効率的に運営できるのかというところから検討を求める意見があった。

この点、民事訴訟手続については、実情調査の結果を踏まえて、mintsを利用して提出されたデータを活用して、審理の迅速化のみならず、裁判の質の向上に資する取扱いができるのではないかといった指摘や当事者から提出されたデータを合議体で共有しながら議論ができるといった指摘もあり（113頁—III 3「検証検討会での議論」）、今後もデジタルツールを活用した審理の工夫が加速することを期待したい。

また、現状では、全国的に見るとまだmintsが広く利用されているとはいえないが、フェーズ3に向けて、訴訟代理人（弁護士）はmintsを用いて電子提出の方法に習熟することが望まれているところであり（37頁参照）、改正法の施行後には電子提出のシステム利用の実情は大きく変わるのではないかといった意見もあった。

このような検証検討会での議論等も踏まえて、今後さらに改正法施行後の裁判手続について、裁判所と弁護士とで認識を共有し、それぞれ習熟をはかることが重要であるといえる。



**地方裁判所における  
民事第一審訴訟事件の概況及び実情**

---

# 1 民事第一審訴訟事件等の概況

## 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成 21 年をピークにして減少傾向が続いていたが、近年は増加に転じている。

平均審理期間を見ると、平成 22 年頃から令和 3 年までおおむね長期化傾向が続いた後、令和 5 年以降は短縮している。審理期間が 2 年を超える事件の割合も、前回の 9.9%から 7.6%に減少した。平均争点整理期日回数は若干減少し、平均期日間隔も若干短縮し、全体として、争点整理期間が短縮している。また、係属期間が 2 年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年減少傾向が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が 45.8%、和解で終局した事件の割合が 32.8%、取下げで終局した事件の割合が 18.1%）と比べ、判決で終局した事件の割合が 50.5%と増加した一方で、和解で終局した事件の割合が 31.6%、取下げで終局した事件の割合が 14.0%とそれぞれ減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約 24%（判決で終局した 5 割強の事件のうち、対席判決によるものが 5 割弱）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあり、令和 6 年は前回より減少し、人証調べ実施事件における平均人証数は前回とほぼ同様である。

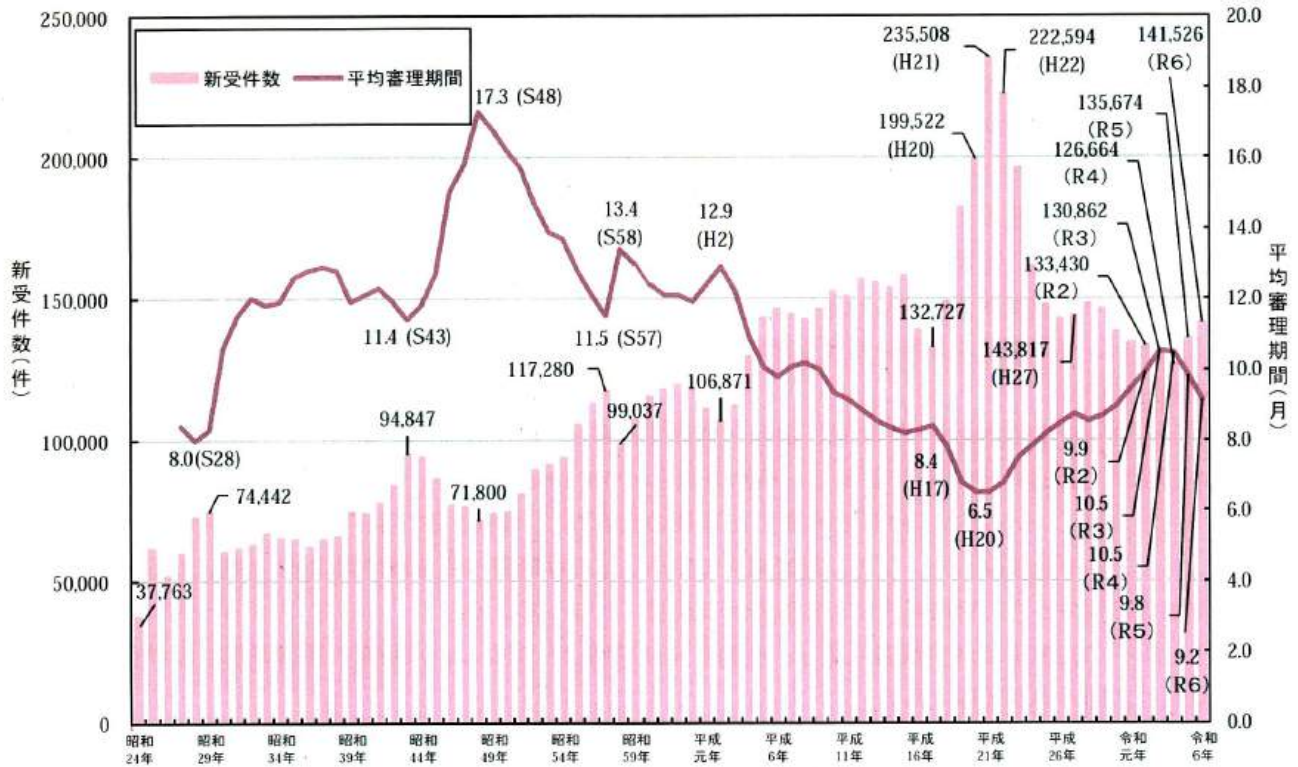
上訴率については、平成 28 年以降は減少する傾向にあり、令和 6 年は 16.7%であり、令和 4 年（20.8%）より減少している。

合議率については、平成 30 年まで、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間 2 年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも増加する傾向にあったが、令和 6 年は、合議事件数は減少する一方、合議率は 29.6%であり、前回（29.1%）より若干増加している。

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移

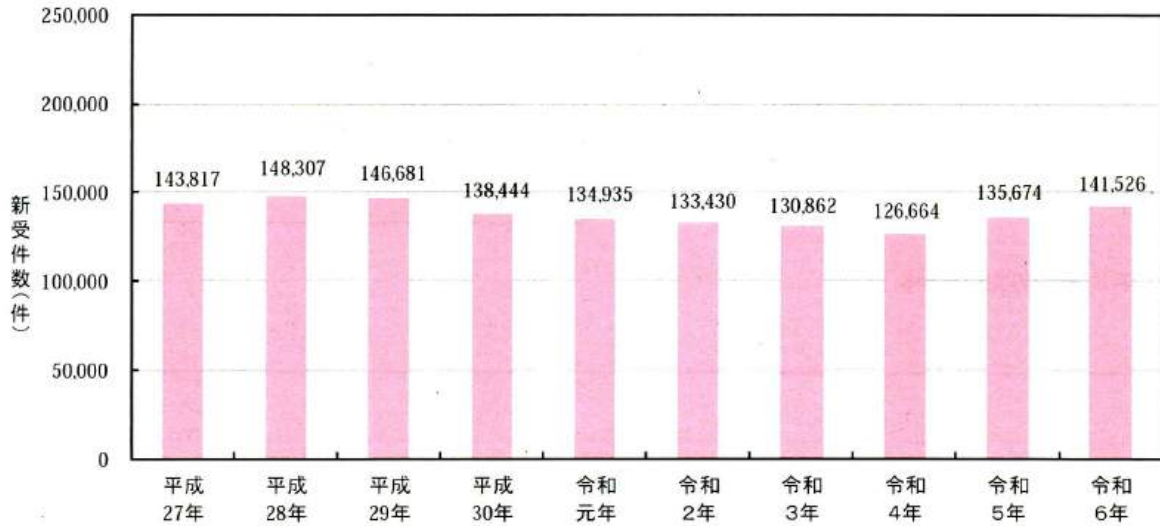


新受件数<sup>2</sup>は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後は長らく減少傾向が続いていたが、令和5年に増加に転じ、令和6年は14万1526件となっている（【図1】【図2】）。

<sup>1</sup> ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

<sup>2</sup> 第3回から第8回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理（以下「本件除外処理」という。）を採用していたが、第9回報告書において、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした（本件除外処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下、本件除外処理を改めた理由の詳細は、第9回報告書56頁注2以下参照）。本報告書でも、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象としている。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、令和2年まではおおむね減少傾向にあったが<sup>3</sup>、令和3年に増加し、それ以降はほぼ横ばいとなっており、令和6年は13万9370件となっている。

【図3】 既済件数の推移



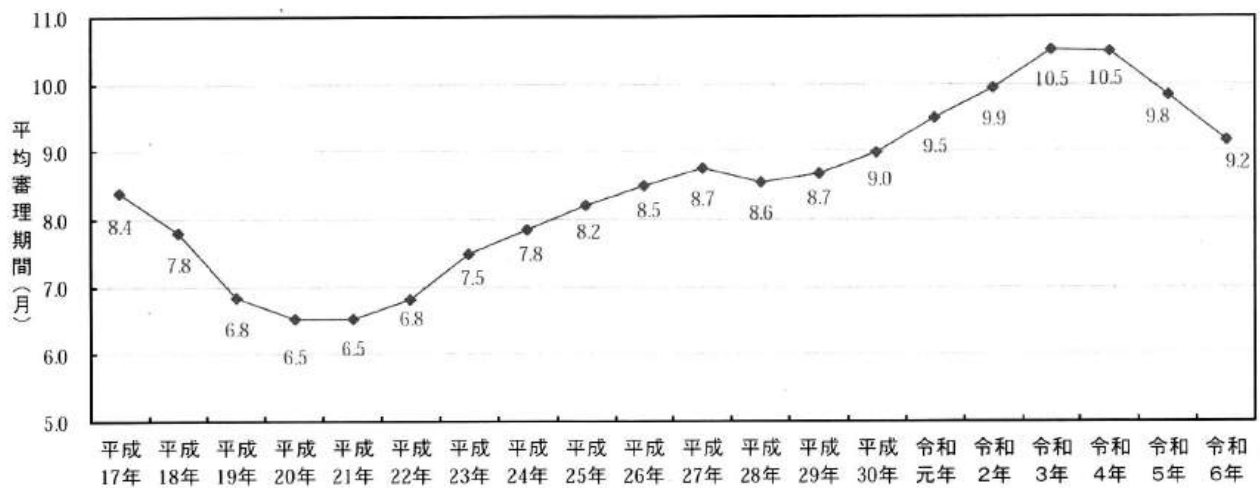
<sup>3</sup> ただし、令和2年における減少の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成18年（7.8月）以降平成20年（6.5月）まで顕著に短縮した後、平成22年（6.8月）以降はおおむね長期化傾向にあったものの、令和5年以降は短縮されて令和6年は9.2月となり、前回（10.5月）より短縮した（【表4】【図5】）。<sup>4</sup>

【表4】 既済件数及び平均審理期間

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
平均審理期間(月)	9.2

【図5】 平均審理期間の推移



<sup>4</sup> ただし、令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われ、また、令和4年以降の平均審理期間の短縮の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処理が滞り長期化していた事件が減少してきたことによるものとも思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】のとおりである。

既済件数については、「建物」（4万0474件）、「金銭のその他」<sup>5</sup>（2万9156件）、「その他の損害賠償」（2万3489件）、「交通損害賠償」（1万3746件）の順に多く、「建物」<sup>6</sup>（4万0474件）が前回（2万9284件）より1万1190件増加したが、その他の事件類型については前回までの調査結果と大きな変化はない。

平均審理期間については、件数の少ない「公害差止め」（5件）を除くと、長い順に、「責任追及等」<sup>7</sup>（30.0月）「建築瑕疵損害賠償」（26.9月）、「医療損害賠償」（24.9月）、となっており、「労働」（16.7月）は長期化傾向が継続しているものの、ほぼ全ての事件類型において短縮した（第10回報告書85頁【表6】参照）。

【表6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	139,370	9.2
金		
売買代金	1,414	9.5
貸金	5,646	7.6
立替金	2,391	3.8
建築請負代金	1,386	17.8
建築瑕疵損害賠償	434	26.9
交通損害賠償	13,746	12.3
医療損害賠償	676	24.9
公害損害賠償	67	19.6
その他の損害賠償	23,489	14.7
銭		
手形金	2	3.0
手形異議	13	15.8
金銭債権存否	1,116	10.3
労働金銭	2,659	15.8
知的財産金銭	247	15.4
金銭のその他	29,156	8.7

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	40,474	3.8
土地	6,016	9.2
土地境界	285	17.4
労働	932	16.7
知的財産	246	15.5
請求異議	240	9.6
第三者異議	45	9.3
公害差止め	5	41.7
責任追及等	48	30.0
共通義務確認	-	-
その他	8,637	10.9

<sup>5</sup> 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる（第5回報告書概況編17頁脚注3参照）。

<sup>6</sup> 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる（第5回報告書概況編18頁脚注5参照）。

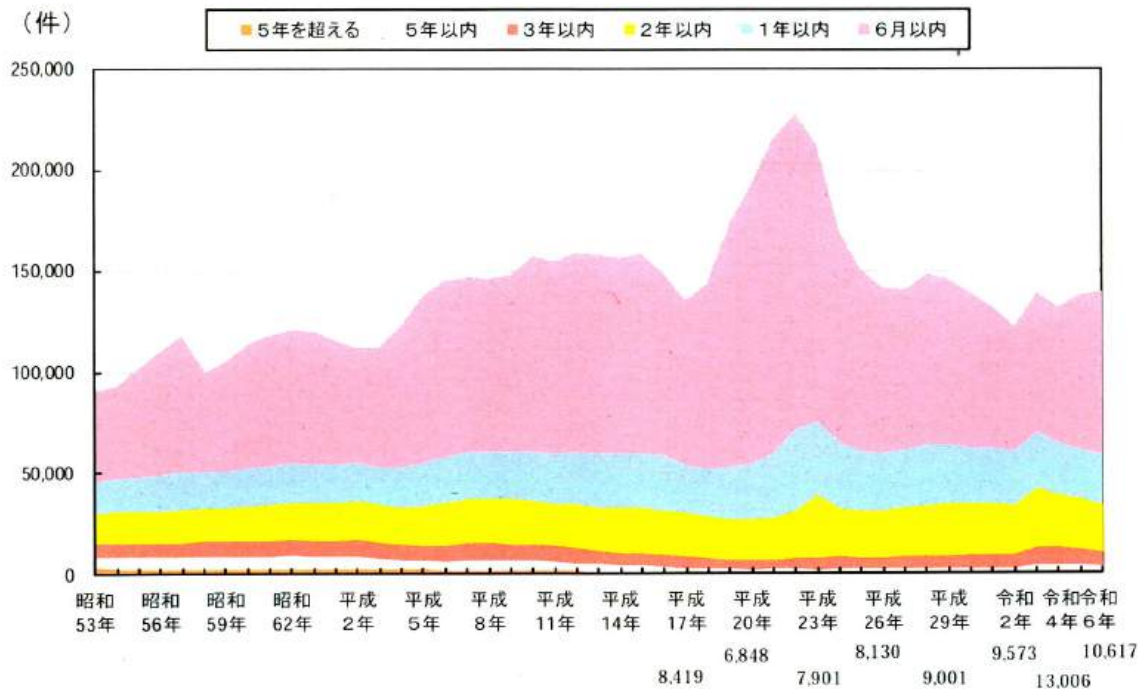
<sup>7</sup> 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法847条3項若しくは5項、847条の2第6項若しくは第8項、847条の3第7項若しくは第9項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項若しくは4項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合（7.6%）<sup>8</sup>は、前回（9.9%）よりも減少している（第10回報告書86頁【表7】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
6月以内	80,923 58.1%
6月超1年以内	24,870 17.8%
1年超2年以内	22,960 16.5%
2年超3年以内	7,089 5.1%
3年超5年以内	3,048 2.2%
5年を超える	480 0.3%

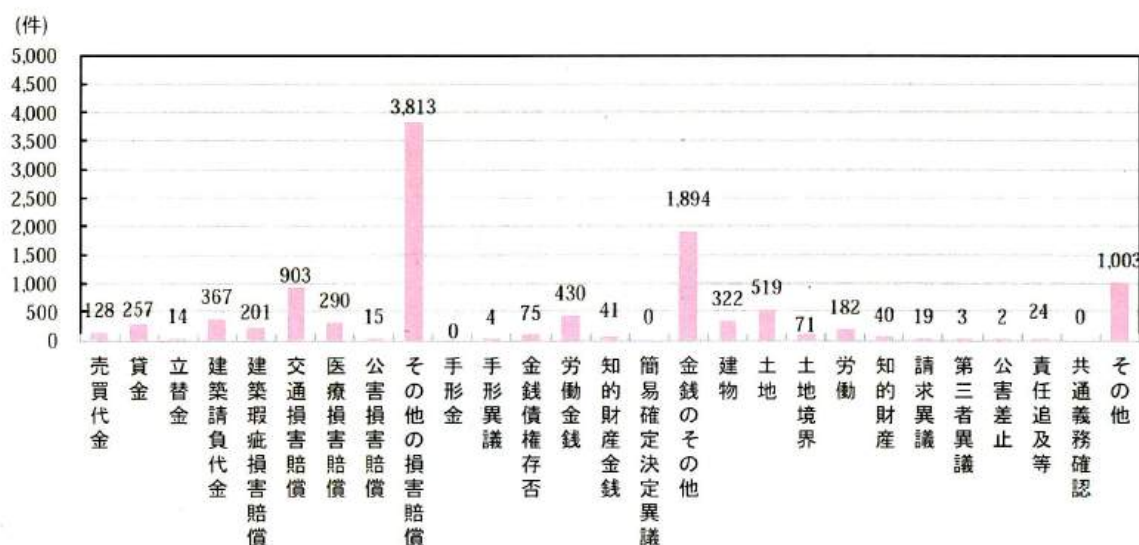
【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

<sup>8</sup> 端数処理の関係上、表7の数値を足し合わせた数値とは一致しない場合がある。正確な数値については、【図9】のうち「総数」の行を参照されたい。

【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



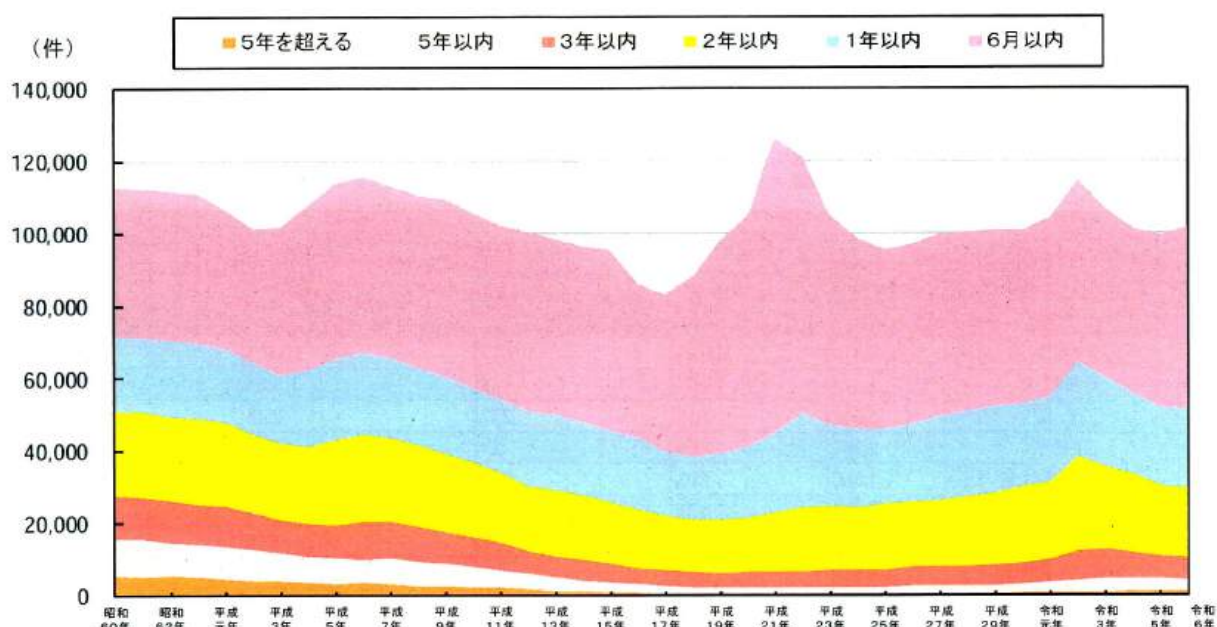
事件の種類	既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合	
総数	139,370	100.0%	10,617	100.0%	7.6%	
金銭	売買代金	1,414	1.0%	128	1.2%	9.1%
	貸金	5,646	4.1%	257	2.4%	4.6%
	立替金	2,391	1.7%	14	0.1%	0.6%
	建築請負代金	1,386	1.0%	367	3.5%	26.5%
	建築瑕疵損害賠償	434	0.3%	201	1.9%	46.3%
	交通損害賠償	13,746	9.9%	903	8.5%	6.6%
	医療損害賠償	676	0.5%	290	2.7%	42.9%
	公害損害賠償	67	0.05%	15	0.1%	22.4%
	その他の損害賠償	23,489	16.9%	3,813	35.9%	16.2%
	手形金	2	0.001%	-	-	-
	手形異議	13	0.01%	4	0.04%	30.8%
	金銭債権存否	1,116	0.8%	75	0.7%	6.7%
	労働金銭	2,659	1.9%	430	4.1%	16.2%
	知的財産金銭	247	0.2%	41	0.4%	16.6%
	簡易確定決定異議	-	-	-	-	-
	金銭のその他	29,156	20.9%	1,894	17.8%	6.5%
	建物	40,474	29.0%	322	3.0%	0.8%
	土地	6,016	4.3%	519	4.9%	8.6%
	土地境界	285	0.2%	71	0.7%	24.9%
	労働	932	0.7%	182	1.7%	19.5%
知的財産	246	0.2%	40	0.4%	16.3%	
請求異議	240	0.2%	19	0.2%	7.9%	
第三者異議	45	0.03%	3	0.03%	6.7%	
公害差止め	5	0.004%	2	0.02%	40.0%	
責任追及等	48	0.03%	24	0.2%	50.0%	
共通義務確認	-	-	-	-	-	
その他	8,637	6.2%	1,003	9.4%	11.6%	

事件類型別の審理期間2年超の既済件数は【図9】のとおりであり、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（35.9%）、「金銭のその他」（17.8%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（46.3%）及び「医療損害賠償」（42.9%）である点は、前回と同様である（第10回報告書87頁【図9】参照）。

各年12月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図10】のとおりであり、係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図11】のとおりである。係属期間2年超の未済事件の数は、平成19年まで減少傾向が続いた後、平成20年以降はなだらかな増加傾向が続いていたが<sup>9</sup>、令和3年（1万2664件）をピークに減少に転じ、令和6年は1万0330件であった。また、全未済事件に占める係属期間2年超の未済事件の割合も、同じく令和3年（11.9%）をピークとし、令和6年は10.2%となっている。

10

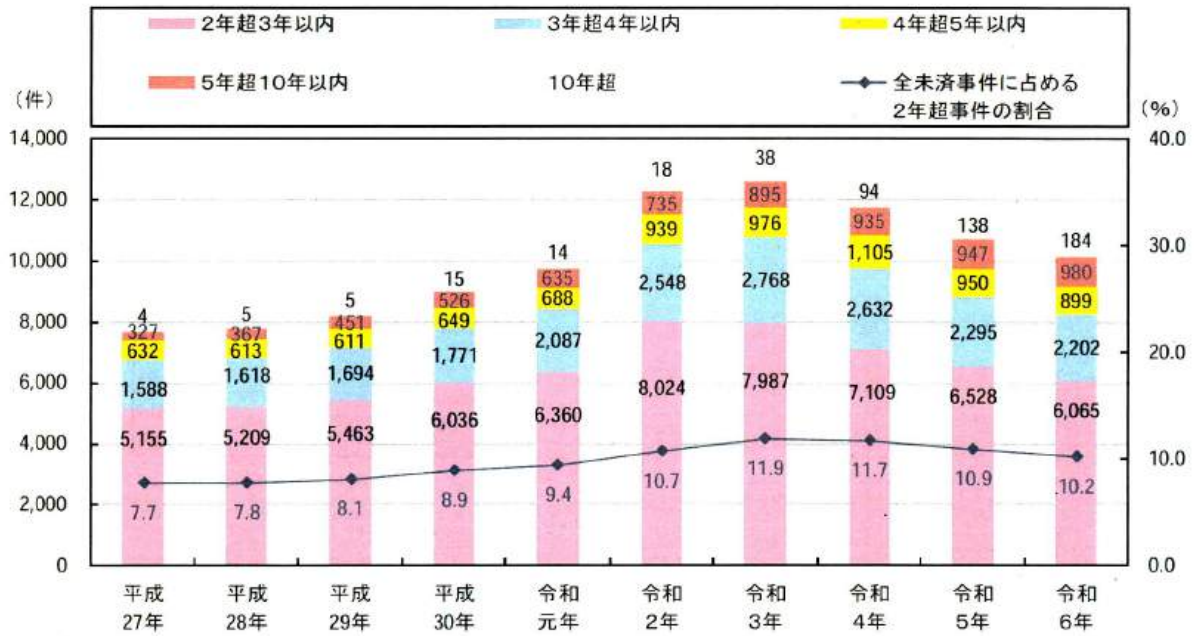
【図10】未済事件の係属期間別事件数の推移



<sup>9</sup> 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる(破産法44条1項、民事再生法40条1項、会社更生法52条1項等参照)。

<sup>10</sup> ただし、令和2年以降の係属期間2年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間2年超の事件の割合の各増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われ、また、令和4年以降の各事件数の減少の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処理が滞り長期化していた事件が減少してきたことによるものと思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（50.5%）が前回（45.8%）より増加した。そのうち、対席判決の事件の割合（47.7%）は前回（55.5%）より減少した。

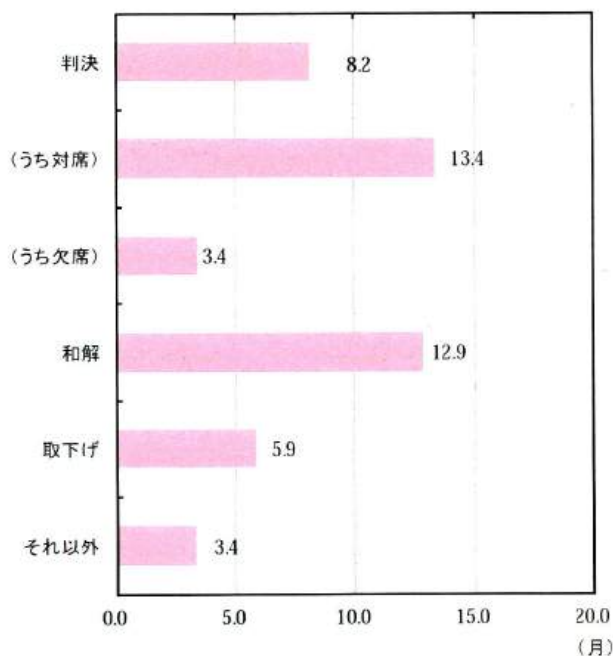
また、和解で終局した事件の割合（31.6%）、取下げで終局した事件の割合（14.0%）は前回（それぞれ32.8%、18.1%）より減少した（第10回報告書90頁【表12】参照）。

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
判決	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	33,598 47.7%
和解	44,080 31.6%
取下げ	19,553 14.0%
それ以外	5,314 3.8%

終局区分別の平均審理期間は【図13】のとおりであり、全体的に見て前回より短縮している（第10回報告書90頁【図13】参照）。

【図13】 終局区分別の平均審理期間



## ○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔<sup>11</sup>は【表 14】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.2回）及び平均争点整理期日回数（2.5回）は、いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.5回、平均争点整理期日回数 2.6回）より若干減少し<sup>12</sup>、平均期日間隔（2.5月）も、前回（2.6月）から若干短縮した。全体として、争点整理期間は前回より短縮している（第 10 回報告書 91 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均期日回数及び平均期日間隔

事件の種類	民事第一審訴訟
平均期日回数	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	1.2
うち平均争点整理期日回数	2.5
平均期日間隔(月)	2.5

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率<sup>13</sup>（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率（41.2%）は、前回（47.5%）より減少している（第 10 回報告書 91 頁【表 15】参照）。

【表 15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

事件の種類	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	57,354
実施率	41.2%

<sup>11</sup> 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第 1 回報告書 20 頁参照）。

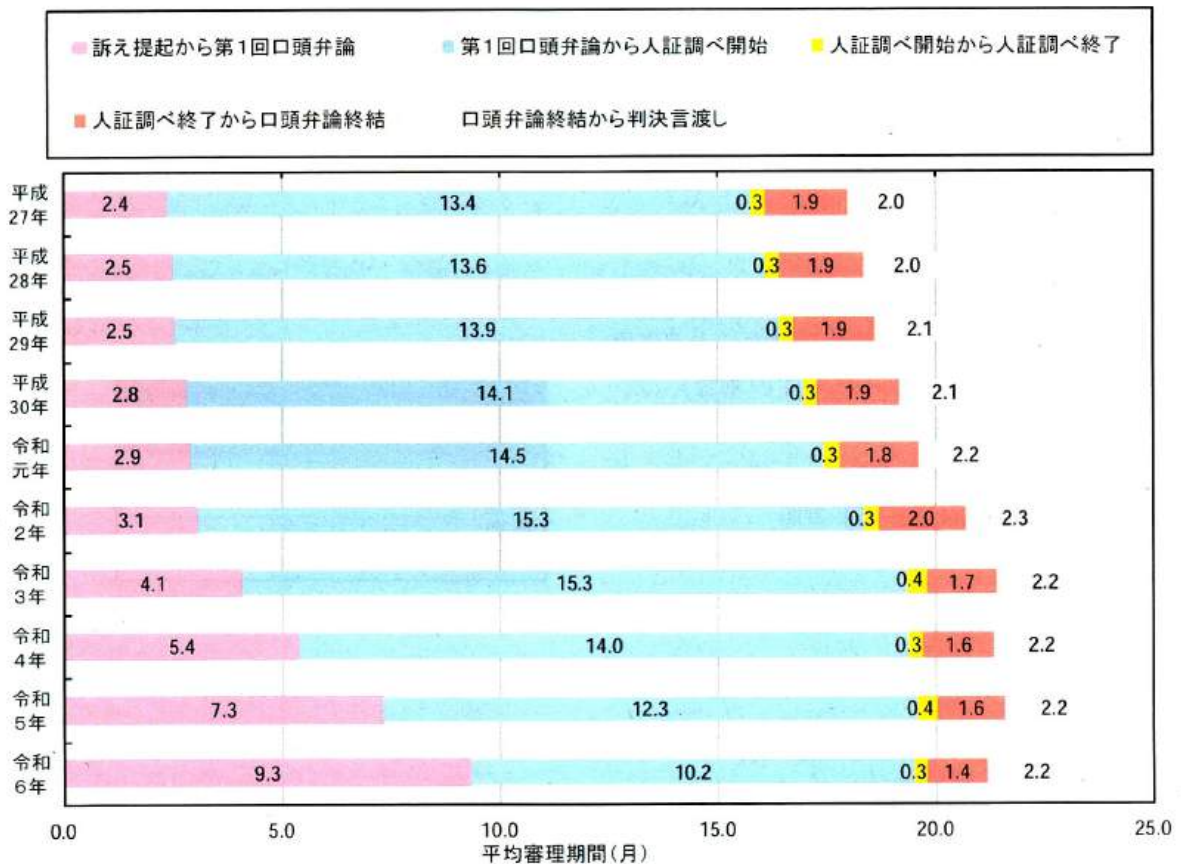
<sup>12</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

<sup>13</sup> ただし、それほど複雑ではなく 1 回 1 回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理手続の実施率はあくまでも目安にすぎない。

人証調べを実施して対席判決で終局した事件<sup>14</sup>における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。手続全体としては長期化傾向にあり<sup>15</sup>、令和3年以降はほぼ横ばいとなっているが、内訳には変化がある。訴え提起から第1回口頭弁論までの期間は、令和6年（9.3月）は前回（5.4月）より長期化した一方、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間は、令和6年（10.2月）は前回（14.0月）より短縮した。

16

【図16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



14 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである(この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。)

15 ただし、令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

16 このような内訳の変化は、民事訴訟のデジタル化を背景とした審理運営の工夫が進み、争いのあることが判明した事件については、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議なども活用した争点整理を行うなどの取組が進められていることなどが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数<sup>17</sup>は【表 17】のとおりである。

第 5 回報告書概況編 37 頁でも指摘されており、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回 0.3 人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ 10 年間おおむね横ばい状態であり、令和 6 年においては、2.6 人となっていて、前回とほぼ同様である（第 6 回報告書 30 頁【表 16】、第 7 回報告書 24 頁【表 15】、第 8 回報告書 28 頁【表 17】、第 9 回報告書 67 頁【表 17】、第 10 回報告書 93 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない事件類型の動向に影響されやすく、過去には過払金訴訟が多くあった平成 20 年前後に人証調べ実施率が減少した（第 5 回報告書概況編 38 頁

【図 21】）。令和 6 年は 11.4% と前回（14.2%）より減少しているところ（第 10 回報告書 93 頁【表 17】参照）、建物訴訟の増加も影響しているものと思われる（【表 6】、第 10 回報告書 85 頁【表 6】参照）。

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月）は、前回（23.9 月）よりも若干短くなっている（【表 18】【表 19】、第 10 回報告書 93 頁【表 18】参照）。

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

事件の種類		民事第一審訴訟
人証調べ実施率		11.4%
平均人証数		0.3
うち平均証人数		0.1
うち平均本人数		0.2
人証調べ実施事件	平均人証数	2.6
	うち平均証人数	0.8
	うち平均本人数	1.8

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	23.6
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均期日回数	9.9
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	2.6
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	7.3

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

<sup>17</sup> 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、およそ9割の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は約1%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第10回報告書94頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	14,430	91.1%
2回	1,211	7.6%
3回	133	0.8%
4回	19	0.1%
5回	14	0.1%
6回	-	-
7回	3	0.02%
8回	13	0.1%
9回	-	-
10回	4	0.03%
11～15回	1	0.01%
16回以上	4	0.03%
合計	15,832	100.0%

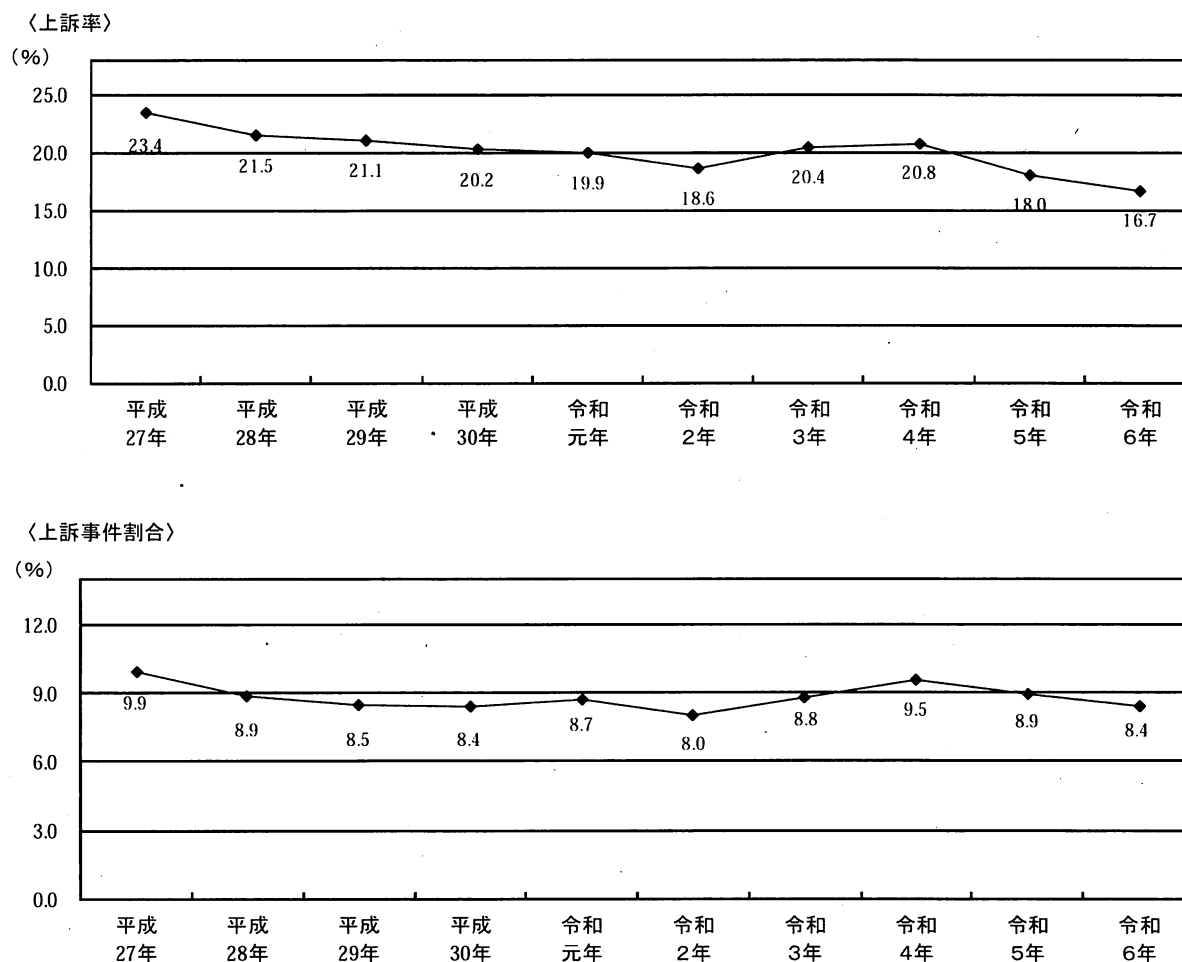
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第10回報告書94頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	741
	実施率	0.5%
検証	実施件数	197
	実施率	0.1%

上訴率及び上訴事件割合<sup>18</sup>の推移については【図22】のとおりであり、平成27年をピークにいずれも減少する傾向にあり、令和6年は上訴率（16.7%）及び上訴事件割合（8.4%）ともに前回（それぞれ20.8%、9.5%）より減少している。

【図22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



<sup>18</sup> 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人を選任された事件の割合は、近年増加傾向にあったが、令和6年（40.5%）は前回（47.9%）よりも減少し、代わりに、原告側のみ訴訟代理人を選任された事件の割合（令和6年 48.2%）が前回（41.7%）よりも増加した（第10回報告書 96頁【表 23】参照）<sup>19</sup>。

【表23】 訴訟代理人の選任状況

事件の種類	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	56,385 40.5%
原告側のみ訴訟代理人	67,205 48.2%
被告側のみ訴訟代理人	3,978 2.9%
本人による	11,802 8.5%

○ 合議の状況

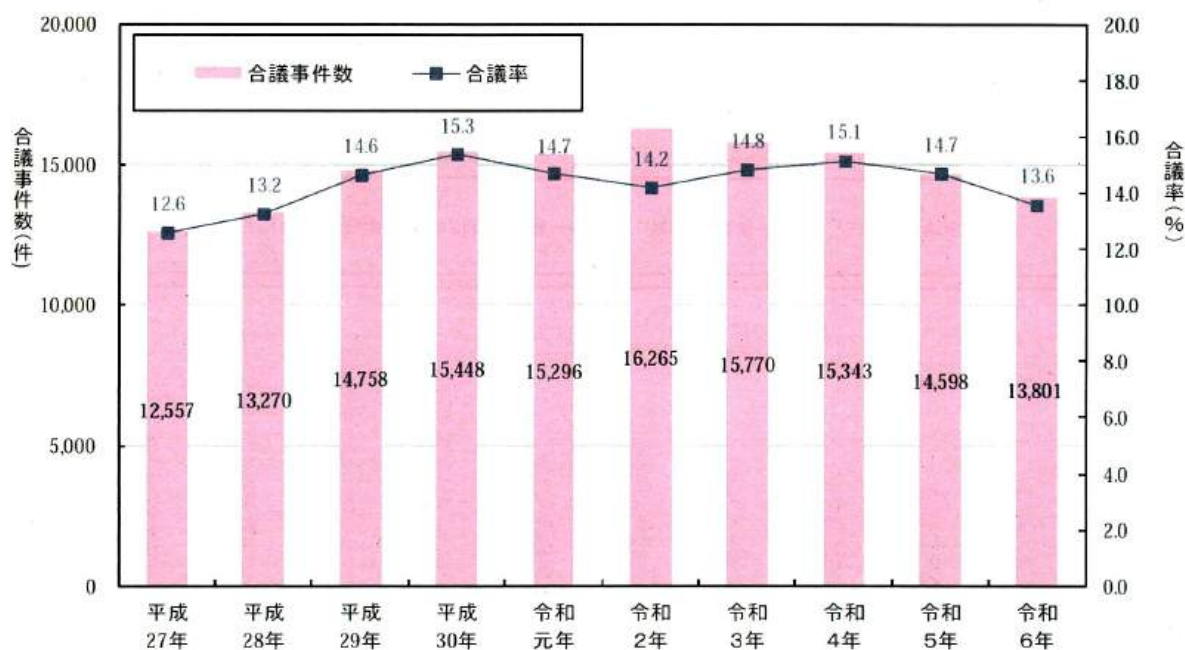
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、令和元年（6.0%）まではおおむね増加傾向にあったが、近年は若干減少傾向となっており、令和6年は5.0%となっている。

【図24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



<sup>19</sup> 建物訴訟の増加の影響もあると思われる（【表6】、第10回報告書 85頁【表6】参照）。

【図25】未済事件における合議事件数及び合議率の推移



未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 30 年（15.3%）をピークとして、近年はやや減少傾向にあり、令和 6 年は 13.6%となっている。合議事件数については、令和 2 年を除いて、おおむね合議率に沿うように推移しており、令和 6 年（1 万 3801 件）は前回（1 万 5343 件）より減少した。

合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数は近年増加傾向にあったが、令和6年(3,145件)は前回(3,784件)より減少した。また、合議率は、令和元年(34.6%)までは増加傾向にあったが、その後減少し<sup>20</sup>、令和6年(29.6%)は前回(29.1%)と同水準となっている。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



<sup>20</sup> 令和2年から令和4年にかけての合議率の減少は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴う裁判所の業務縮小を経て、その後単独事件の既済件数が増加したことによると考えられる。

## 1. 2 個別の事件類型の概況

### 1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移していたが、令和 4 年（645 件）以降、600 件台に減少して、令和 6 年は 658 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移しており、平成 27 年以降徐々に長期化していたが、令和 6 年（24.9 月）は、令和 4 年（26.5 月）から減少した。審理期間が 2 年を超える事件の割合については、令和 6 年（42.9%）は令和 4 年（47.6%）より減少した。

人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

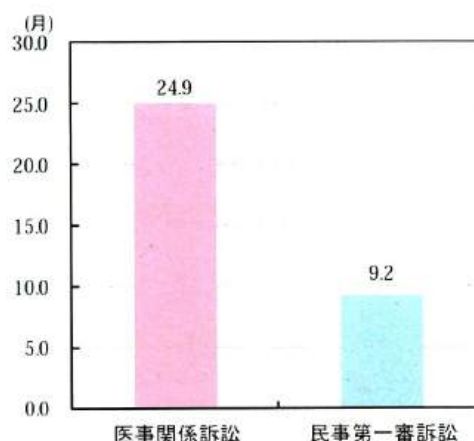
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



新受件数は、平成4年(370件)から平成16年(1,089件)までおおむね増加傾向にあったところ、それ以降減少傾向に転じた後、平成21年以降は年間700件台から800件台前半で推移していたが、令和4年(645件)以降600件台に減少して、令和6年は658件であった。

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にあり、近年23月から26月の範囲内で推移していたが、平成27年(23.7月)以降徐々に長期化しており、令和6年(24.9月)は、令和4年とほぼ同様であった(【図1】【図2】<sup>2</sup>)。

【図2】 平均審理期間  
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



<sup>1</sup> 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す(第1回報告書69頁参照)。

<sup>2</sup> ただし、第9回(令和2年)以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあったが、令和6年は、前回（47.6%）より減少して42.9%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】、第9回報告書75頁【表3】、第10回報告書101頁【表3】参照）<sup>3</sup>。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	676	139,370
平均審理期間(月)	24.9	9.2
6月以内	88 13.0%	80,923 58.1%
6月超1年以内	90 13.3%	24,870 17.8%
1年超2年以内	208 30.8%	22,960 16.5%
2年超3年以内	144 21.3%	7,089 5.1%
3年超5年以内	125 18.5%	3,048 2.2%
5年を超える	21 3.1%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（53.0%）より減少して51.5%となっているが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第10回報告書101頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	252 37.3%	70,423 50.5%
うち対席 （%は判決に対する割合）	251 99.6%	33,598 47.7%
和解	348 51.5%	44,080 31.6%
取下げ	23 3.4%	19,553 14.0%
それ以外	53 7.8%	5,314 3.8%

<sup>3</sup> ただし、第9回（令和2年）以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

### ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（75.0%）は、前回（78.7%）より減少したものの、依然として高い水準にある（第10回報告書102頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	507 75.0%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	76 11.2%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	76 11.2%	3,978 2.9%
本人による	17 2.5%	11,802 8.5%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均期日回数（9.3回。うち平均口頭弁論期日回数は1.4回、平均争点整理期日回数は7.8回。）は、前回（10.3回。うち平均口頭弁論期日回数は1.7回、平均争点整理期日回数は8.6回。）よりも減少し、平均期日間隔（2.7月）は前回とほぼ同様であった（第10回報告書103頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	9.3	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	1.4	1.2
うち平均争点整理期日回数	7.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.7	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（78.8%）は、前回（83.1%）より減少したものの、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準にある（第10回報告書103頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	533	57,354
	実施率	78.8%	41.2%

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和6年において、医事関係訴訟全体の24.0%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりである。長期的に見ると、訴え提起から人証調べ開始までの平均期間は長期化傾向にあり、人証調べ開始以降の平均期間はおおむね短縮傾向にあるものの、審理期間全体は長期化傾向にある<sup>4</sup>。令和6年は、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間（12.3月）が前回（5.4月）より長期化した一方<sup>5</sup>、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（16.5月）は前回（22.7月）より短縮し、審理期間全体（34.8月）は、前回（35.1月）よりも若干短縮した。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



<sup>4</sup> ただし、第9回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

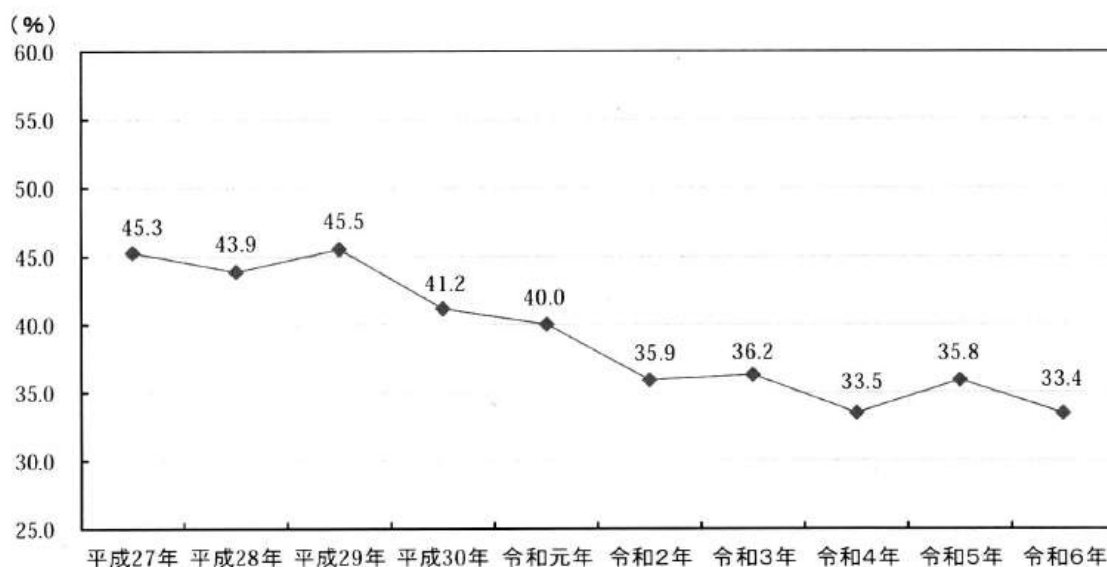
<sup>5</sup> 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初からウェブ会議なども活用した実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率（33.4%）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準にあるが、前回（33.5%）から減少しており、平成27年以降で見ても減少傾向にある（【図10】）（第10回報告書105頁【表9】参照）。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	33.4%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.4	2.6

【図10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間（36.8月）は、前回（38.9月）より短縮したが、民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6月（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】））と比べて長い傾向が続いている。なお、平均人証調べ期間（0.3月）は、前回（0.7月）から減少している。（【表11】）（第10回報告書105頁【表11】参照）

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間  
（医事関係訴訟）

平均審理期間(月)	36.8
平均人証調べ期間(月)	0.3

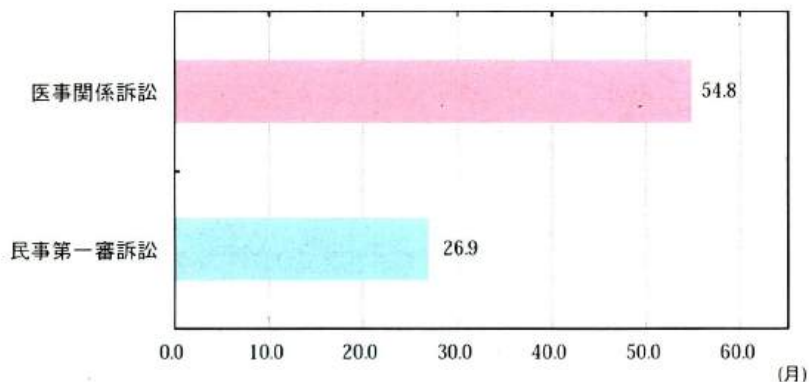
鑑定実施件数及び鑑定実施率については【表12】のとおりである。鑑定実施率（4.4%）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準にあるものの、前回（5.8%）より減少しており、長期的に見ても、平成20年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第5回報告書概況編72頁【図13】、第6回報告書38頁【表12】、第7回報告書33頁【表12】、第8回報告書38頁【表12】、第9回報告書79頁【表12】、第10回報告書106頁【表12】参照）。

【表12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	30	741
	実施率	4.4%	0.5%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図13】のとおりであり、平均審理期間（54.8月）は、前回（59.9月）よりも短縮した。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第10回報告書106頁【図13】参照）

【図13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



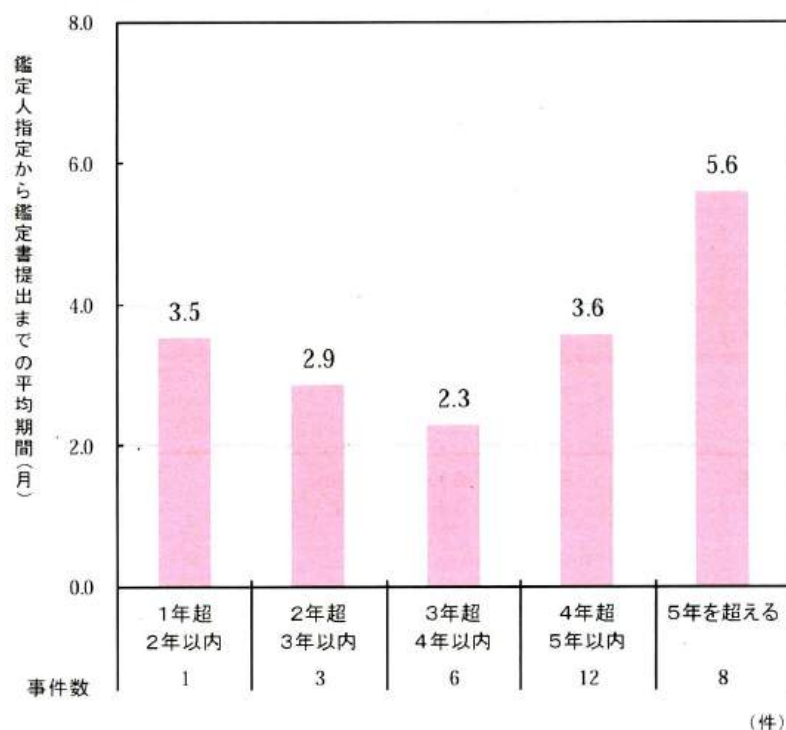
平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表14】のとおりであり、前回（4.0月）よりも0.2月短縮して3.8月となった（第10回報告書106頁【表14】参照）。

【表14】 平均鑑定期間(医事関係訴訟)

平均鑑定期間(月)	3.8
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.03
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.8

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第2回報告書 48 頁【図 59】、第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第4回報告書概況編 68 頁【図 18】、第5回報告書概況編 73 頁【図 16】、第6回報告書 39 頁【図 15】、第7回報告書 34 頁【図 15】、第8回報告書 39 頁【図 15】、第9回報告書 80 頁【図 15】、第10回報告書 107 頁【図 15】参照）。

【図15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間  
（医事関係訴訟）



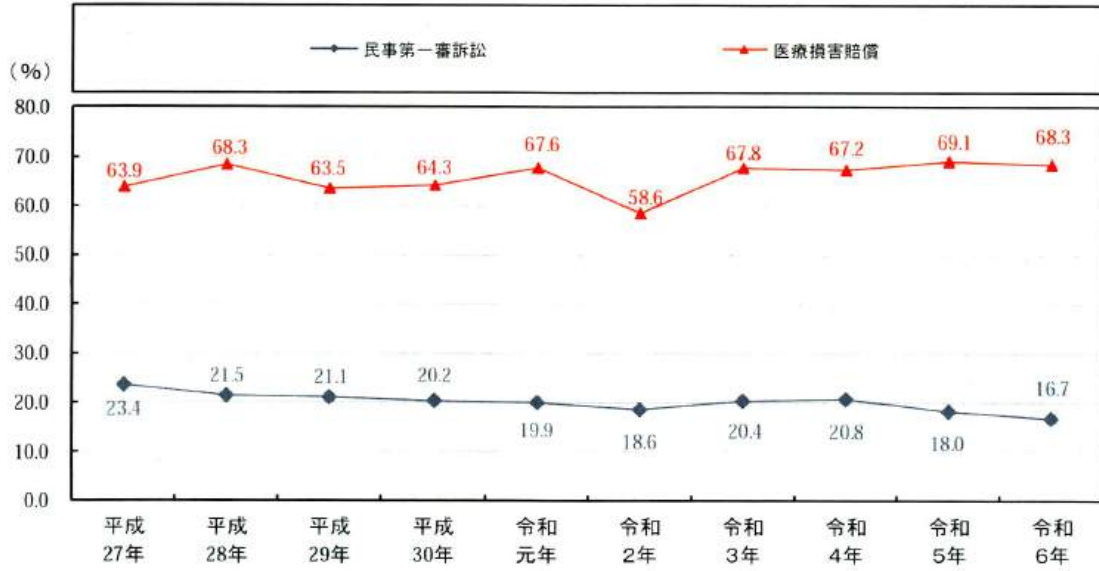
※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

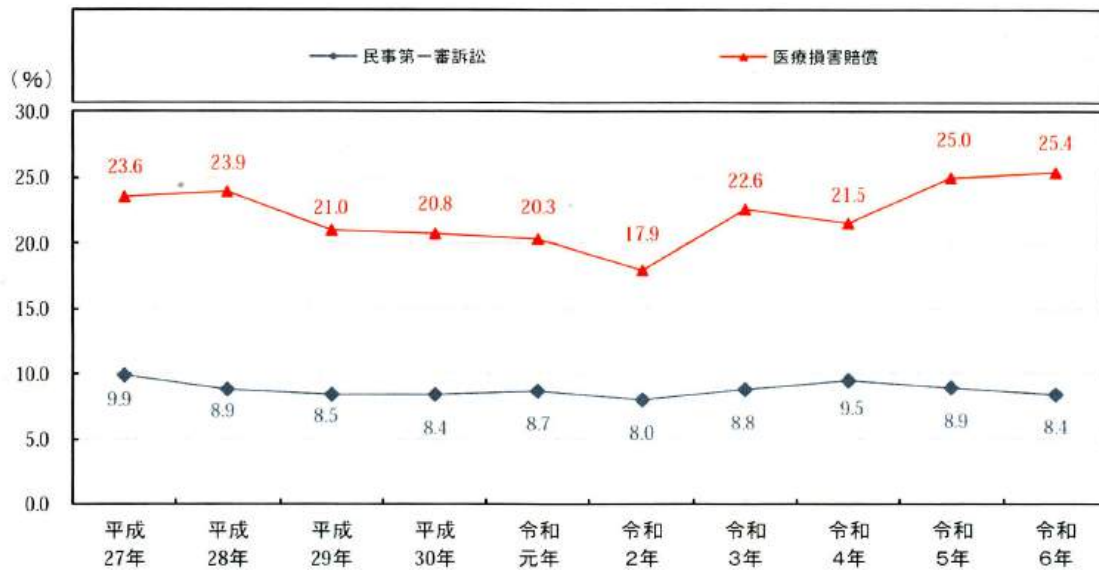
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準にある。

【図16】 上訴率及び上訴事件割合の推移(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



## 1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね1,950件から2,050件程度で推移していたが、令和6年(1,800件)は前回とほぼ同様である。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟(27.2月)は前回とほぼ同じであったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟(14.0月)が前回(15.3月)より1.3月短縮し、建築関係訴訟全体の平均審理期間(19.9月)は、前回(21.3月)より1.4月短縮した。

平均期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が10.4回(前回11.1回)、瑕疵主張のない建築関係訴訟が5.7回(前回6.2回)と、いずれも前回より減少した。他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれも前回とほぼ同様であった。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(47.0%)は前回と同じだが、民事第一審訴訟事件(全体)と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間(0.1月)は前回(0.5月)から減少し、民事第一審訴訟事件(全体)とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成18年以降で見ると低い水準が続いている。

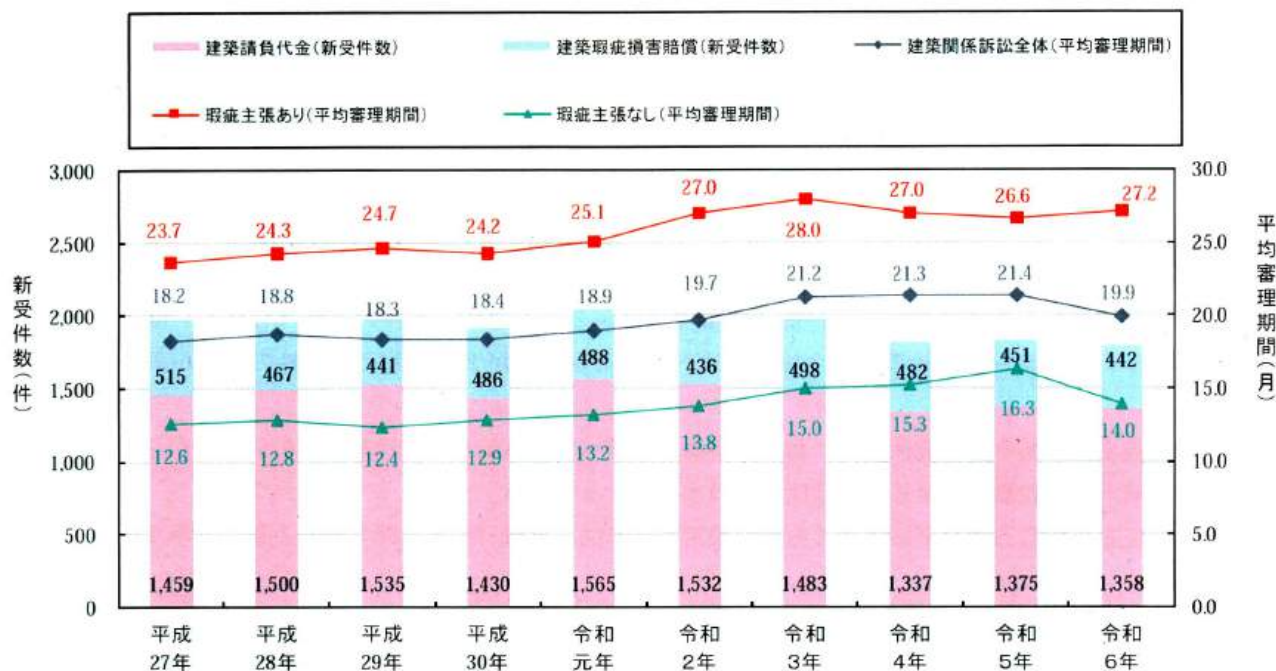
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合(41.4%)は、前回(53.0%)よりも減少し、その平均審理期間(33.8月)は、前回(29.8月)より長期化した。平均調停期日回数(10.4回)も前回(8.0回)より増加した。

その余の主な統計データ(終局区分別の既済件数及び事件割合)について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



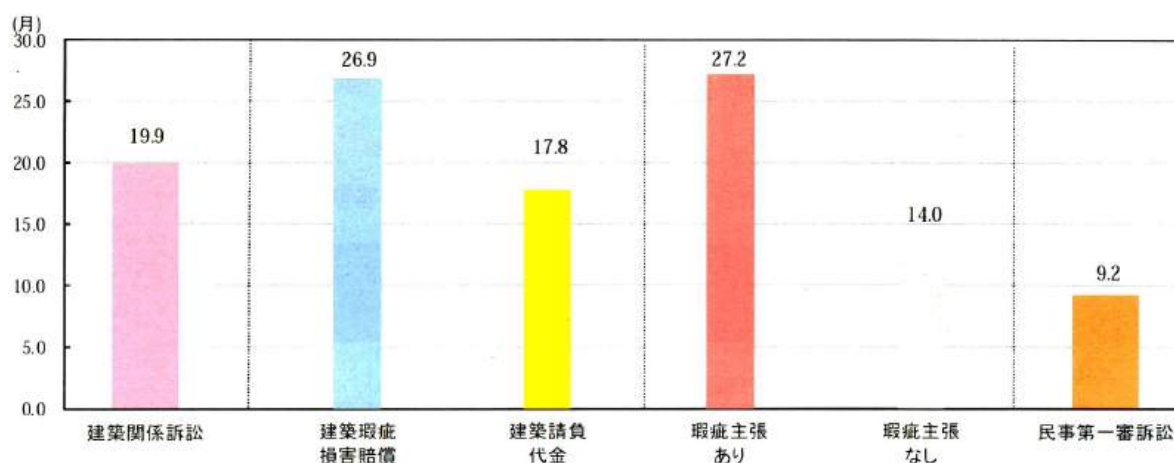
新受件数は、近年おおむね1,950件から2,050件程度で推移していたが、前回から1,800件から1,850件程度に減少し、令和6年(1800件)は前回とほぼ同様であった。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年18月台で推移し、令和2年以降長期化していたが、令和6年は前回(21.3月)よりも短縮して19.9月となった(【図1】【図2】)。比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回とほぼ同じ27.2月であったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟(14.0月)が前回(15.3月)より短縮した(第10回報告書111頁【図2】参照)<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編78頁脚注1参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償事件であっても、建築請負代金事件のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通するといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第10回報告書と同様である。同・110頁脚注1参照)。

<sup>2</sup> ただし、令和2年以降の平均審理期間の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(47.0%)は、前回と同様であるが、令和2年(48.0%)以降平成30年(40.2%)と比べて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(18.2%)は、前回(20.1%)より減少した<sup>3</sup>。(第8回報告書43頁【表3】、第9回報告書84頁【表3】、第10回報告書111頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	434 23.8%	1,386 76.2%	821 45.1%	999 54.9%	139,370 -
平均審理期間(月)	26.9	17.8	27.2	14.0	9.2
6月以内	31 7.1%	428 30.9%	57 6.9%	402 40.2%	80,923 58.1%
6月超1年以内	38 8.8%	241 17.4%	106 12.9%	173 17.3%	24,870 17.8%
1年超2年以内	164 37.8%	350 25.3%	272 33.1%	242 24.2%	22,960 16.5%
2年超3年以内	115 26.5%	205 14.8%	206 25.1%	114 11.4%	7,089 5.1%
3年超5年以内	67 15.4%	137 9.9%	140 17.1%	64 6.4%	3,048 2.2%
5年を超える	19 4.4%	25 1.8%	40 4.9%	4 0.4%	480 0.3%

<sup>3</sup> ただし、令和2年以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟についてみると、判決で終局した事件（30.5%）のほとんどが対席判決によるもの（91.6%）である点は前回から大きな変化が見られず、取下げ<sup>4</sup>で終局した割合（27.4%）は前回（39.5%）から減少したものの、民事第一審訴訟事件（全体）（14.0%）と比べてなお高い傾向にある。（第10回報告書112頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審
判決	144 33.2%	526 38.0%	250 30.5%	420 42.0%	70,423 50.5%
うち対席 (判決に対する割合)	130 90.3%	344 65.4%	229 91.6%	245 58.3%	33,598 47.7%
和解	144 33.2%	583 42.1%	325 39.6%	402 40.2%	44,080 31.6%
取下げ	132 30.4%	225 16.2%	225 27.4%	132 13.2%	19,553 14.0%
それ以外	14 3.2%	52 3.8%	21 2.6%	45 4.5%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人を選任された事件の割合（86.2%）は、民事第一審訴訟事件（全体）（40.5%）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第10回報告書112頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	377 86.9%	894 64.5%	708 86.2%	563 56.4%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	40 9.2%	416 30.0%	82 10.0%	374 37.4%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	10 2.3%	26 1.9%	20 2.4%	16 1.6%	3,978 2.9%
本人による	7 1.6%	50 3.6%	11 1.3%	46 4.6%	11,802 8.5%

<sup>4</sup> 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔<sup>5</sup>については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（10.4回）は前回（11.1回）よりも減少しており、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数（5.7回）も、前回（6.2回）から減少している。（第10回報告書113頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張の有無にかかわらず、いずれの類型でも前回とほぼ同様であった（第10回報告書113頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
平均期日回数	9.5	6.9	10.4	5.7	3.6
うち平均口頭弁論 期日回数	1.3	1.4	1.4	1.4	1.2
うち平均争点整理 期日回数	8.2	5.5	9.0	4.4	2.5
平均期日間隔(月)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第10回報告書113頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟	
争点 手続 整理	実施件数	396	948	757	587	57,354
	実施率	91.2%	68.4%	92.2%	58.8%	41.2%

<sup>5</sup> 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数が減り、期日間隔が長くなることがあると考えられる。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.1月）は、前回（0.5月）から減少し、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3月）とほぼ同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（18.1%）は、前回（21.2%）より減少した。（前掲Ⅲ. 1. 1【表17】【表18】）（第10回報告書114頁【表8】【表9】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	28.8%	20.3%	27.5%	18.1%	11.4%
平均人証数	0.8	0.6	0.8	0.5	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.8	2.9	2.8	2.9	2.6

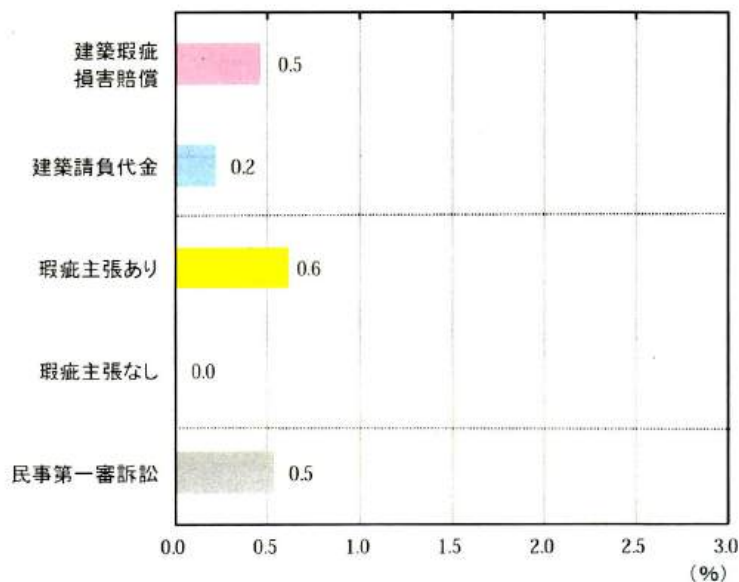
人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回（35.6月）よりも若干増加して36.2月となった。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6月）（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第10回報告書114頁【表9】参照）

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間(月)	36.2
平均人証調べ期間(月)	0.1

鑑定実施率については【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（0.6%）は前回（0.8%）より若干減少しており、平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形での、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる<sup>6</sup>。）（第 10 回報告書 115 頁【図 10】参照）。

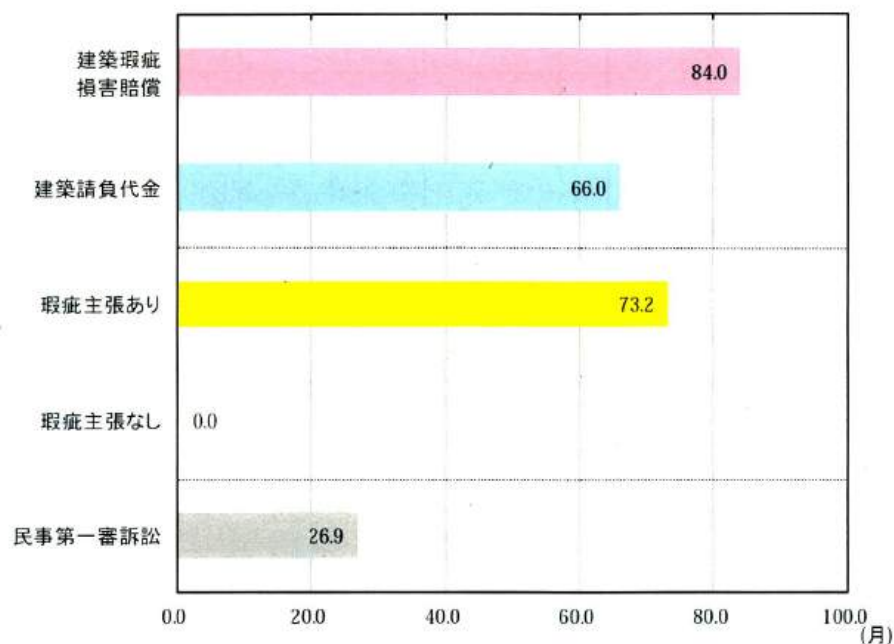
【図 10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



<sup>6</sup> 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成 19 年に 37.4%であったものが、令和 6 年には 50.8%に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（73.2 月）は前回（49.1 月）よりも増加した（第 10 回報告書 116 頁【図 11】参照）<sup>7</sup>。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間  
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおり 3.1 月であり、前回（7.5 月）よりも短縮した（第 10 回報告書 116 頁【表 12】参照）<sup>8</sup>。なお、令和 6 年は、鑑定採用日と鑑定人指定日は全て同日であった。

【表 12】 平均鑑定期間(建築関係訴訟)

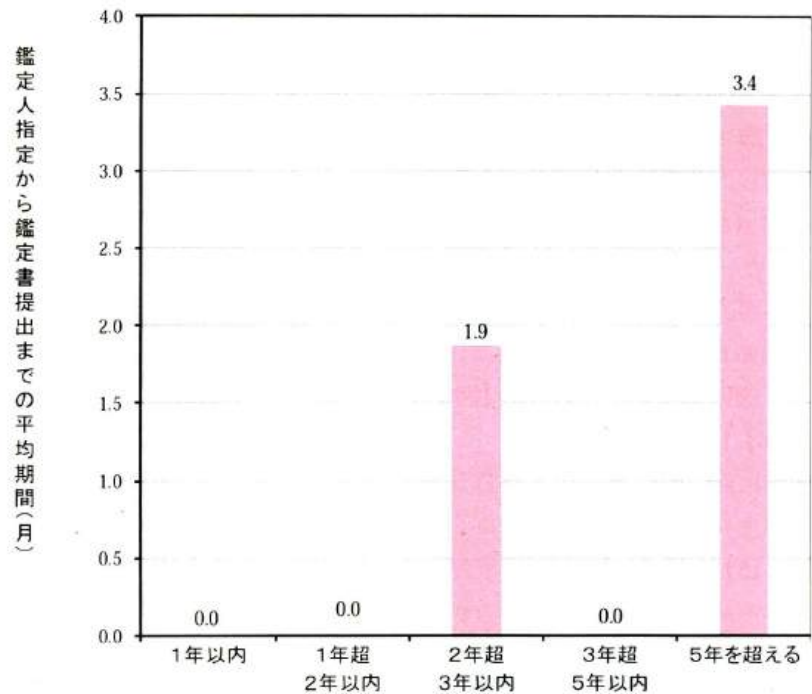
平均鑑定期間(月)	3.1
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	-
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.1

<sup>7</sup> ただし、鑑定を実施した事件は計5件(建築瑕疵損害賠償2件、建築請負代金3件)しかないことに留意する必要がある。

<sup>8</sup> ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計5件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものについては【図13】のとおりであり、2年を超え3年以内の事件（1.9月）は前回（0.6月）より長期化したものの、5年を超える事件（3.4月）は前回（15.0月）よりも短縮している（第10回報告書117頁【図13】参照）<sup>9</sup>。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表14】のとおり、調停に付された事件の割合（41.4%）は前回（53.0%）よりも減少した（第10回報告書117頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

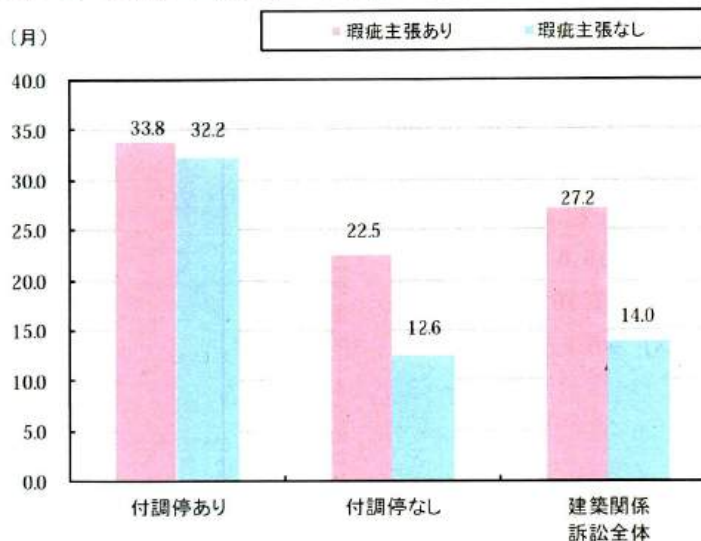
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	821	999	1,820
付調停事件数	340	70	410
付調停率	41.4%	7.0%	22.5%

<sup>9</sup> もっとも、鑑定を実施した事件が計5件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

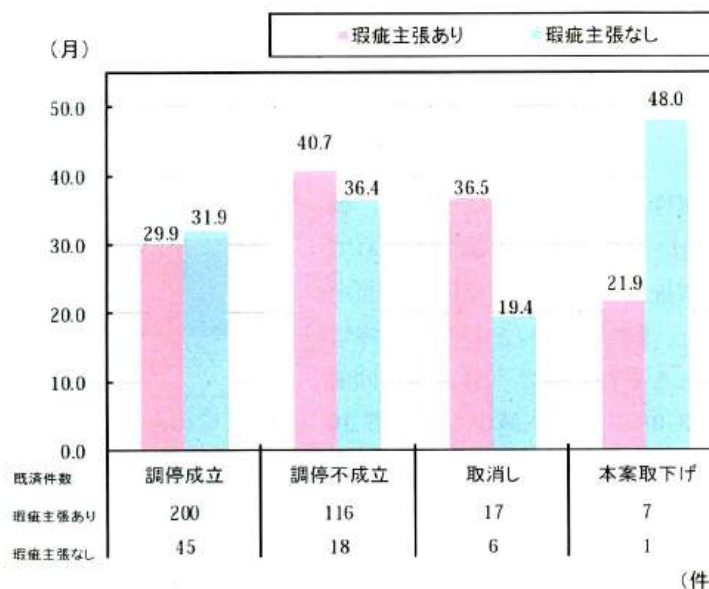
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図 15】のとおり、前回（29.8月）より増加して33.8月となった。調停終了区分別で見ると、【図 16】のとおり、調停成立事件（29.9月）は前回（25.4月）より長期化し、調停不成立事件（40.7月）は前回（40.5月）より若干長期化した。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数（10.4回）は、前回（8.0回）から増加した（【表 17】）。（第10回報告書118頁【図 15】【図 16】【表 17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図 15】）、調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図 16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第10回報告書118頁【図 15】【図 16】参照）。

【図 15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

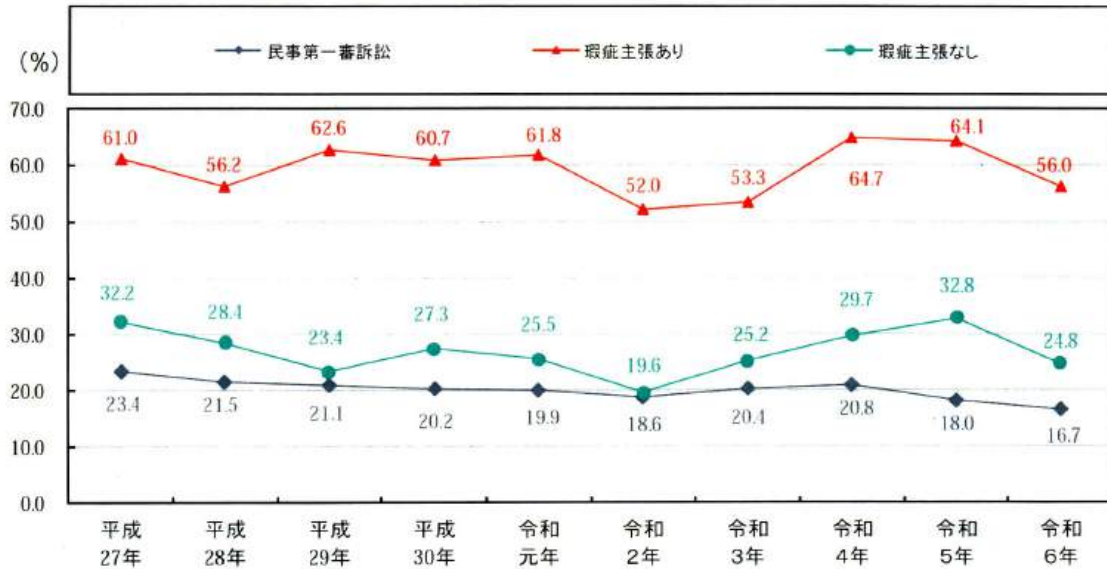
事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	17.3	12.6	16.5
	平均調停期日回数	10.4	7.4	9.9

○ 上訴に関する状況

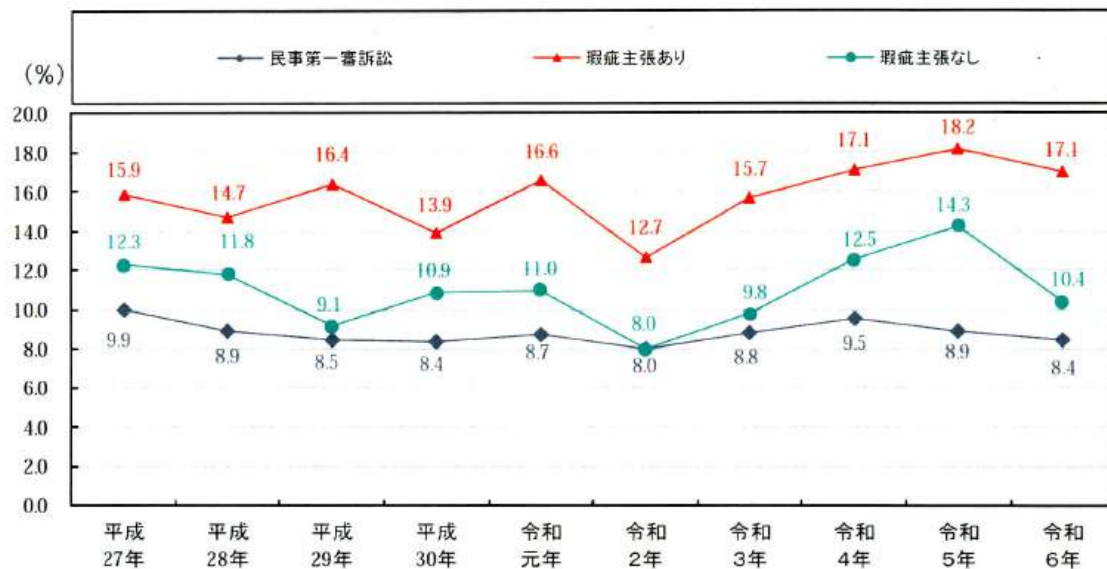
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



## 1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数（464件）は、前回（486件）より減少した。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮が進み、令和6年は、前回（16.7月）より短縮して、15.4月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（21.1%）は前回（23.7%）より減少し、6月超2年以内の事件の割合（62.5%）は前回（52.6%）より増加し、2年超の事件の割合（16.5%）は前回（23.7%）より減少した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（92.6%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（80.9%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.8回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は48.7%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約2.9倍である。

### ○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和6年（464件）は、令和4年（486件）より減少した。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等<sup>2</sup>）及び運用面での工夫<sup>3</sup>が図られたことにより、短縮が進んだ。令和6年は、前回（16.7月）より短縮して、15.4月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう<sup>4</sup>。（第10回報告書121頁【図2】参照）

<sup>1</sup> 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書97頁参照）。

<sup>2</sup> 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

<sup>3</sup> 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

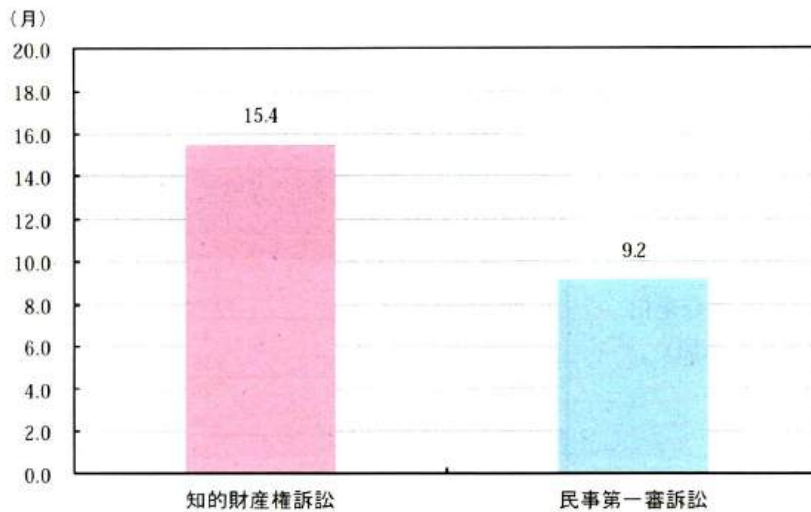
<sup>4</sup> 令和4年の平均審理期間の長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



### ○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(23.7%)より減少して16.5%となった一方で、6月超2年以内の事件の割合は前回(52.6%)より増加して62.5%となり、6月以内の事件の割合は前回(23.7%)より減少して21.1%となっている<sup>5</sup>。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(50.8%)。(第10回報告書122頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	493	139,370
平均審理期間(月)	15.4	9.2
6月以内	104 21.1%	80,923 58.1%
6月超1年以内	139 28.2%	24,870 17.8%
1年超2年以内	169 34.3%	22,960 16.5%
2年超3年以内	54 11.0%	7,089 5.1%
3年超5年以内	25 5.1%	3,048 2.2%
5年を超える	2 0.4%	480 0.3%

### ○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。46.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(92.6%)。また、和解により終局した事件が31.6%、取下げにより終局した事件が18.5%と、前回(それぞれ33.3%、21.0%)から減少している(第10回報告書122頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
判決	230 46.7%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	213 92.6%	33,598 47.7%
和解	156 31.6%	44,080 31.6%
取下げ	91 18.5%	19,553 14.0%
それ以外	16 3.2%	5,314 3.8%

### ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。80.9%の事件で双方に訴訟代理人が選任されており、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第10回報告書122頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	399 80.9%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	45 9.1%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	26 5.3%	3,978 2.9%
本人による	23 4.7%	11,802 8.5%

<sup>5</sup> ただし、令和4年の2年超の事件割合の増加の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

## ○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回(4.9回)より増加して5.8回、平均口頭弁論期日回数は前回(1.2回)より若干減少して0.9回、平均期日間隔は前回(2.7月)より若干短縮して2.3月となった(第10回報告書123頁【表6】参照)。

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回(83.0%)より増加して84.8%であり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である(第10回報告書123頁【表7】参照)。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回(13.7%)より減少して10.5%となった<sup>6</sup>(第10回報告書123頁【表8】参照)。

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回(27.0月)より若干長期化して27.2月となり、平均人証調べ期間は前回(0.2月)から若干長期化して0.8月となった(第10回報告書123頁【表9】参照)。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.8	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	0.9	1.2
うち平均争点整理期日回数	5.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.3	2.5

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
争点整理	実施件数	418
	実施率	84.8%
		57,354
		41.2%

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	10.5%	11.4%
平均人証数	0.3	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.8	2.6

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

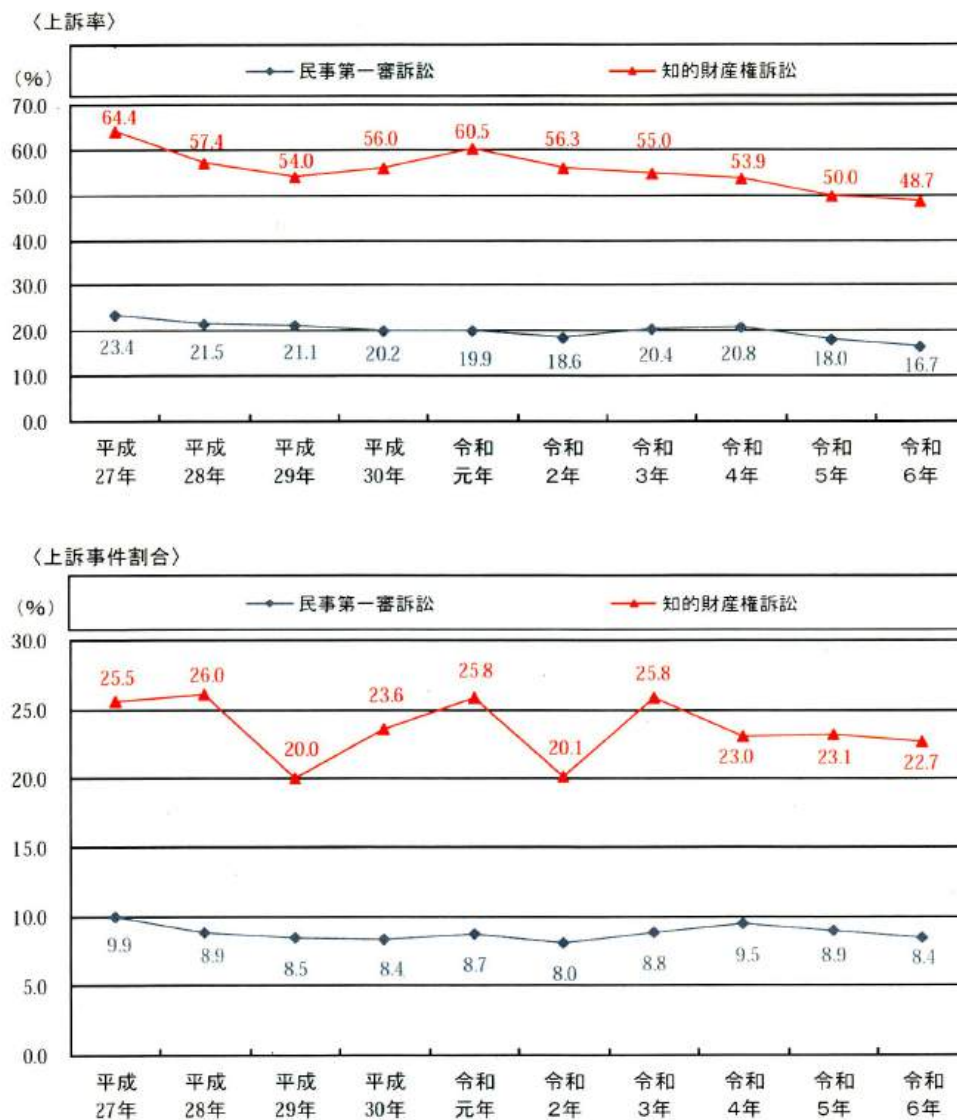
平均審理期間(月)	27.2
平均人証調べ期間(月)	0.8

<sup>6</sup> 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲Ⅲ. 1. 2. 1【図10】及びⅢ. 1. 2. 2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書102頁、第2回報告書74頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ふりずむ2010年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



## 1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和6年の新受件数は4,214件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（18.0%）は前回（15.1%）より増加しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合（37.6%）は前回（41.7%）より減少しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合（26.4%）は前回（27.2%）より若干減少したのに対し、和解で終局した事件の割合（62.2%）は前回（52.8%）より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合（65.6%）は前回（69.4%）から減少し、労働審判で終局した事件の割合（18.9%）は、前回（16.6%）より増加した。労働審判事件の平均審理期間（96.7日）は、前回（90.3日）より長くなった。

### ○ 事件数及び平均審理期間等

労働関係訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和6年は4,214件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和6年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回（17.2月）より短縮して、16.1月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ（【図7】）、前者の事件の割合の増加傾向からの高止まり状態等が反映されているものと考えられる（【図6】）。令和6年は平均審理期間が短縮したものの、令和6年も新受件数の増加が続いていることから、今後の推移について注視していく必要がある。

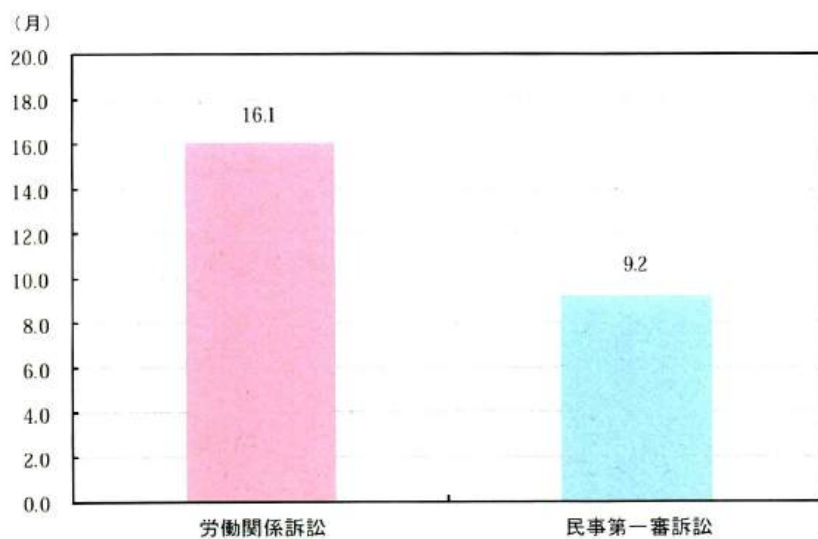
<sup>1</sup> 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回(15.1%)より増加して18.0%となっているが、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回(41.7%)より減少して37.6%となっているが、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回(20.4%)より減少して17.0%となっている。(第10回報告書127頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	3,591	139,370
平均審理期間(月)	16.1	9.2
6月以内	647 18.0%	80,923 58.1%
6月超1年以内	983 27.4%	24,870 17.8%
1年超2年以内	1,349 37.6%	22,960 16.5%
2年超3年以内	410 11.4%	7,089 5.1%
3年超5年以内	188 5.2%	3,048 2.2%
5年を超える	14 0.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件(うち9割以上が対席判決である。)の割合が前回(27.2%)より若干減少して26.4%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回(52.8%)より増加して62.2%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は、前回(16.6%)から減少して7.6%となっている。(第10回報告書127頁【表4】参照)

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	949 26.4%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	869 91.6%	33,598 47.7%
和解	2,234 62.2%	44,080 31.6%
取下げ	274 7.6%	19,553 14.0%
それ以外	134 3.7%	5,314 3.8%

### ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（84.1%）は、前回（87.0%）からは減少した。これまで増加傾向にあったところ近年は8割台で推移し、高止まり状態にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向からの高止まり状態が反映されているものと考えられる。令和6年は平均審理期間が短縮したものの、令和6年も新受件数の増加が続いていることから、今後の推移について注視していく必要がある。

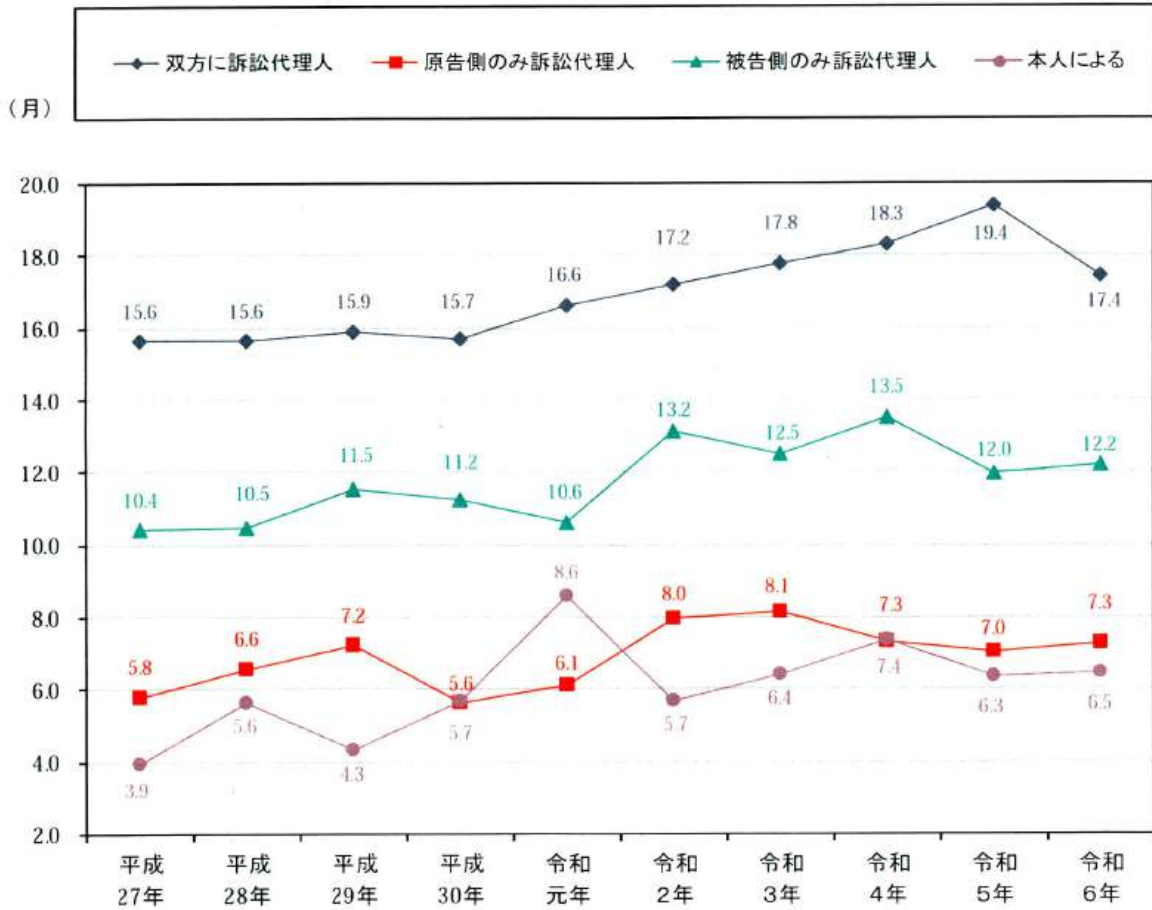
【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	3,020 84.1%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	294 8.2%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	203 5.7%	3,978 2.9%
本人による	74 2.1%	11,802 8.5%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数(6.4回)は、前回(7.0回)より減少しているところ、そのうち、平均口頭弁論期日回数(1.1回)は、前回(1.6回)より減少し、平均争点整理期日回数(5.3回)も、前回(5.4回)より若干減少している。平均期日間隔(2.5月)は、前回から変化はない。(第10回報告書129頁【表8】参照)

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため(第6回報告書59頁参照)、その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.4	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	1.1	1.2
うち平均争点整理期日回数	5.3	2.5
平均期日間隔(月)	2.5	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりである。争点整理手続の実施件数は、前回(3,272件)より減少して3,045件となった。また、争点整理手続の実施率は、前回(85.3%)より若干減少して84.8%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることは前回と同様である。(第10回報告書130頁【表9】参照)

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	3,045	57,354
	実施率	84.8%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(32.7%)より減少して27.5%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数(3.0人)は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。(第10回報告書130頁【表10】参照)

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	27.5%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.6

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される。(詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照)

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者(24.6月)は、前回(23.9月)より若干長くなっているが、後者(0.2月)は、前回から変化はない。(第10回報告書130頁【表11】参照)

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

平均審理期間(月)	24.6
平均人証調べ期間(月)	0.2

さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件(労働審判手続から移行した訴訟事件<sup>2</sup>を除く。)<sup>3</sup>について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。)は、【図12】のとおり、前回(15.0月)より短縮して11.3月となっているが、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間は前回(5.2月)より長期化して9.9月となっており<sup>4</sup>、全体として長期化傾向が見られるところである。今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

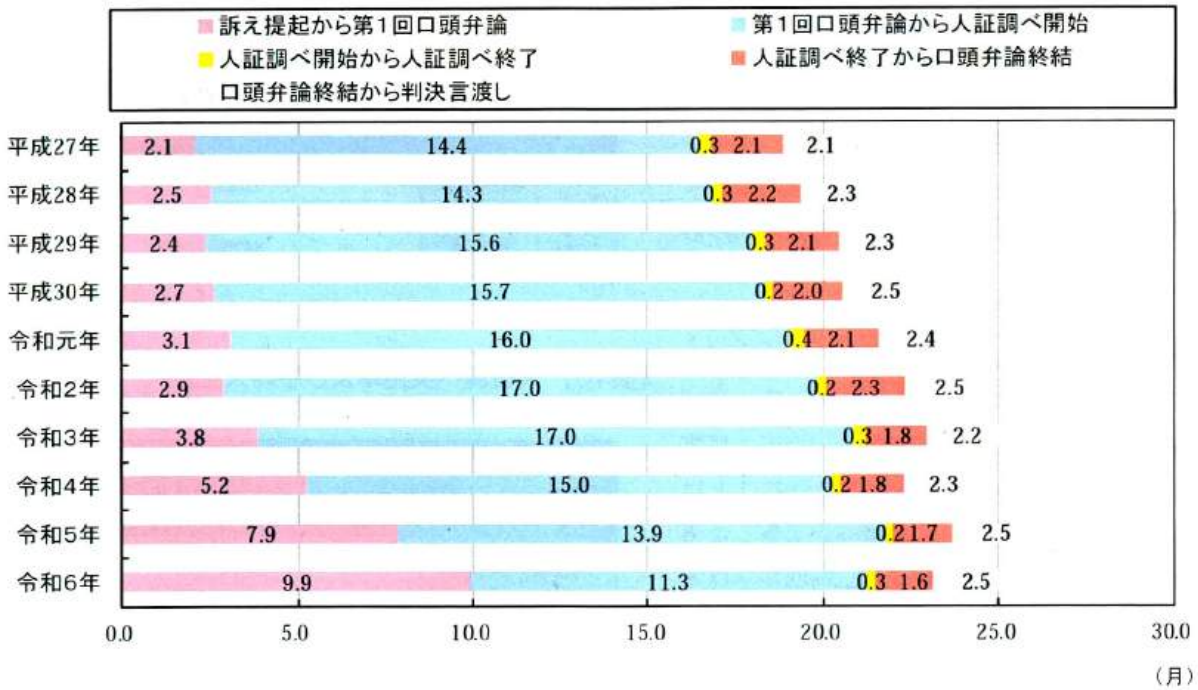
さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件(労働審判手続から移行した訴訟事件<sup>2</sup>を除く。)<sup>3</sup>について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。)は、【図12】のとおり、前回(15.0月)より短縮して11.3月となっているが、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間は前回(5.2月)より長期化して9.9月となっており<sup>4</sup>、全体として長期化傾向が見られるところである。今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

<sup>2</sup> 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件(労働審判法 21 条 1 項、3 項、22 条 1 項)、労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件(同法 23 条)及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件(同法 24 条)を指す。

<sup>3</sup> 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論日を指定する前に事件を争点整理手続に付する例が相当数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をよりの確に把握するため、分析対象から除いた。

<sup>4</sup> 指定済みの第1回口頭弁論日を取り消し、最初からウェブ会議などを活用した実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものとも思われる。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移  
(労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))

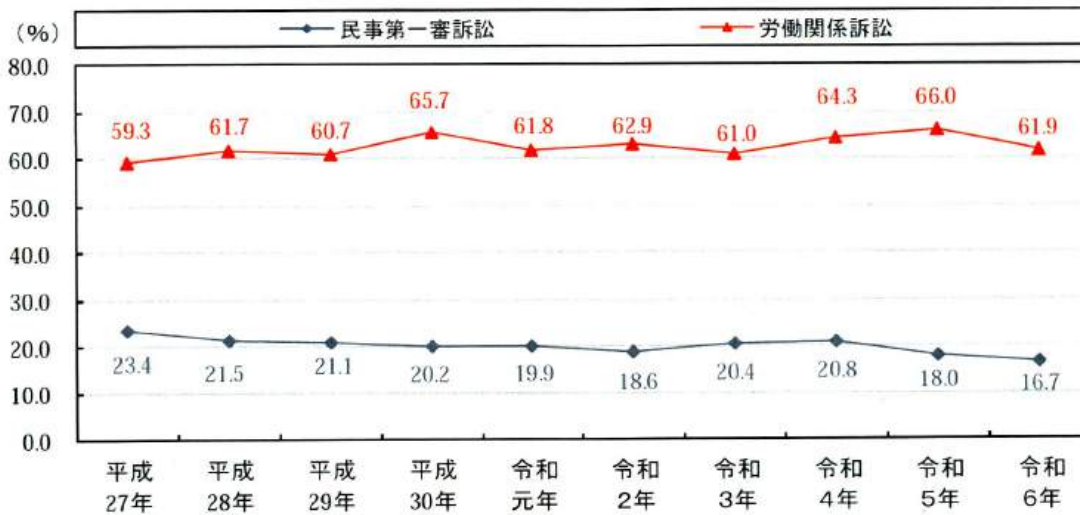


○ 上訴に関する状況

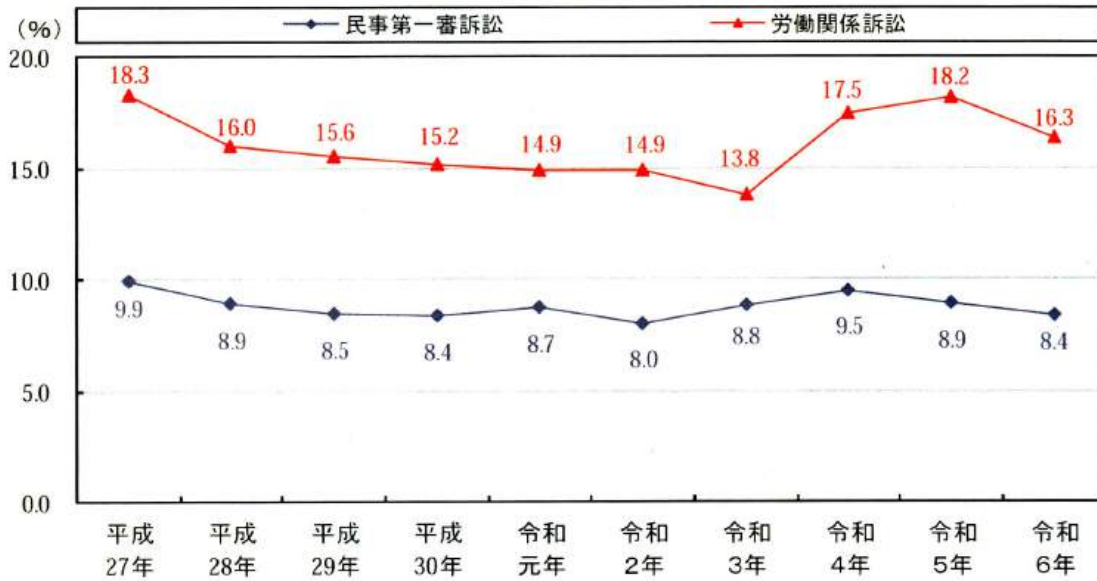
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

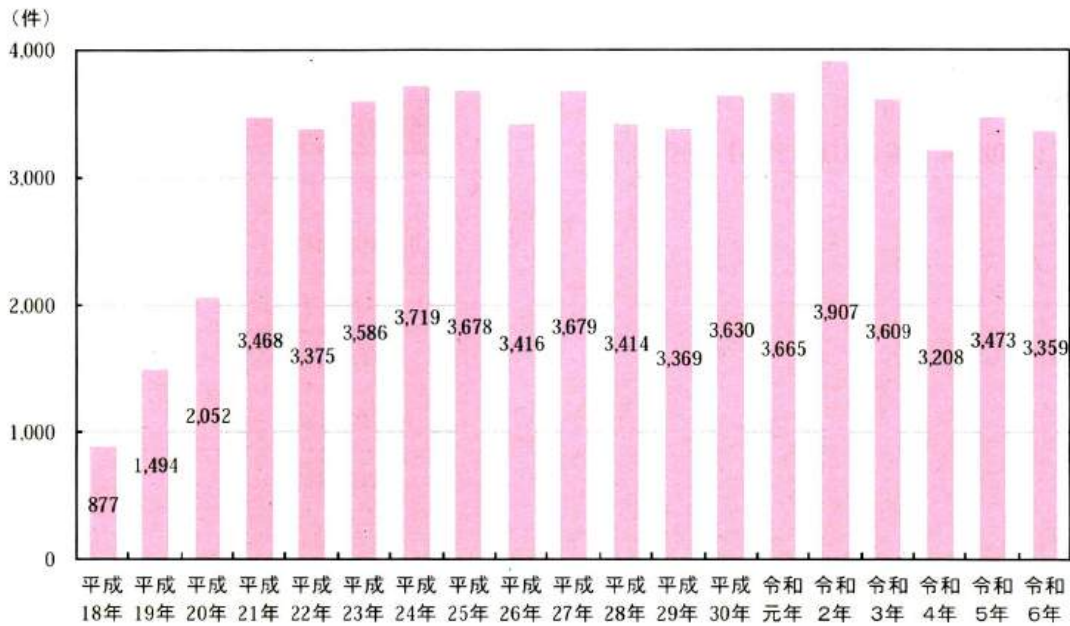


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和6年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（69.4%）から減少し、65.6%となっている。労働審判で終局した事件の割合（18.9%）は、前回（16.6%）から増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の50.4%（274件）から増加し、53.8%（351件）となっている。（第10回報告書133頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
労働審判	652 18.9%
調停成立	2,263 65.6%
24条終了	228 6.6%
取下げ	270 7.8%
却下・移送等	38 1.1%

労働審判	652
うち異議申立てあり	351 53.8%
うち異議申立てなし	301 46.2%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は8.7%（301件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（74.3%）は、前回（77.7%）から減少した（第10回報告書133頁【表15】参照）。もともと、取下げで終局した事件（270件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものがあると考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（90.3日）より長くなり96.7日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は49.9%となっており、前回（56.9%）から減少した。（第10回報告書133頁【表16】参照）

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,451
平均審理期間(日)	96.7
1月以内	77 2.2%
1月超2月以内	599 17.4%
2月超3月以内	1,045 30.3%
3月超6月以内	1,585 45.9%
6月超	145 4.2%

申立人代理人の選任状況については【表 17】のとおりであり、約9割の事件で申立人代理人が選任されており、前回（90.2%）と同様に高い水準にある（第10回報告書134頁【表 17】参照）。

【表17】 申立人代理人の有無別の既済件数(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,051 88.4%
申立人代理人なし	400 11.6%

### ○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である（労働審判法15条2項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう<sup>5</sup>（第4回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

<sup>5</sup> 適切な手続の選択に関する議論について、第6回報告書64頁参照

## 1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,746件）は、前回（1,834件）より減少した。

平均審理期間（14.8月）は、前回（16.4月）より短縮したが、既済事件のうち審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ29.7%、48.5%）から減少し、それぞれ29.3%、45.6%となった。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（47.0%）より増加して49.7%となったが、その平均審理期間は、前回（25.5月）より短縮して21.7月となった。また、人証調べ実施率は前回（23.0%）より減少して19.5%となり、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（32.1月）より短縮して27.0月となっており、双方に訴訟代理人が選任された事件における人証調べ実施率は、前回（44.1%）から減少して35.2%となった。

争点整理手続の実施率は、前回（36.0%）より大きく増加して40.0%となり、民事第一審訴訟とほぼ同様である。

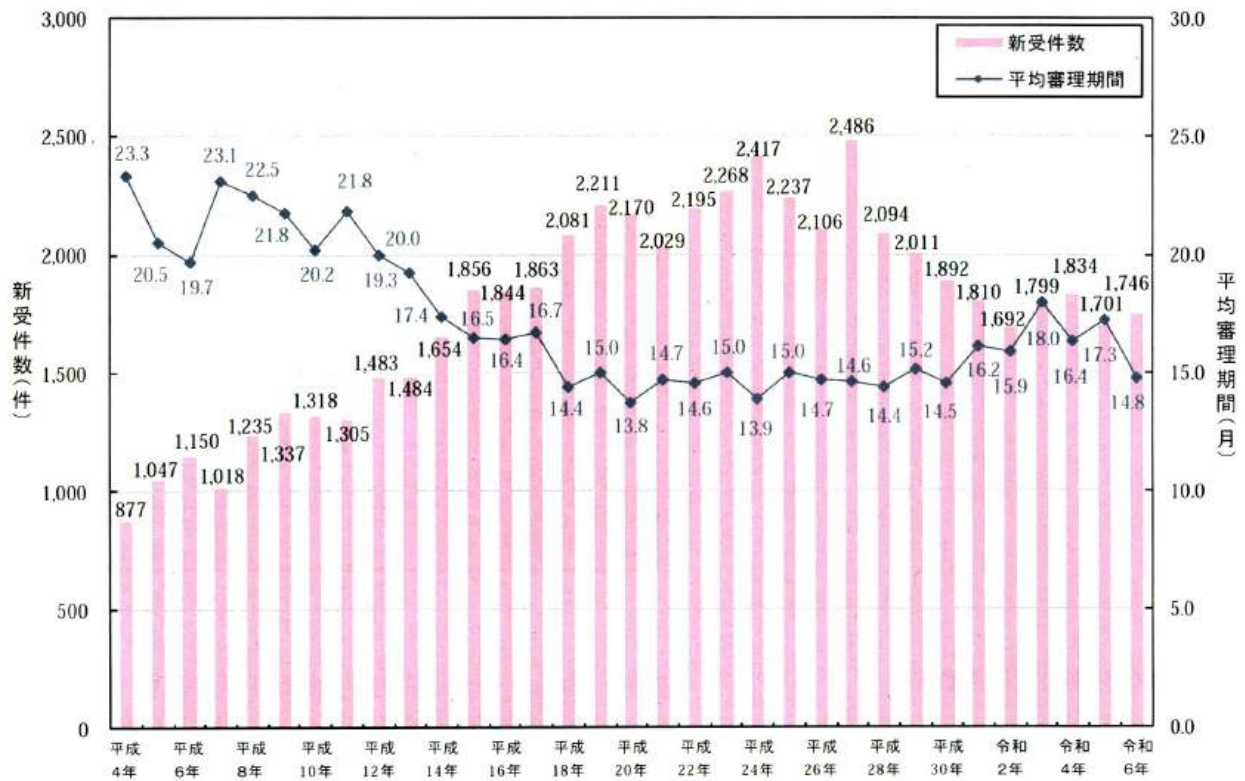
その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）については、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局することは、前回と同様である。

### ○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和6年は1,746件であった。

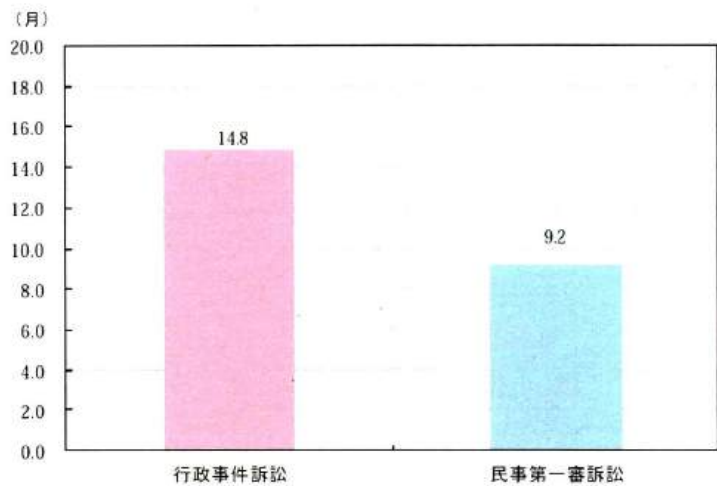
<sup>1</sup> 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮し、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移しており、令和元年以降は16月前後に長期化した。令和6年の平均審理期間は、前回(16.4月)より短縮して14.8月となった(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回(それぞれ29.7%、48.5%)から減少し、それぞれ29.3%、45.6%<sup>2</sup>となった。(第10回報告書137頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,762	139,370
平均審理期間(月)	14.8	9.2
6月以内	516 29.3%	80,923 58.1%
6月超1年以内	443 25.1%	24,870 17.8%
1年超2年以内	504 28.6%	22,960 16.5%
2年超3年以内	198 11.2%	7,089 5.1%
3年超5年以内	76 4.3%	3,048 2.2%
5年を超える	25 1.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(79.2%)が前回(77.2%)から増加した。行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない(第10回報告書137頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,395 79.2%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	1,212 86.9%	33,598 47.7%
和解	16 0.9%	44,080 31.6%
取下げ	222 12.6%	19,553 14.0%
それ以外	129 7.3%	5,314 3.8%

<sup>2</sup> 端数処理の関係上、表3の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

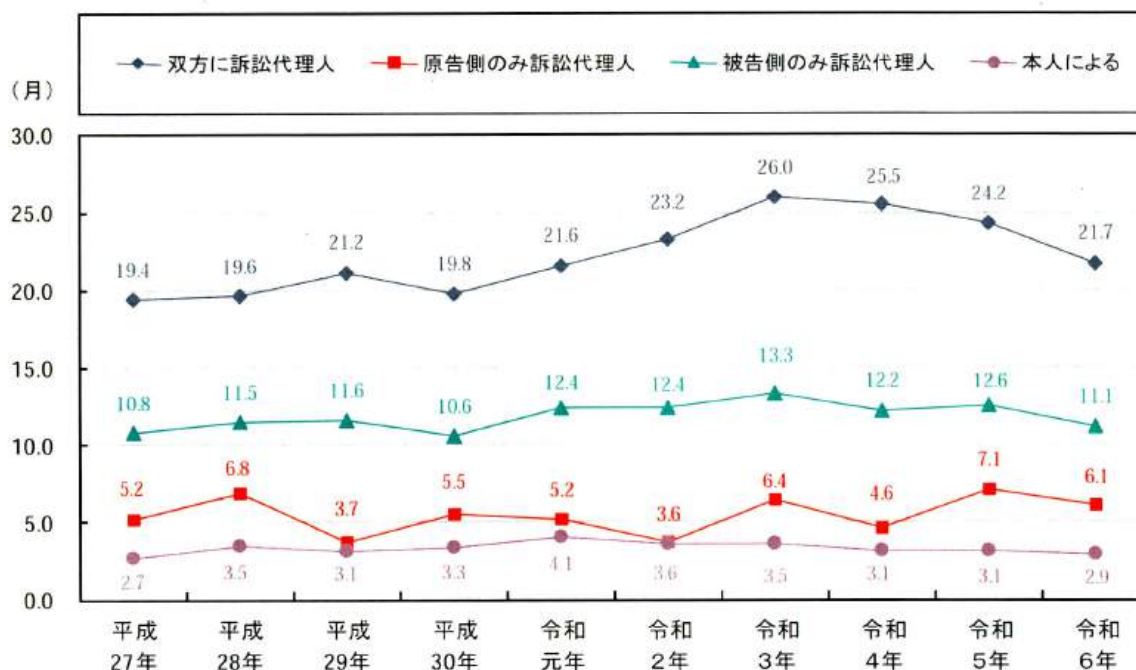
### ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人<sup>3</sup>の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（47.0%）より増加して49.7%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（29.4%）より若干減少して28.9%となった。また、双方とも本人による事件の割合<sup>4</sup>が前回（19.6%）より減少して15.4%となった（第10回報告書138頁【表5】参照）。【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	876 49.7%	56,385 40.5%
原告側のみに訴訟代理人	104 5.9%	67,205 48.2%
被告側のみに訴訟代理人	510 28.9%	3,978 2.9%
本人による	272 15.4%	11,802 8.5%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



<sup>3</sup> 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟（後掲VI. 1. 2）においても同様である。

<sup>4</sup> 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる（第1回報告書140頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔<sup>5</sup>については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回(3.3月)より若干短縮して3.2月となり、平均期日回数は前回(4.9回)から若干減少して4.6回となった(第10回報告書139頁【表7】参照)。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.6	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	2.5	1.2
うち平均争点整理期日回数	2.1	2.5
平均期日間隔(月)	3.2	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理手続の実施率は、令和2年が23.9%であったが、前回(36.0%)から引き続き増加して40.0%となり、民事第一審訴訟事件とおおむね同程度の実施率となっている<sup>6</sup>(第10回報告書139頁【表8】参照)。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		行政事件訴訟	民事第一審訴訟
争点整理	実施件数	705	57,354
	実施率	40.0%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(23.0%)から19.5%へと減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数は前回(2.6人)から2.1人へと若干減少した(第10回報告書139頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

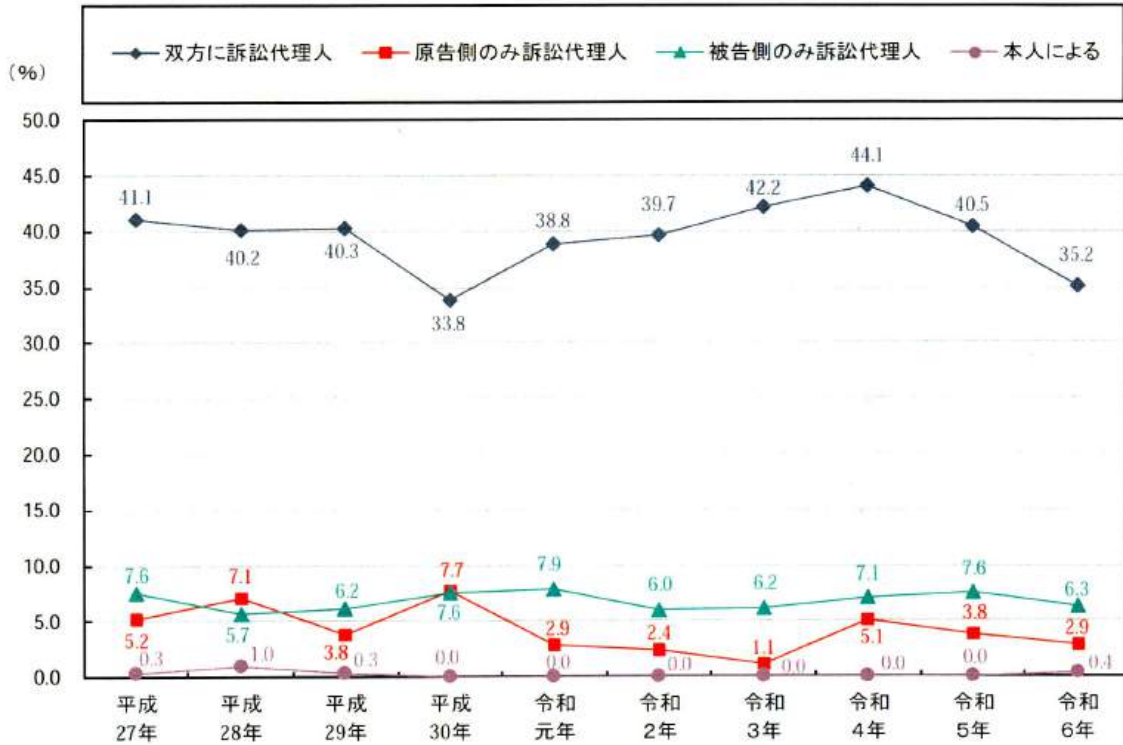
事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	19.5%	11.4%
平均人証数	0.4	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.1	2.6

【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率(35.2%)は前回(44.1%)から減少しているが、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である(第10回報告書140【図10】参照)。

<sup>5</sup> 平均期日間隔は3.2月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要するケースが多いこと等に起因するものと考えられる(第10回報告書130頁参照)。

<sup>6</sup> 行政事件訴訟では、通常口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編53頁参照)。前回以降、争点整理手続の実施率が大きく増加している要因としては、ウェブ会議を利用した争点整理手続が実施されるようになったことが寄与している可能性がある。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(32.1月)よりも短縮して27.0月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.6月)よりも若干減少して0.3月となった(第10回報告書140頁【表11】参照)。

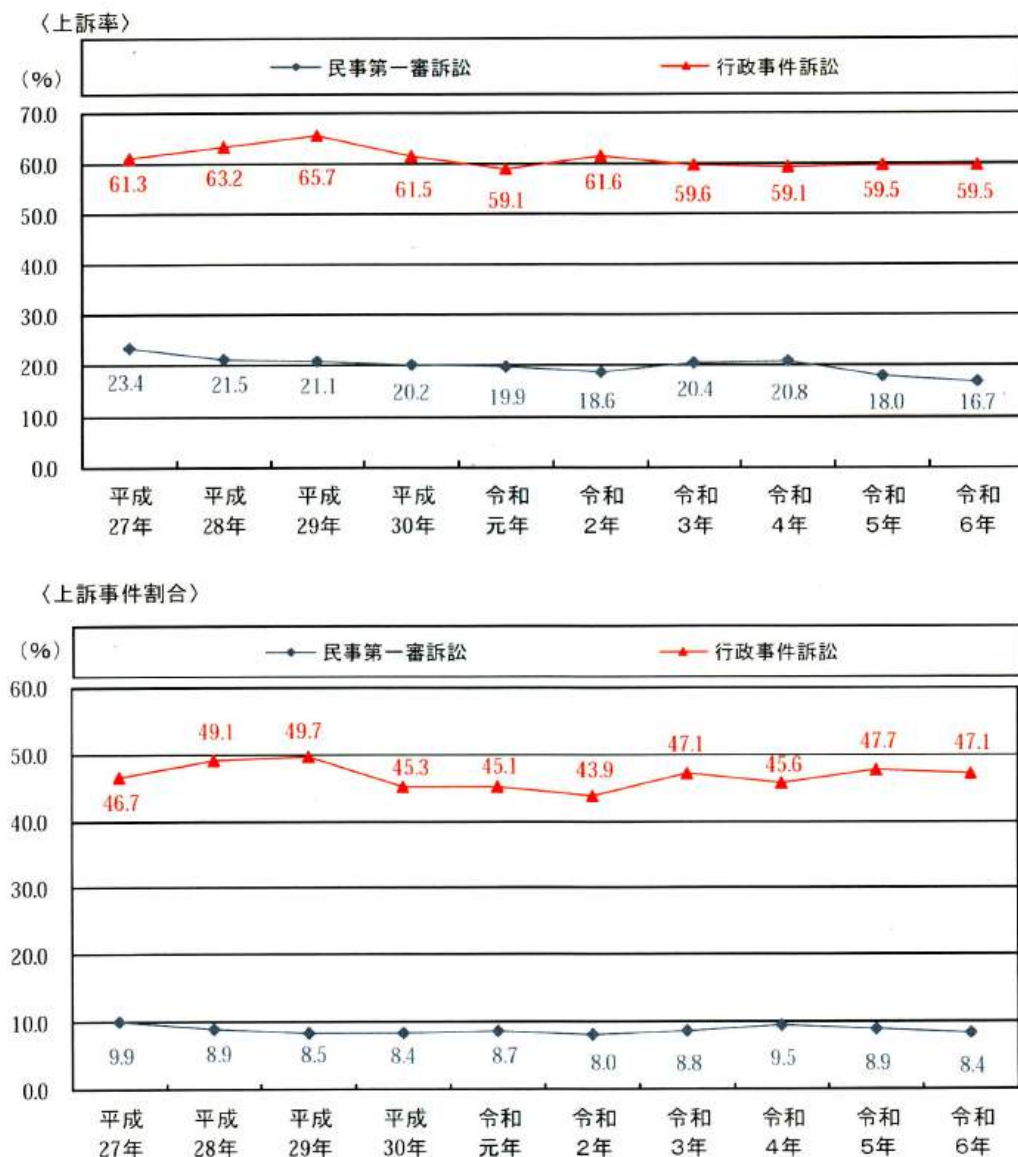
【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

平均審理期間(月)	27.0
平均人証調べ期間(月)	0.3

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



## 2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

### 1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、過去の報告書でも指摘されてきたとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。

民事訴訟のデジタル化は、このような争点整理のプラクティスを改善する契機となることが期待される。ところ、前回の検証では、令和2年2月に、デジタル化・フェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理が行われるようになったことを踏まえて、デジタル化・フェーズ1が平均審理期間の長期化等従前からの課題に与えた影響や合議体の審理の現状と課題等について実情調査を行った。実情調査では、デジタルツールを活用して早期に実質的な争点整理を実施するための工夫が広がりつつある状況がうかがわれた。

前回の検証以降、令和5年3月に双方当事者がウェブ会議の方式で参加する弁論準備手続、令和6年3月にはウェブ会議の方式による口頭弁論の運用が開始され、民事訴訟のデジタル化がフェーズ2の段階に入った。また、令和4年4月以降、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）の運用が開始された。今回の検証では、このようにデジタル化が進展する中、裁判所で使用する上記システムやウェブ会議のアプリケーション等を中心とするデジタルツールを活用した争点整理の運営改善の手法がどの程度浸透し、進化しているのか、また、そうした取組を多くの裁判官・弁護士が共有するためにどのような取組が行われているのかを調査することとした。これに加えて、前回に引き続き、合議体による審理の現状と課題についても調査対象とした。

デジタル化が進展する中での争点整理の運営改善の実情を把握するためには、デジタルツールの活用が進み、一定の蓄積が見込まれる庁を対象とするのが相当である。このような観点から、実情調査先は、令和2年2月からフェーズ1の運用を開始した第一次実施庁ないし書面の電子提出を可能とするmintsを全国に先駆けて導入した庁の中から、異なる地域に所在する大規模庁及び小規模庁を選定し、令和6年3月及び11月に、これらの庁の本庁及びこれらの庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。なお、上記のとおり、これらの庁は、デジタル化が全国に先駆けて実施され、特に先進的な取組が行われているため、今回の実情調査の結果は、全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点には留意が必要である。

実情調査の結果は、次のとおりである。

### 2 実情調査の結果

#### （1）デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題について

##### ア 争点整理の現状等

##### （ア）序盤の争点整理の充実化（争点整理序盤の口頭協議の浸透）

前回の実情調査では、デジタル化・フェーズ1の下において、争点整理の序盤において口頭協議を

行うプラクティスが紹介された<sup>1</sup>。この協議は、争点整理の早期の段階で、裁判所と当事者との間で、主要事実レベルでの争点や主張立証の見通しについて口頭で協議を行い、共通認識を持ち、これを前提に、その後の審理イメージを共有することなどを目的としたものである。このようなプラクティスについては、前回の検証検討会において、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができる旨の指摘があったところである。

今回の実情調査においても、いずれの裁判所からも、多くの裁判官がこのような争点整理の序盤の口頭協議の有用性を認識し、実際の事件で広く実践している実情が紹介され、このような取組により、①当事者と事案のポイントを共有でき、進行の見通しを立てやすくなる、②当事者が裁判所の心証を踏まえて、無用な主張立証を避け、ポイントを絞った主張立証が可能になる、③和解の話を進めやすくなるとともに、和解勧告のタイミングも把握しやすいなどの効果があるという指摘があった。弁護士からも、このような協議を行う機会は増えており、序盤に双方の主張の骨子を明示的に確認することにより、双方の主張を噛み合わせることができ、審理期間の短縮につながるなどといった意見や、最近では、裁判所から、ただ単に相手方の書面に反論することを求められることが減り、どの主張に対して反論をすべきかについて具体的な話がされるようになってきているという指摘があるなど、実質を伴った争点整理を目指す方向への裁判所側の態度の変化に関する指摘もあった。また、弁護士においても、早期に実質的な争点整理を開始するため、交渉段階で当事者がどのような主張をしていたかが裁判所にも分かるように、要件事実だけでなく、交渉段階で相手方との間でどこに認識の食い違いがあったかを記載したり、交渉段階の書面を早期に提出する工夫をすることがあるという紹介があり、裁判所と弁護士の間で審理の序盤から実質的な争点整理を行う必要性が共有されていることがうかがわれた。

このような審理の序盤から実質的な争点整理を実施するための期日指定（以下、書面による準備手続における協議や事実上の打合せ等も含めて、単に「期日」という。）の工夫として、裁判所から、第1回口頭弁論期日指定後に被告代理人が選任された場合には、①実質的な反論を記載した書面の提出に必要な期間等を踏まえて新たな期日を指定する（実質答弁先行型）、②比較的近い時期に新たな期日を指定し、口頭で主要事実レベルの争点や主張予定を確認する（口頭協議先行型）という2通りの対応が考えられ、事案の軽重、代理人の属性等を踏まえてこれらを使い分ける運用が紹介された。例えば、事案が複雑なものについて、被告がしっかりと準備をしたいという場合には実質答弁を先行させる場合もあるし、まず事案の大枠を把握したいという場合等には口頭協議を先行することもあるとのことであった。弁護士からは、従前見られた、第1回口頭弁論期日において被告欠席で擬制陳述をするためだけに原告代理人が出頭することはなくなったという指摘があった。

また、前回の実情調査では、このような序盤の口頭協議を効果的に行う工夫として、裁判所から、当事者双方に対して、参考事項の聴取・事前照会書を活用して、事前交渉の有無、被告代理人の有無、進行についての意見、デジタルツールを利用したウェブ会議の利用の可否、和解の意向の有無等を確認し、序盤の口頭協議を実施すべき事案を選別するなどしているとの紹介があった。今回の実情調査でも同様の取組が行われていることが紹介されたが、従前の紙媒体での照会では回収率が芳しくないことから、デジタルツールを活用してオンライン上で回答可能な方法を用いているという工夫も紹介された。

他方、口頭協議は、裁判所・代理人双方に一定の準備の負担を課すことから、裁判所からは、すべての事件において口頭協議を行うのではなく、口頭協議を実施する事案を選別したり、事案の複雑さ

<sup>1</sup> 第10回検証検討報告会では、「方向性協議」と呼んでいたプラクティスであるが、このような呼称は特定の庁で用いられるものであることから、本報告書では、より一般的に、「序盤の口頭協議」などと表現することとする。

等を踏まえて口頭協議の密度を変えながら実施している、あるいは、序盤の口頭協議において無理して争点を固めるのではなく、口頭協議を続行しているという実情の紹介もあった。

#### (イ) 活発な口頭協議を行う方策

上記(ア)のとおり、争点整理の序盤から口頭協議を行い、早期に実質的な争点整理を開始するプラクティスが浸透しつつあることがうかがわれる中、次のとおり、デジタルツールを活用しながら口頭協議を活性化する工夫も紹介された。

##### ① デジタルツールの活用

まず、裁判所からは、口頭協議の結果、当事者が次回までに検討すべき事項を確認した上で、投稿機能(36頁参照)を利用して協議結果を当事者と共有する取組により、裁判所の指示が取り違われることなく、協議した内容に沿った準備がなされ、口頭協議の活発化につながっているという紹介があった。また、当事者から提出された書面の内容を踏まえ、期日前に、期日に口頭で確認したい点等について予告することにより、簡単な内容であれば、期日において当事者から口頭で回答をもらえる場合があり、口頭協議の活性化に一定の効果があるという紹介があった。

さらに、期日中における工夫としては、書証のデータに書き込みをした上でそれを画面共有しながら口頭協議を行ったり、誤解なく争点等の認識共有を図るために裁判官が作成した表を共有するなどの取組が紹介された。こうした表の作成については、弁護士からも一覧表の作成により当事者の主張の全体像が把握しやすくなり、審理の迅速化にもつながっているという意見があった。この点に関し、裁判所からは、データの活用が容易になったことにより、当事者との間でこうした表を共同で作成する作業を行うことが増えるのではないかという意見があり、弁護士からも、裁判所が記載のルールや表のフォーマットを作成してくれれば、利用しやすい表を作成できるという意見があったところであり、今後裁判所と代理人の間で、このような充実した争点整理に向けた共同作業を双方の適切な役割分担の下に効果的に行うための方策の検討がさらに進むことが期待される。

他方で、弁護士からは、ツールが何であれ、裁判所が分かりやすい求釈明をしなければ、噛み合った議論にはならないという指摘があったが、裁判所が準備事項を投稿機能等のデジタルツールを活用して明示的に共有することにより、準備事項に関する認識の齟齬はかなり少なくなったという意見もあり、デジタルツールを用いて事前準備が効果的に行われ、口頭協議の活性化にもつながっていることがうかがわれた。

また、裁判所が適切な求釈明を行うには、裁判所が当事者の主張立証を的確に把握することが重要であるところ、mints を利用している事件における工夫として、提出された準備書面のPDFデータを活用して、相手方の認否に応じて否認(赤)、不知(黄色)、認める(緑)で色分けし、これをデジタルノートアプリ上に切り貼りをして、否認している部分と争いのない部分に整理し、関係証拠を引用することで、争いのある部分についての証拠のあるなしが一つのファイル上で視覚的に明らかになり、事案を把握しやすくなっているという紹介があった。

以上のとおり、デジタルツールの争点整理での活用については、試行錯誤が行われている状況であるが、裁判所、弁護士双方から、デジタル化によって自動的に審理が迅速化するものではなく、デジタルツールの利用が自己目的化しないように留意し、効果的に活用することが重要である旨の意見があった。

##### ② 期日指定等の工夫

裁判所からは、口頭協議により、当事者が反論すべき具体的事項が明らかになることから、例えば、当事者本人への事実確認が必要な内容であれば準備期間を長くとり、法的評価に関する主張にとどまるのであれば準備期間を短くするなど、準備に必要な期間に応じて、次回期日を指定しているといっ

た工夫の紹介があったほか、1期日の時間設定についても、通常30分程度であるところを15分にするなどして、期日ごとにメリハリをつけて期日の指定等を行う工夫が紹介された。

弁護士からは、準備期間については、①反論の対象となる準備書面及び書証の分量、②依頼者からの事実確認や証拠の収集・提出が必要な争点かどうか、③他の事件の尋問準備や書面の提出期限等、④依頼者が個人か法人か等、決裁に時間を要する事情があるか、といった点が考慮要素として考えられるという意見があったほか、準備事項の内容等にかかわらず、漫然と長期の準備期間を希望する代理人に対しては、裁判所から、合理的な期間で準備を行うように指摘してほしいといった意見や、15分刻みの期日の場合には、裁判所として口頭協議を行うことを想定していないということかと受け止めるといった意見もあったが、いずれにしても、裁判所・弁護士ともに、準備内容に応じた合理的な準備期間を前提にして期日指定を行うべきであり、当該期日で予想される口頭協議の内容に応じて必要な期日の時間を確保すべきであるという認識は共有されていることがうかがわれた。

### ③ 書面の提出期限の遵守

書面の提出期限の遵守状況については、前回の実情調査でも、弁護士から、期日の1週間前に書面が提出されるのは半分程度であるという指摘もあり、書面の提出期限の遵守について改善が見られない状況が広く存在することがうかがわれ、デジタルツールを用いるなどして適切な進行管理をする必要性等が指摘された。

今回の実情調査では、mints が利用されている事件の実情も紹介されたが、mints の自動督促機能（書面提出期限の数日前に自動的に督促のメールが送信され、期限が過ぎると毎日督促メールが送信される。）については、弁護士からは、書面の提出の動機付けになっているという意見があり、裁判所からも、mints を利用している事件ではおおむね書面の提出期限が遵守されており、かつ、書記官による督促の手間を省くことができるという意見があった。

また、mints を利用していない事件については、裁判所から、投稿機能やチャット機能を活用して代理人に準備状況を確認すると、経過報告等を行う代理人もおり、チャット等での督促には一定の効果があるという意見がある一方、弁護士は裁判所からのチャット等による連絡を常時確認しているわけではないので、チャット等を利用した督促はしていないという裁判官も少なくないという実情が紹介された。こうした実情も踏まえ、裁判所からは、裁判所からの投稿機能によるメッセージに対してはリアクションボタンを押すことにより裁判所に対する既読の通知をすることなど、代理人に依頼したい事項をまとめたペーパーを作成し、これを代理人と共有するなどして、弁護士に対して、裁判所のメッセージを確認するように促す取組を行っていることが紹介された。

これに対して、弁護士からは、極力期限は守っているが、依頼者側の作業が遅れたり、予想していたよりも準備が難航して期限に間に合わないことはあるという実情が紹介される一方で、書面の提出が期限よりも遅れる場合でも、裁判所及び相手方が読めるよう、期日当日や前日の提出にはならないようにし、あるいは、投稿機能を用いて書面等のデータだけでも先に提出しているといった工夫や、期日を空転させないために、書面の前半部分だけでも準備、提出して、次回までに相手方に認否反論してもらい、同時並行で後半部分を準備するといった工夫が紹介された。

### (ウ) 協議結果の共有の方法

協議結果の共有方法と効果に関しては、最終的に確定した争点や、審理の中盤で争いのないことを明確にした方がいい場面における当該争いのない事実については調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿機能を利用して事実上確認するにとどめているという紹介があった。これについては、弁護士から、依頼者が確認している書面に記載されている以上のことは言えないといったノンコミットメントルール自体に慎重な意見があった一方、協議結果が投稿されると、内容が明確化し、形に残るため、認識共有に資するという意見もあった。もともと、

裁判所からの投稿を確認しない弁護士もいるという指摘もあった。また、特に、非定型的な類型の訴訟で、当事者の主張の法的な位置付けが明確でない場合においては、当事者に要件事実に沿った主張立証を意識してもらうために、期日において、口頭ないし画面共有機能を用いて、争点となる主要事実や、当事者の主張の骨子について、裁判所の理解を当事者に伝え、齟齬がないか確認した上で、その結果について、投稿機能を活用して当事者と共有を図るといった工夫も紹介された。

なお、裁判所からは、投稿機能を利用して当事者と結果を共有する場合、裁判官の異動があった際にも、前任の裁判官が当事者と共有した内容について、後任の裁判官が確認することができ、裁判官の引継ぎという観点からも有益と考えられるという意見があった。

## イ 争点整理を充実させるための組織的取組

### (ア) 裁判所内部での取組

今回の実情調査では、裁判所内部において、単に審理運営改善の方策を裁判官の間で共有するにとどまらず、多くの裁判官が過度な負担なくそのような方策を試行、実践できるように工夫を凝らした組織的取組が行われていることがうかがわれた。

まず、争点整理序盤の口頭協議について、庁内で広く取組内容を共有するため、転入者説明会等で情報共有を行ったり、実際に口頭協議を実施している期日を見学することができるようにしているという取組が紹介された。

また、投稿機能を効果的、効率的に活用するという観点から、庁内の裁判官が実際にした投稿例を収集して、日常的に使用する投稿と、事案の状況に応じて使用する投稿のサンプル集を作成して、庁内で共有するという取組が紹介された。

さらに、有志の裁判官の間で、参考事項聴取の照会書の作成、試行を行ったり、投稿機能等を活用して、審理運営に関する意見交換を行っているという取組も紹介された。

### (イ) 弁護士会内部での取組

弁護士会内部での取組として、新規登録者に対する講習として、口頭協議やノンコミットメントルールといった、司法修習中にはあまり取り扱われない実務上の重要事項について周知を図っているという紹介があった。

また、裁判所との間で争点整理やデジタルツールの活用等について協議を行う場合には、弁護士の間でも議論を行った上、裁判所との協議結果について結果報告を行って弁護士間で周知しているという紹介があった。

### (ウ) 裁判所と弁護士会との間での取組

今回の実情調査の対象地においては、裁判所と弁護士会の間では、複数の協議会で争点整理が協議事項にされているとのことであった。もっとも、前回の実情調査と同様、弁護士会においては、そうした議論の結果について、弁護士会の月報や会員専用ホームページで周知しているものの、月報やホームページをあまり見ていない弁護士もいるという課題が指摘された。

他方、審理運営改善のためには裁判所側において弁護士のビジネスモデルを知る必要があるという問題意識から、右陪席と若手弁護士の意見交換の場を設け、弁護士業務についての認識共有から始め、その後、デジタル化の中での争点整理や準備書面の在り方について意見交換を行い、その成果を裁判所及び弁護士会それぞれの内部で共有しているという意欲的な取組の紹介もあった。

また、実情調査を行ったうちの1庁では、mintsの利用率が高いところ、その要因として、裁判所からは、弁護士、事務員向けの説明会の実施、説明動画等の周知のほか、個別の事件において初回の期日の最後に必ず利用の意向確認を行っている旨の紹介があった。弁護士からも、当該庁においては、裁判所が熱意をもって利用を促していること、実際に使ってみると、書面を正式に提出できる上、正本・副本の作成や書面の郵送・FAXの負担がなくなるなど、使い勝手がよかったことがmintsの普及

につながっているのではないかという意見があった。

## (2) 合議体による審理の現状と課題について

### ア 合議体による審理の実情

#### (ア) 付合議の実情について

実情調査の対象庁のうち1庁では、医療関係事件、建築関係事件、行政事件、知的財産事件、労働関係事件については原則として合議とし、そのほか、世間の耳目を集める事件や事案が複雑困難なものも合議に付しており、定期的に、支部も含めた管内の民事担当裁判官全員で担当事件についての意見交換・相談をすることで、審理や判断が困難と思われる事件について情報共有することにより、適切に合議に付しているという実情が紹介された。もう1庁では、合議に付している事件類型としては、安全配慮義務違反が問題となるものや、証券取引関係、国家賠償、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるもの等があるが、合議基準を設けているわけではなく、新件の訴状の回覧や、定期的な「棚卸し」（単独事件として係属している未済事件の中に付合議が相当なものが含まれていないかについて部全体で意見交換し洗い出す作業）に加え、各裁判官から適宜のタイミングで部内で相談するなどして合議に付しているという実情が紹介された。

もっとも、弁護士からは、事件類型で機械的に合議にしている印象があり、たとえば、単純な事件でも形式的に医療事件に該当すれば合議になっているという意見や、本庁の専門部で合議になるような事件が支部で単独で進行している事件もあるなど、合議に付すべき事件について単独で進行している事件もあるように思うといった意見もあった。

#### (イ) 付合議の効果について

付合議の効果については、裁判所からは、比較的時間に余裕のある左陪席が主任裁判官を務めることで、複雑な前提事実・当事者の主張の整理、判例調査等を行い、単独事件よりも丁寧に判断を行うことができ、適正な解決に結びついている、各裁判官の経験等を共有することで、審理が漂流することを防ぎ、迅速な解決につながる面もある、多角的な視点から適切な結論を導いていると思われるという意見があった。弁護士からも、合議に付されてから急に進行がスムーズになることがあるといった意見や、合議に付されて困ったという経験はないといった意見が出され、合議体の審理のメリットについては、裁判所及び弁護士の双方が認識していることがうかがわれた。

他方で、弁護士からは、単独事件として進行している事件について合議体による審理が適切であると考えられる場合において、付合議の上申を出すことはあるが、当該単独体による審理が不十分であると言っているように受け取られると思うと、上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあった。

### イ 合議の充実・活用を図る取組の実情

限られた時間の中で、合議体内で事件内容を共有できるよう、時系列表や、当事者の主張対比表を作成し、共有したり、合議の際には、上記一覧表など、必要なものを画面で共有したり、合議の際に、すぐに必要な情報にアクセスできるよう、予定表管理ソフトを使ってスケジュールを共有した上で、そこに合議メモ等の必要なデータを張り付け、情報を一元化するなどの工夫が紹介された。

また、mints上に主張書面・証拠等がアップされている場合、尋問等の弁論期日において、合議体全員がそれぞれの端末からこれらの書面を見ながら合議事件の審理に参加することができ、より充実した審理を行うことができているという実情が紹介された。

合議の充実のために、当事者に協力を求めたい事項として、①合議事件については、左陪席が記録を検討した上で、裁判長等と進行の合議をする必要があるため、準備書面の提出期限から、翌々週に期日を設定するようにしていることから、書面を提出期限のとおり提出すること、②mintsを利用すれば、書記官により提出された書面が記録に綴られて裁判官の下に届くまでのタイムラグを省略でき、また、

合議体の全員が同時に記録を見ることができるため、迅速な合議に資することから、mints を積極的に活用することが挙げられた。

#### ウ 部全体の事件の処理態勢

前回の実情調査を踏まえた検証検討会の議論においては、バランスの良い合理的な審理・判断が可能になるという合議体による審理のメリットを活かし、部内全体で手持ちの事件をマネジメントするという観点も踏まえつつ、引き続き、合議強化に向けた取組を進めていく必要があることが指摘されていた。

このような指摘を踏まえて、付合議されていない事件も含めた部全体の事件を適切に処理する取組についても調査を行ったところ、上記ア（ア）のとおり、定期的な「棚卸し」のほか、部内での相談を随時かつ適宜のタイミングで行う、あるいは管内の裁判官が集まったの意見交換を定期的に行うことにより、他の裁判官からの意見を聴けるようにしており、こうした相談等を通じて、困難な事件については合議に付している実情が紹介された。

## 3 検証検討会での議論

### 1 争点整理の現状と課題について

#### (1) デジタル化が進展する中における争点整理の実情

第 10 コールの検証検討会においては、争点整理の序盤での口頭協議において、争点整理の土俵を形成することは重要であり、裁判所と当事者が主たる争点や主張立証の見通しを共有することで、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができる旨の指摘があった。今回の実情調査では、こうした取組が広く浸透していることがうかがわれ、これを評価する意見があった。もっとも、一部の弁護士には、序盤に口頭協議を行うことの意義や、ノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に当たってのルールについて理解が十分に浸透していないこともうかがわれたとして、裁判所から弁護士に対して、序盤の口頭協議の意義や、口頭協議に当たってのルールを事前に説明し、弁護士側からもノンコミットメントルールの意義・目的について確認するなど、裁判所と弁護士との間で十分なコミュニケーションをとることが重要であるという指摘があった。

また、第 10 コールの検証検討会では、口頭協議を充実させるためには、簡単な打合せや情報共有はチャットやメール等で事前に済ませるなど、期日間の在り方そのもの変わらないといけないという指摘もあったところ、今回の実情調査では、ウェブ会議のアプリケーションの機能の一つである投稿機能を用いて期日における口頭協議の結果をグループ内で共有したり、期日間において釈明を行うといった取組が紹介された。このように期日間においても事件を進行させることができる選択肢が増えることは望ましいことであると評価する一方で、実情調査でも紹介があったとおり、それが裁判官にとって過度な負担とならないように費用対効果を考えてメリハリをつけて実施していくことや、書記官との役割分担についても検討することが重要であるという指摘があった。

他方、今回の実情調査では、裁判所からは、上記のような投稿機能による口頭協議の結果の共有等のほか、チャット等を用いて書面提出の督促を行う取組が紹介されたが、一部の弁護士については、裁判所から送られる投稿等を見ていないという実情もうかがわれた。この点に関しては、弁護士において投稿等を確認する必要性及びそれに向けた裁判所側からの働きかけの重要性が指摘されたほか、デジタルツールの活用により期日間でも事件が進行していくことが弁護士の間でも認識されるようになれば、こうした投稿等を確認しないといった対応はなくなっていくのではないかと指摘があった。

#### (2) 争点整理を充実させるための組織的取組

今回の実情調査では、多くの裁判官が過度な負担なく審理運営改善に取り組めるようにするため、争点整理の序盤の口頭協議について、転入した裁判官向けの説明会や実際に口頭協議を行う期日の見学を実施したり、実際に事件で使用することができる口頭協議の結果についての投稿のサンプル集を作成するなどの工夫が紹介された。

こうした取組に関して、特別の知識や技能を持った裁判官でなくても審理運営の改善の方策を実践できるような工夫を行うことについては、このような工夫をこれまで実践していなかった裁判官も新たに取り組んでみようというきっかけとなり、裁判所全体の審理の質の底上げにつながることから、望ましい取組であり、今後も進めるべきであるという意見があった。

他方で、審理の迅速化の観点からは、個別の事件において裁判官の交代があった場合においても、円滑に審理を進行させることが重要であるところ、事件を引き継いだ裁判官がどのような情報を必要としているかについて弁護士側が把握することは難しいため、裁判所側において適切に引継ぎが行われるような工夫を検討することも重要ではないかという指摘があった。

## 2 合議体による審理の現状と課題について

第 10 クールの検証検討会においては、付合議により、事案のポイントや結論に至る道筋が明確になることが少なくなく、審理の促進に役立っているという指摘があった。今回の実情調査においても、裁判所、弁護士ともに合議体の審理によるメリットを感じていることがうかがわれたが、他方で、弁護士からは、単独で進行している事件について合議体による審理が適切であると考えられる場合においても、代理人側から付合議の上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあった。この点については、弁護士からの上申は適切な付合議の契機となることから、裁判所において、弁護士が積極的に付合議上申できるような方策を検討するべきではないかという意見もあった。

## 3 mints の活用について

今回の実情調査は、迅速化検証としては初めて mints を活用した審理の実情を調査する機会となったが、複数の委員から、mints で提出されたデータを活用して、事案を効率的に把握する工夫（108 頁参照）は、審理の迅速化に資するのみならず、裁判の質の向上にも資するものであるといった、取組を積極的に評価する意見があった。また、紙媒体の記録では、合議体の裁判官が同時に記録を閲覧することはできなかったが、mints を利用して書面がデータで提出されれば、複数の裁判官が同時に記録を読みながら合議を行うことができるなど、審理そのものだけでなく、合議の活性化の観点でも効果が期待できるという意見もあった。

その一方で、mints を利用した審理の工夫については、一部の裁判官の個人的な工夫にとどまっているのではないかと、mints とウェブ会議のアプリケーションをどのように使い分けるのかも検討が必要であるといった課題も指摘されたが、有効な手法については裁判所内において共有するだけでなく、弁護士にもその理解を浸透させ、裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要であることに異論はなかった。

## 4 今後に向けての検討

### 1 デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題について

令和2年2月にデジタル化・フェーズ1の運用が一部の庁で開始された後、現在全ての庁において、ウェブ会議の運用が開始され、広く活用されている。また、ウェブ会議の定着に伴い、投稿機能等のデジタルツールの活用も広がっていることがうかがわれる。さらに、令和4年から mints の運用が順次開始し、書面の電子提出が実際の審理において利用可能となっている。こうしたデジタルツールを積極的に活用して審理の合理化、効率化を図ることが重要であることはいままでもないが、検証検討会でも指摘があったとおり、デジタルツールを活用した取組は、一部の特別な知識や技能を持った裁判官が行っても、裁判所の事件全体の迅速化に結び付くことは期待できないことから、多くの裁判官が過度な負担なく実践することができるものであることが重要である。

序盤の争点整理の充実化については、争点整理序盤に口頭協議を行い、早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てることにより、議論の拡散を防ぎつつ、的確に争点整理を進めることが重要であると考えられるが、今回の実情調査では、裁判所のみならず、弁護士にもこのような認識が定着しつつあることがうかがわれた。こうした口頭協議を活発化するためには、口頭協議を予定している事項を事前に投稿機能等で予告したり、期日において画面共有機能を利用して共通の資料を関係者と一緒に確認しながら協議をするなどの工夫のほか、期日において、口頭協議の結果、すなわち、主要事実レベルの争点や次回期日までの準備事項・提出期限を明示的に確認・共有するなどの方策が考えられる。また、争点整理序盤の口頭協議を効果的かつ充実したものとするためには、口頭協議の目的・意義やノンコミットメントルール等の基本的なルールについて、裁判所・代理人間で十分に認識共有しておく必要がある。

他方で、期日間において投稿機能等を利用しながら争点整理をする場合には、弁護士が投稿等を確実に確認することが前提となる。既に多くの弁護士が、裁判所による投稿機能等の活用を前提に、裁判所からの投稿等に適切に対応しているものの、期日間において投稿等を用いるプラクティスは比較的新しいものであり、期間に投稿等を確認しなければならないという認識が必ずしも全ての弁護士に浸透していないことがうかがわれる。こうしたプラクティスを定着させるためには、期日間の投稿等の確認の必要性についての弁護士側の認識の強化と、それに向けた裁判所側の組織的かつ継続的な働きかけが重要である。

また、特に複雑な事件においては、一覧表を活用して事件の全体像を把握した上で整理を行うことが有効な場合もあると考えられる。一覧表は従前から活用されているが、今回の実情調査では、主張書面のデータを活用するなどして、裁判所と当事者との間でこのような一覧表をより効率的に作成する取組も広がりつつあることがうかがわれた。今回の実情調査では、mints で提出された書面のデータを活用して裁判官が事案を効率的に把握する工夫も紹介されたが、このような工夫も含めて、フェーズ3において記録が電子化した段階ではさらにデータの活用による争点整理の効率化が図られることも期待される場所であるが、実情調査において指摘があったとおり、データの活用自体を自己目的化することなく、その作業に当たっては、裁判所と当事者が一覧表作成の目的・方法について十分に認識を共有した上で、適切な役割分担の下で作成することが重要であると思われる。

争点整理を充実させるための組織的取組に関しては、裁判所からは、審理運営改善の取組を広く裁判官の間で共有するための工夫が紹介されたが、上記のとおり、審理運営改善の取組は、特別な知識・技能を有する裁判官だけではなく、多くの裁判官が過度な負担なく実践できるものでなければ、裁判所全体の審理の迅速化に結び付けることは困難であると考えられることから、このような視点を持って今後も工夫を凝らしていくことが必要である。他方で、前回の実情調査と同様、今回の実情調査においても、弁護士の間での争点整理に関する取組等の周知については、弁護士全員に共有するのは難しいという課題の指摘もあったとこ

ろであり、効果的な取組等について広く周知できるよう、引き続き弁護士会と裁判所とで連携しながら取り組んでいくことが必要であると考えられる。

## 2 合議体による審理の現状と課題について

合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きいことについては、裁判所及び弁護士の双方が認識しているところである。これまでは、基本的には裁判所が主導して付合議の判断を行ってきたところ、今後とも裁判所内部における適時適切な付合議のための体制や仕組みを構築するための取組は継続する必要があるが、それに加えて、弁護士からの上申も適切な付合議の一つの契機となると考えられることから、弁護士から裁判所に対して積極的に付合議の上申ができるような方策について検討することも考えられる。

## 3 フェーズ3の開始に向けて

今回の検証は、前回に引き続き、デジタル化によって争点整理がどのように変容しているかに着目して調査を行ったが、これらの調査を通じて、ウェブ会議や投稿機能等といったフェーズ2までに導入されたデジタルツールを用いながら、裁判所と当事者の間で、訴訟の早い段階から、争点についての認識を共有して、効率的に審理を進めるプラクティスが浸透してきている実情がうかがわれたところである。また、今回の実情調査では、フェーズ3の一部先行実施と位置付けられる mints を活用した取組が紹介されたところ（108頁参照）、このような取組は、必ずしも一般的なものではなく、特に先進的な庁の取組と思われるものの、電子提出されたデータの活用による更なる審理の合理化、効率化の可能性を感じさせるものであった。フェーズ3の開始が目前に迫り、新システムの導入に向けた準備が本格化する一方、デジタル化を契機にした審理運営改善の営みの真価が問われる時期に差し掛かっているところであり、新システムの機能を前提とした新たな視点から、これまでの争点整理改善の取組がさらに深化していくことに期待したい。

# IV

## 地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

---

## 1 刑事通常第一審事件の概況

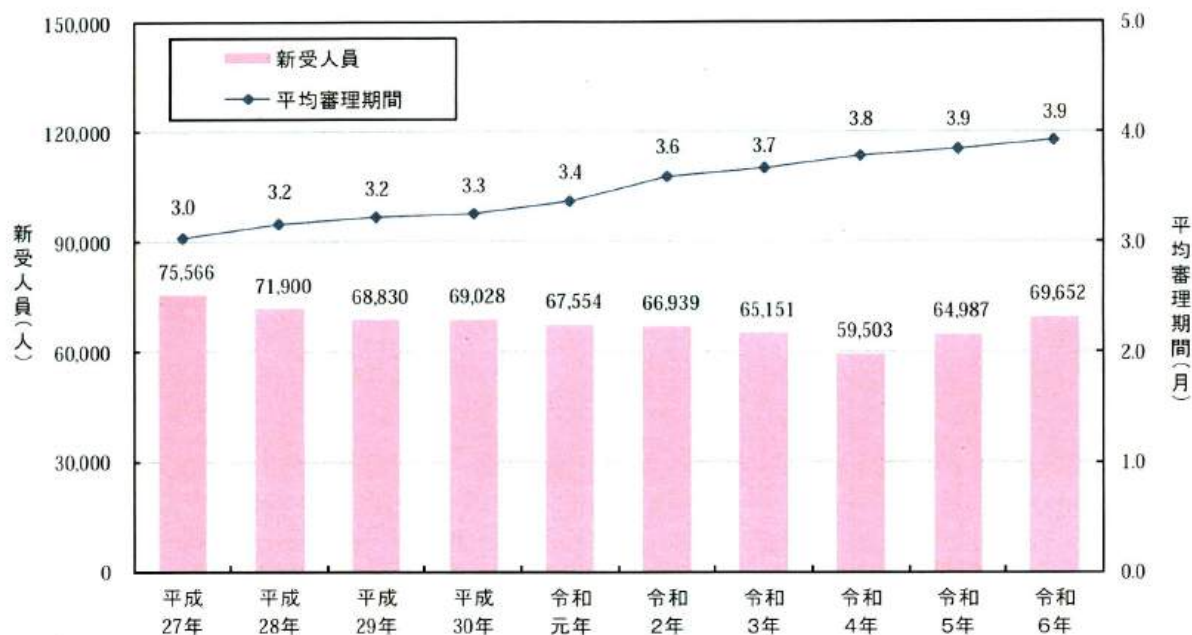
### 1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）については、平成28年以降、令和4年までおおむね減少傾向が続いたが、令和5年及び令和6年は増加した。平均審理期間については、長期化傾向にある。

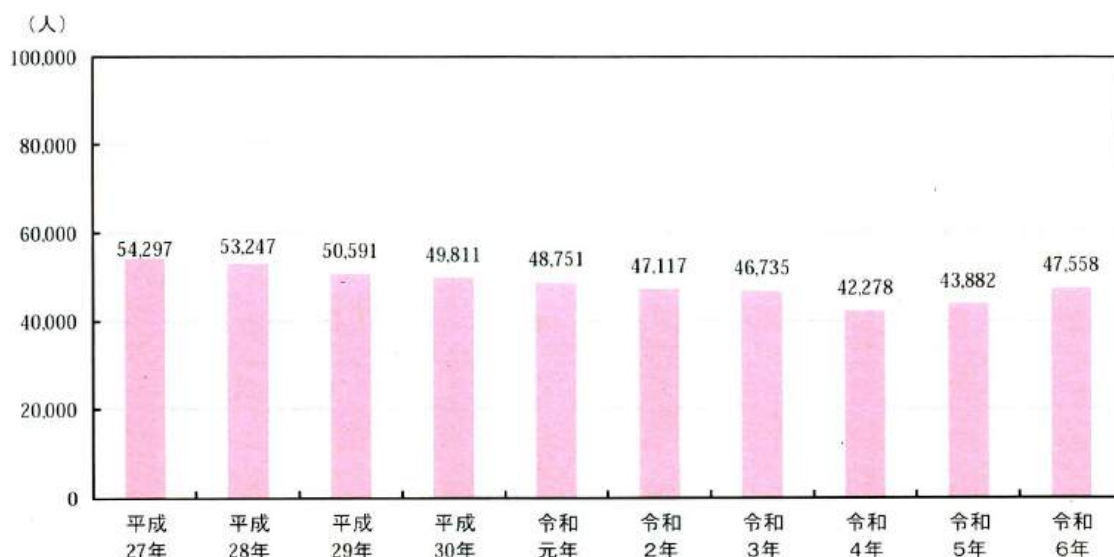
事案複雑等を事由とする長期係属実人員数については増加がみられるが、その余の主な統計データ（否認率、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については前回から大きな変化はみられない。

刑事通常第一審事件<sup>1</sup>の新受人員（延べ人員）<sup>2</sup>及び終局人員（実人員）<sup>3</sup>の推移については【図1】【図2]のとおりである。平成28年以降おおむね減少傾向が続いたが、令和5年以降増加に転じ、前回（新受人員59,503人、終局人員42,278人）から増加した（新受人員69,652人、終局人員47,558人）。

【図1】 刑事通常第一審事件の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



<sup>1</sup> ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

<sup>2</sup> 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

<sup>3</sup> 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている（第10回報告書155頁【表3】参照）。

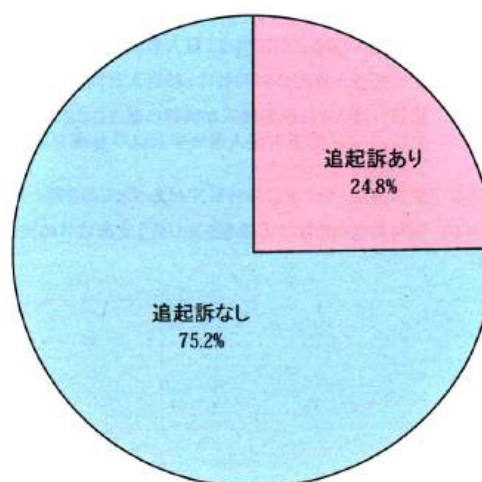
【表3】主要罪名別終局人員(実人員)

	窃盗	詐欺	傷害	不同意性交等・同致死傷	強盗・同致死傷	業務上横領	恐喝	殺人	現住建造物等放火	傷害致死	贈・收賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯	
通常一審全体	11,203	3,308	1,778	683	433	330	286	199	95	75	54	26	5,879	5,659	4,876	4,869	2,176	240	74	6	5,309	
うち裁判員裁判対象事件			3	47	219		1	198	95	75			102		92	13		1	2			30

- ※1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- 2 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 4 「不同意性交等・同致死傷」には、処断罪が「強姦・同致死傷」、「集団強姦・同致死傷」及び「強制性交等・同致死傷」のものが含まれる。
- 5 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回とほぼ同様（24.8%）であり、全体の約4分の1を占める（第10回報告書155頁【図4】参照）。

【図4】追起訴の有無別割合



刑事通常第一審事件の概況は【表5】のとおりである。

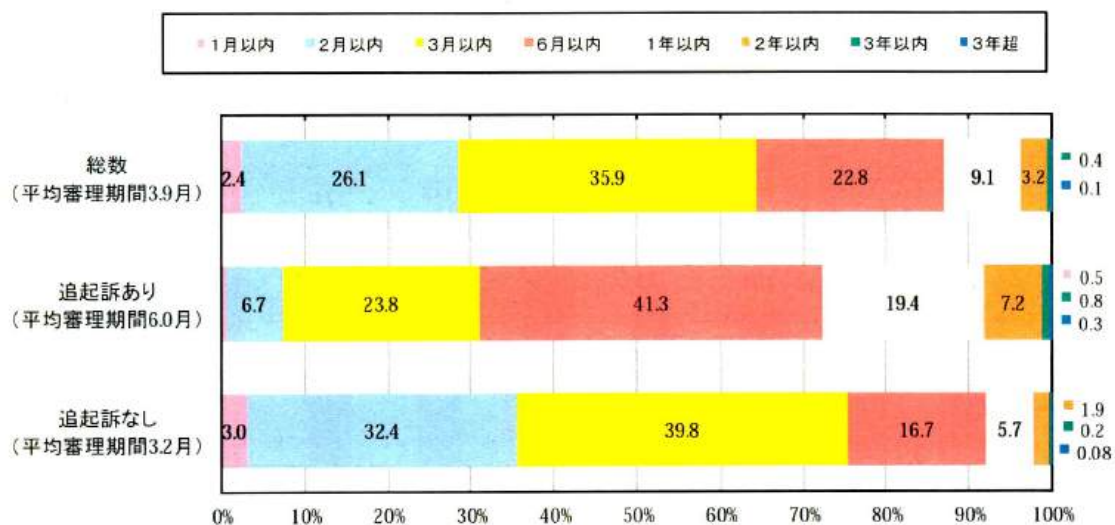
【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9、10
終局人員(実人員)	47,558	878
平均審理期間(月) ※1	3.9	14.0
受理から第1回 ※2	2.0	
第1回から終局 ※3	1.9	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.5	7.2
平均開廷回数 ※4	2.7	5.6
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5	1.4	
平均取調べ証人数	0.6	2.8
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.4
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.8
否認率(%)	8.9	51.1
弁護士選任率(%)	99.3	100.0
国選弁護士選任率(%) ※8	85.0	87.1
私選弁護士選任率(%) ※8	17.2	19.6
外国人(要通訳)率(%)	9.7	13.8
鑑定実施率(%)	0.3	6.9
検証実施率(%)	0.01	0.1

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が選任された事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間（6.0月）及び追起訴のない事件の平均審理期間（3.2月）は、前回とほぼ同様である（第10回報告書157頁【図6】参照）。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

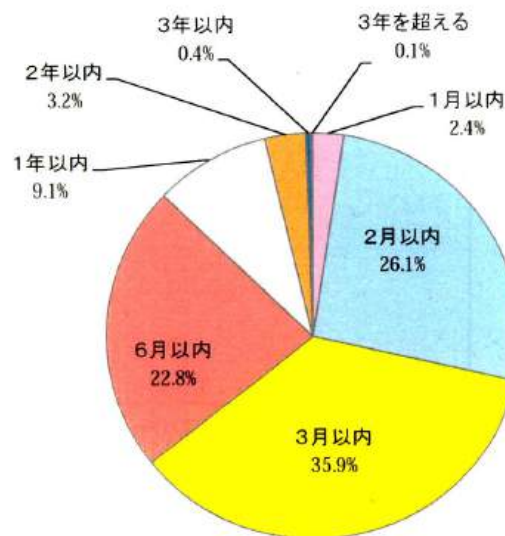


※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。  
なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（66.6%）より減少して64.4%となり、3月超6月以内の事件は、前回（21.2%）より増加して22.8%となった。その一方で、審理期間が1年を超える事件は、前回とほぼ同様（3.7%）である。（第10回報告書157頁【図7】参照）

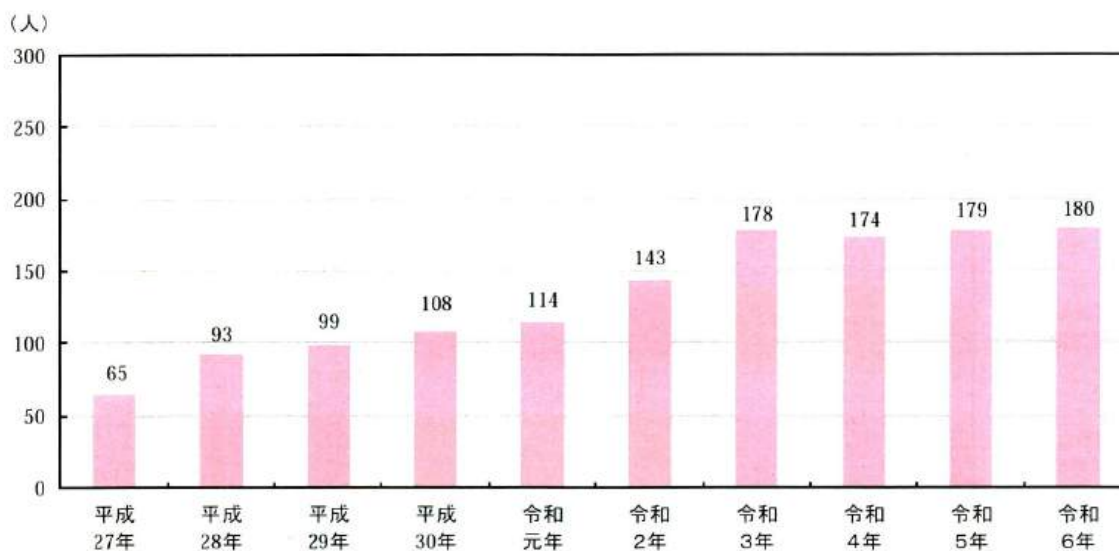
追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、追起訴のない事件では審理期間が3月以内の事件が75.2%を占めるのに対し、追起訴のある事件では31.0%である。

【図7】 審理期間の分布

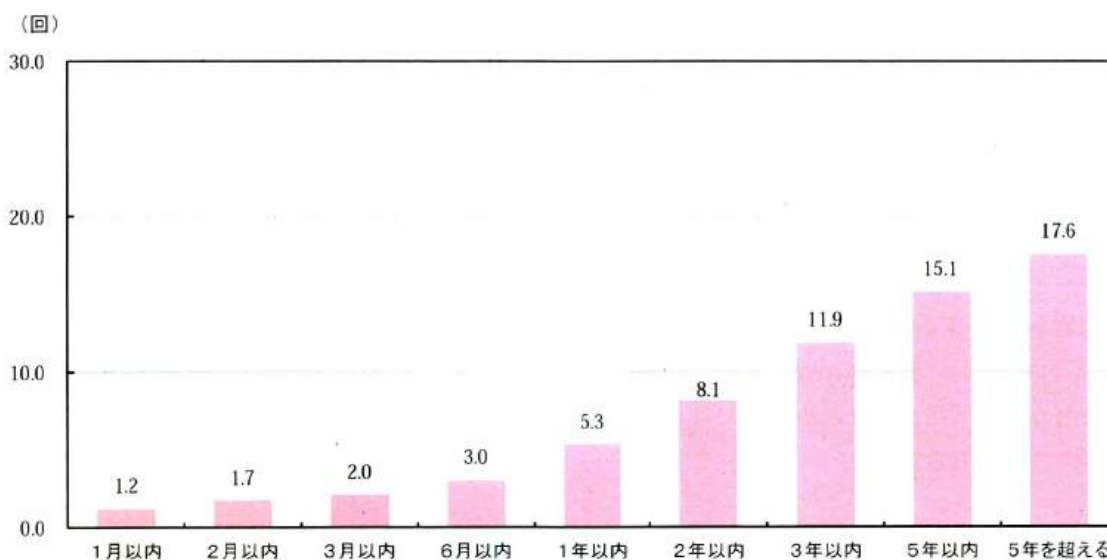


事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（174人）から増加して180人となっている<sup>4</sup>。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数<sup>5</sup>及び平均開延間隔については【表5】【表10】のとおりであり、いずれも前回からほとんど変化は見られない（第10回報告書156頁【表5】、159頁【表10】参照）。

<sup>4</sup> 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和5年における刑事事件の概況(下)」法曹時報77巻3号61頁から84頁(令和5年)。

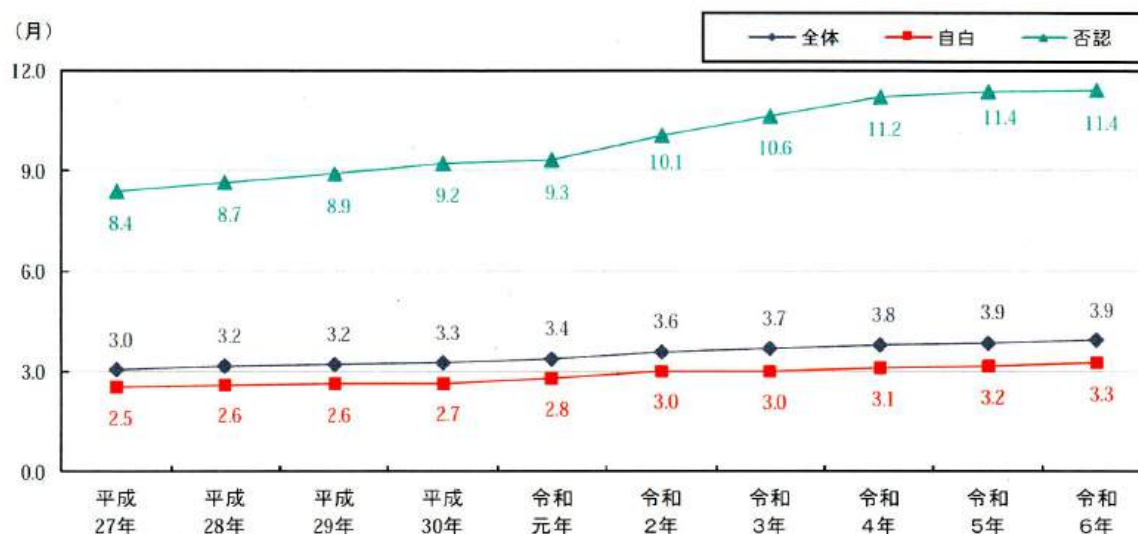
<sup>5</sup> 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)。

平均審理期間の推移（全体、自白、否認<sup>6</sup>）については【図11】のとおりである。自白事件及び否認事件のいずれについても長期化傾向がみられる。

【表10】 平均開廷間隔(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.4	1.4	1.7

【図11】 平均審理期間の推移(全体、自白、否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回とほぼ同様（総数14.9月、自白11.0月、否認17.8月）である（第10回報告書160頁【表12】【表13】参照）。

<sup>6</sup> 自白とは、終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は被告人が終局の段階まで黙秘していた場合並びに公訴事実を認め、法律上犯罪の成立を妨げる理由や刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び証拠能力を争って無罪を主張した場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員			公判前整理手続に付された人員				
		自白	否認	その他	自白	否認	その他		
終局人員	47,558	46,568	41,151	3,653	1,764	(2.1) 990	(0.9) 412	(1.2) 568	(0.02) 10
平均審理期間(月)	3.9	3.7	3.2	10.4	1.8	14.9	11.0	17.8	8.2

※1 ( )内は公判前整理手続実施率(%)である。

- 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
- 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
- 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が38人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

		総数	合 議				単 独	
			法定合議	裁判員裁判対象事件		裁定合議		
				裁判員裁判対象事件	非対象法定合議事件			
公判前整理手続	総数	終局人員	990	855	833	22	57	78
		平均審理期間(月)	14.9	14.0	13.9	17.4	24.6	17.8
	うち自白	終局人員	412	397	392	5	6	9
		平均審理期間(月)	11.0	10.8	10.8	9.9	18.5	16.2
	うち否認	終局人員	568	448	431	17	51	69
		平均審理期間(月)	17.8	17.0	16.9	19.6	25.3	18.0
	うち被告事件についての陳述前に移送等で終局	終局人員	10	10	10	-	-	-
		平均審理期間(月)	8.2	8.2	8.2	-	-	-
	公判前整理手続実施率(%)		2.1	36.5	96.0	1.5	12.3	0.2

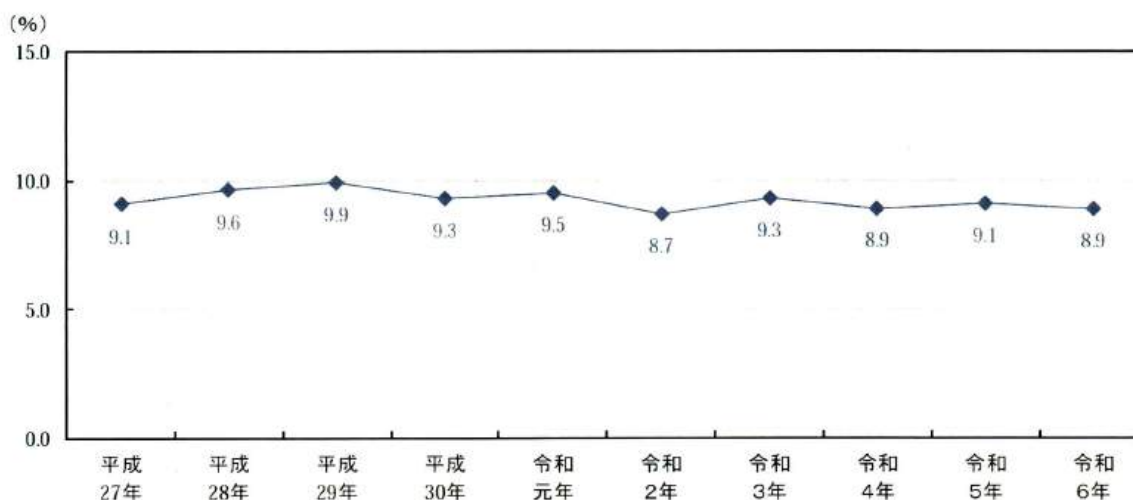
- ※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。
- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
- 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

否認率については【図14】のとおりであり、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にある。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数(0.6人)を始めとして、平均証人尋問公判回数(1.2回)、平均被告人質問公判回数(1.1回)、鑑定実施率(0.3%)、検証実施率(0.01%)といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化はみられない(第10回報告書156頁【表5】、161頁【表15】【表16】参照)。

控訴率(全体11.0%、自白8.1%、否認39.2%)については【表17】のとおりであり、前回(全体11.5%、自白8.4%、否認42.7%)から大きな変化はみられない(第10回報告書161頁【表17】参照)。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数  
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.3

【表16】 平均被告人質問公判回数  
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.5

【表17】 控訴率(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.0%	8.1%	39.2%

※ 控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

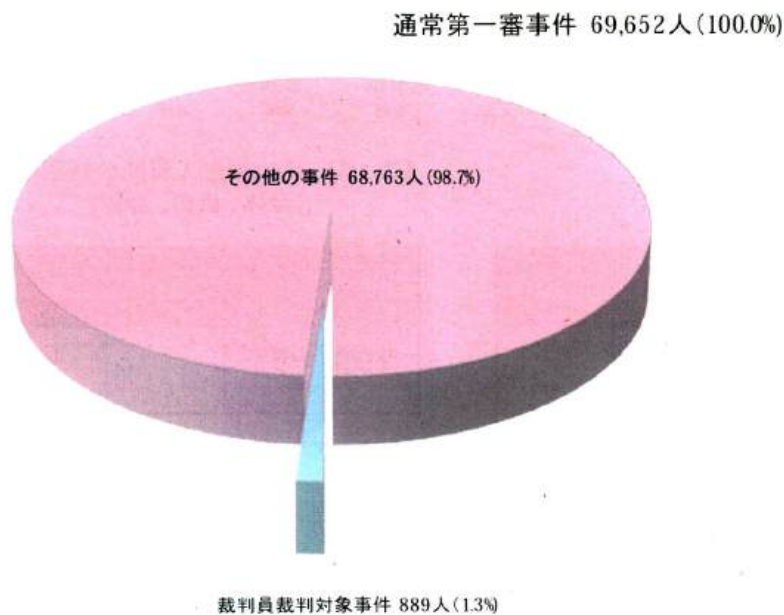
## 1. 2

## 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、令和6年は前回から若干増加しているが、長期的にみると減少傾向にある。平均審理期間及び審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、令和6年は再び長期化傾向がみられる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



※1 延べ人員である。

2 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

まず、事件数の動向については【表 19】 【図 20】 のとおりである。新受人員は、平成 28 年まで減少傾向が続き、その後横ばいの状況が続いた後、近年は再び減少傾向がみられたが、前回（839 人）から若干増加して 889 人となった。判決人員についても、おおむね同様の傾向であり、前回（738 人）から若干増加して 848 人となった。なお、【表 19】 では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表 19】 裁判員裁判対象事件における罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
総数	19,345	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839	972	889
強盗致傷	4,485	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133	259	217
殺人	4,350	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228	202	233
現住建築物等放火	1,913	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80	100	94
覚醒剤取締法違反	1,700	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	232	77	28	60	123	82
傷害致死	1,613	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85	73	64
不同意わいせつ致死傷	1,512	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74	88	53
不同意性交等致死傷	1,268	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50	49	57
強盗・不同意性交等	612	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15	15	19
強盗致死(強盗殺人)	461	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18	25	21
危険運転致死	315	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23	8	19
偽造通貨行使	308	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31	7	2
通貨偽造	136	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1	1	2
銃刀法違反	135	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9	2	1
保護責任者遺棄致死	116	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10	3	7
集団(準)強盗致死傷	81	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2					2	
逮捕監禁致死	73	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4				8	2	
組織的犯罪処罰法違反	58	6	5			3	14	18	1	7		1					3
身の代金拐取	34		3		1	1	1		3	1		1	2	8	10	3	
麻薬特例法違反	34	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1			1	1	1
拐取者身の代金取得等	32							2	1		2	1		22	2	2	
爆発物取締罰則違反	24	6			5	2		2	1	1			1	2		1	3
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2						1					
強盗・不同意性交等致死 (強盗・不同意性交等殺人)	3													2			1
その他	72	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1	6	10

- ※ 1 延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「不同意わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制わいせつ致死傷を含む。
- 6 「不同意性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷、平成29年法律第72号による改正前の(準)強盗致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制性交等致死傷を含む。
- 7 「強盗・不同意性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等を含む。
- 8 「強盗・不同意性交等致死(強盗・不同意性交等殺人)」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等致死(強盗・強制性交等殺人)を含む。
- 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
- 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
- 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



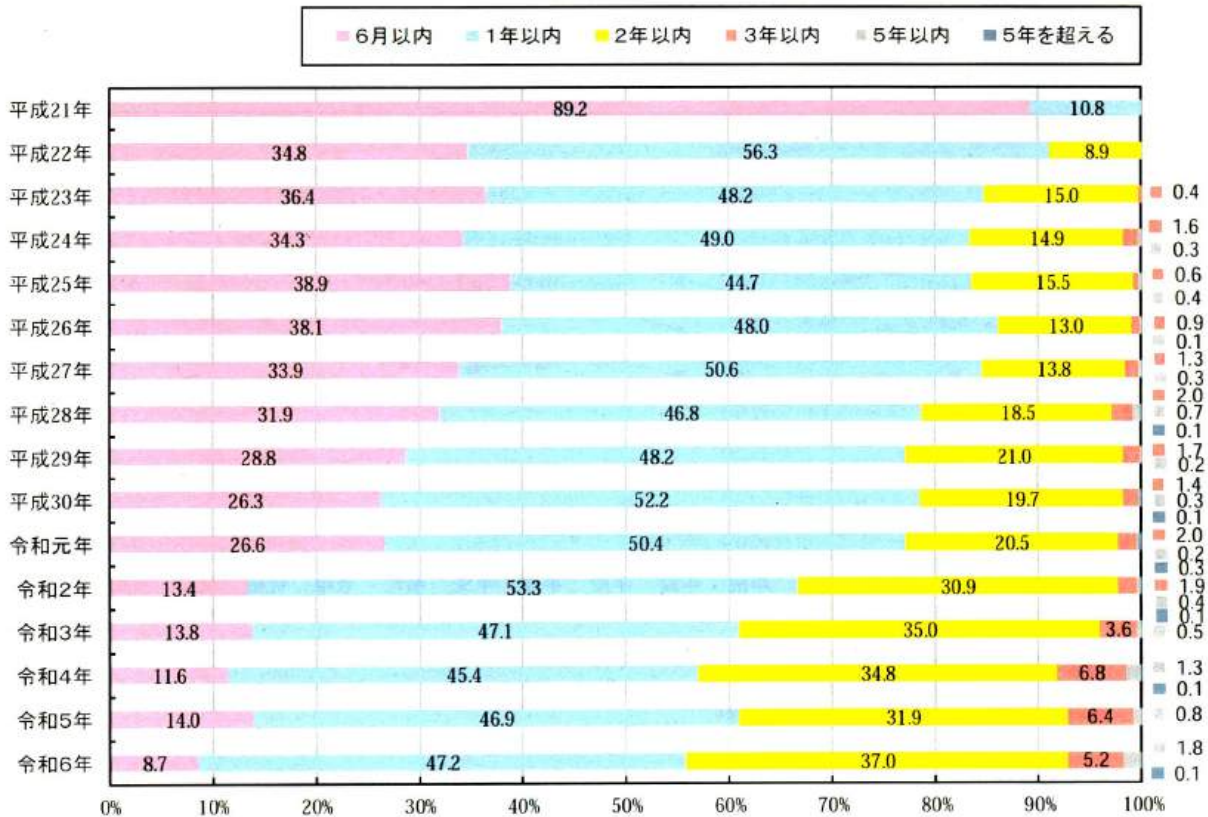
- ※1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【図20】<sup>7</sup>のとおりであり、判決人員で52.6%と、前回からほとんど変化はない(第10回報告書164頁【図20】参照)。

次に、平均審理期間(終局人員)については【表5】のとおり、前回(13.8月)より若干長期化して14.0月となっているが、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回(8.2%)より減少して7.2%となっている(第10回報告書156頁【表5】参照)。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回(11.6%)より減少して8.7%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回(34.8%)より増加して37.0%となった(第10回報告書165頁【図21】参照)。

<sup>7</sup> 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである(なお、【図20】の注2も参照)。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



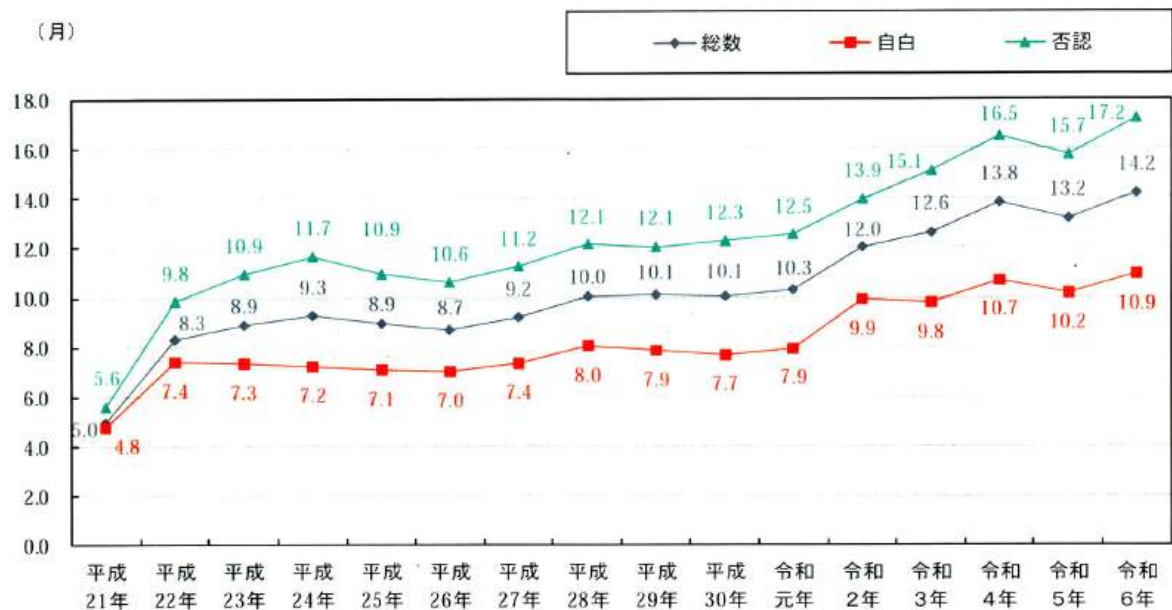
※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間（判決人員）は【図22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図23】のとおりである。特に公判前整理手続期間の平均は、自白、否認のいずれについても、令和元年頃から長期化傾向が続いており、令和5年は前回（総数11.5月）から若干減少したが（11.1月）、令和6年は増加した（11.8月）。

審理期間の内訳をみると、【図24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移をみると、【図25】のとおり、前回の令和4年の時点では、令和2年から令和4年の3年間で比較してみると、6月以内及び1年超1年6月以内については大きな変動はなく、他方で、1年6月超については大きく増加しているなどといった傾向がみられたが、令和4年から令和6年の3年間は、1年6月超及び6月以内については減少し、6月超9月以内及び1年超1年6月以内については増加しているなどといった前回とはやや異なる傾向がみられる。

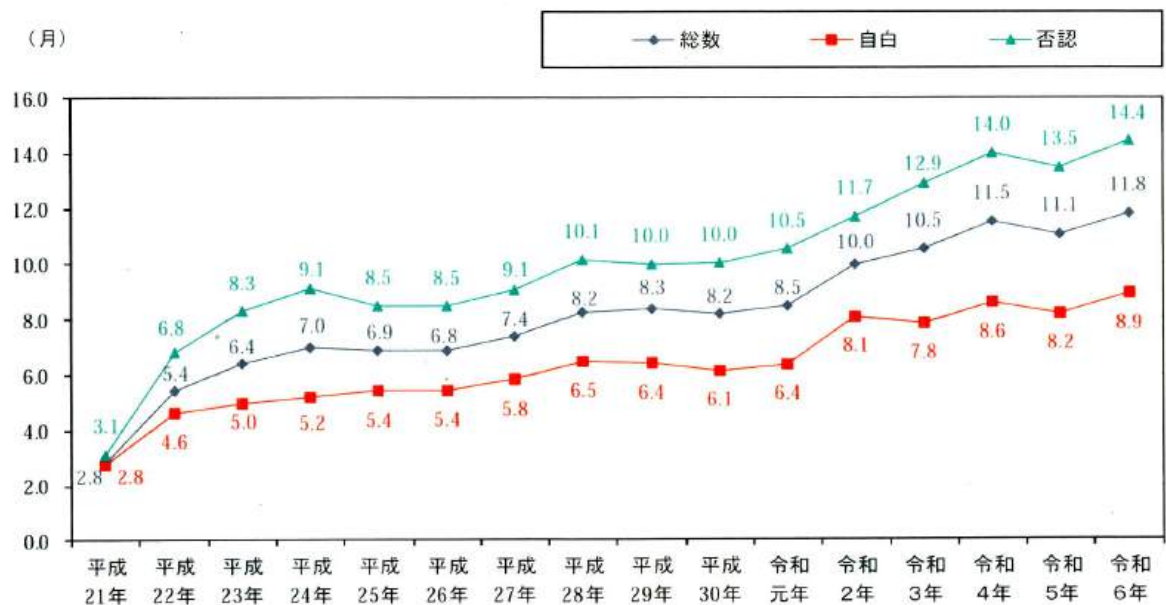
平均開廷回数については【表5】のとおり5.6回となっており、前回（5.4回）から若干増加している（第10回報告書156頁【表5】参照）。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移  
(総数・自白・否認)



- ※ 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移  
(総数・自白・否認)



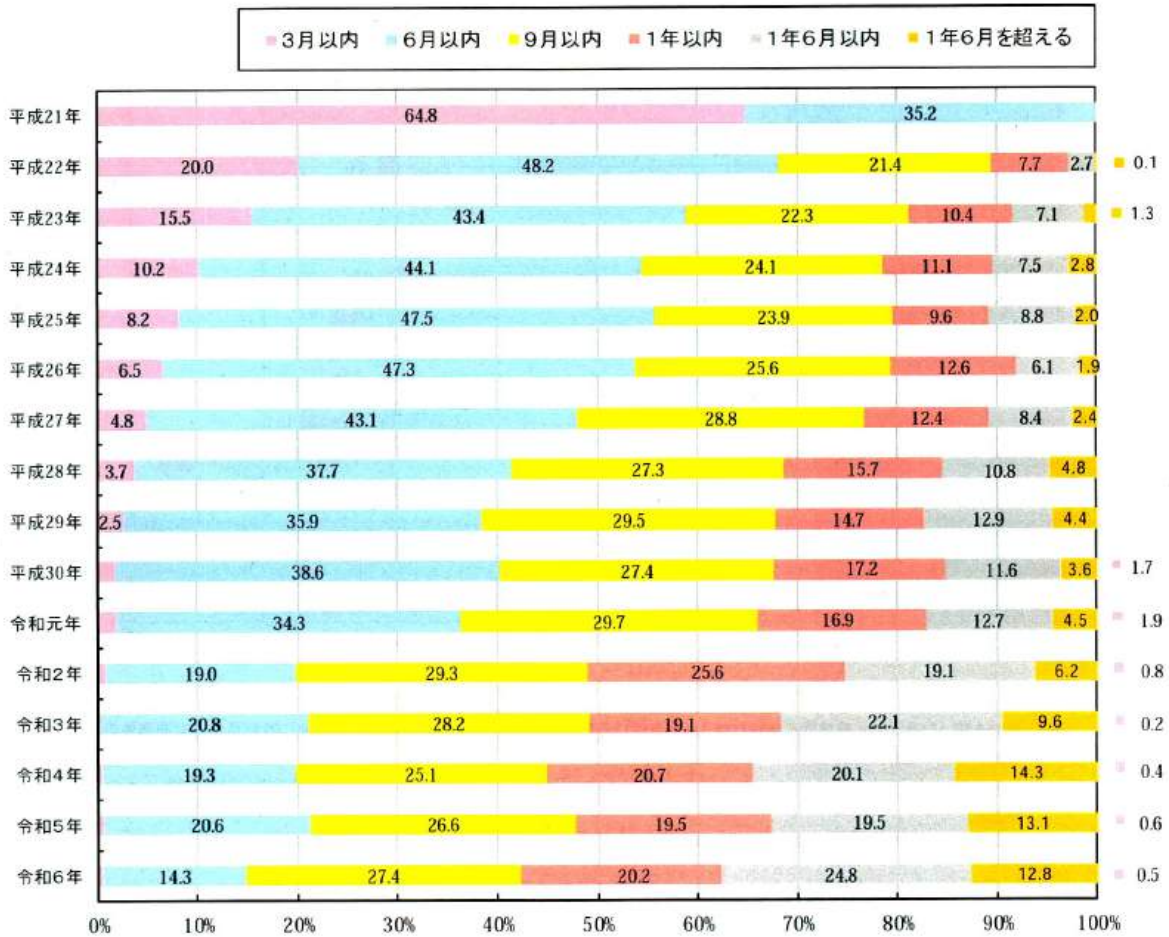
- ※ 1 判決人員は実人員である。
- 2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



- ※1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
- 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



※1 判決人員は実人員である。

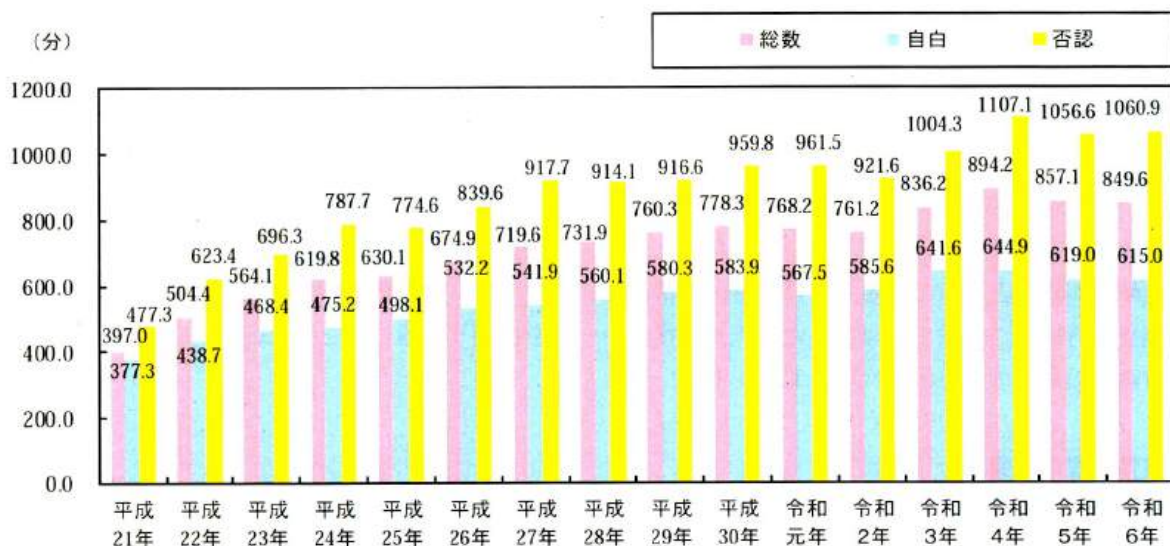
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回(644.9分)より減少して615.0分となり、否認事件についても、前回(1,107.1分)より減少して1,060.9分となった。

証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数(2.8人)、平均証人尋問公判回数(2.4回)、平均被告人質問公判回数(1.8回)、鑑定実施率(6.9%)及び検証実施率(0.1%)がいずれも前回(それぞれ3.1人、2.4回、1.8回、7.7%、0.0%)から大きな変化は見られない。(【表5】)(第10回報告書156頁【表5】参照)

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数(その多くは犯情関係と思われる。)は、0.6人となっており、裁判員法施行直後の時期(平成22年は0.4人)より増加している(「裁判員裁判の実施状況について」<sup>8)</sup>10頁【表8】)。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう<sup>9)</sup>、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。<sup>10) 11)</sup>

【図26】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



※ 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

<sup>8)</sup> この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

<https://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/index.html>

<sup>9)</sup> 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41(平成24年)参照)。

<sup>10)</sup> もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

<sup>11)</sup> 統計上は把握しにくい、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

## 2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

### 1 実情調査の位置付け（目的）

刑事事件については、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化し、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっているところ、その長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回検証から実情調査を実施し、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について聴取を行ってきた。これまでの報告書では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられるとした上で、このうち①事件内容の変化の要因は、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的なものであり、訴訟関係者の取組によって直ちに改善を図ることは容易ではないが、②当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、法曹三者で議論を深め、共通認識を形成していくことで、この要因による長期化を改善する余地があると指摘したところである。

今回の検証においては、これまでの実情調査の結果からの経年変化や、庁の規模や地域性による対比を行う観点から、これまでと同様、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因の分析及び公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策等について調査を行うこととし、令和6年5月及び同年10月に、中規模庁及び小規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びにこれらの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。なお、近年、裁判員裁判非対象事件の否認事件の平均審理期間の長期化傾向が顕著となっていることに鑑み、実情調査においては、裁判員裁判非対象事件の公判準備についても調査を行い、これまでとは違った視点から検証テーマを深掘りすることとした。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

### 2 実情調査の結果

#### （1）公判前整理手続の長期化要因等について

##### ア 法曹三者の意識

今回の調査においては、充実した公判前整理手続を迅速に行うことの意義について法曹三者の意識を聴取したところ、事件関係者の記憶の減退や、被害者等の負担、被告人の身柄拘束に伴う不利益といった、長期化による弊害に対する共通した問題意識が法曹三者から示されたが、他方、検察官の立場からは、迅速化を過度に強調することで争点や証拠の整理が十分にされない場合もあることから、充実した公判前整理手続を行うことも重要である旨の意見があり、また、弁護人の立場からは、被告人の防御権を行使するための準備に時間をかける必要もあるため、公判前整理手続の期間のみが強調されることに懸念がある旨の意見があった。

##### イ 事件内容の変化

事件内容の変化（防犯カメラ映像やSNSのメッセージ等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、捜査段階で黙秘する事件の増加）が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。また、事件内容の変化として、追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）が増加しているとの紹介があった。

##### （ア）防犯カメラ映像やSNSのメッセージ等の客観的証拠の増加

防犯カメラやドライブレコーダー等の映像、SNSのメッセージ、スマートフォン等の電子機器のデータといった客観的証拠が増加している点について法曹三者の認識は一致しており、検察官の側からは、検

検察官による分析や解析に時間を要するだけでなく、弁護人から証拠開示請求を受けると、開示対象を精査したり、マスキングの要否を検討した上で作業することに時間を要していることが、また、弁護人の側からは、開示された証拠につき、謄写して検討したり、勾留されている被告人に確認を求めるのに時間を要していることが、それぞれ紹介された。

#### (イ) 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

責任能力や法医学等の科学的・専門的知見が問題となる事件が増加している実情があるところ、検察官の側からは、責任能力にそこまで疑義がないような事案でも、裁判員が不安に思うことがあるかもしれないとして、責任能力の鑑定を実施する事案が増加しているという意見があった。また、弁護人の側からは、証拠開示を受けてから協力医等を確保して反論・反証を準備する必要があり、時間がかかることはやむを得ない、費用を工面できずに弁護士会等のついで協力医等に無償又は少額で依頼しているような場合には急かすことができない、といった意見があった。

また、死因が争われる事案について、特定の法医学者に死因鑑定が集中し、鑑定書の完成まで起訴後半年から1年以上かかることもあり、弁護人が鑑定書を見るまでは意見を述べられないとして、長期化の要因になっている実情がうかがわれた。これに対し、検察官の側からは、鑑定書が作成される前に鑑定医の意見をまとめた調書を作成して開示する工夫をしておき、弁護人はそれを前提に主張を検討することができるのではないか、という意見があった。

#### (ウ) 捜査段階で黙秘する事件の増加

検察官の側からは、捜査段階で被告人が黙秘した場合、被告人の言い分が不明であるため、捜査機関としては公判段階を見据えて網羅的に証拠を収集せざるを得ず、証拠量が増大して公判前整理手続が長期化する旨の意見があり、他方、弁護人の側からは、被告人が黙秘することで取調べ状況をめぐる無用な争いがなくなるという、長期化の歯止めにつながる要因を示唆する意見があった。

#### (エ) 追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）の増加

被告人がいわゆる「闇バイト」に応じて組織的に広域にわたって強盗を繰り返す共犯事件が増加しており、このような事件では、証拠量が多い上、共犯者間の証拠意見の調整に時間を要するために長期化しやすい、という実情が示された。

### ウ 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮

証拠開示に時間を要していることや、弁護人がどこまで主張すべきかをめぐって紛糾して長期化することがあるといった点については、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

#### (ア) 証拠開示

証拠開示については、検察官の側から、客観的証拠が増大している中、検察官としては幅広く証拠の任意開示をしているが、自白事件か否認事件かにかかわらず、弁護人が広範に証拠の開示を求めるため、マスキングや謄写に時間を要しているとの実情の紹介があった。これに対し、弁護人の側からは、任意開示はあくまで任意であり、類型証拠開示請求をして全ての証拠を確認した上で防御を尽くす必要がある、という意見があった。

#### (イ) 主張整理等

①公判前整理手続においてどこまで主張を整理すべきかや弁護人の主張明示義務の範囲について、法曹三者で共通認識が得られておらず、検察官が弁護人の主張が抽象的にとどまるとして求釈明を申し立て、公判前整理手続段階で弁護人が主張すべき範囲をめぐって紛糾するなどして長期化することがあることがうかがわれた。弁護人の側からは、公判段階になって被告人質問で被告人が供述すれば足りるようなことまで検察官から公判前整理手続段階で主張するよう求められることがある、公判前整理手続段階で主張を明示することで、被告人の公判段階での言い分が限定されたり、証人に対する弁護人の反対尋問の獲得目標等が明らかになってしまうようなことはしたくない、という意見があった。他方、検察官の側からは、

弁護人が抽象的な主張をすることとどまる場合には、立証責任を負う検察官としては網羅的な主張立証をせざるを得ない、裁判員に分かりやすい審理をするためには、証人に対して重点的に尋問すべき事項等を把握するため、弁護人に具体的に主張してもらう必要がある、という意見があった。

②弁護人の方針について、類型証拠開示が全て終わるまで主張を一切示さない方針をとる弁護人が一定数見られるという実情が示された。弁護人の側からは、仮に被告人から事件に関する話を聞いていたとしても、証拠開示を経て弁護人が証拠の検討をするまでは、暫定的にであっても軽々に見通しや方針を示すことはできない、という意見があった。

③裁判所の訴訟指揮について、検察官・弁護人の側からは、当事者間で証拠開示や主張のやりとりをめぐって膠着状態に陥った際に、裁判所が適切にコントロールすることが求められる、という意見があった。また、検察官の側からは、裁判所が弁護人に対して主張等の提出期限を明確に切ることがないため、弁護人からいつまでも具体的な主張がされずに長期化している、という意見があった。裁判所の側からは、訴訟指揮が裁判体によって異なるために当事者が手続の進行を予測できない可能性があり、事件類型ごとのプラクティスを積み上げて訴訟指揮についてのコンセンサスが得られれば迅速化に資するのではないか、という意見があった。

④立証の在り方について、統合捜査報告書の作成や刺激証拠の取扱いをめぐる調整に時間を要する、という実情が示された。統合捜査報告書については、検察官の側からは、盛り込む情報やレイアウト等に検討を要するほか、原証拠との整合性のチェックをした上で弁護人の同意を得るための調整が必要であり、多大な時間を要している、原証拠を抄本化したものを証拠として取り調べることも考えられるのではないかと、という意見があった。

⑤審理計画の組み方について、裁判所の側から、コロナ禍で事件処理が滞留したことや、余裕を持った審理日程を組むことで第1回公判から判決宣告までの実審理期間が長期化していることもあり、別の事件の公判期日を指定しようとする半以上先に期日を予定せざるを得ず、結果として本来であればもっと早く公判前整理手続を終えられることができた事件も長期化している、という実情が示された。

## (2) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

### ア 個々の事件において採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として従前から行われている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約については、前回の報告書においても形骸化が指摘されていたが、今回の実情調査においても、効果が限定的にとどまっている実情が示された。

起訴後早期の打合せについては、検察官の準備がまだ不十分であったり、弁護人から見通しが示されない、あるいは示せないことも多く、効果があるのは一部の事件にとどまるという実情がうかがわれた。また、公判期日の仮予約については、期限が設定されてそれに向けて準備が進められることで迅速化の効果はあるものの、期日の再調整が実際には難しく、予約したとおりの日程で審理を行わざるをえないことがあるため、そもそも期日の仮予約をするのに当事者が躊躇する面もある、という意見があった。

その他の取組として、裁判所からは、期日前にその期日で行う内容についてメール等で当事者と共有している旨の紹介があった。

### イ 個々の事件の処理を超えて採られている方策

前回の報告書では、裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会や定期的に開催される法曹三者による研究会等において公判前整理手続の長期化の問題を取り上げてその運用の基礎となるべき点について共通認識を形成していく必要があると指摘されたところである。

しかしながら、振り返りの会については、公判前整理手続の進行についても話題になってはいるものの、公判段階での訴訟活動に関する話題が主になっており、公判前整理手続の進行について深まりのある議論がされているわけではないことがうかがわれた。

また、法曹三者による研究会等については、コロナ禍で中断していたといった事情もあり、今後活用を検討しているという実情が示された。

### (3) 裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情について

裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情については、裁判員裁判対象事件と同様、客観的証拠の増加、追起訴の完了までに時間を要する組織的かつ広域にわたる事件の増加等の事件内容の変化が長期化に影響している実情がある一方で、非対象事件特有の事情として、裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられるため、非対象事件の公判期日を入れづらい面があることも示された。

公判前整理手続や期日間整理手続の活用状況についてみると、非対象事件においては、重たい手続であるとして敬遠されがちであり、当事者の協力によって証拠開示や争点整理を進めていくのに事実上の打合せで対応していることが多いという実情が示された。検察官の側からは、公判前整理手続等に付すことで争点が明確になることもあるが、公判前整理手続等に付しても弁護人が具体的な主張をしなければ争点を整理することはできず、弁護人の方針に左右される部分も大きい、弁護人から証拠開示請求等の様々な請求がされてかえって長期化する場合があるといった意見があった。他方、弁護人の側からは、証拠開示を求めるために弁護人が公判前整理手続等に付すよう請求しても、裁判所・検察官が消極的な対応をする場合が多いといった意見があった。

また、非対象事件においては、裁判体が裁判官のみであることもあって、裁判員裁判対象事件のような争点や証拠の整理、厳選が行われにくいこと、さらには、裁判員裁判のような連日開廷が難しく、立証も五月雨になりがちであることといった実情が示された。

## 3 検証検討会での議論

### 1 法曹三者の意識の違いについて

公判前整理手続の迅速化に向けた法曹三者の意識について、それぞれの立場の違いからくる意識の違いがあり、裁判員制度が施行された初期の頃は裁判員制度を失敗させないように法曹三者で協力していこうという雰囲気があったが、現在では立場の違いが先鋭化してしまっており、この意識の違いを超えて迅速化のための方策を見出すことは難しい旨の指摘があった。他方、法曹三者それぞれの意識が訴訟活動に反映される以上、法曹三者で議論をして、公判中心主義といった理想に立ち返って迅速化の意義を共有する必要があるという意見があった。

### 2 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

弁護人が広範に証拠開示を求めるために長期化するとか、弁護人の主張すべき範囲をめぐって紛糾することで長期化するという当事者の訴訟活動をめぐる問題については、検察官と弁護人とで立場の違いがある以上、解決することが難しいという指摘があった。また、刑事訴訟法316条の3で当事者と裁判所がともに充実した公判前整理手続を迅速に行っていくことが求められており、裁判所が公判前整理手続をリードしていくことをより一層期待したいという意見があった。

弁護人の主張明示義務をめぐる問題については、法律上の義務の問題と迅速化のためのベタープラクティスの問題とは区別する必要がある、後者については立場の違いを超えて共通認識を得ることは難しい以上、前者を基準に考えるべきである、法律上の義務の範囲については更に議論を深めていくことが求められる、事案ごとに、審理計画への影響の有無という観点からは公判前整理手続段階でどこまで弁護人が主張を明示する必要があるのかを具体的に議論し、法曹三者の相互理解を深める意義はある、事件類型に応じて主張明示義務の範囲について共通理解を形成していくことも考えられるのではないかという意見があった。

また、立場の違いから生じる対立点を乗り越えることは難しいが、証拠の開示や統合捜査報告書の作成等の作業において、柔軟な対応がされなかったり、当事者間のコミュニケーション不足等の問題によって円滑に進められていない現状にあることから、こういった作業を円滑に進められれば迅速化に資するのではないかという意見があった。

### 3 公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策等について

振り返りの会等の個々の事件を通じた振り返りの中で公判前整理手続の長期化についてもテーマとして取り上げて議論を深め、その経験を裁判所・検察庁・弁護士会で共有していく必要があるという意見があった。

### 4 その他

客観的証拠の増加といった事件内容の変化に対応するためには、事件処理に必要な法曹三者の体制面の問題や被告人と十分に証拠を検討するための環境の整備を指摘する意見のほか、統合捜査報告書ではなく原証拠を抄本化して取り調べる工夫があるのではないかという意見があった。

## 4 今後に向けての検討

今回の実情調査によっても、これまでの実情調査と同様、公判前整理手続の長期化については、客観的証拠の増加を含めた事件内容の変化があることに加え、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の問題が複合的に影響を及ぼしていることがうかがわれた。これまでの報告書で指摘されているとおり、事件内容の変化といったいわば外在的な要因がある中で公判前整理手続の長期化に対処するためには、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮を見直していく必要がある。

しかし、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の在り方については、それぞれ立場が異なっている法曹三者間で共通認識が得られていないことがうかがわれた。公判前整理手続において何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点については、法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していく必要があり、そのような議論を踏まえた新たなプラクティスを見出していくことが不可欠である。

この点、前回の報告書において、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会や法曹三者間で定期的で開催される研究会等で公判前整理手続の在り方や長期化の問題について議論することが有用であると指摘されたところであるが、今回の実情調査においては、振り返りの会について、公判段階での訴訟活動に関する話題が主になっており、公判前整理手続について深まりのある議論がされているわけではなく、法曹三者による研究会等については、コロナ禍の影響も未だ残っており、従前ほど議論が活発に行われているとまではいえない現状がうかがわれた。刑事裁判の基本原則である当事者追行主義の下、公判前整理手続における争点及び証拠の整理は当事者間で主体的に行われるべきものであり、具体的事件において公判前整理手続に携わる検察官及び弁護士としては、手続を円滑に進められるよう、より密接なコミュニケーションをとって互いの認識の齟齬を解消していくことが望まれる。そして、裁判所においても、手続を適切にコントロールしていく姿勢が求められる。



**家庭裁判所における  
家事事件及び人事訴訟事件の  
概況及び実情等**

---

# 1 家事事件の概況

## 1. 1 家事事件全体の概況

家事事件<sup>1</sup>のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として、相続放棄申述受理事件、後見等監督処分事件等の増加の影響で増加傾向にある。

別表第二事件について、新受件数は、調停事件を中心におおむね高止まり状態にある。審判事件の平均審理期間については、緩やかに長期化していたが、令和6年は短縮した。調停事件の平均審理期間については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年に大きく長期化し、以後は令和5年に若干短縮したものの、令和6年は横ばいとなっている。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ると、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が若干増加している。令和4年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。

一般調停事件については、新受件数がおおむね減少傾向にある中、平均審理期間については、令和3年までは長期化傾向にあったが、令和4年には減少に転じ、以後はおおむね横ばいとなっている。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ると、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が若干減少している。令和3年までの傾向については、前回と同様、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることに加え、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（16.7%）より1.4%増加して18.1%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（15.7%）より1.1%増加して16.8%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

<sup>1</sup> 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

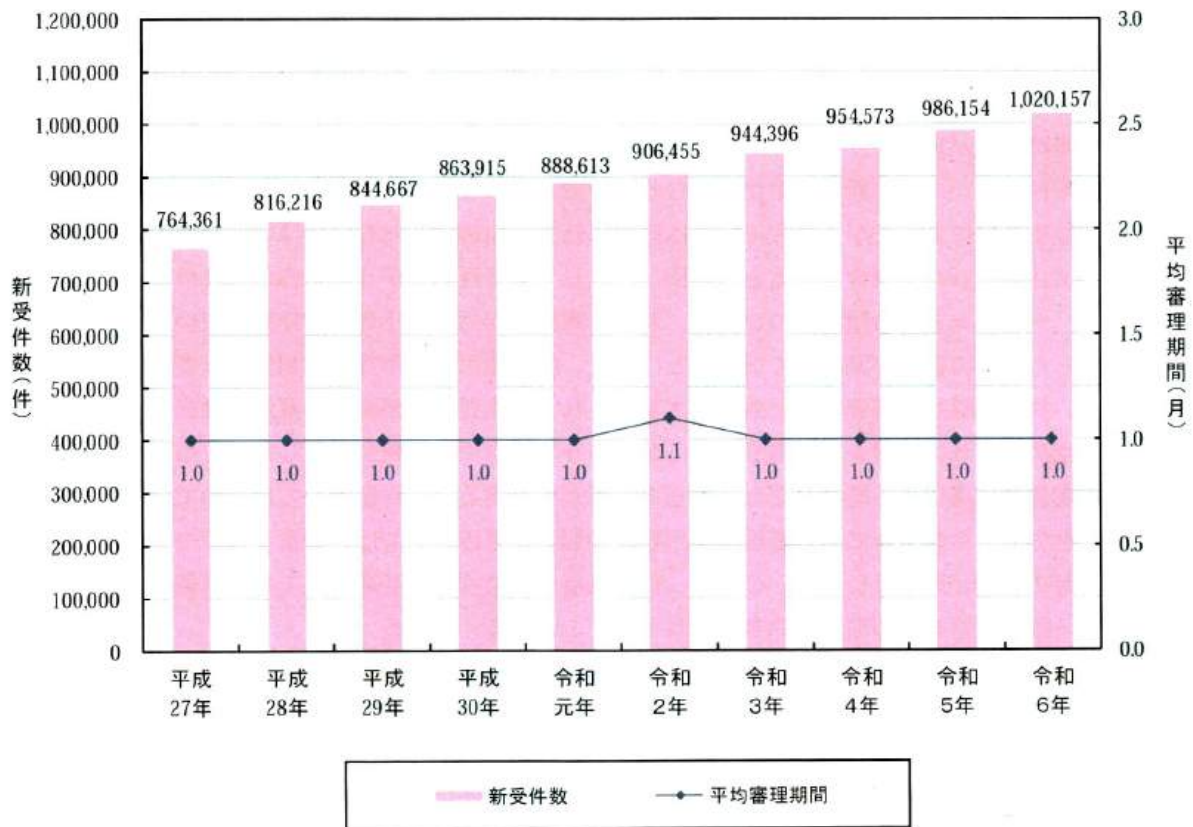
なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和6年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

令和6年の新受件数（102万0157件）は、前回（95万4573件）より6.9%増加しており、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、相続放棄申述受理事件の新受件数が、前回の26万0497件から30万8753件に増加したことに加え、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の36万6654件から37万8162件に増加したことにより、これには、高齢化のほか、相続放棄申述受理事件については、法改正により令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されたこと等の影響もあると思われ、後見関係事件については、これまで指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第9回報告書153頁、第10回報告書180頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の8割以上を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に変化は見られない（第10回報告書180頁【表2】参照）。

【表2】 家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	1,018,705	21,736	80,730	47,433
平均審理期間(月)	1.0	6.0	7.6	6.5

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化は見られない（第10回報告書181頁【表3】参照）。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	1,010,058 99.2%	14,770 68.0%	44,888 55.6%	29,544 62.3%
6月超 1年以内	7,372 0.7%	4,829 22.2%	22,920 28.4%	12,465 26.3%
1年超 2年以内	1,080 0.1%	1,746 8.0%	10,942 13.6%	4,898 10.3%
2年を超える	195 0.02%	391 1.8%	1,980 2.5%	526 1.1%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが97.5%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回と同様の傾向である（第10回報告書181頁【表4】参照）。

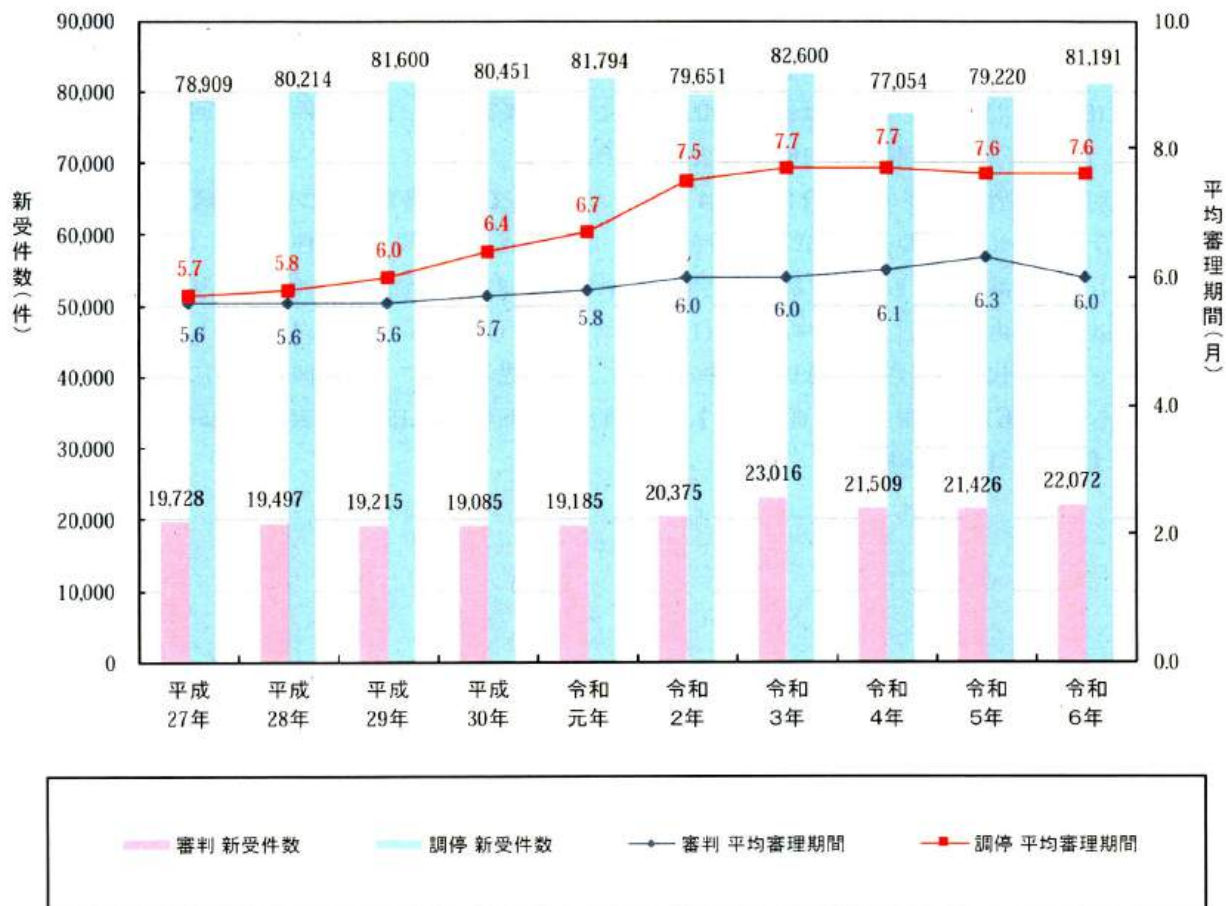
【表4】家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	1,018,705 100.0%	21,736 100.0%	総数	80,730 100.0%	47,433 100.0%
認容	993,475 97.5%	12,022 55.3%	成立	40,401 50.0%	18,212 38.4%
却下	2,471 0.2%	2,371 10.9%	不成立	11,812 14.6%	13,775 29.0%
取下げ	13,680 1.3%	2,851 13.1%	取下げ	13,886 17.2%	7,493 15.8%
それ以外	9,079 0.9%	4,492 20.7%	それ以外	14,631 18.1%	7,953 16.8%

○ 別表第二事件

令和6年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



調停事件の新受件数は、ここ10年間はおおむね8万件前後で推移し、令和6年は前回(7万7054件)より増加し8万1191件となったが、長期的にみて高止まり状態にある。審判事件の新受件数は、令和2年まで2万件前後で推移していたところ、令和3年(2万3016件)に増加したが、その後はおおむね高止まり状態にあり、令和6年は2万2072件であった。平均審理期間<sup>2</sup>について見ると、調停事件は、平成27年(5.7月)から令和元年(6.7月)にかけて増加傾向にあったが、令和2年に大幅に増加して7.5月となり、令和3年及び令和4年は7.7月、令和5年及び令和6年は7.6月であった<sup>3</sup>。令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われるところ、令和4年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落し、

<sup>2</sup> 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時(審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等)から審判事件として終局した時までを指す(調停事件についても同様である。)。この点、V. 1. 2. 1以降と異なる統計処理がされているので(後掲V. 1. 2. 1【図10】の注記参照)、注意されたい。

<sup>3</sup> なお、未済事件の平均係属期間は、平成26年以降、5.6月から7.3月の間で推移している(未済事件の平均係属期間の令和5年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(1)―家事事件―」法曹時報第76巻第12号96頁第20表参照)。

令和5年以降に若干短縮している要因としては、同感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。一方、審判事件も、平成27年以降緩やかに長期化し、令和5年の平均審理期間は6.3月となったが、令和6年は減少して6.0月となった<sup>4</sup>。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（審判事件で68.0%、調停事件で55.6%）は、審判事件では前回（67.2%）より0.8%増加し、調停事件では前回（55.4%）より0.2%増加している。また、審理期間が1年を超える事件の割合（審判事件で9.8%、調停事件で16.0%）は、審判事件では前回（10.3%）より0.5%減少し、調停事件では前回（16.4%）より0.4%減少している。（第10回報告書181頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（50.0%）は前回（50.6%）より減少し、調停不成立で終局した事件の割合（14.6%）は前回（14.8%）より若干減少し、取下げで終局した事件の割合（17.2%）は前回（17.9%）より減少している。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（18.1%）が前回（16.7%）より1.4%増加しているが、これが、主として調停に代わる審判で終局した事件の増加によると思われることは、前回までに指摘されているとおりである<sup>5 6</sup>。（第8回報告書109頁【表4】、110頁、第9回報告書155頁【表4】、157頁、第10回報告書181頁【表4】、183頁参照）

---

<sup>4</sup> なお、未済事件の平均係属期間は、平成26年に6.7月であったが、令和5年には6.4月となっている（未済事件の平均係属期間の令和5年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・86頁第9表参照）。

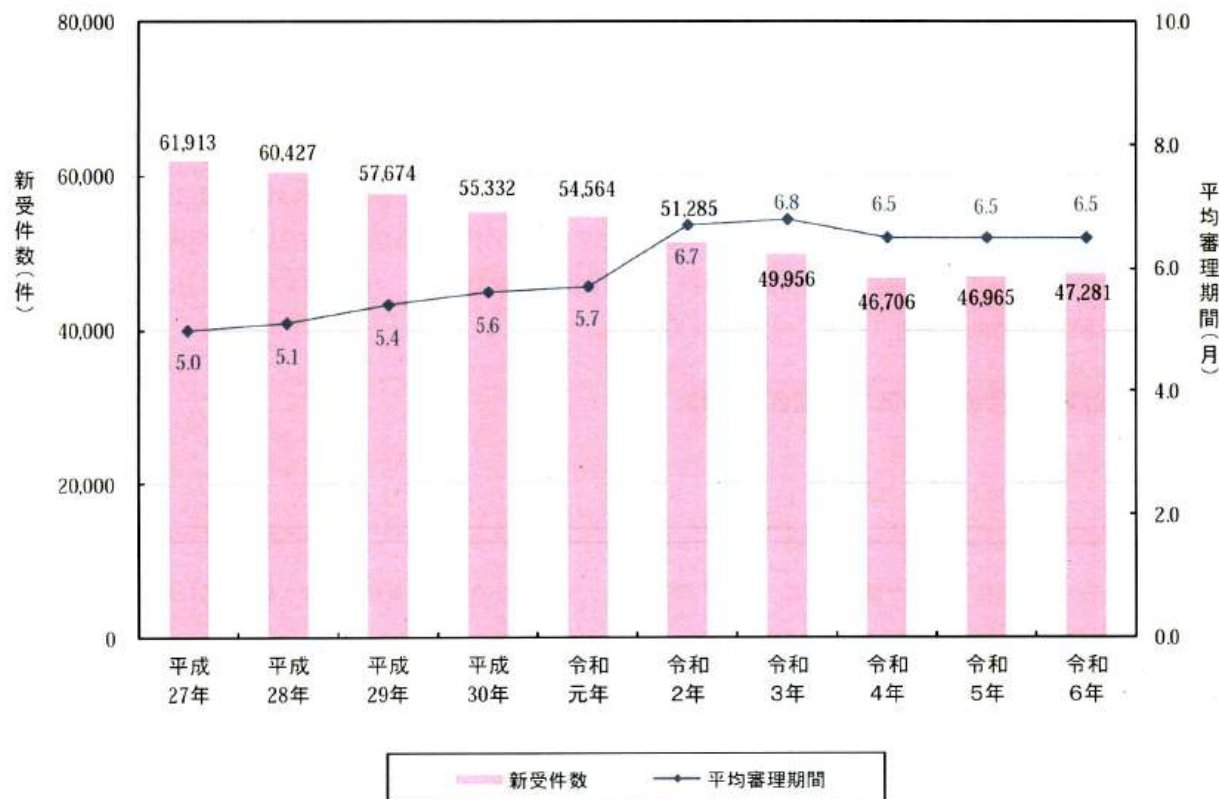
<sup>5</sup> 令和5年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、11.3%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和3年は10.0%）（第10回報告書183頁脚注6参照）。

<sup>6</sup> 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

## ○ 一般調停事件

令和6年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図6】のとおりである。

【図6】 新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める<sup>7</sup>。）の新受件数は、平成27年以降、おおむね減少傾向が続いていたが、令和5年以降、緩やかな増加傾向に転じている。平均審理期間は、令和元年（5.7月）まで緩やかに増加していたところ、令和2年に6.7月、令和3年に6.8月と大きく増加したが、令和4年に6.5月に減少し、以後横ばいとなっている。なお、未済事件の平均係属期間も、平成26年（4.2月）から令和元年（4.7月）まで緩やかに増加した後、令和2年（5.9月）に大幅に増加し、令和4年及び令和5年は5.7月となっている<sup>8</sup>。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（62.3%）は前回（63.0%）より0.7%減少しており、審理期間が1年を超える事件の割合（11.4%）は、前回（11.2%）より0.2%増加している。（第10回報告書181頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（38.4%）は前回（39.3%）より減少した一方で、調停不成立で終局した事件の割合（29.0%）は前回（28.2%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（15.8%）は前回（16.8%）より減少した。なお、そ

<sup>7</sup> 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和5年において3万7674件、令和6年において3万8281件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

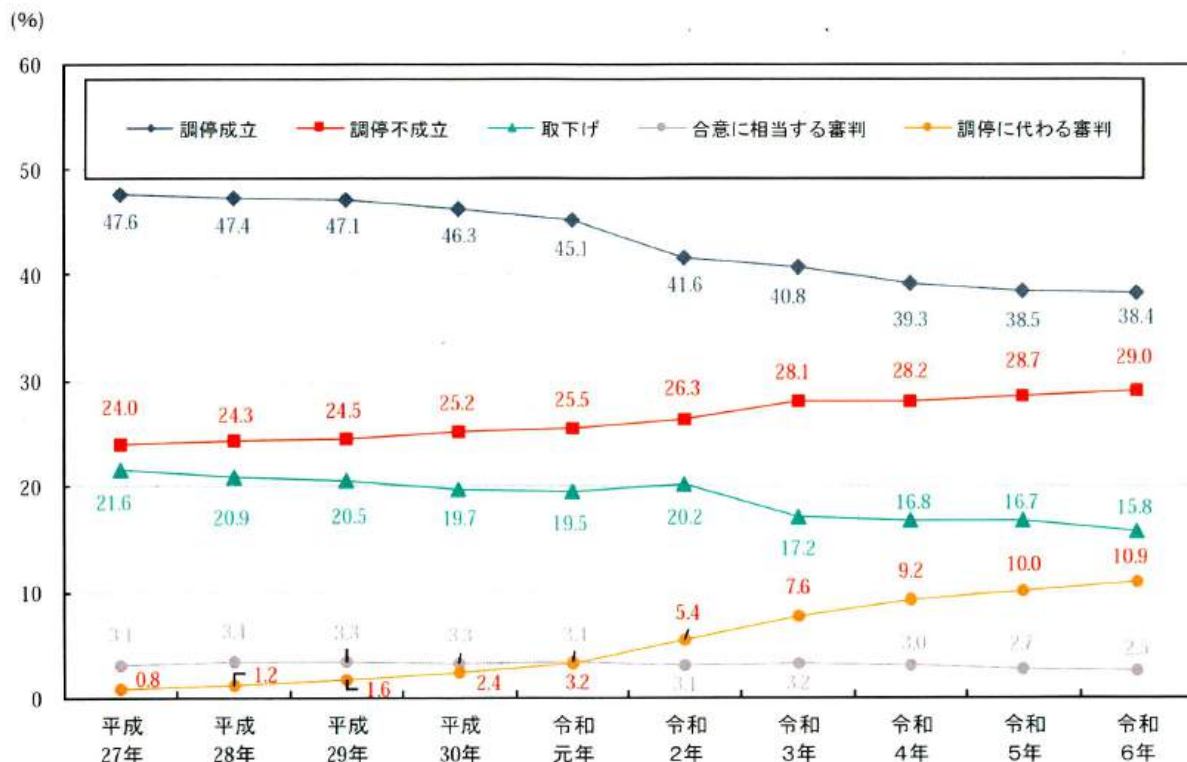
<sup>8</sup> 未済事件の平均係属期間の令和5年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・96頁第20表参照

れ以外の事由で終局した事件の割合（16.8%）が前回（15.7%）より 1.1%増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる<sup>9</sup>。（第10回報告書 181 頁【表4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していること（【図7】参照）に加え、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回までと同様である。（第9回報告書 158 頁、第10回報告書 184 頁参照）

また、平均審理期間が令和2年に大幅に長期化したところ、その要因は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられ、他方、平均審理期間が令和4年に短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書 196 頁、198 頁参照、第10回報告書 223 頁、224 頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

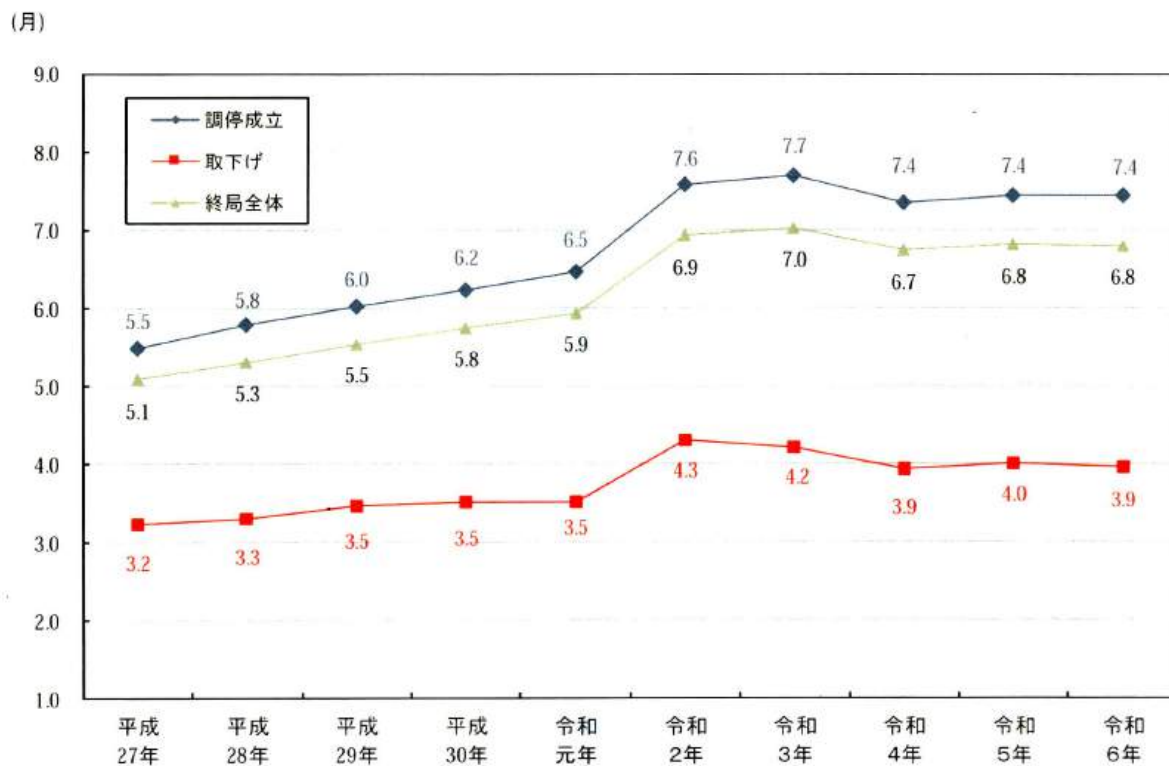
【図7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移



<sup>9</sup> 令和5年の既済事件（一般調停事件）のうち、10.6%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92 頁第14表参照）（令和4年は9.7%）。調停に代わる審判により終局している一般調停事件の割合が増加している一因として、家事調停手続におけるウェブ会議について令和3年12月以降順次運用を拡大してきたところ、離婚調停についてウェブ会議では調停を成立させることができないため（なお、法改正により令和7年3月1日以降可能となった。）、ウェブ会議において事実上当事者間に合意が整った場合に、調停に代わる審判をする運用がなされてきたこと等の影響が考えられる。

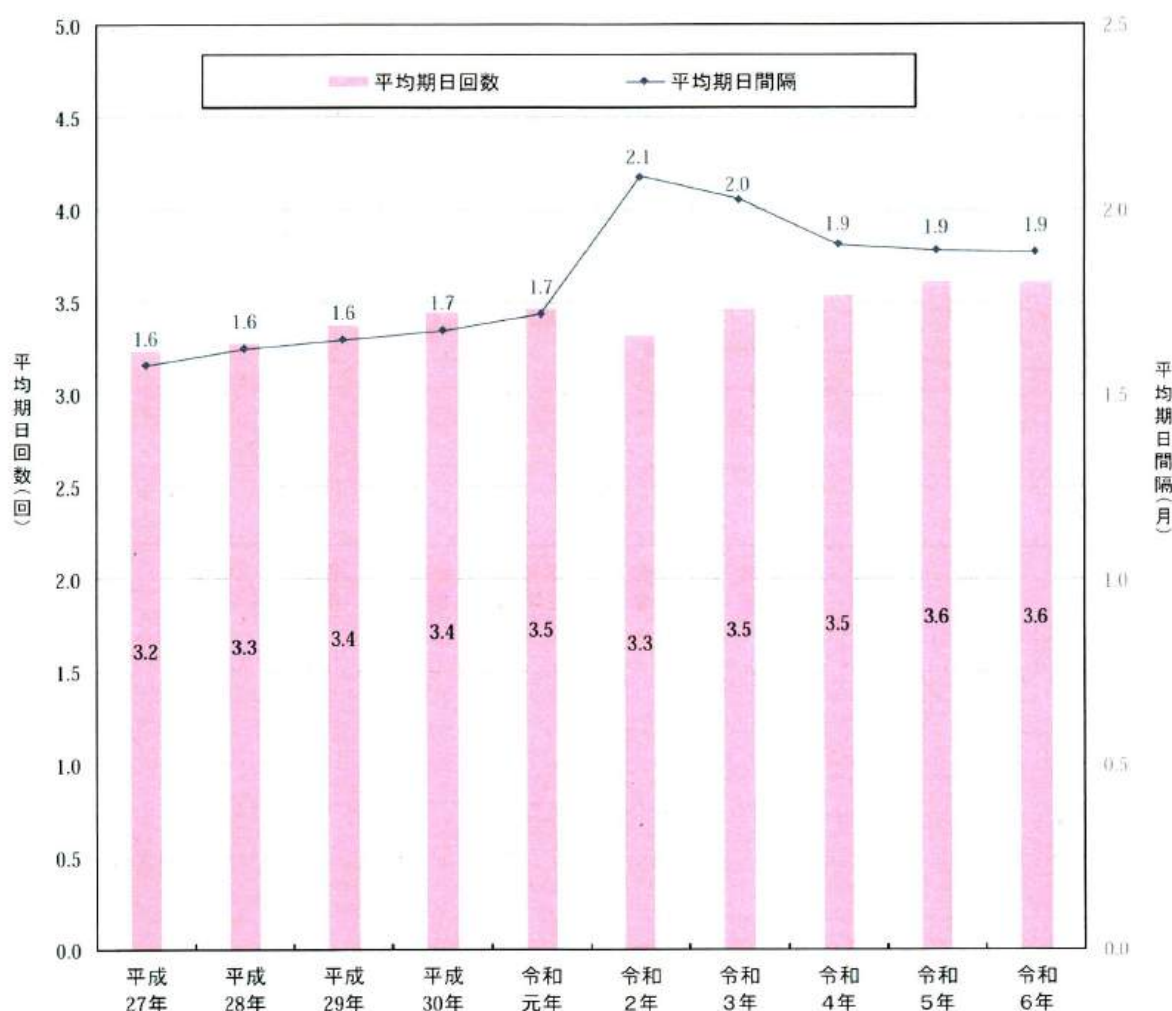
一般調停事件の中で大部分を占める夫婦関係調整調停事件の終局区分別の平均審理期間は【図8】のとおりである。終局事件全体の平均審理期間は、令和元年（5.9月）まで緩やかな増加傾向にあり、令和2年（6.9月）に大幅に増加した後、令和4年（6.7月）に若干減少し、その後はおおむね横ばいとなっている（令和6年は6.8月）。その推移の傾向は一般調停事件とほぼ同様であり、考えられる要因も一般調停事件と同様に考えられる。

【図8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



夫婦関係調整調停事件の平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図9】<sup>10</sup>のとおりである。平均期日回数は、令和2年に減少したものの全体として緩やかな増加傾向にあり、他方で、平均期日間隔は、令和2年に大幅に増加し（2.1月）、その後令和4年（1.9月）にかけて減少したものの、以後は横ばいとなっている。この10年間の推移を見ると、平均期日間隔の長期化の方が平均期日回数の増加よりも目立っており、この平均期日間隔の長期化が、平均審理期間の長期化の主たる要因になっているものと思われる。また、令和2年に平均期日回数が減少し、平均期日間隔が大幅に長期化した要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられ、他方で、平均期日期間が令和4年に短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことが考えられる。

【図9】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(夫婦関係調整調停事件)



※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。  
 ※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

<sup>10</sup> 図9については、各家庭裁判所において令和6年度以降本格的に期日間隔短縮の取組が進められてきた状況等(実情調査における取組状況につき186頁参照、統計も踏まえた今後に向けての検討課題等につき192頁参照)を踏まえ、第11回報告書から新たに挿入したものである。なお、ここでの平均期日間隔は、期日外で取下げ等により終局した事件分も含めた審理期間の平均値を、実際に行われた期日回数(例えば、期日を実施することなく取下げのみで終局した事件は0となる。)の平均値で除して算出しているため、実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する。

## 1. 2 個別の事件類型の概況

### 1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年増加傾向が目立っている。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたところ、令和2年に前年と比較して大きく長期化したが、令和4年以降は緩やかな短縮傾向にある。令和4年から平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲V. 1. 1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加し、1年を超える事件の割合は減少している。また、平均期日回数は前回より若干減少しており、平均期日間隔も前回より若干短縮している。

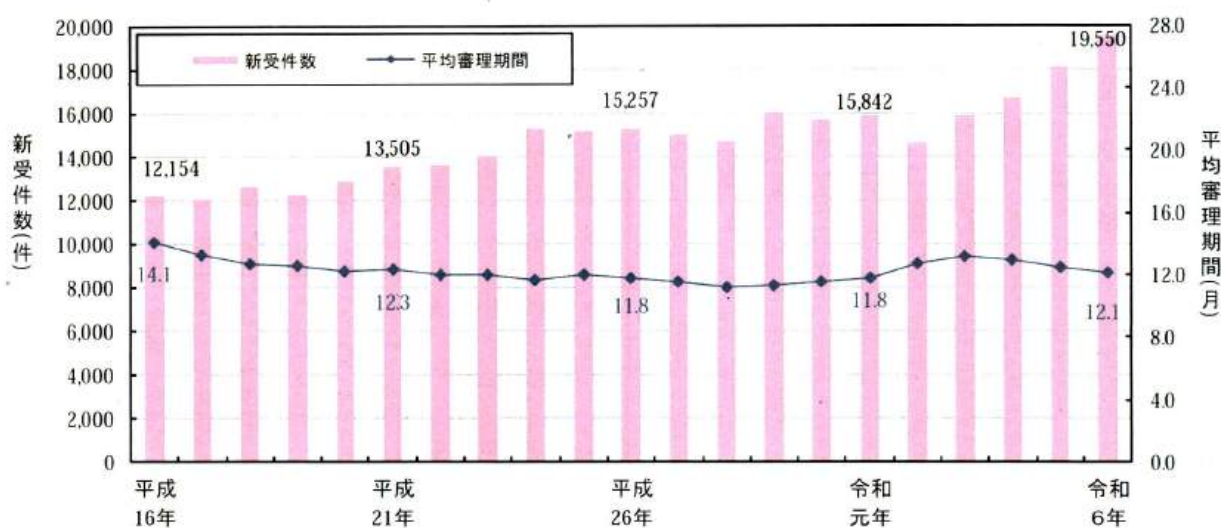
調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（29.2%）より増加して31.3%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

手続代理人弁護士の間与がある事件数は、長期的にみて増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図10】のとおりである。

【図10】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）

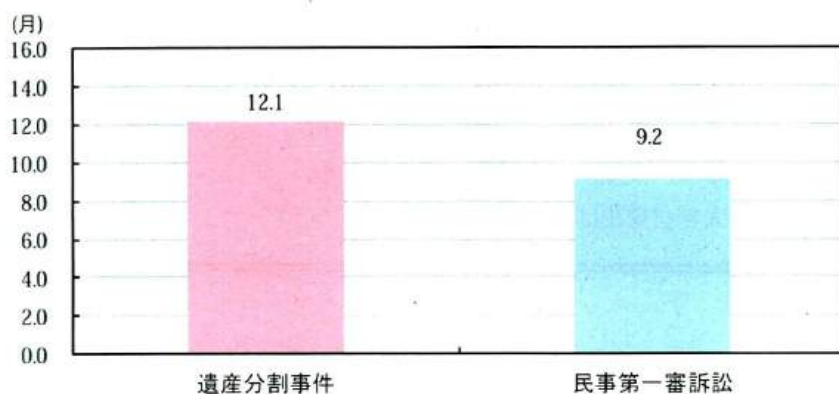


※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

新受件数は、高齢化の影響等により近年は増加傾向が目立っておりにあり、令和6年は前回（1万6687件）より約17%増加し、1万9550件となった。

令和6年における平均審理期間は【図11】のとおり12.1月で、前回（12.9月）から0.8月減少しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている（第10回報告書188頁【図10】参照）。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図10】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく増加し、12月を上回ったが<sup>11</sup>、令和4年に減少に転じ、以降は緩やかな減少傾向にある。令和4年から平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図11】 平均審理期間（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表12】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回（32.8%）より増加して34.9%となり、1年を超える事件の割合も前回（35.0%）より減少して32.5%となった（第10回報告書188頁【表11】参照）。

【表12】 審理期間別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	15,379	139,370
平均審理期間(月)	12.1	9.2
6月以内	5,361 34.9%	80,923 58.1%
6月超1年以内	5,016 32.6%	24,870 17.8%
1年超2年以内	3,575 23.2%	22,960 16.5%
2年超3年以内	958 6.2%	7,089 5.1%
3年を超える	469 3.0%	3,528 2.5%

<sup>11</sup> これは、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

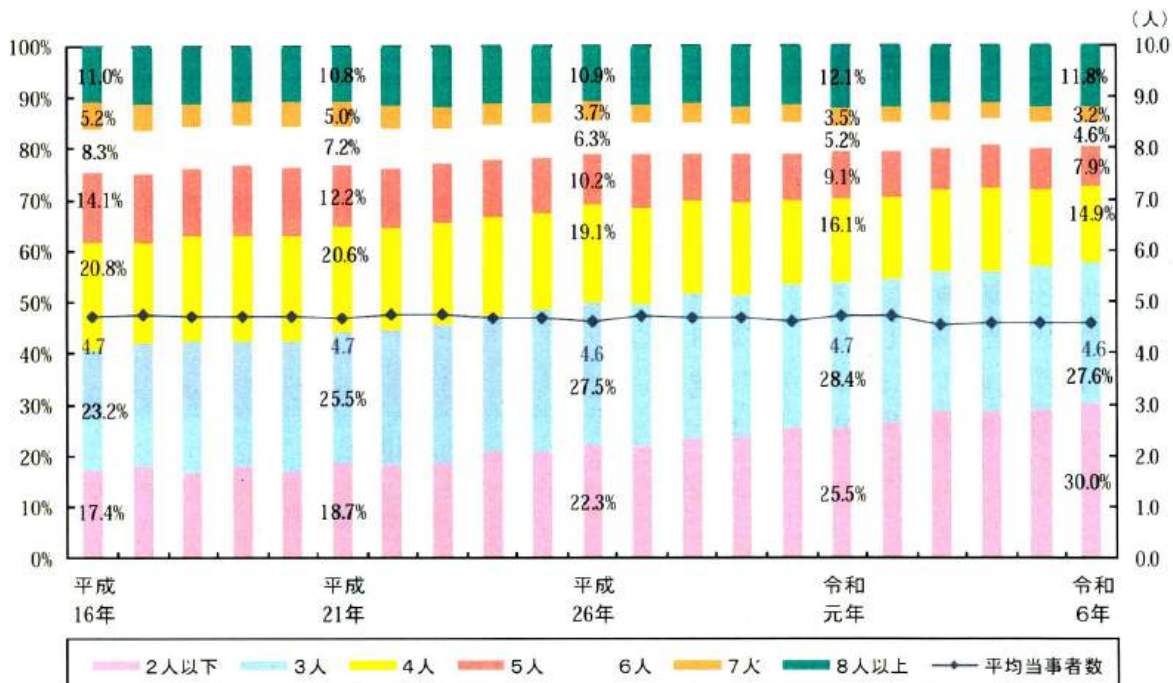
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 13】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（44.1%）は、前回と同様であり、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（9.5%）より減少して 8.0%となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（29.2%）より増加して 31.3%となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲V. 1. 2. 2【表 24】、後掲V. 1. 2. 3【表 32】参照）、遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる。（第10回報告書189頁【表 12】参照）

【表13】 終局区分別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調停成立	6,776
	44.1%
調停をしない	214
	1.4%
調停に代わる審判	4,817
	31.3%
取下げ	2,289
	14.9%
当然終了	45
	0.3%
認容	1,198
	7.8%
却下	27
	0.2%
分割禁止	13
	0.08%

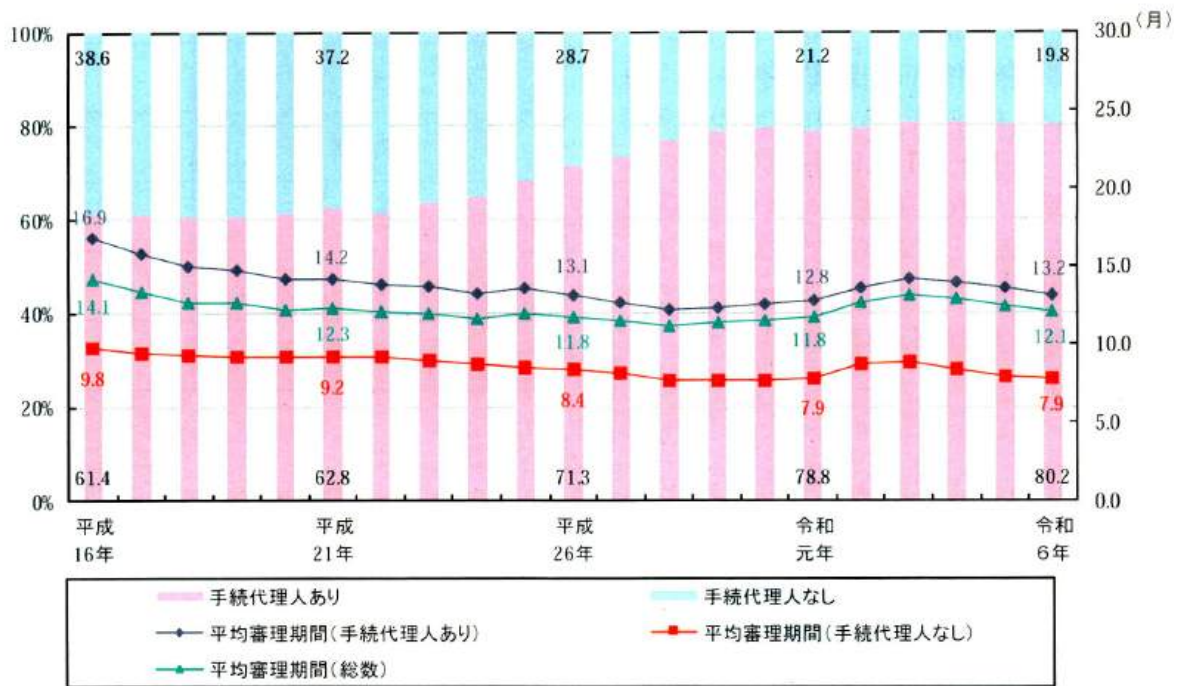
当事者数の推移は【図 14】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図14】 当事者数の推移(遺産分割事件)



遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図15】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく6割台で推移していたが、15年ほど前から増加傾向にあり、平成30年頃からは80%前後で高止まりしているものの、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるといえる。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。（第10回報告書190頁【図14】参照）

【図15】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間隔は【表16】のとおりである。平均期日回数（5.1回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（5.2回）から若干減少しており、平均期日間隔（2.4月）も前回（2.5月）から若干減少している。（第10回報告書191頁【表15】参照）。

【表16】 平均期日回数及び平均期日間隔(遺産分割事件)

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.1
平均調停期日回数	4.7
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	2.4

- ※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
- ※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 17】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（2.8%）より若干増加して 3.0%となっている（第 10 回報告書 191 頁【表 16】参照）。

【表 17】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調 査 命 令	あり	467 3.0%
	なし	14,912 97.0%

## 1. 2. 2 婚姻関係事件<sup>12</sup>

新受件数（審判＋調停）は近年減少傾向にあったものの、令和5年以降緩やかな増加傾向に転じており、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成27年以降、長期化傾向にあり、令和2年に大幅に長期化した。令和4年は前年から短縮し、以後は横ばいとなっている。この長期化傾向に関連する事情として、前掲V. 1. 1で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられること、令和2年の大幅な長期化は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられることは、これまでと同様である。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じ、その後も横ばいとなっている要因としては、前掲V. 1. 1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。なお、平均期日回数（3.6回）については、前回と同様である一方で、平均期日間隔は、前回（2.0月）より若干減少して1.9月となった。

なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（9.4%）より増加して11.0%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（16.1%）より減少して13.8%となった。

<sup>12</sup> 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図18】のとおりである。

令和元年以降、新受件数は減少傾向にあったが、令和5年以降、緩やかな増加傾向に転じ、令和6年は6万9103件となっている。

【図18】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

平均審理期間は【図18】及び【表19】のとおり、平成27年以降長期化傾向にあり、令和2年(7.0月)に大幅に増加したが、令和4年(6.9月)には前年(7.2月)から減少し、令和5年及び令和6年はおおむね同様の7.0月であった。

【表19】 既済件数及び平均審理期間(婚姻関係事件)

既済件数	62,771
平均審理期間(月)	7.0

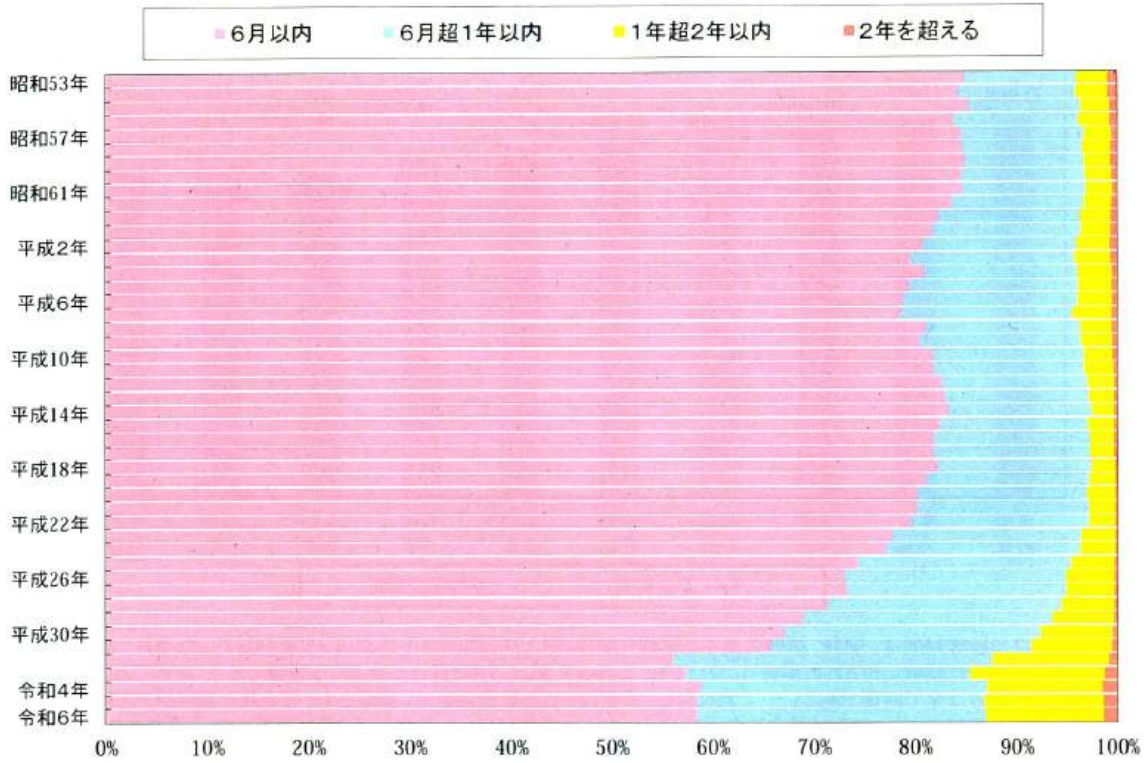
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表20】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合が前回(58.8%)より若干減少して58.4%となり、6月を超え1年以内の事件の割合は前回(28.3%)より若干増加して28.6%になり、1年を超える事件の割合は13.0%と前回(12.9%)とほぼ同様であった(第10回報告書193頁【表19】参照)。既済事件の審理期間別事件割合の推移は【図21】のとおりであり、近年、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件、特に1年を超え2年以内の事件の割合が増加傾向にあったが、令和3年以降、審理期間が6月以内の事件の割合が増加に転じ、その後はおお

【表20】 審理期間別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

6月以内	36,650	58.4%
6月超1年以内	17,962	28.6%
1年超2年以内	7,304	11.6%
2年超3年以内	719	1.1%
3年を超える	136	0.2%

むね同様の割合で推移している。

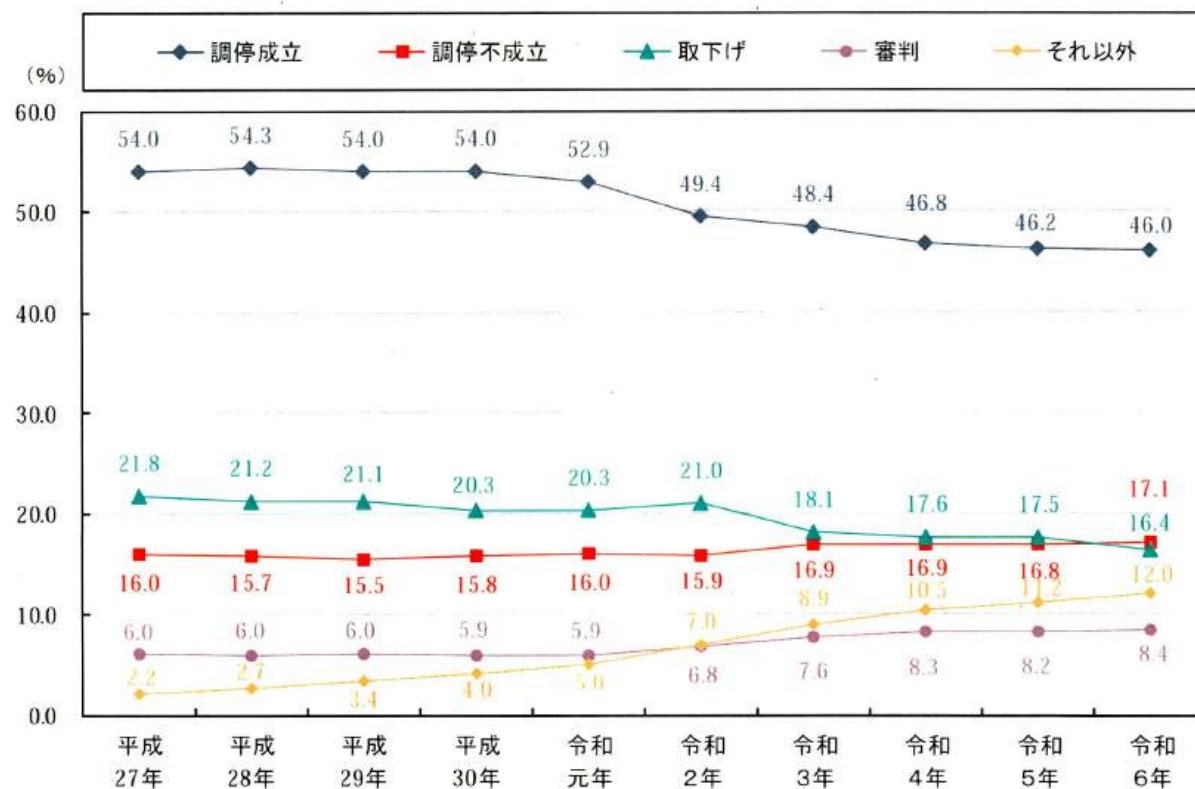
【図21】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)



なお、婚姻関係事件の平均審理期間が令和3年まで長期化する傾向にあったことと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲Ⅴ、1、1参照）のと同様に、【図22】及び【図23】のとおり、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少傾向にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること<sup>13</sup>（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、これまでと同様である。（第9回報告書167頁、第10回報告書194頁参照）

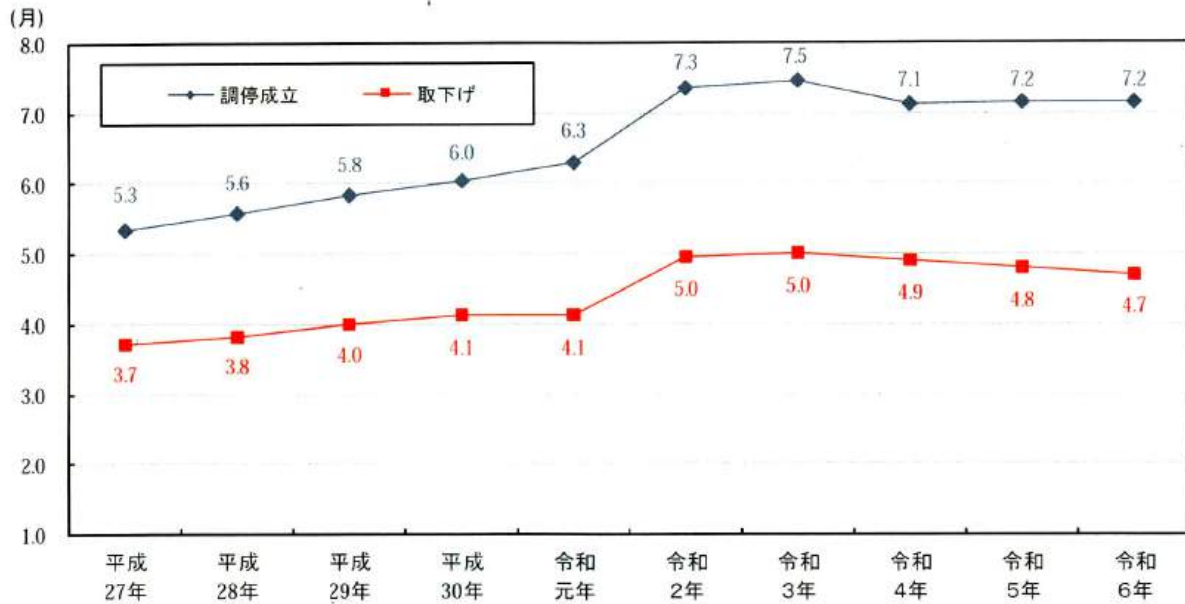
他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じ、その後もおおむね横ばいとなっている要因としては、前述したとおり（前掲Ⅴ、1、1参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図22】 終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)



<sup>13</sup> 婚姻費用分担事件の新受件数は、平成26年において、審判事件3,476件、調停事件1万8,570件(合計2万2,046件)であり、令和5年において、審判事件3,945件、調停事件2万1,574件(合計2万5,519件)である(最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・81頁第4表、88頁第12表参照)。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

【図23】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 24】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は、前回(46.8%)より減少して46.0%となった。調停不成立で終局した事件の割合は、前回(16.9%)より若干増加して17.1%、認容又は却下の審判で終局した事件の割合は、前回(8.3%)とほぼ同様の8.4%、取下げで終局した事件の割合は、前回(17.6%)より減少して16.4%となった。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回(9.4%)より増加して11.0%となった。(第10回報告書196頁【表 23】参照)

【表24】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	28,885 46.0%
調停不成立	10,712 17.1%
調停をしない	448 0.7%
調停に代わる審判	6,905 11.0%
取下げ	10,325 16.4%
当然終了	194 0.3%
認容	4,966 7.9%
却下	336 0.5%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 25】のとおりであり、平均期日回数（3.6回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回と同様である。平均期日間隔（1.9月）は、前回（2.0月）よりも若干減少している。（第10回報告書197頁【表 24】参照）。

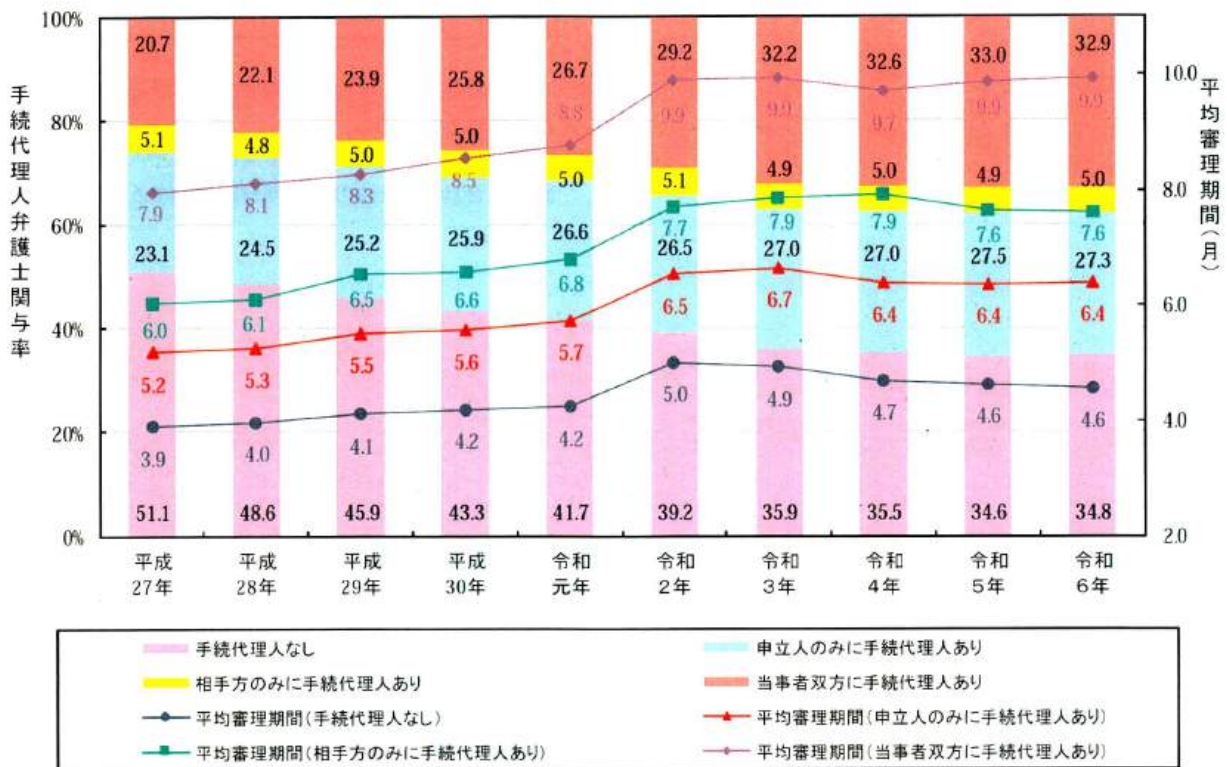
【表25】 平均期日回数及び平均期日間隔（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.6
平均調停期日回数	3.5
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	1.9

- ※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
- ※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 26】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、令和2年以降は6割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図26】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表27】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合(13.8%)は、前回(16.1%)より減少した(第10回報告書198頁【表26】参照)。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和6年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合(5.2%)は、令和4年(8.0%)より2.8%減少し、令和6年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合(19.8%)も、令和4年(22.0%)より2.2%減少している。

【表27】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	8,637
	なし	54,134
		86.2%

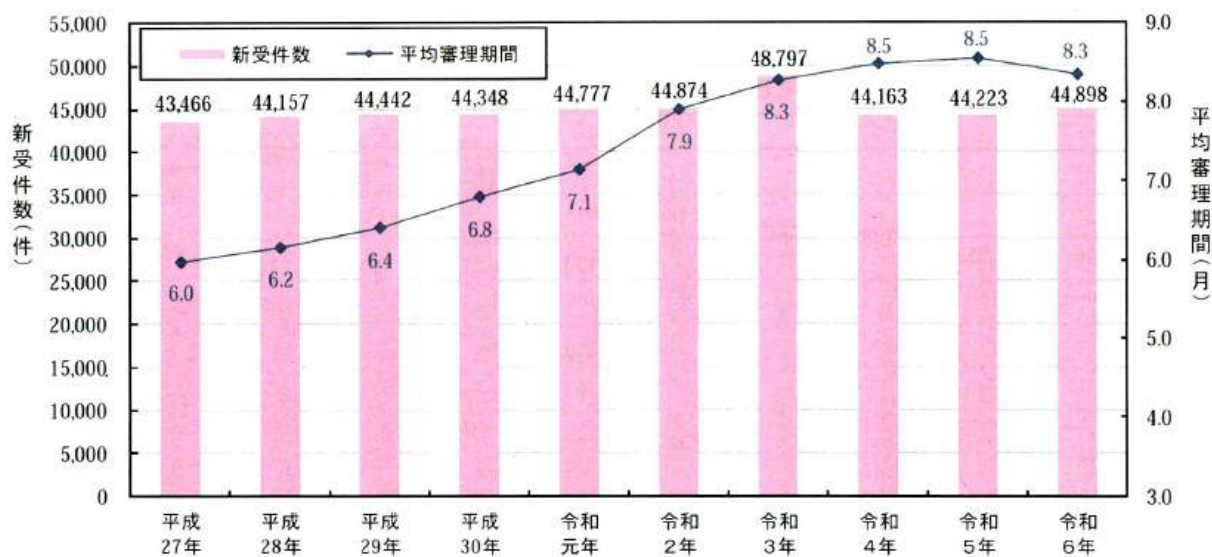
### 1. 2. 3 子の監護事件<sup>14</sup>

新受件数（審判＋調停）は、令和3年に大幅に増加し、令和4年は大幅に減少したものの、長期的に見ると緩やかな増加傾向にある。他方で、平均審理期間は一貫して長期化傾向にあったが、令和6年は若干短縮した。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様であるが、令和6年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲V. 1. 1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。平均審理期間の短縮に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（48.9%）から増加して49.9%となり、1年を超える事件の割合は、前回（19.8%）から減少して19.0%となった。平均期日回数は前回と同様の4.1回で、平均期日間隔も前回と同様の2.1月であった。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回と同様の7.1%であったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（43.7%）より減少して41.8%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図28】のとおりである。

【図28】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

<sup>14</sup> 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

新受件数は、令和3年に大幅に増加し、令和4年は大幅に減少したものの、平成27年以降長期的に見ると緩やかな増加傾向にあり、令和6年は4万4898件となった。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、令和5年は8.5月となったが、【表29】にもあるように、令和6年は若干減少し、8.3月となった。

【表29】 既済件数及び平均審理期間  
(子の監護事件)

既済件数	34,816
平均審理期間(月)	8.3

上記のような長期化傾向の理由としては、【図30】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が長期的に見て増加傾向にあることが挙げられる（【図30】のとおり、平成27年から令和6年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は4.5月から6.2月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は7.5月から10.7月へとより顕著な増加傾向を示している。）。他方で、令和6年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前述したとおり（前掲V. 1. 1参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図30】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりであり、前述のとおり審理期間が短縮したことに伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（48.9%）より増加して49.9%となり、1年を超える事件の割合は、前回（19.8%）より減少して19.0%となった（第10回報告書201頁【表30】参照）。

【表31】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
（子の監護事件）

6月以内	17,380 49.9%
6月超1年以内	10,811 31.1%
1年超2年以内	5,583 16.0%
2年超3年以内	921 2.6%
3年を超える	121 0.3%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 32】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（50.0%）とほぼ同様の50.1%となった。認容又は却下の審判で終局した割合（18.2%）は、前回と同様であり、調停に代わる審判で終局した事件の割合（7.1%）も、前回と同様であった。（第10回報告書201頁【表31】参照）

【表32】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
（子の監護事件）

調停成立	17,435 50.1%
調停をしない	508 1.5%
調停に代わる審判	2,479 7.1%
取下げ	7,886 22.7%
当然終了	187 0.5%
認容	4,930 14.2%
却下	1,391 4.0%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 33】のとおりであり、平均期日回数（4.1回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回と同様であり、平均期日間隔（2.1月）も前回と同様であった。（第10回報告書202頁【表32】参照）。

【表33】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	4.1
平均調停期日回数	3.4
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.1

- ※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
- ※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 34】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（43.7%）より 1.9%減少して 41.8%となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲Ⅴ. 1. 2. 1【表 17】、前掲Ⅴ. 1. 2. 2【表 27】、第10回報告書202頁【表33】参照）。

【表34】 調査命令の有無別の既済件数  
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	14,559
		41.8%
	なし	20,257
		58.2%

## 2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は、令和2年までは減少傾向にあったものの、近年は下げ止まり傾向にあり、令和6年（9,073件）は前回（8,984件）より若干増加した。一方、平均審理期間は、前回（14.3月）より増加して14.8月となっており、長期化傾向はほぼ一貫して続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（49.2%）より増加して51.1%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（6.2回）よりも増加して6.8回になった一方で、平均期日間隔は前回（2.3月）よりも若干減少して2.2月となった。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解の割合は前回（34.8%）より減少して32.1%となった一方で、取下げの割合が前回（22.2%）より増加して24.1%となった。

## 2. 1 人事訴訟事件の概況

### ○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

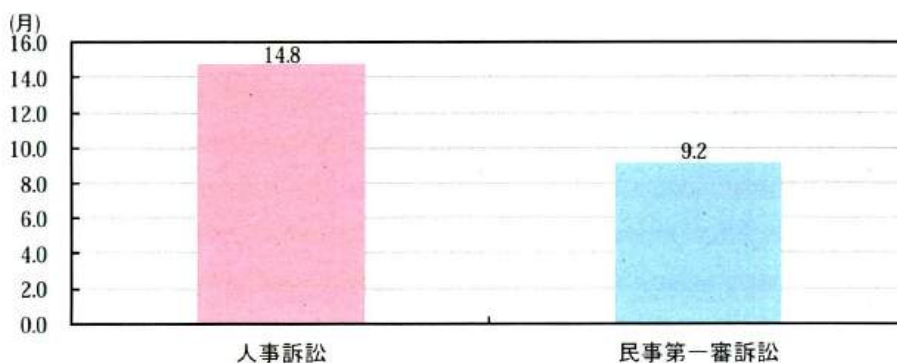
新受件数は、平成27年以降、減少傾向が続いていたところ、令和3年は増加に転じたが、その後減少しており、令和6年（9,073件）は前回（8,984件）より若干増加している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。なお、令和6年の平均審理期間（14.8月）は令和5年（14.9月）より若干減少しているが、これは、財産分与の申立てのある事件の割合が若干減少したことの影響と考えられ（【図18参照】）、財産分与の申立てのある事件の平均審理期間は依然として長期化傾向が続いている（【図15】参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている(第10回報告書204頁【図2】参照)。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回(22.4%)より若干増加して22.8%となった一方、1年を超える事件の割合も、前回(49.2%)より1.9%増加して51.1%(4,580件)となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点の特徴である。(第10回報告書205頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	8,969	139,370
平均審理期間(月)	14.8	9.2
6月以内	2,047 22.8%	80,923 58.1%
6月超1年以内	2,342 26.1%	24,870 17.8%
1年超2年以内	3,203 35.7%	22,960 16.5%
2年超3年以内	1,080 12.0%	7,089 5.1%
3年超5年以内	283 3.2%	3,048 2.2%
5年を超える	14 0.2%	480 0.3%

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表5】のとおりである。判決（39.8%）は前回（40.0%）とほぼ同様であったが、和解（32.1%）は前回（34.8%）より減少した一方で、取下げ（24.1%）が前回（22.2%）より増加した<sup>1</sup>。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（71.6%）は、前回（71.2%）とほぼ同様であり、民事第一審訴訟事件と比べても高い水準を維持している。（第10回報告書206頁【表5】参照）

【表5】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
判決	3,573	70,423
	39.8%	50.5%
うち対席(%は判決 に対する割合)	2,559	33,598
	71.6%	47.7%
和解	2,877	44,080
	32.1%	31.6%
取下げ	2,158	19,553
	24.1%	14.0%
それ以外	361	5,314
	4.0%	3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第10回報告書206頁【表6】参照）。

【表6】 訴訟代理人の選任状況  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
双方に 訴訟代理人	5,742	56,385
	64.0%	40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	2,792	67,205
	31.1%	48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	145	3,978
	1.6%	2.9%
本人による	290	11,802
	3.2%	8.5%

<sup>1</sup> 和解の割合が減少する一方、取下げの割合が増加している原因の一つとして、令和5年12月より人事訴訟においてウェブ会議の利用が可能となったところ、離婚の訴え等についてはウェブ会議で和解を成立させることができないため（なお、法改正により令和7年3月1日以降可能となった。）、ウェブ会議において事実上当事者間に合意が整った場合に、調停に付して調停に代わる審判をする運用（確定した場合、訴訟は取り下げられたものとみなされる。）がなされていること等の影響が考えられる。

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.9回）が前回（2.1回）より減少した一方、平均争点整理期日回数（4.8回）は前回（4.1回）より増加しており、全体の平均期日回数（6.8回）も前回（6.2回）より増加している。平均期日間隔（2.2月）については、前回（2.3月）より若干減少している。（第10回報告書206頁【表7】参照）

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

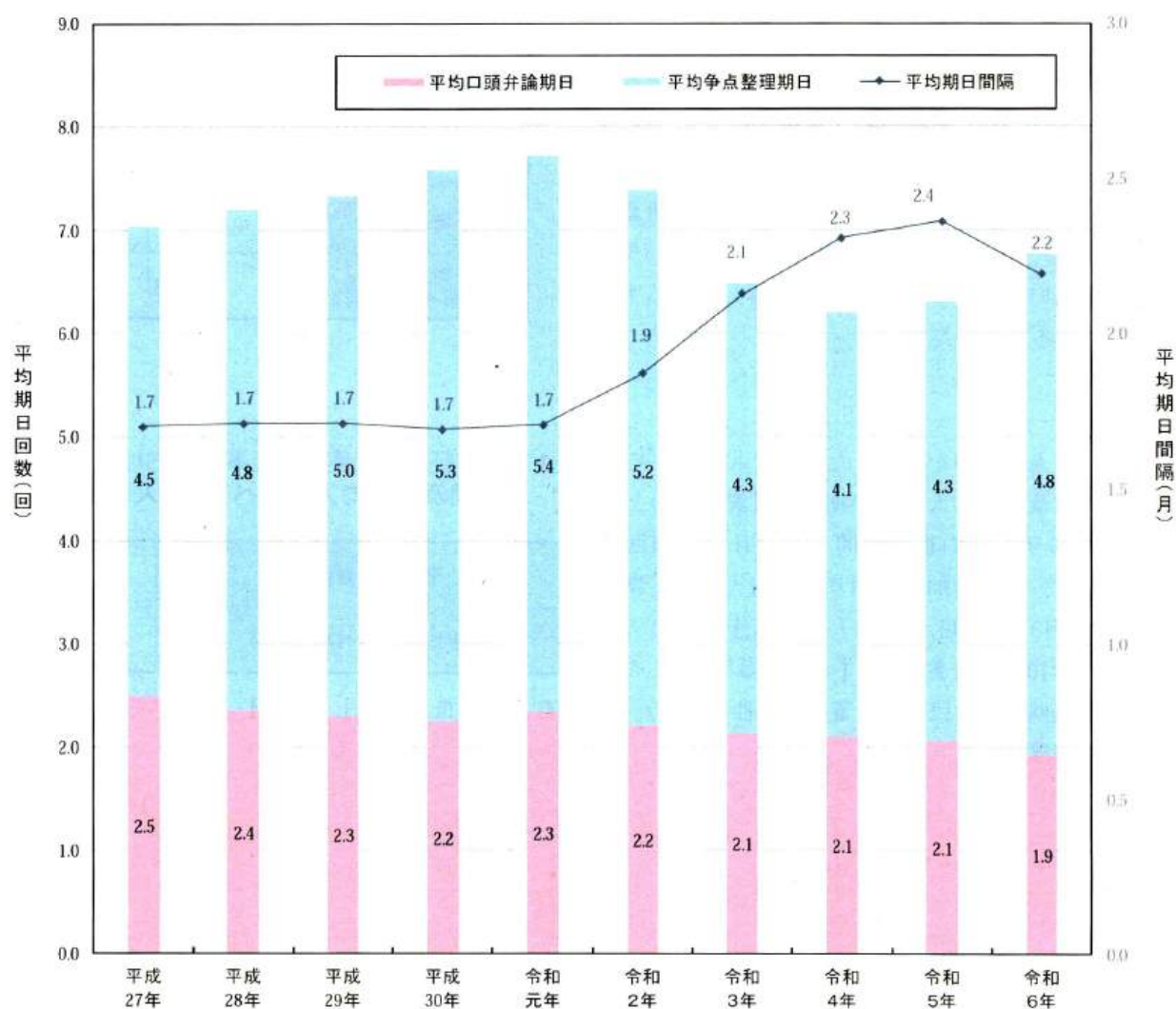
事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
平均期日回数	6.8	3.6
うち平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.2
うち平均争点整理 期日回数	4.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.2	2.5

※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見て緩やかな減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成27年以降令和元年まで一貫して増加傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も増加傾向にあった。令和2年からは、平均争点整理期日回数が減少に転じる一方、それまでおおむね横ばいであった平均期日間隔が大幅な増加に転じたが、その背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小やその後の同感染症の感染拡大の影響があるものと思われる（第10回報告書207頁参照）。もっとも、平均争点整理期日回数及び全体の平均期日回数は令和5年以降再び増加に転じる一方、平均期日間隔は令和6年になり減少に転じており、その背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が落ち着いてきたことがあるものと思われる。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。  
 ※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回(69.4%)より若干減少して68.9%であったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にあることは前回と同様である(第10回報告書208頁【表9】参照)。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟
争点整理	実施件数	6,182	57,354
	実施率	68.9%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率(34.0%)は前回(37.3%)よりも減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である(第10回報告書208頁【表10】参照)。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること(人事訴訟法19条1項)や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	34.0%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.3	2.6

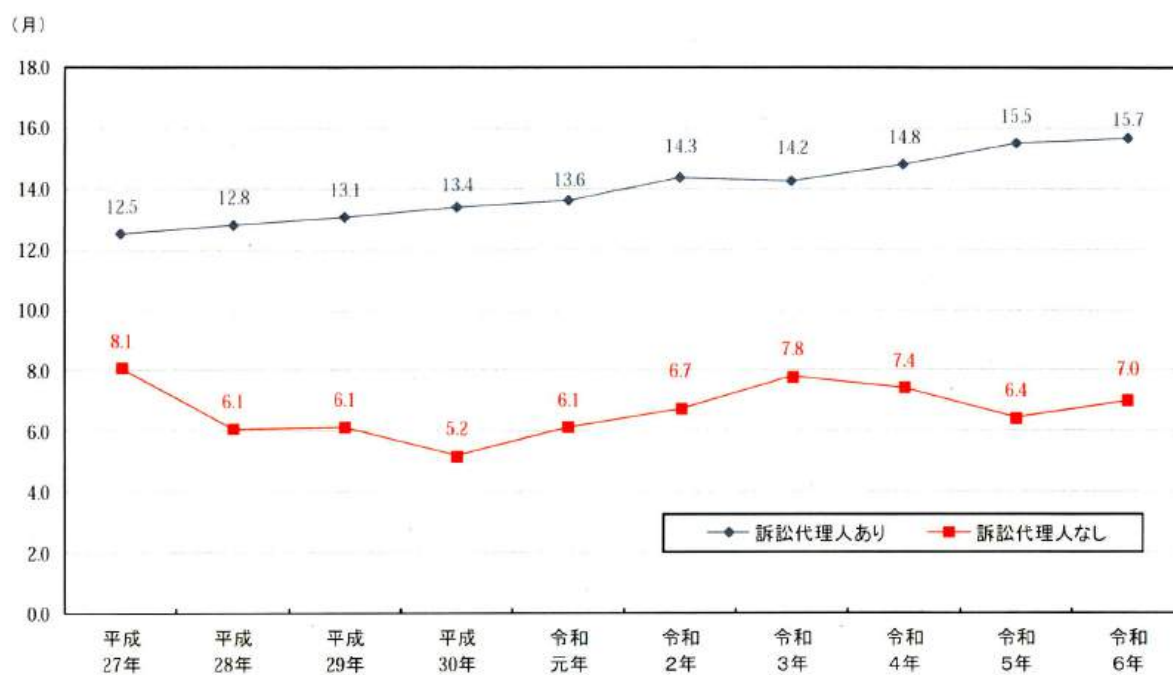
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間(19.2月)は前回(18.1月)より増加しており、平均人証調べ期間(0.2月)も前回(0.1月)より若干増加している(第10回報告書208頁【表11】参照)。この平均審理期間が、民事第一審訴訟事件(全体)の23.6月(前掲Ⅲ. 1. 1【表18】)と比べると短いことは、前回と同様である。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)

平均審理期間(月)	19.2
平均人証調べ期間(月)	0.2

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を顕著に上回っており、近年はおおむね9か月ほど長くなっている。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間（19.2月）がそれ以外の事件（12.9月）より長くなる傾向は前回までと変わらないが、前回（財産分与の申立てがある離婚事件につき17.8月、それ以外の事件12.7月）よりもその差が拡大している。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（46.2%）より3.3%減少して42.9%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（31.4%）より0.2%増加して31.6%となり、取下げで終局した事件の割合が前回（19.8%）より3.2%増加して23.0%となっている<sup>2</sup>。（第10回報告書210頁【表13】参照）

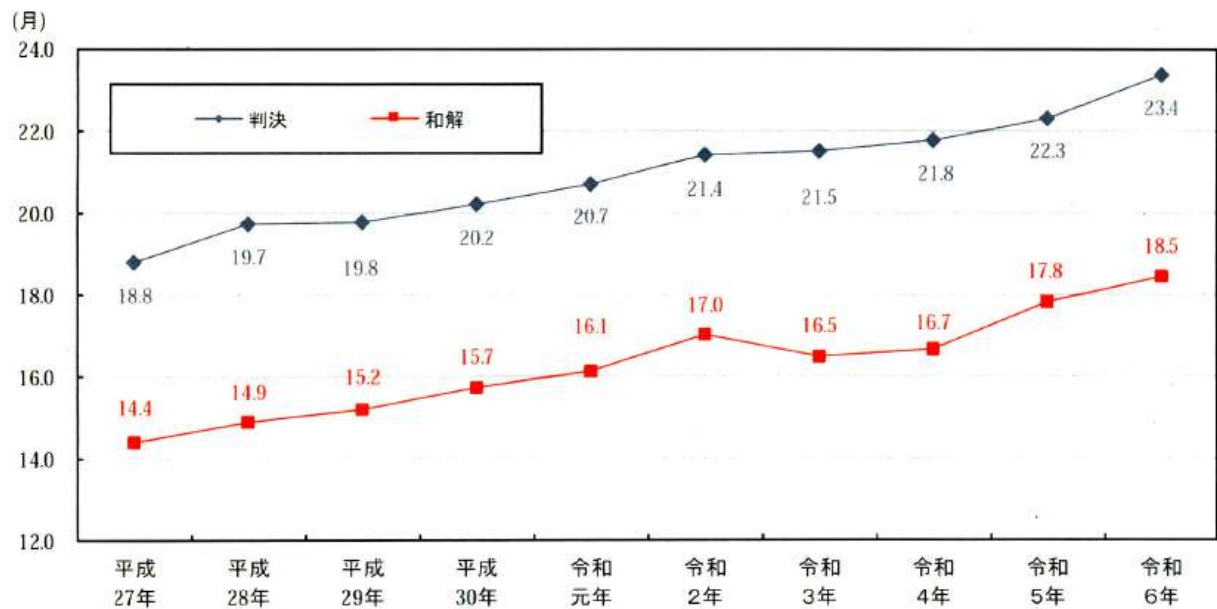
【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

	離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外	
		あり	なし	あり	なし		
既済件数	7,795	4,447	3,348	3,240	4,555	1,174	
平均審理期間(月)	15.5	15.8	15.2	19.2	12.9	10.2	
平均期日回数	7.2	7.4	6.9	9.2	5.7	4.0	
平均期日間隔(月)	2.2	2.1	2.2	2.1	2.3	2.5	
争点整理実施率	72.6%	76.2%	68.0%	86.1%	63.1%	44.2%	
審理期間	6月以内	1,546 19.8%	781 17.6%	765 22.8%	277 8.5%	1,269 27.9%	501 42.7%
	6月超 1年以内	2,016 25.9%	1,150 25.9%	866 25.9%	661 20.4%	1,355 29.7%	326 27.8%
	1年超 2年以内	2,937 37.7%	1,800 40.5%	1,137 34.0%	1,459 45.0%	1,478 32.4%	266 22.7%
	2年超 3年以内	1,019 13.1%	564 12.7%	455 13.6%	653 20.2%	366 8.0%	61 5.2%
	3年超 5年以内	263 3.4%	142 3.2%	121 3.6%	179 5.5%	84 1.8%	20 1.7%
	5年超	14 0.2%	10 0.2%	4 0.1%	11 0.3%	3 0.1%	- -
	訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,246 67.3%	3,113 70.0%	2,133 63.7%	2,583 79.7%	2,663 58.5%
原告側のみ		2,286 29.3%	1,206 27.1%	1,080 32.3%	595 18.4%	1,691 37.1%	506 43.1%
被告側のみ		118 1.5%	60 1.3%	58 1.7%	44 1.4%	74 1.6%	27 2.3%
本人による		145 1.9%	68 1.5%	77 2.3%	18 0.6%	127 2.8%	145 12.4%
終局区分	判決	2,933 37.6%	1,619 36.4%	1,314 39.2%	1,025 31.6%	1,908 41.9%	640 54.5%
	和解	2,719 34.9%	1,583 35.6%	1,136 33.9%	1,391 42.9%	1,328 29.2%	158 13.5%
	取下げ	1,928 24.7%	1,138 25.6%	790 23.6%	745 23.0%	1,183 26.0%	230 19.6%
	それ以外	215 2.8%	107 2.4%	108 3.2%	79 2.4%	136 3.0%	146 12.4%

<sup>2</sup> 離婚の訴えについて、和解の割合が減少する一方、取下げの割合が増加していることの考えられる原因については注1参照。

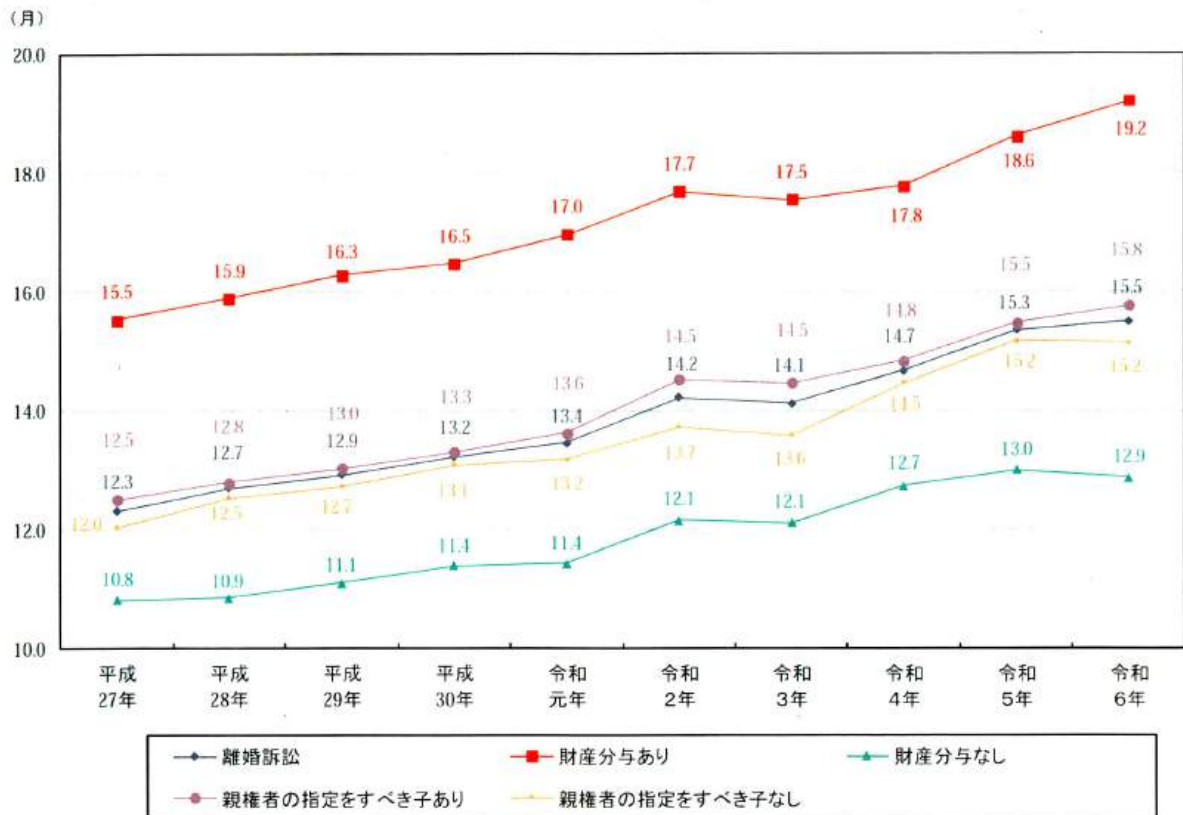
なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね5か月程度長くなる傾向が見られる。

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5、6か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりである。平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね3回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる<sup>3</sup>。

【図16】離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



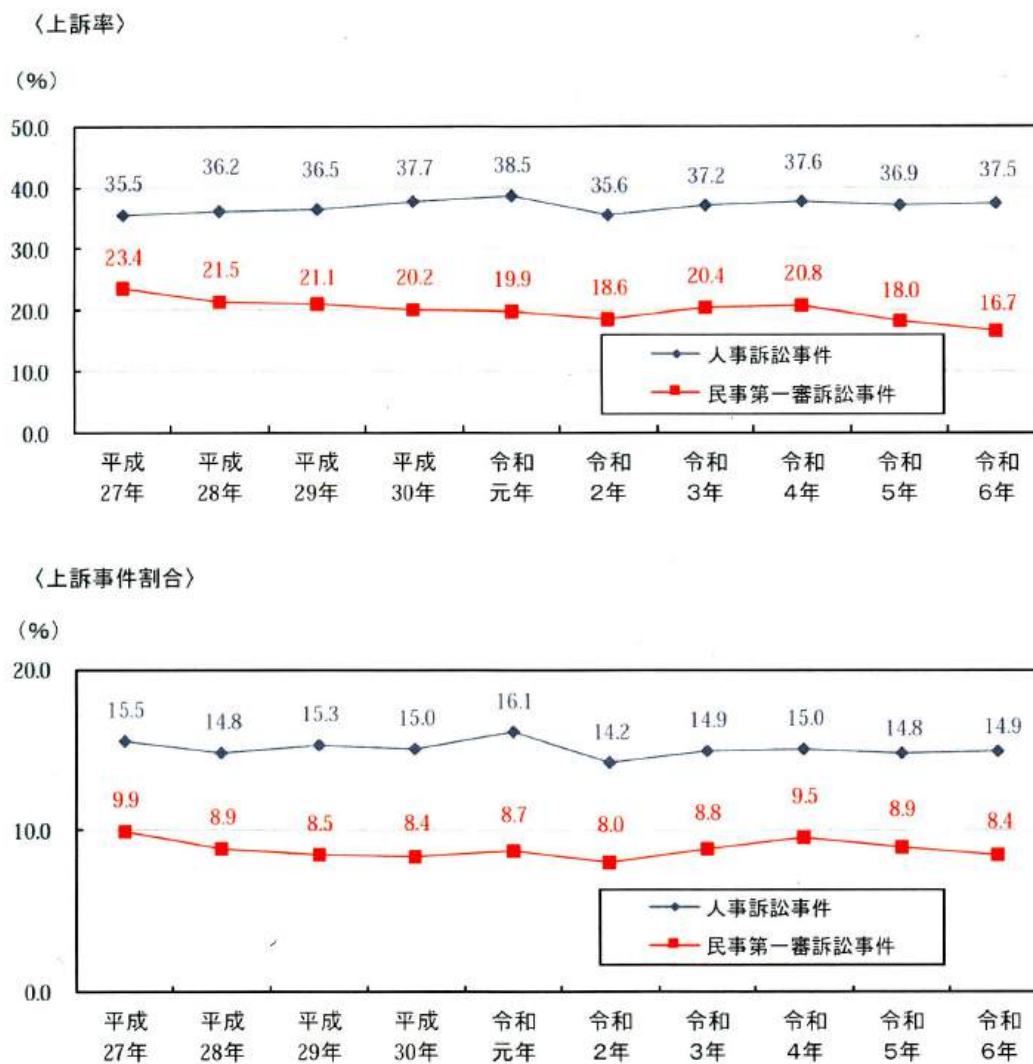
※ 平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。  
 ※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることもある。

<sup>3</sup> 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高いところ(【表 13】参照)、訴訟代理人が選任されていない場合には、選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

○ 上訴に関する状況

上訴率<sup>4</sup>及び上訴事件割合<sup>5</sup>は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



<sup>4</sup> 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

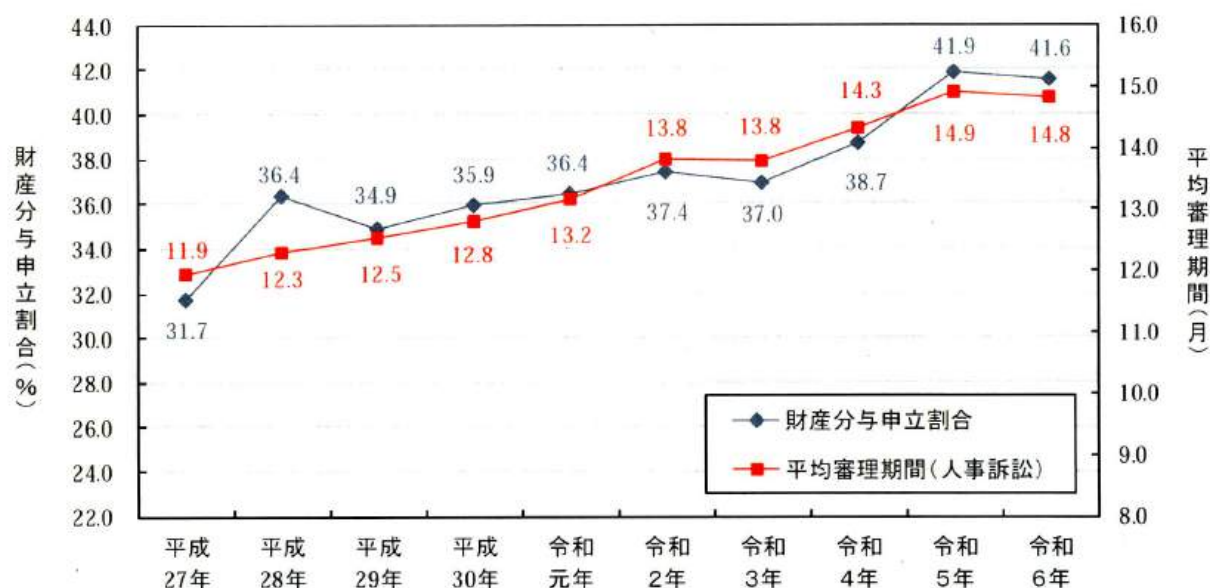
<sup>5</sup> 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

## 2. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要がある。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、事件の困難さを示唆しているとも考えられる。

人事訴訟において、いわゆる欠席判決<sup>6</sup>により終局する場合でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の大きな変更はうかがわれない<sup>7</sup>。

【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



<sup>6</sup> ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

<sup>7</sup> もっとも、公示送達による場合や、調停の経過等から被告の出頭が見込まれない場合に、第1回口頭弁論期日において必要な証拠調べが行われるよう、原告代理人弁護士に準備等を求める運用も行われており(小河原寧編著「人事訴訟の審理と実情」[第2版]22頁、23頁)、欠席判決においても証拠調べを要することが審理期間に与える影響は限定的なものと思われる。

【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

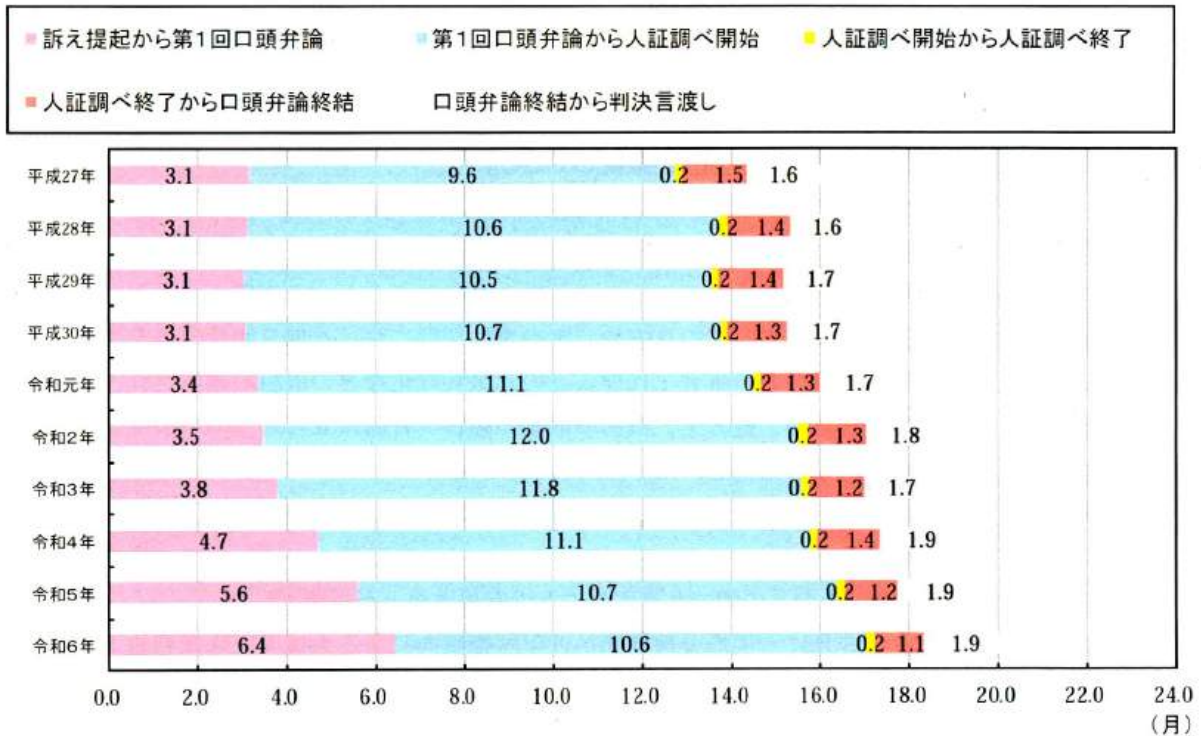


また、【図20①】及び【図20②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化に加え<sup>8</sup>、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

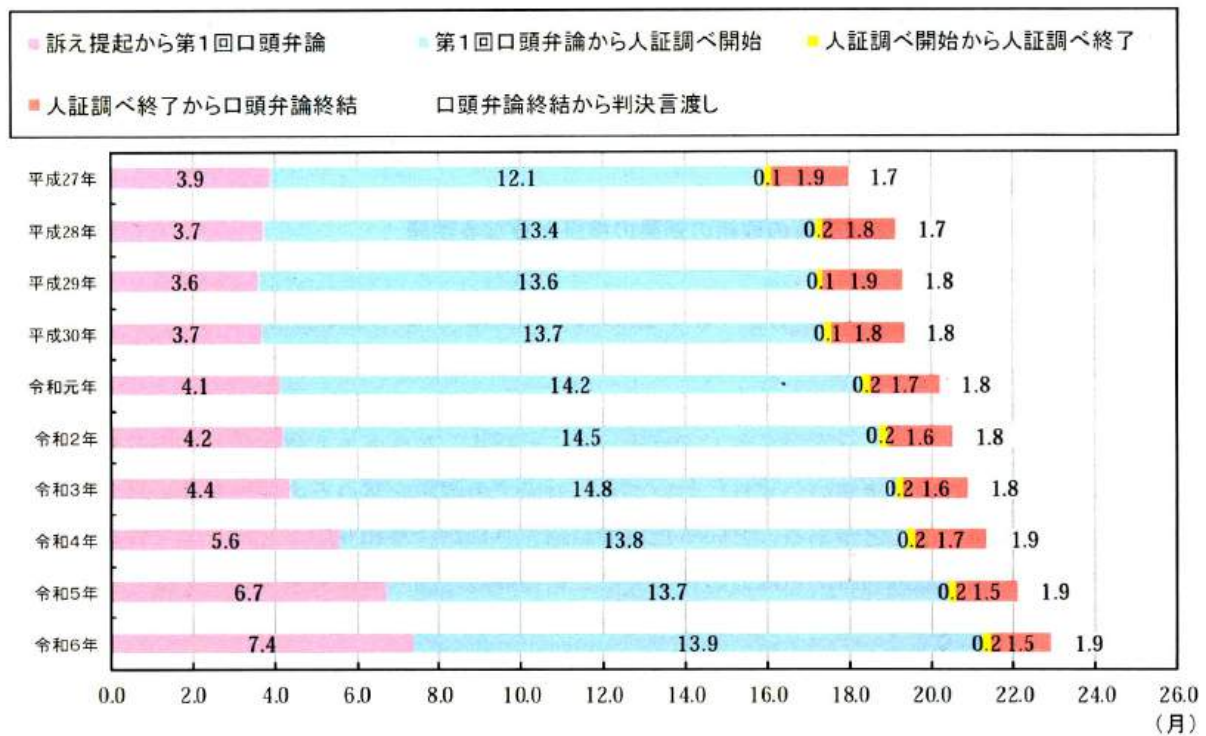
人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁、第9回報告書194頁、第10回報告書221頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

<sup>8</sup> 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化している要因としては、一部の家庭裁判所において、調停段階において当事者双方に訴訟代理人が選任されており、訴訟においても選任される予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫していることも一因ではないかと推測される。このようにして長期化した期間も含めて、争点整理に費やされる期間といえる（第10回報告書216頁参照）。

【図20①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移  
(人事訴訟)



【図20②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



### 3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

#### 1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、平均審理期間が令和5年に一部の事件類型においてやや短縮したものの近年は緩やかな長期化傾向にあり、人事訴訟事件については、新受件数が一貫して減少傾向（令和3年を除く。）にある一方で、平均審理期間は長期化が継続している。

こうした状況の中、第10回報告書において、家事調停事件については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された調停運営改善の取組として、紛争解決に必要な情報を整理し当事者の主体的な紛争解決意欲を高めるための働き掛けを行うという側面をも重視したメリハリのある事情聴取・調整、調停期日の時間の目安や一定の事件類型における期日回数の目安の設定、調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有化などの取組が確認され、一定の成果を上げつつあると評価がされたが、他方で、個別の取組の趣旨・目的に立ち返り効果検証と不断の改善を図っていくことが重要である旨指摘された。また、人事訴訟事件については、財産分与の審理や離婚原因をめぐる主張立証の長期化の背景として、当事者間の感情のもつれがあること、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定が適用されないことなどが挙げられ、その克服策の一つとして、標準的な審理モデル等を整備し裁判所と弁護士会との間で共有することの有用性などが指摘された。

今回の検証では、令和6年5月に、平均審理期間が近年短縮傾向にある大規模家庭裁判所1庁及び同裁判所に対応する単位弁護士会所属の弁護士に対して、同年10月には、平均審理期間が近年やや長期化傾向にある中規模家庭裁判所1庁及び同裁判所に対応する単位弁護士会所属の弁護士に対して、それぞれ実情調査を実施<sup>1</sup>、①家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題（ウェブ会議等の活用、家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組等の状況、効果、課題及びその克服策等）、②人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題（人事訴訟事件の審理の現状、合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等）について、裁判官、調停委員、弁護士から意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

#### 2 実情調査の結果

##### （1）家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

##### ア ウェブ会議等の活用

裁判所の側からは、令和4年10月にウェブ会議の利用が可能となった大規模家庭裁判所から、①代理人選任事案では、不相当な事情がない限り、事件類型を問わず、初回期日を含め、適宜ウェブ会議を実施しており、特にDV事案等では積極的にウェブ会議を提案している、②本人事案では、非公開性の担保を慎重に見極めつつ、ウェブ会議も徐々に実施し始めており、今後はより積極的な活用が見込まれる、③代理人選任事案及び本人事案のいずれにおいても、対面での調整を試みる必要性が高い場合には出頭してもらうよう要請することがある、といった実情が紹介された。令和6年2月にウェブ会議の利用が可能となった中規模家庭裁判所からは、これまでのところ専ら代理人選任事案で利用がなされてきたが、今後は本人事案での利用拡大も検討しているとの実情が紹介された。また、上記両家庭裁判所いずれからも、ウェブ会議の方がより期日を調整しやすいとの実情が紹介された。

<sup>1</sup> 実情調査先については、庁や弁護士会の規模によって効果的な調停運営の在り方や人事訴訟における審理の在り方が異なり得ることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、規模の異なる2庁（大規模家庭裁判所及び中規模家庭裁判所）及びこれらの庁に対応する弁護士会を選定した。

弁護士の側からは、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からはウェブ会議の機材数等の制約があるとの指摘がなされたものの、上記両弁護士会いずれの弁護士からも、①ウェブ会議の運用自体に関してこれまで特段の支障は感じていない、②ウェブ会議は電話会議と比較すると表情等も分かる上に音声も明瞭であり意思疎通がしやすい、といった意見が述べられた。

#### イ 家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組等

家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組については、これまで調停運営改善の取組の一内容として取り組んできた家庭裁判所もみられたところ、令和6年4月に最高裁判所から、この期日間隔の短縮に向けた取組について、協力庁からのヒアリング結果等を基に期日間隔長期化の原因分析や期日間隔短縮に向けて考えられる方策等を紹介した参考資料が送付され、これを契機として、全国の家庭裁判所においてその取組の検討と実践が広く進められており、裁判所の側からは、それぞれ進展状況に応じた取組が紹介された。従前から取組を進めていた大規模家庭裁判所からは、①調停の時間枠を1枠90分、午前1枠・午後2枠の1日3枠制を基本としているところ、期日間隔は、次回期日までの検討・準備の必要性等に応じて設定しており、関係者が多いために期日が入りにくいことが多いものの、調停室が一杯となるために期日が入らないことはない、②次回期日候補日の提示の際の工夫（手元の候補日シートに1か月以内の候補日を掲載）、係間での調停室の融通、繁忙な調停委員同士の組合せを避けて指定する工夫等の改善策を講じている、③遺産分割事件について2期日指定（次回期日のみならず次々期日を指定しておくこと）を原則化する取組により、おおむね1か月毎に期日指定ができ、期日間隔の短縮効果を感じており、今後は他の事件でも積極的に活用する方策を検討している、④婚姻費用・養育費等の事件については、3回程度の期日での早期解決を目指すようにしている、といった取組が紹介された。令和6年4月後に取組を開始した中規模家庭裁判所からは、①次回期日候補日のシートに記載する候補日を2週間後から1か月半後までとし、その範囲内で期日が調整できない場合には、評議等による事情の確認、ウェブ会議等の代替手段による上記範囲内での期日指定の提案、2期日分をまとめて指定するなどの対応を行っている、②特定の調停委員に事件が集中することのないよう担当件数を管理するといった取組や、大規模家庭裁判所における上記④と同旨の取組が紹介された。

他方で、弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、①日程調整の際に、裁判所から示される候補日が1か月より先であることが多く、場合によっては2、3か月先の期日になることもあり、期日間隔が長すぎると感じるものが多く改善が必要である、②その要因として担当曜日が固定されていることがあると思われ、事件の担当係制を流動的にする方策や通常的时间枠とは別の時間帯での期日を指定するといった方策が考えられる、③調停期日の所要時間や間隔が過不足ないものとなるように、代理人弁護士としては、準備事項の期限を遵守することのほか、期日間に書面を一往復することができるように書面の提出期限を設定してもらうなどの工夫をしている、といった意見等が紹介された。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、①期日間隔が長すぎると感じるものが少なくなく、支部の事件も含めると、期日間隔が2か月以上空く例も複数あり、短縮する必要がある、②改善策として、現状は調停期日の所要時間が長いことから目安を設けるなどしてこれを短くした上で、午後の調停期日の時間枠を現状の1枠から2枠にすることが考えられるといった意見（評議待ちのために長時間かかっている例もあったとの指摘もあった）のほか、③最近では、第1回期日調整の際に、代理人弁護士の予定を柔軟に考慮し、比較的短時間でも確保できる時間帯があれば、その時間帯を活かして早期に期日指定がなされることもあるといった実情が紹介された。

#### ウ 事情聴取や期日運営の工夫

裁判所の側からは、上記両家庭裁判所いずれからも、①事案全体の見通しや当該期日の到達点を意識して書面評議を行うほか、対面での事前評議も積極的に行い、進行方針を確認している、②期日運営の各局面に応じて、中間・事後評議も活用し、争点を踏まえた進行方針等を検討・共有できるよう努めて

いる、③当事者の理解を促進する工夫として、ホワイトボード（携帯可能なノート形式のものも含む）を活用して争点や検討事項の整理・視覚化を行い、認識の共有を図る事案もある、といった実情が紹介された。

弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、ホワイトボードに争点整理の状況や経済事案における金額の算定根拠が示されていた事案では、視覚的に分かりやすくなり当事者本人の理解に資する面もあった上、代理人としても当事者本人と方針を協議する上で有用であった、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、ホワイトボードを活用して期日の到達点等を確認した事案においてはその後の進行が明確になるとの好意見が示されたが、他方で、現状はホワイトボードの活用が限定的であるとしてその活用の拡大を求める意見のほか、争点や準備事項をメモにして当事者に交付することによって認識共有化を図ることを求める意見や、事案や争点に応じた効果的な事情聴取がされるよう調停委員の研修等を充実させることを求める意見も上がった。

## エ 審判等の見通しの意識・共有・伝達

裁判所の側からは、大規模家庭裁判所から、①別表第二事件等を中心に、裁判官による審判移行後の見通しについて、事案によりその確度に幅があることを前提に評議で随時共有するようにしている、②当事者に対しては、調停委員を通じて又は裁判官が直接、審判移行後の見通しを事案に応じて適時に必要な範囲で説明することが多いが、結論の見通しの確度次第では、現時点の主張立証に基づく暫定的な心証であることを留保した伝え方となるように留意している、③離婚調停については、早期に不成立になるものも少なくないため、人事訴訟移行後の見通し等の伝え方については事案や局面による差が大きい、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所からも、おおむね上記①から③までと同旨の実情のほか、調停委員が見通し等を伝える際には、当事者に対し、評議を経た上での見解であることも伝えていくとの工夫が紹介された。

他方で、弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、離婚調停時に代理人弁護士に委任しなかった当事者本人に対して、人事訴訟移行後の見通し等に関し、調停委員会から不十分又は不適切な説明がなされているものとうかがわれる例もあるとの指摘がなされた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調停委員から示された審判の見通しと実際の審判結果が異なったことなどもあるとの指摘がなされた。

## オ 関係職種間の連携、調査官関与の実情

裁判所の側からは、大規模家庭裁判所から、①調停委員による担当裁判官への評議要請が重複した場合には、評議の代打制（その日に対応可能な他の係の調停担当裁判官が代わりに評議に関与するシステム）を確立しており、代替りの裁判官が一般的な進行方法や考え方を伝えることで解決に導ける事案も多い、②書記官については、当事者及び調停委員との接点が多いため有益な情報が集まることが多く、こうした書記官のいわゆるハブ機能を活かすための連携を係単位で工夫しており、書記官による的確な評議の前捌きがあると同一時間帯の調停全体の運営が円滑になる、③裁判官と家裁調査官の間では、必要に応じて、個別の立会事件の期日前に進行方針や裁判官・調停委員との期日での役割分担について打ち合わせたり、調査報告書の記載内容について意見交換を行ったりするなどのほか、年に数回、裁判官・調停官と家裁調査官との意見交換会を開催して、連携と相互理解に努めている、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所からは、家裁調査官について、当番制（日ごとに当番調査官を割り当て、その日の期日において関与を求められる場面が発生した場合には当番調査官が対応するシステム）を採用しており、期日当日に子に関する争点が顕在化した場合等においても、他職種と適切に連携して適時に事件関与がなされているとの実情が紹介された。

弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、家裁調査官の調査について、

丁寧な調査をしてもらっていると感じているが、もう少し当事者が調査報告書に反論する機会があった方がよいと感じることがある、といった意見等が述べられた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調停委員に関し、研修等も充実させ法的知識等の向上を図るべきであるとの意見や、家裁調査官に関し、庁の規模から担当者が固定化し、多様性が確保されないことについての懸念が述べられた。

## (2) 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

### ア 人事訴訟事件の審理の現状

裁判所の側から、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの争点整理期間が長期化している原因について、大規模家庭裁判所からは、①財産分与の審理において、具体的な根拠のない財産開示要求、多数にわたる調査嘱託の申立て、取引履歴等に基づく細かい求釈明、浪費・隠し財産や未払婚姻費用に関する細かい主張立証などがなされた場合に、その整理に時間を要していること、②人証調べ前の和解協議にも時間を要する事案もあり、その要因として、感情的対立の大きさ、住宅ローン債権者との調整、和解案提示後の新たな証拠の提出などがあること、③当事者の非協力的な姿勢により親権に関する家裁調査官の調査に時間を要する事案も一部にあることなどが挙げられた。中規模家庭裁判所からは、①財産分与に関し、調停段階で十分に整理がなされておらず、訴訟段階になって対象財産を探す段階からスタートする事件や、離婚を争う被告が予備的に財産分与の申立てをするかに検討を要する事件があること、②離婚原因に関し、ポイントを絞らず長期にわたる経過等が主張されるケースではその整理のために長期化しがちであること、③和解協議に関し、当事者が、審理の上では必ずしも重視されない資料等につき協議の前提として提出を求めたり、条件面で細部においてこだわる点を小出しにしたりすることで長期化する傾向にあることなどが挙げられた。

弁護士の側からは、上記両弁護士会の弁護士いずれからも、財産分与の整理に時間がかかる事案や、当事者本人が代理人弁護士に委任することなく訴訟進行する事案については、長期化する傾向にあるとの指摘がなされた。

### イ 合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等

#### (ア) 財産分与の審理における工夫

裁判所の側（大規模家庭裁判所）からは、財産分与の審理において、分与対象財産画定の基準時に争いがある事案において早期に合意を働き掛ける、事前に探索的な調査嘱託は採用しない旨伝えることにより不必要な調査嘱託の申立てを抑止するといった工夫が紹介されたほか、弁護士会との意見交換会において、財産分与の申立時には基準時を明らかにするとともに少なくとも申立人側の財産資料を提出するよう要望し、これらが不足している場合は直ちに補充を求める運用を開始したとの取組が紹介された。

弁護士の側から、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、相手方当事者が財産隠しを疑うなどして開示要求を繰り返すといった事案では、裁判官が調査嘱託先を一定限度で制限するなど毅然とした訴訟指揮が行われており、有用である旨の意見が述べられた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調査嘱託の申立ての採用方針に関して裁判官によって大きな差があることは望ましくなく、広範に過ぎる調査嘱託の申立ては採用すべきでない、といった意見が述べられた。

#### (イ) 離婚原因の審理における工夫

裁判所の側から、離婚原因に関して長期にわたる経過等が主張された場合、原告側には破綻原因として特に重視する点につき特定を求め、被告側にはその点を中心に認否反論をするよう促しているとの実情や、関連性の乏しいと思われる周辺事情に関する主張立証については、不必要な反論のためだ

けに期日を重ねることを回避する訴訟指揮を行い、拡散防止を図っているとの実情が紹介された。

弁護士の側から、必ずしも事案の結論と結びつかない周辺事情についても、本人の意向に基づき代理人弁護士として主張せざるを得ない場面も多いと思われるが、そのような場合でも、期日において裁判官から当該主張の争点との関係での重要性等について示唆があれば、当該主張を深掘りせず進行するよう本人を説得しやすくなるとの実情が述べられるほか、周辺事情については主張書面には記載せず本人の陳述書に記載してもらうようにしているといった工夫も紹介された。

#### (ウ) 裁判所・弁護士会との間の審理方針等の共有

裁判所の側から、大規模家庭裁判所からは、①当事者との間で、事案に応じて争点ごとの審理方針について協議したり、判決までの大まかな進行を確認したりしている、②財産分与の審理の在り方や審理モデルに関して、弁護士会との勉強会を企画している、といった紹介がなされた。大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、裁判官によっては、当事者との間で、審理方針や標準的な審理の在り方について共有する試みがなされているとの実情が紹介された。

中規模家庭裁判所からは、これまで弁護士会との間で人事訴訟の審理の在り方等について協議する機会はなく、今後その方策について検討していくとの実情等が紹介された。

#### (エ) その他の審理の工夫

裁判所の側から、①当事者双方に対して訴訟進行に関する照会書の提出を求めた上で、初回期日において、調停の経緯、反訴・附帯処分の予定、争点、和解希望を早期に確認するとともに、反訴提起等を早期に促す（大規模家庭裁判所）、②令和5年12月以降に人事訴訟における争点整理手続等でも利用可能となったファイル共有等ができるアプリケーションを活用し、財産一覧表の共有、期日間の協議、準備事項等の投稿、提出期限のリマインド通知を行う、③陳述書提出を求めるタイミングで尋問期日を仮決めする（大規模家庭裁判所）、といった工夫例が紹介された。

## 4 検証検討会での議論

### 1 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題について

検証検討会では、実情調査において、家事調停の期日の設定等について、事案等に応じてウェブ会議の利用が進みつつあることに好意的な意見が出されたほか、次回期日までの間隔に関しては、裁判所の側で争点や審理を意識してきめ細かな調整がなされている点を評価する意見や、次回期日の候補日につき1か月以内の日時や他の係の調停室を融通可能な日時も提示可能としたり、2期日指定をしたりすることで短縮する試みがなされている点を評価する意見が出された。また、期日終了時に調停委員会と当事者双方との間で次回期日までの準備事項等の整理をすることで、更に期日間隔の短縮が進むのではないかと意見や、様々な工夫・取組を継続した上でそれらが期日間隔の短縮等のために実効的なのかを検証していく必要があるのではないかと意見も出された。

他方で、家事調停の期日間隔については、家事調停が話し合いによる解決を目指すものであることから、短ければよいというわけではないものの、弁護士側から、調停委員会の側から提示される次回期日が2か月以上先となる例が複数あり、期日間隔が長すぎるとして改善の必要があるとの指摘がされていることから、裁判所の側において、期日間隔に関し当事者の側と認識の隔たりがあることを踏まえ、現状の期日間隔の長期化要因が調停室の問題なのか、調停委員の問題なのかなどを的確に把握した上で、改善に向けた対応を強化することが重要ではないかと指摘や、裁判所と弁護士会との間の意見交換会等によるコミュニケーションが必要ではないかといった指摘がされ、紛争を抱えている当事者本人にとって次回期日が2か月先に指定されるのは耐え難いことではないかといった意見も出された。

そのほか、①調停において調停委員会が訴訟、審判等の見通しを伝えることについては、調停と訴訟の役割の違いを踏まえた上で、事案や当事者のニーズを見極めて行う必要があるとの指摘や、②中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から調停時間が長い旨の意見が示された点については、調停委員会の評議を待つ時間が影響しているとすればその時間を短縮するような工夫も必要ではないかと指摘や、各期日の位置付け、当該事案の争点、その日の協議予定事項等を調停委員会と当事者との間で適切に共有しつつ、調停委員がこれらを意識し整理しながら聴取等を行うことで改善が図れるのではないかと（そのような争点を意識した聴取等の在り方についての調停委員に対する研修も重要ではないか）といった指摘もなされた。

### 2 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、実情調査を通じて、①裁判所から、事前に探索的な調査囑託は採用しない旨伝えることにより不必要な調査囑託の申立てを抑止することや、当事者との間で、事案に応じて争点ごとの審理方針を協議したり、判決までの大まかな進行を確認したりして共有するといった広い意味での計画的な審理が行われていることを評価する意見や、②人事訴訟について不慣れた代理人弁護士等も一定程度存在すると思われるところ、審理モデルの策定やこれを弁護士会と共有していくことが有効であり、また、審理の在り方等に関して弁護士会の側との認識共有が十分に図られていない場合には、家庭裁判所と弁護士会との間で定期的に協議や意見交換の場を持つことで審理の改善につながるのではないかと意見、③財産一覧表等の活用につきデジタル化によって工夫がなされて更に審理が円滑になるのではないかと意見が出された。

他方で、財産分与の審理期間を短縮するためには、信頼性のある基礎資料が早期に共有されるような審理運営上の工夫や制度上の対応が必要ではないかといった意見が出された。また、人事訴訟の審理期間が毎年長期化しているところ、財産分与の審理運営の問題なのか、制度上の問題なのか、調停の段階

で何か工夫することがあるのかなど、様々な要因が考えられ、難しい面もあるが、対応策を検討していく必要があるとの指摘もなされた。そのほか、調停段階において人事訴訟を見据えてどのような審理をすべきかとの点については、話し合いによる解決を目指す調停と訴訟との性質の相違等を踏まえつつ、事案や当事者のニーズに応じて適切な審理運営の在り方を検討する必要があるといった意見が出された。

## 5 今後に向けての検討

### 1 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題について

実情調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された調停運営改善の取組が、各家庭裁判所において一定程度浸透し、各庁の実情に応じて様々な工夫が行われていることが確認された。

調停運営改善の取組の中で、家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組については、次回期日を一定期間内とするための運用ルールや候補日のツールの見直し、調停期日の時間枠について午後2枠制の導入やこれを可能とするための1回当たりの時間枠の設定、調停室の係間の融通等も含めた次回期日の柔軟な設定、2期日指定等の工夫がなされている裁判所があり、実効的な取組として評価することができる。もっとも、調停期日の間隔については、統計【図9】によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のピーク時（令和2年に終局した夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔は2.1月）に比べて短縮傾向にあるとはいえ（令和6年の同平均は1.9月）、同感染拡大前の水準（令和元年の同平均は1.7月）まで短縮している状況にはない上に、実情調査では、弁護士の側からは調停期日間隔の長さについて2か月以上となる例が複数あるなどの状況が紹介され、検証検討会においても改善に向けた対応を強化していくことが重要である旨の指摘がなされた。期日間隔の長期化の要因については、裁判所側・当事者側の心理的要因<sup>1</sup>や、調停室等の利用状況、調停委員の指定状況など、各家庭裁判所の実情に応じて様々なものが考えられるところ、その長期化は、審理期間全体の長期化につながっている上に、当事者間の話し合いの機運の維持・向上といった紛争解決機能の面からも早期に改善が求められるものといえる。今回の実情調査で紹介がなされた期日間隔の短縮に向けた各種取組等について、各家庭裁判所がその情報を共有し、それぞれの長期化要因やその実情に応じて取り入れるほか、効果検証やこれを踏まえた改善を重ねるなどして、継続的に効果的な取組を進めていく必要性が高いといえる。なお、多くの家庭裁判所が期日間隔短縮に向けた取組を強化し始めた時期は令和6年の半ば頃であり、その取組の効果が統計上明らかとなるまでには一定のタイムラグがあるものと考えられるが（【図9】のとおり令和6年に終局した夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔は前年以前の水準と大きく変わっていないところ、上記のタイムラグが関係していることも考えられる。）、今後は統計の動向等も注視しつつ、各種取組の効果検証や更なる改善につなげていくことが重要である。

また、検証検討会においては、事案や局面に応じてウェブ調停の活用が徐々に進んでいる点につき好意的な意見が示された。ウェブ調停については、出頭時に比べれば得られる情報量に一定の制約がある一方で、電話会議と比較した場合のコミュニケーションの取りやすさや、当事者の出頭の負担軽減、期日調整のしやすさといった利点も指摘されており、今後、本人確認や非公開性の担保が適切になされることを前提に、当事者本人も含めて更なる活用拡大がなされることが望ましいといえる。

そのほか、実情調査で紹介された、メリハリのある事情聴取・調整、次回期日までの準備事項等の確認・明確化等の工夫、審判等の見通しの適切な共有と伝達、調停委員会の評議の充実や関係職種間の適切な連携といった各家庭裁判所における取組は、一定程度浸透しているものと思われるが、これらは家事調停の紛争解決機能を向上させる上で有益な取組であり、今後もその効果検証や改善を重ねつつ、継続的に取組がなされる必要がある。

<sup>1</sup> これまでの期日間隔の長期化（特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による長期化）によって、調停委員の側や当事者（代理人弁護士）の側において、次回期日を一定期間内の範囲で調整しようとする意識や、次回期日までの間隔がある程度長くなることへの抵抗感が薄れ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いた後も、このような意識が定着したまま期日調整等がなされてきたことが考えられる。

## 2 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について

人事訴訟の審理期間が長期化する要因として、これまでは、財産分与に関し、当事者が財産資料の任意開示に応じないことや多数の調査嘱託、求釈明等がなされてその整理に時間を要すること、離婚原因に関し、周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されることなどが指摘された。今回の実情調査では、財産分与に関し調査嘱託の採用方針を明示して濫用的な申立てを抑止する方策や広い意味での計画的な審理を行うこと、離婚原因をめぐる周辺事情に関する主張立証の応酬について裁判官が適切に訴訟指揮をすることで長期化を避ける方策が紹介されたが、このような方策は弁護士の側からも理解を得られていることがうかがわれ、これらの訴訟指揮等が適切になされることで審理の長期化が一定程度抑止されるものと考えられる。

さらに、これまでの検証検討会において指摘されているとおり、上記のような訴訟指揮・審理の工夫等について審理モデル<sup>2</sup>として策定するなどして裁判所内で共有・承継していくとともに、これを弁護士会とも意見交換会等を通じて共有することで、当事者の訴訟活動がより効果的・効率的なものとなり、審理期間の短縮にもつながることが期待できる。一部の家庭裁判所では、離婚訴訟の審理モデルに関して弁護士会との意見交換を実施予定であることが紹介されたが、各家庭裁判所の実情に応じて、このような審理モデルの共有や審理の在り方についての意見交換等を進めていくことは、人事訴訟の審理期間の適正化に向けて必要かつ有益な取組になると考えられる。

---

<sup>2</sup> 審理モデルについては、東京家庭裁判所家事第6部(人事訴訟専門部)が、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の協力を得て、人事訴訟の審理の在り方に関する意見交換会を開催した上で、そこでの議論の成果を整理した「東京家裁人訴部における審理モデル」を公表している(家庭の法と裁判 51号 129頁、判例タイムズ 1523号5頁)。



## 上訴審における訴訟事件の概況

---

# 1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

## 1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件<sup>1</sup>の既済件数及び平均審理期間<sup>23</sup>については【表1】のとおりである。既済件数は、前回（1万3441件）より約400件減少して1万3036件となった。平均審理期間は、前回（6.5月）より0.1月短くなり6.4月となった（第10回報告書229頁【表1】参照）。

【表1】 既済件数及び平均審理期間  
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	- 13,036
平均審理期間(月)	6.4

<sup>1</sup> 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

<sup>2</sup> 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

<sup>3</sup> 前掲Ⅲ 1. 1 脚注2と同様に、民事控訴審訴訟全体の統計データのみを分析の対象とした。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりである。平均審理期間は、全体としては6.4月であり、前回(6.5月)から大きな変化はない。100件以上の既済件数がある事件類型のうち、比較的大きな変化があったものとしては、「建築請負代金」(前回6.7月、今回8.0月)、「労働金銭」(前回6.6月、今回7.0月)の平均審理期間は長期化しており、一方、「売買代金」(前回6.9月、今回6.2月)、「医療損害賠償」(前回8.0月、今回7.5月)、「建物」(前回6.0月、今回5.5月)、「土地」(前回7.6月、今回7.2月)の平均審理期間は短縮している(第10回報告書230頁【表2】参照)。

【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

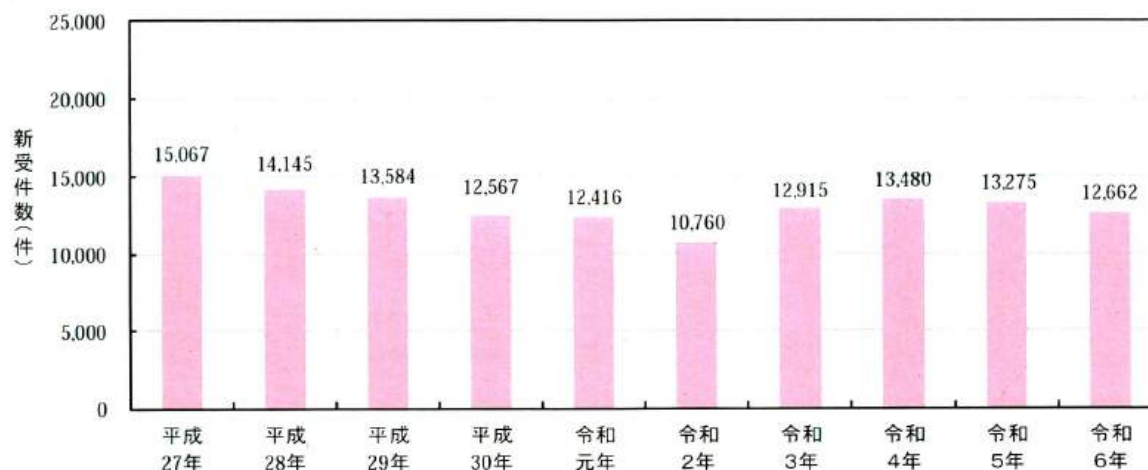
事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)	事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)		
総数	13,036	6.4	建物	858	5.5		
金 銭	売買代金	114	6.2	土地	512	7.2	
	貸金	359	6.6	土地境界	60	7.9	
	立替金	36	4.9	労働	263	6.8	
	建築請負代金	155	8.0	知的財産	66	7.8	
	建築瑕疵損害賠償	75	8.7	請求異議	51	4.5	
	交通損害賠償	1,068	5.3	第三者異議	8	5.1	
	医療損害賠償	171	7.5	公害差止め	-	-	
	公害損害賠償	4	7.9	人 事	離婚	1,155	6.4
	その他の損害賠償	4,296	6.4		離縁	21	4.2
	手形金	2	11.3		認知	20	5.8
	手形異議	3	6.0		親子関係	50	6.7
	金銭債権存否	72	6.6		人事のその他	30	6.3
	労働金銭	315	7.0	その他	1,048	6.9	
	知的財産金銭	59	7.5				
	金銭のその他	2,165	6.3				

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増し、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、令和6年においては、新受件数は前回（1万3480件）から減少し、1万2662件となった。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟事件)

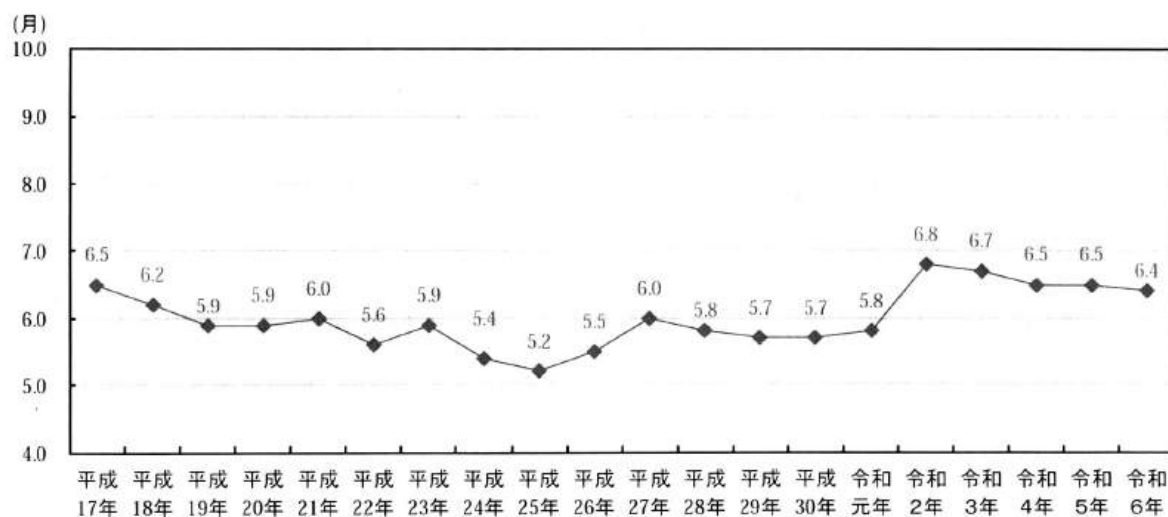


【図4】 新受件数の推移(民事控訴審訴訟事件)



平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化した後、平成28年以降は横ばいで推移していたが、近年は長期化の傾向にあり、令和6年は6.4月となった<sup>4</sup>（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟事件)



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が6月を超える事件の割合は、前回(33.9%)から若干減少し33.4%となった(第10回報告書232頁【表6】参照)。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
平均審理期間(月)	6.4
3月以内	1,613 12.4%
3月超6月以内	7,074 54.3%
6月超1年以内	3,502 26.9%
1年超2年以内	727 5.6%
2年を超える	120 0.9%

<sup>4</sup> 令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、前回（29.3月）より若干短縮して29.0月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（57.0%）より3.3%減少し、53.7%となった（第10回報告書233頁【表7】参照）。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	11,616
平均期間(月)	29.0
1年以内	1,199 10.3%
1年超2年以内	4,177 36.0%
2年超3年以内	3,570 30.7%
3年超5年以内	2,225 19.2%
5年を超える	445 3.8%

※附帯控訴申立て等を除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。）、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第10回報告書233頁【表8】参照）。

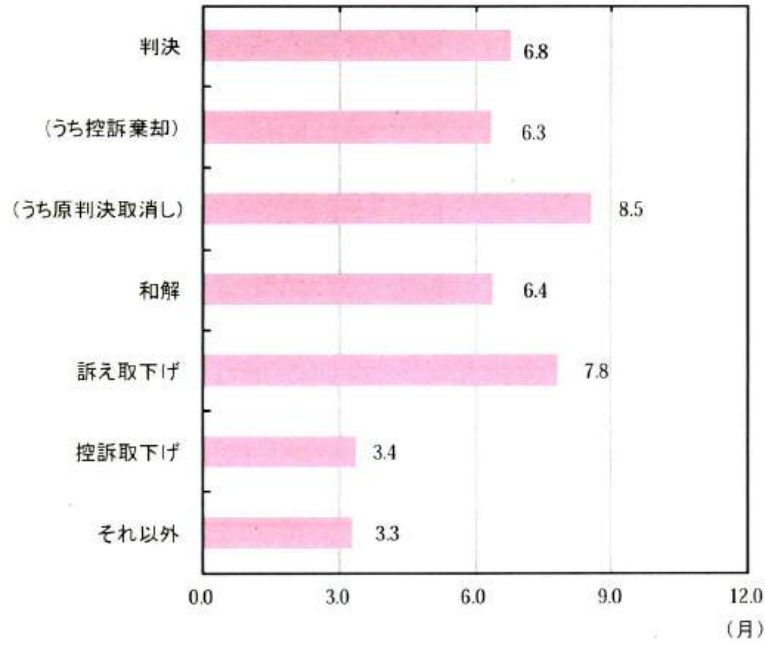
【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
判決	8,437 64.7%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	6,634 78.6%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,740 20.6%
和解	3,337 25.6%
訴え取下げ	231 1.8%
控訴取下げ	607 4.7%
それ以外	424 3.3%

終局区分別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（6.8月）においては、前回（6.9月）より短くなり、和解（6.4月）においては、前回（6.3月）より長くなった（第

10 回報告書 234 頁【図9】参照。

【図9】 終局区別の平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

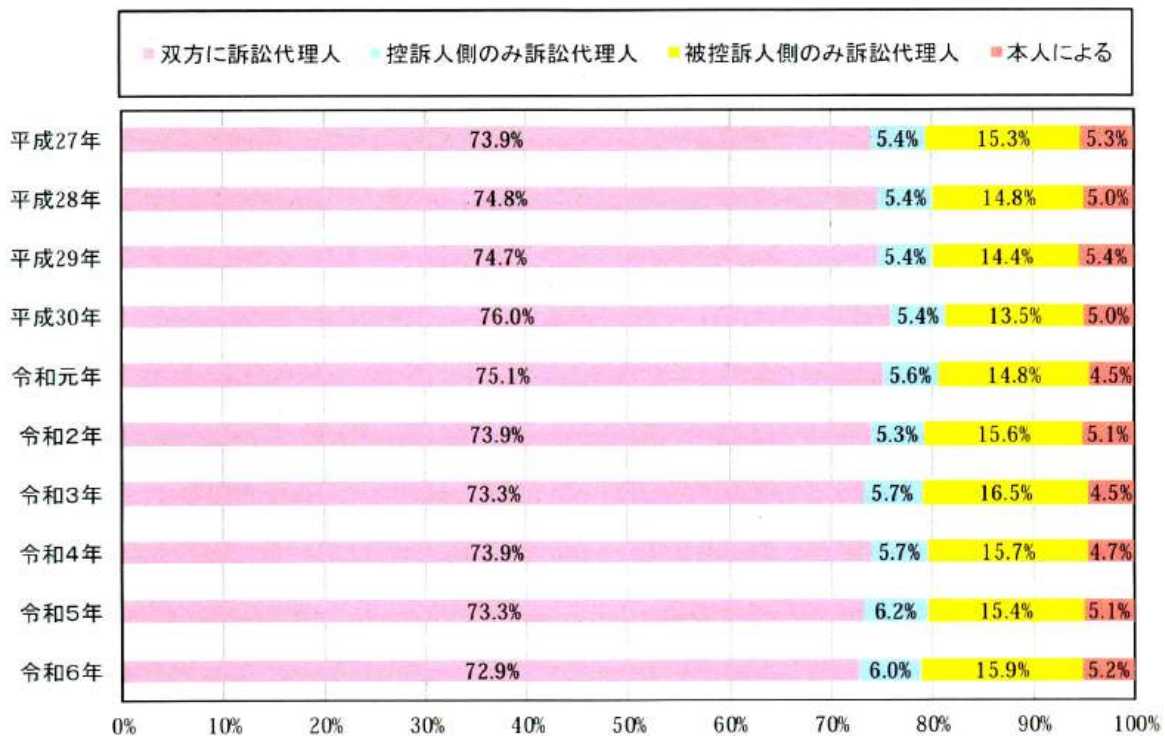


訴訟代理人の選任状況及びその推移については【表 10】  
【図 11】のとおりである。【図 11】のとおり、双方に訴訟代  
理人が選任された事件の割合は前回（73.9%）より減少し、  
72.9%であった。他方、本人による事件の割合（5.2%）は  
前回（4.7%）より増加し、控訴人側のみ訴訟代理人を選任  
された事件の割合（6.0%）、被控訴人側のみ訴訟代理人が  
選任された事件の割合（15.9%）は、いずれも前回（それぞ  
れ5.7%、15.7%）より増加した。（第10回報告書235頁【表  
10】参照）

【表10】 訴訟代理人の選任状況  
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	9,498 72.9%
控訴人側のみ 訴訟代理人	783 6.0%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	2,077 15.9%
本人による	678 5.2%

【図11】 訴訟代理人の選任状況の推移(民事控訴審訴訟事件)

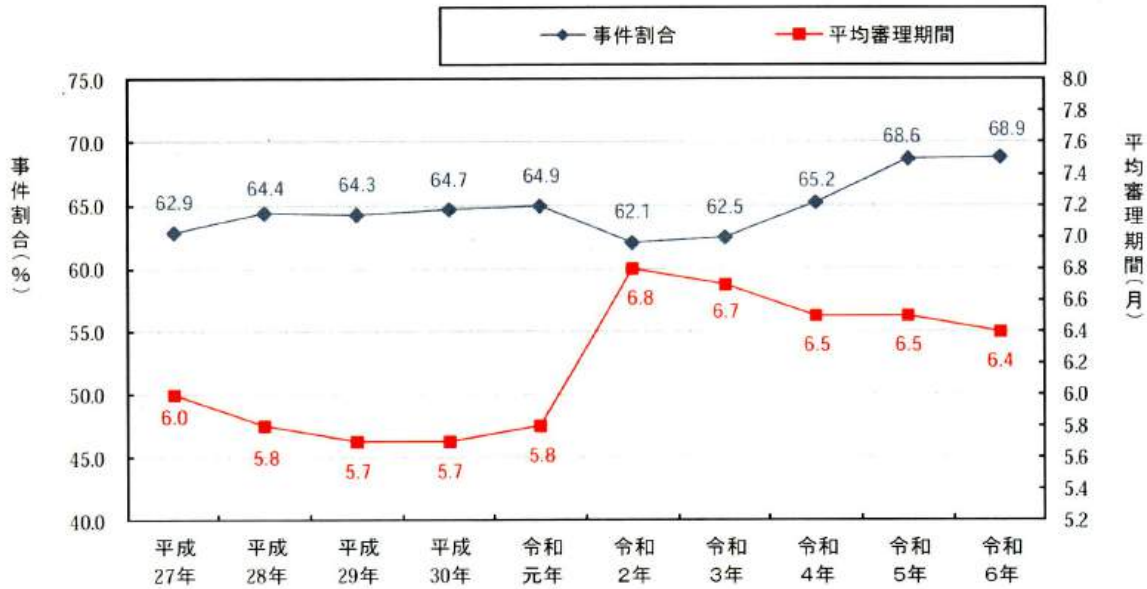


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表12】のとおりであり、平均期日回数（1.7回）は前回（1.8回）より減少し、平均期日間隔（3.7月）は前回（3.6月）より長期化した（第10回報告書236頁【表12】参照）。口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移については【図13】のとおりであり、令和6年は、口頭弁論期日1回で結審した事件の割合（68.9%）が前回（65.2%）より増加し、平均審理期間（6.4月）は前回（6.5月）より短縮した。

【表12】 平均期日回数及び平均期日間隔（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.7

【図13】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表14】のとおりであり、実施率（13.6%）は、前回（18.3%）より減少した（第10回報告書236頁【表14】参照）。

【表14】 争点整理手続の実施件数及び実施率（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟	
争点整理手続	実施件数	1,775
	実施率	13.6%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率（1.3%）は前回（1.6%）より減少し、人証調べが実施された事件における平均人証数（1.8人）は、前回（1.8人）から変化はない（第 10 回報告書 237 頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が 1.7 回と少ないことも踏まえると（【表 12】）、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる。

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件では、上訴率（28.4%）は、前回と同様であるが、上訴事件割合は 18.4%であり、前回（17.9%）より増加し、上告受理事件については、上訴率（32.4%）、上訴事件割合（21.0%）のいずれも前回（それぞれ 31.7%、19.9%）より増加した（第 10 回報告書 237 頁【表 16】参照）。

【表 15】 人証調べ実施率及び平均人証数（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.3%
平均人証数	0.02
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.8

【表 16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	28.4%	32.4%
上訴事件割合	18.4%	21.0%

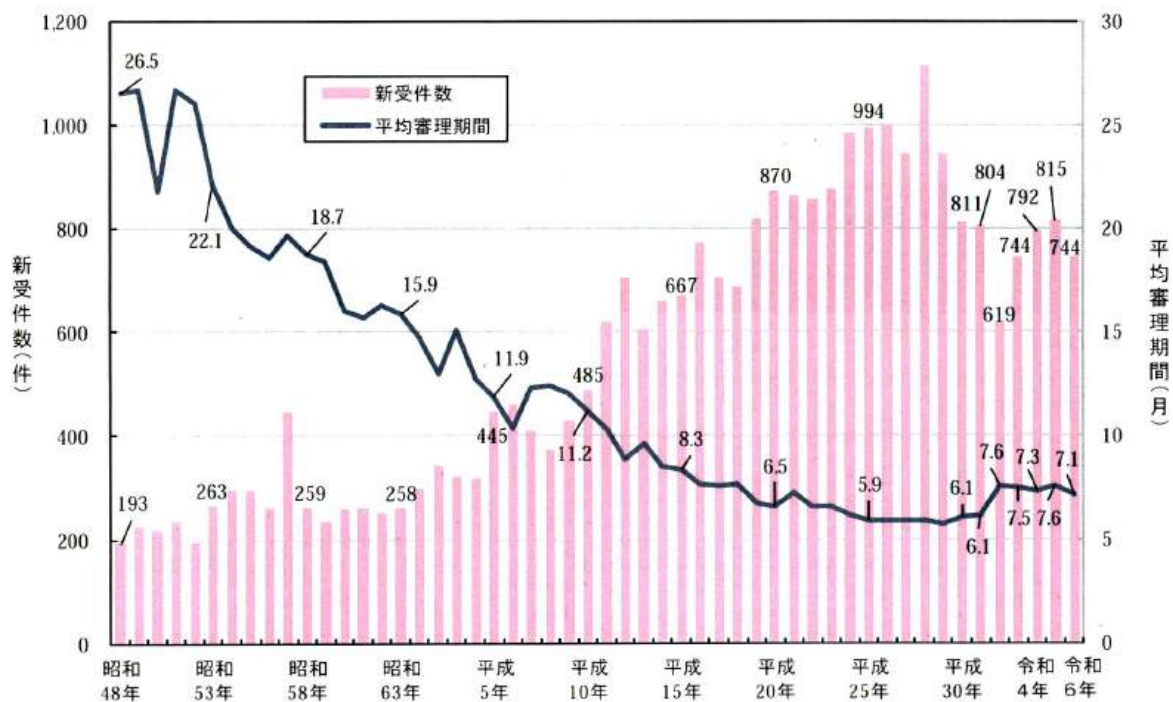
※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

## 1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 6 年は、前回（792 件）から減少して 744 件となった。平均審理期間については、前回（7.3 月）より短縮して 7.1 月となった<sup>2</sup>。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



<sup>1</sup> 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。  
<sup>2</sup> 令和2年から引き続き長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表18】のとおりである。既済件数は、前回（762件）を上回り830件となり、審理期間が6月を超える事件の割合は、前回（43.8%）より減少して41.3%<sup>3</sup>となった（第10回報告書239頁【表18】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表19】のとおりである。この平均期間は、前回（29.7月）よりも短縮して28.2月となり、2年以内に控訴審の終局に至る事件割合は、前回（50.0%）から増加して55.5%となった（第10回報告書239頁【表19】参照）。

【表18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	830	13,036
平均審理期間(月)	7.1	6.4
3月以内	77 9.3%	1,613 12.4%
3月超6月以内	410 49.4%	7,074 54.3%
6月超1年以内	280 33.7%	3,502 26.9%
1年超2年以内	46 5.5%	727 5.6%
2年を超える	17 2.0%	120 0.9%

【表19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	811
平均期間(月)	28.2
1年以内	98 12.1%
1年超2年以内	352 43.4%
2年超3年以内	183 22.6%
3年超5年以内	130 16.0%
5年を超える	48 5.9%

※ 行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

<sup>3</sup> 端数処理の関係上、表18の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

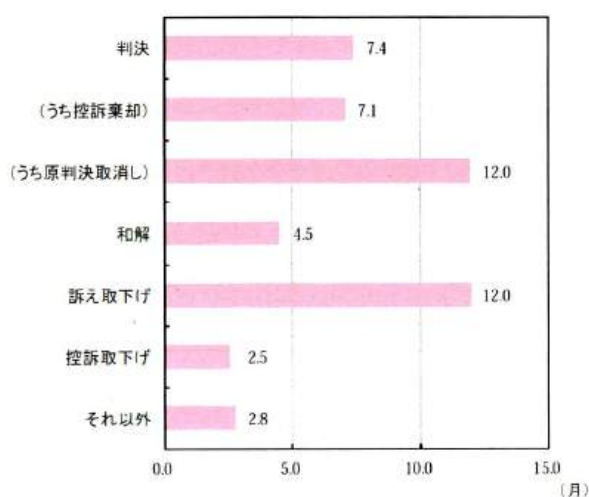
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（92.0%）から若干増加して 92.4%となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（8.3%）から減少して 7.2%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 10 回報告書 240 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については【図 21】のとおりであり、判決（控訴棄却）は前回（7.4 月）から若干短縮して 7.1 月となり判決（原判決取消し）は前回（10.3 月）から長期化して 12.0 月となった。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	830	13,036
判決	767 92.4%	8,437 64.7%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	709 92.4%	6,634 78.6%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	55 7.2%	1,740 20.6%
和解	2 0.2%	3,337 25.6%
訴え取下げ	3 0.4%	231 1.8%
控訴取下げ	21 2.5%	607 4.7%
それ以外	37 4.5%	424 3.3%

【図21】 終局区分別の平均審理期間(控訴審における行政事件訴訟)



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（55.1%）より増加して 58.7%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（10.6%）より減少して 9.3%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 10 回報告書 240 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	487 58.7%	9,498 72.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	15 1.8%	783 6.0%
被控訴人側のみ訴訟代理人	251 30.2%	2,077 15.9%
本人による	77 9.3%	678 5.2%

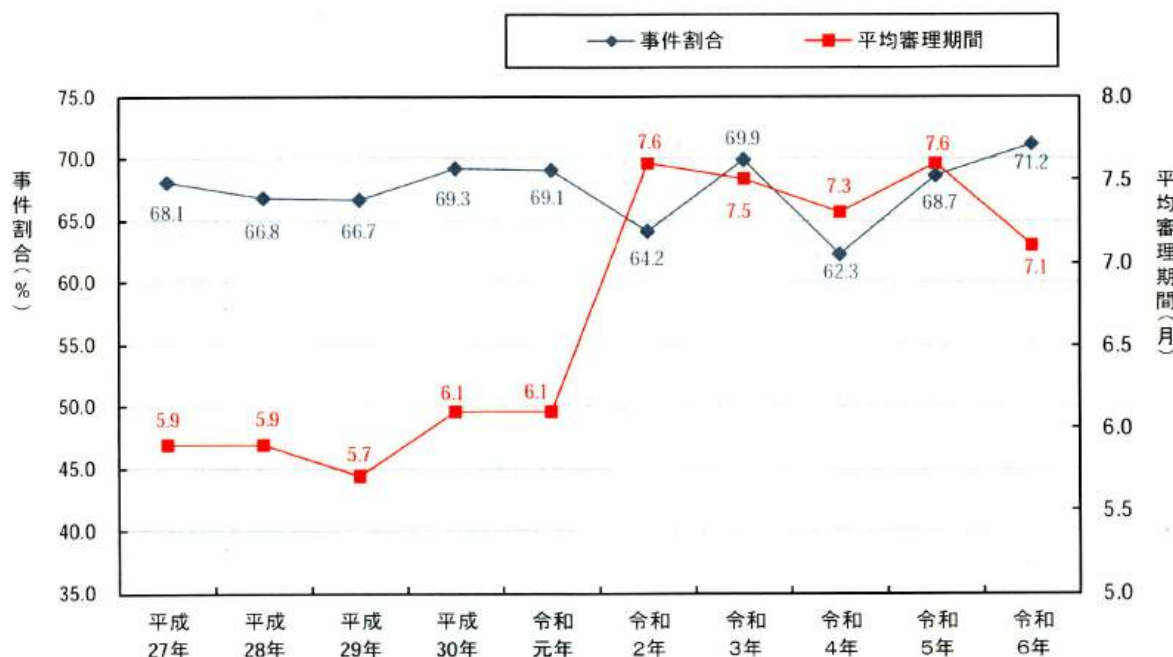
審理の状況について見ると、【表23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）（1.4回）及び平均期日間隔（4.9月）は前回とほぼ同数であった（第10回報告書241頁【表23】参照）<sup>4</sup>。口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図24】のとおりであり、1回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（71.2%）は前回（62.3%）から増加し、平均審理期間（7.1月）は前回（7.3月）から若干短縮した<sup>4</sup>。

【表23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.4	1.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.2	0.6
平均期日間隔(月)	4.9	3.7

※ 端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図24】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



<sup>4</sup> 令和2年から引き続き長期化傾向（平成30年は平均期日回数が1.4回、平均期日間隔が4.4月であったが、令和2年にはそれぞれ1.5回、5.1月となり、その後はほぼ同様である。）にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる（第8回報告書152頁【表23】、第9回報告書215頁【表23】、第10回報告書241頁【表23】参照）。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（4.2%）より増加して 4.9%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第 10 回報告書 242 頁【表 25】参照）。

【表25】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点整理	実施件数	41	1,775
	実施率	4.9%	13.6%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第 10 回報告書 242 頁【表 26】参照）。

【表26】 人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.2%	1.3%
平均人証数	0.02	0.02
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.9	1.8

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件の上訴率は前回（46.3%）から若干減少して 45.8%となり、上訴事件割合（42.0%）は前回とほぼ同様である。上告受理事件の上訴率及び上訴事件割合（それぞれ 50.3%、46.1%）は、いずれも前回（それぞれ 47.8%、43.2%）から増加した。（第 10 回報告書 242 頁【表 27】参照）

【表27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	45.8%	50.3%
上訴事件割合	42.0%	46.1%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和6年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

## 1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成29年まで6,000人前後で推移していたが、令和6年は、前回とほぼ同様の4,980人となった。終局人員（実人員）は、前回（4,820人）より増加して4,928人であった（第10回報告書245頁【表5】参照）。

【図1】新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員(延べ人員)	4,980
終局人員(実人員)	4,928
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	4.0
平均開廷回数(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.1
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護人選任率(%)	96.2
事実の取調べの実施割合(%)	34.1
上告率(%)	45.0

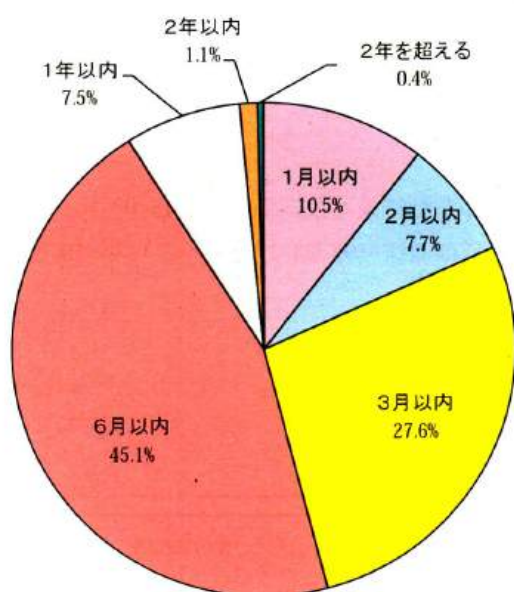
※1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

※2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図1】【表2】のとおりである。平均審理期間は、近年高止まりしており、4.0月であった。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表4】のとおりである。この平均期間は、平成18年以降、10月前後で推移していたが（第5回報告書概況編214頁【図11】、第6回報告書205頁【表4】、第7回報告書143頁【表4】、第8回報告書155頁【表4】参照）、令和2年以降、長期化し（第9回報告書218頁【表4】、第10回報告書244頁【表4】参照）、令和6年においても前回（12.9月）から13.3月に長期化している。期間別の事件割合を見ると、第一審受理から1年以内に終局する事件が約7割を占めることは従前の傾向と同様である。

【図3】 審理期間の分布(刑事控訴審訴訟事件)



【表4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合(刑事控訴審訴訟事件)

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員(実人員)	4,928
平均期間(月)	13.3
1年以内	3,312 67.2%
1年超2年以内	1,243 25.2%
2年超3年以内	242 4.9%
3年超5年以内	111 2.3%
5年を超える	20 0.4%

終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約7割が控訴棄却、約1割が破棄自判、2割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、その大半を占める控訴棄却及び破棄自判で終局した事件（それぞれ4.4月、5.3月）は、前回と同様である（第10回報告書245頁【表5】参照）。

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回と同様である（第10回報告書243頁【表2】参照）。事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、令和6年も、これまでの減少傾向に即して、前回（38.7%）から減少し、34.1%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.05人と前回と同様に少ない（第10回報告書243頁【表2】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

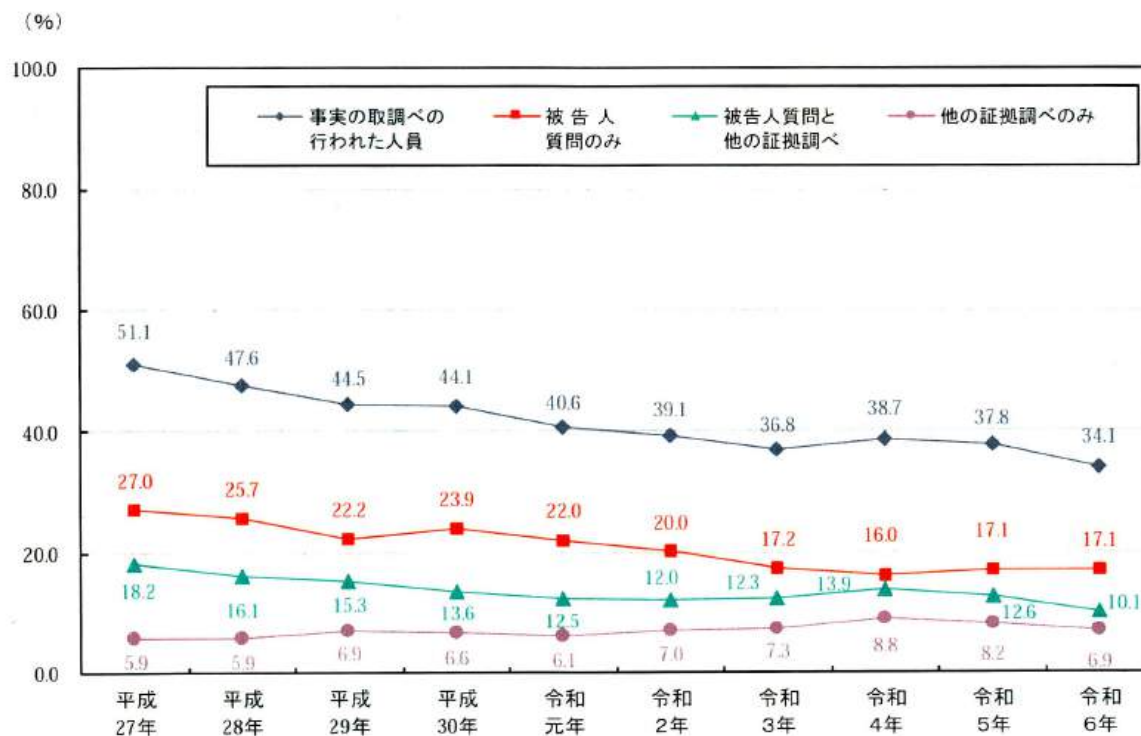
上告率については【表2】のとおりであり、近年の傾向に即した結果となっている（45.0%）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回とほぼ同様（96.2%）であった（第10回報告書243頁【表2】参照）。

【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	4,928	4.0
控訴棄却	3,671 74.5%	4.4
破棄自判	397 8.1%	5.3
破棄差戻・移送	20 0.4%	10.6
公訴棄却	20 0.4%	6.8
取下げ	819 16.6%	1.0

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

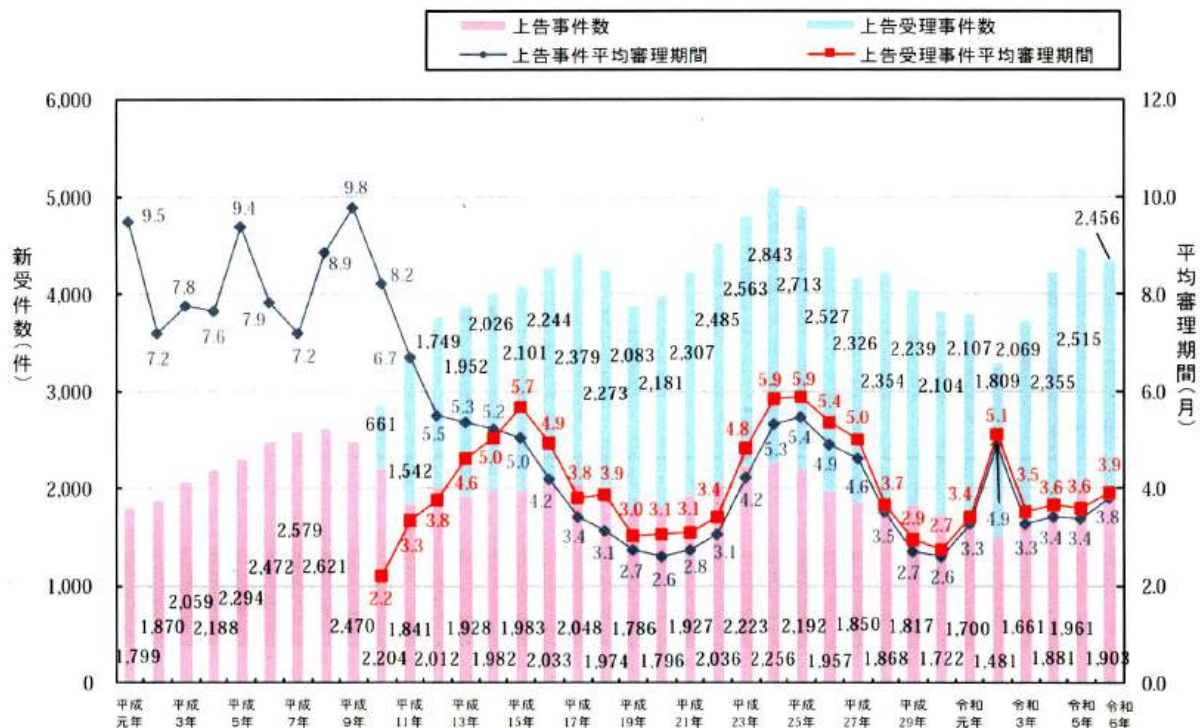


## 2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

### 2.1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間<sup>2</sup>の推移については【図1】のとおりである。新受件数と平均審理期間には一定の相関関係があるといえ、両者の推移にはおおむね類似した傾向が見られる。平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となり、平成26年から短縮傾向に転じ、令和元年以降はおおむね長期化傾向となっており、令和6年においては、上告事件が3.8月、上告受理事件が3.9月となり、前回（それぞれ3.4月、3.6月）より長期化した。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



- ※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。
- ※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。
- ※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

<sup>1</sup> 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲VI. 2. 2においても同様である。）。

<sup>2</sup> 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合（51.6%）及び3月超6月以内の事件の割合（33.7%）がいずれも前回（それぞれ、56.0%、34.2%）より減少し、審理期間が6月超1年以内の事件の割合（12.7%）が前回（8.3%）より増加するなど、全体的に長期化しており、平均審理期間（3.8月）は、前回（3.4月）より0.4月長くなった。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合（49.0%）及び3月超6月以内の事件の割合（35.7%）がいずれも前回（それぞれ、50.9%、37.6%）より減少し、審理期間が6月超1年以内の事件の割合（13.2%）が前回（9.8%）より増加しており、平均審理期間（3.9月）が前回（3.6月）より0.3月長くなった。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である（第10回報告書247頁【表2】参照）。

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,855	-	2	1,844	8	1
平均審理期間(月)	3.8	-	5.3	3.8	3.0	4.5
3月以内	957 51.6%	-	1 50.0%	952 51.6%	4 50.0%	-
3月超6月以内	625 33.7%	-	-	620 33.6%	4 50.0%	1 100.0%
6月超1年以内	235 12.7%	-	1 50.0%	234 12.7%	-	-
1年超2年以内	38 2.0%	-	-	38 2.1%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,397	5	11	2,356	12	13
平均審理期間(月)	3.9	16.8	17.2	3.8	3.4	5.2
3月以内	1,175 49.0%	-	-	1,166 49.5%	6 50.0%	3 23.1%
3月超6月以内	856 35.7%	-	-	845 35.9%	5 41.7%	6 46.2%
6月超1年以内	317 13.2%	2 40.0%	1 9.1%	309 13.1%	1 8.3%	4 30.8%
1年超2年以内	48 2.0%	2 40.0%	10 90.9%	36 1.5%	-	-
2年を超える	1 0.04%	1 20.0%	-	-	-	-

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。上告事件の平均期間（39.2月）は前回（38.8月）より長期化しており、上告受理事件（40.3月）は、前回（40.6月）より短縮している。合計の期間が3年を超える事件の割合は、上告事件で44.3%、上告受理事件で48.4%と、いずれも前回（上告事件44.5%、上告受理事件49.3%）より減少した（第10回報告書248頁【表3】参照）。

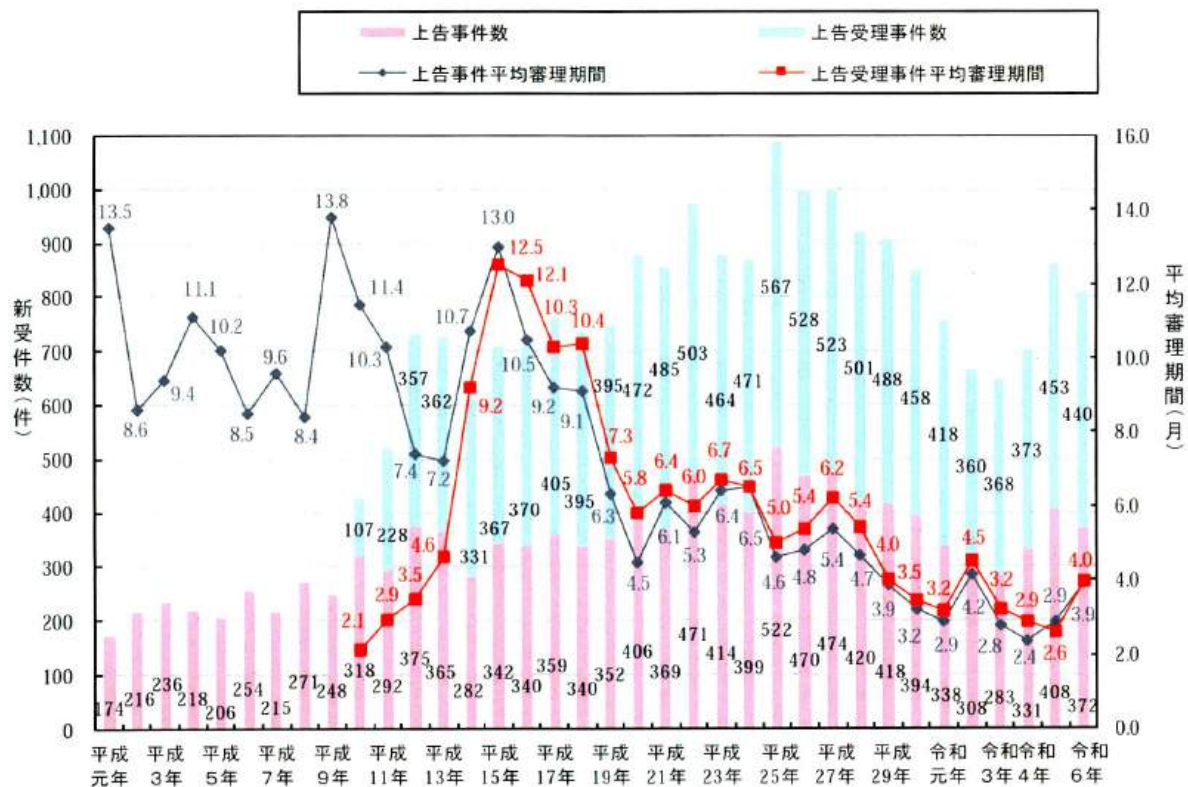
【表3】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,855	2,397
平均期間(月)	39.2	40.3
1年以内	11 0.6%	10 0.4%
1年超2年以内	368 19.8%	404 16.9%
2年超3年以内	655 35.3%	823 34.3%
3年超5年以内	612 33.0%	891 37.2%
5年を超える	209 11.3%	269 11.2%

## 2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和6年においては、上告、上告受理（それぞれ372件、440件）ともに前回（それぞれ331件、373件）より増加した。平均審理期間は、上告は平成9年、上告受理は平成15年がピークであったが、いずれについても、平成15年以降に顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮傾向にある<sup>2</sup>。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

<sup>1</sup> 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

<sup>2</sup> 令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ2.1月、2.4月）より増加し、それぞれ2.8月、3.7月となった。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ79.9%、74.0%）より減少し、それぞれ64.7%、61.9%となった。他方、6月を超える事件の割合は前回（それぞれ4.0%、7.1%）より大幅に増加し、それぞれ14.0%、14.0%となった（第10回報告書250頁【表5】参照）。もともと、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合  
（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	380	32	1	347	-	-
平均審理期間(月)	3.9	15.3	18.0	2.8	-	-
3月以内	246 64.7%	-	-	246 70.9%	-	-
3月超6月以内	81 21.3%	1 3.1%	-	80 23.1%	-	-
6月超1年以内	23 6.1%	8 25.0%	-	15 4.3%	-	-
1年超2年以内	30 7.9%	23 71.9%	1 100.0%	6 1.7%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	444	1	8	432	3	-
平均審理期間(月)	4.0	18.0	18.0	3.7	1.5	-
3月以内	275 61.9%	-	-	272 63.0%	3 100.0%	-
3月超6月以内	107 24.1%	-	-	107 24.8%	-	-
6月超1年以内	27 6.1%	-	-	27 6.3%	-	-
1年超2年以内	35 7.9%	1 100.0%	8 100.0%	26 6.0%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ 40.8 月、42.9 月）については、いずれも前回（それぞれ 35.8 月、39.8 月）から増加した。期間別に見ても、上告、上告受理のいずれにおいても、5 年超の事件の割合が増加した（上告事件は、前回の 7.0%から 18.2%、上告受理事件は、前回の 12.3%から 19.8%）。（第 10 回報告書 251 頁【表 6】参照）<sup>3</sup>

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	336	374
平均期間(月)	40.8	42.9
1年以内	14 4.2%	11 2.9%
1年超2年以内	92 27.4%	84 22.5%
2年超3年以内	99 29.5%	111 29.7%
3年超5年以内	70 20.8%	94 25.1%
5年を超える	61 18.2%	74 19.8%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

<sup>3</sup> 令和2年以降長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。

## 2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件<sup>1</sup>の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、約 2,000 人前後で増減を繰り返していたが、令和6年は、前回とほぼ同様の 1,692 人となった。

平均審理期間については、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和6年は2.9月であった。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



<sup>1</sup> 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、前回同様、その大半が3月以内に終局している（第10回報告書253頁【表2】参照）。

【表2】 終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,607	-	-	1,334	8	265
平均審理期間(月)	2.9	-	-	3.3	4.8	1.0
1月以内	151 9.4%	-	-	-	1 12.5%	150 56.6%
1月超2月以内	311 19.4%	-	-	211 15.8%	1 12.5%	99 37.4%
2月超3月以内	779 48.5%	-	-	761 57.0%	2 25.0%	16 6.0%
3月超6月以内	315 19.6%	-	-	312 23.4%	3 37.5%	-
6月超1年以内	26 1.6%	-	-	26 1.9%	-	-
1年超2年以内	21 1.3%	-	-	20 1.5%	1 12.5%	-
2年を超える	4 0.2%	-	-	4 0.3%	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（18.1月）より若干長期化して18.8月となった（第10回報告書253頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年以内の事件が大半である。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員(総数)	1,607
平均期間(月)	18.8
1年以内	657 40.9%
1年超2年以内	645 40.1%
2年超3年以内	191 11.9%
3年超5年以内	92 5.7%
5年を超える	22 1.4%

# 首都直下地震等対応 業務継続計画（案）

	平成25年	2月27日
改訂	平成27年11月25日	
改訂	令和5年	3月15日
改訂	令和6年	4月1日
改訂	令和6年	7月24日
改訂	令和7年	1月31日

最高裁判所

## 目次

第1編 本計画の目的等	1
第1章 本計画の目的	1
第2章 本計画の適用範囲	1
第3章 基本方針	1
第1節 業務の分類及び整理	2
第2節 原因事象発生時の体制	2
第3節 平常時における準備、措置等	3
第2編 大規模地震発生時の対応	3
第1章 被害想定	3
第1節 想定災害	3
第2節 最高裁判所の被害想定	3
第2章 業務の分類及び整理	5
第1節 非常時優先業務	5
第2節 優先再開業務	5
第3章 業務継続のための執行体制	5
第1節 本部	5
第2節 補佐機関	6
第4章 大規模地震発生時の対応	7
第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合	7
第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合	9
第5章 本部の廃止	12
第3編 大規模地震以外の原因事象発生時の対応	13
第4編 平常時における準備、措置等	13
第1章 人的態勢の整備等	13
第1節 非常時優先業務の担当者及び代理者の指定	13

第2節	非常時参集要員名簿の作成	14
第3節	非常時優先業務の担当者及び代理者の準備	14
第4節	非常時優先業務の担当者又は代理者の異動	14
第5節	平常時の準備	14
第2章	庁舎及び執務室の環境整備	15
第1節	施設及び機器の整備の推進	15
第2節	被害防止の措置	15
第3節	待機場所等の確保	15
第3章	ライフライン	15
第1節	電気	15
第2節	水道	15
第3節	ガス	16
第4章	通信及びシステム	16
第1節	通信	16
第2節	システム	16
第5章	物資	17
第1節	食料、飲料水その他の生活物資	17
第2節	仮設トイレ等	17
第3節	救助用資機材	17
第4節	保管場所	18
第6章	外部への対応	18
第5編	教育及び訓練	18
第1章	教育	18
第1節	全職員への周知	18
第2節	研修等	18
第3節	職員の啓発	18

第2章	訓練	19
第6編	和光市において原因事象が発生した場合の対応	19
第1章	和光市における原因事象発生時の体制	19
第1節	基本方針	19
第2節	平常時の業務の中止	19
第3節	災害対策業務の実施	20
第4節	経理局長への報告	20
第5節	業務の段階的再開	20
第2章	平常時における準備等	20
第1節	平常時における準備、措置	20
第2節	職員への周知	21
第3節	訓練	21
第7編	本計画の見直し等	21

## 第1編 本計画の目的等

### 第1章 本計画の目的

本計画は、首都直下地震その他の大規模地震（千代田区の最大震度6強以上の地震をいう。以下同じ。）をはじめとする業務の中断をもたらす可能性のある事象（以下「原因事象」という。ただし、「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を発動すべき場合を除く。）の発生により、業務の実施に必要な人的・物的・情報等の資源の供給減少や災害応急対策業務等の増加といった制約が生じた状況下において、最高裁判所として優先的に行うべき業務を定め、業務継続のための必要な措置等を定めることにより、来庁者、職員等の生命身体を保護すること、庁舎、設備等の保安管理を行うこと、優先的に行うべき業務を遂行すること、及びその他の業務の早期再開を図ることを目的とする。

本計画は、想定される被害の下での行動指針を示すものに過ぎないことから、実際に原因事象が発生した場合には、具体的な被災状況等を的確に把握し、状況に応じて柔軟かつ適切に対処することが求められる。

### 第2章 本計画の適用範囲

本計画は、最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。以下同じ。）を対象とする。ただし、事務総局経理局厚生課（以下「厚生課」という。）については、第6編のみ適用する。

司法研修所及び裁判所職員総合研修所は、本計画とは別にそれぞれ業務継続計画を策定するものとする。

### 第3章 基本方針

本計画は、次の基本方針に基づき、原因事象発生時において、来庁者、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき業務を

遂行し、その他の業務の早期再開を図るものとする。

## 第1節 業務の分類及び整理

### 1 優先的に行うべき業務

原因事象発生時においては、来庁者、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき裁判事務等の業務を遂行するため、災害応急対策業務（以下「災害対策業務」という。）を迅速かつ的確に行う必要がある。

また、平常時において最高裁判所が行う裁判事務及び司法行政事務（以下「通常業務」という。）のうち、停止又は遅滞により国民の権利関係や生活等へ重大な影響を及ぼすため、原因事象発生時の制約のある状況下においても継続すべき業務（以下「継続業務」という。）を遂行する必要がある。

そこで、災害対策業務及び継続業務を、優先的に行うべき業務（以下「非常時優先業務」という。）とした上で、災害対策業務について時系列に沿って整理するとともに、継続業務を特定する。

### 2 優先的に再開すべき業務

継続業務以外の通常業務については、原因事象発生後、いったんは中断するものの、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえつつ、停止又は遅滞による国民の権利関係や生活等への影響の程度等を考慮して段階的に再開する。そこで、継続業務以外の通常業務について、いまだ制約のある状況下においても優先的に再開すべき業務（以下「優先再開業務」という。）と、それ以外の業務に分類し、優先再開業務を特定する。

## 第2節 原因事象発生時の体制

非常時優先業務を遂行するため、災害対策本部（以下「本部」という。）を直ちに設置する。

また、勤務時間外に原因事象が発生した場合にも非常時優先業務を遂行する

ため、原因事象発生時に非常参集する者（以下「非常時参集要員」という。）を定めるとともに、参集の時期、参集後の基本的な対応等の必要な事項を定める。

### 第3節 平常時における準備、措置等

平常時から、庁舎等の被害防止措置の推進、物資の備蓄等の物的態勢を整えるとともに、防災訓練、研修等の各種の教育や訓練を行い、職員の防災意識を涵養して原因事象発生時における対応能力を向上させることにより、最高裁判所の業務継続力の確保及び向上を実現する。

## 第2編 大規模地震発生時の対応

### 第1章 被害想定

#### 第1節 想定災害

想定災害は、最高裁判所が所在する千代田区に大きな被害を及ぼすと予想されるマグニチュード7クラス以上の首都直下地震とする。

被害想定は、上記首都直下地震により、首都圏において大きな被害が発生し、電気、水道、ガス、通信等の施設の被害による供給支障及び道路、鉄道等の被害による交通機能支障が生じ、最高裁判所の業務継続に大きな影響が出ることを前提とする。

#### 第2節 最高裁判所の被害想定

##### 1 庁舎等

庁舎の状況や想定災害等に照らし、庁舎が使用できる場合のほか、火災の発生や天井、壁の崩落等により庁舎が、一定期間使用できない場合も想定する。

なお、最高裁判所庁舎は、耐震改修工事の完了に伴い震度6強から震度7程度の地震の震動及び衝撃に対しては、倒壊し又は崩壊する危険性が低く、同程度の地震後も構造体の補修をすることなく使用することができ、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

## 2 ライフライン

### (1) 電気

復旧に1週間程度要するものと想定する。

### (2) 水道

上水道の復旧に1週間程度、下水道の復旧に1か月程度要するものと想定する。

### (3) ガス

高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスは安全装置により供給が中断する可能性があり、その復旧には1か月程度要するものと想定する。

## 3 通信及びシステム

### (1) 通信

#### ア 電話

復旧に1週間程度要するものと想定する。

#### イ J・NET（インターネット、メール等）

最高裁判所及びデータセンタに設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。

### (2) システム

最高裁判所及びデータセンタにサーバを置いて管理しているシステムについては、同サーバが損壊した場合、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。なお、これらのシステムは、J・NE

Tのネットワーク網を利用しているため、J・NETが復旧するまでの間は利用できない。

## 第2章 業務の分類及び整理

### 第1節 非常時優先業務

最高裁判所が、大規模地震発生時において行うべき非常時優先業務を、次の1及び2とする。

#### 1 災害対策業務

大規模地震発生時において行うべき災害対策業務を、別紙1のとおりとする。

#### 2 継続業務

最高裁判所の通常業務のうち、継続業務を、①文書の受付に関する事務、②刑事事件の勾留及び保釈に関する事務、③裁判事務の継続業務を行うために必要な司法行政事務（保管金業務、庁舎管理業務等）とする。

### 第2節 優先再開業務

継続業務以外の通常業務のうち、優先再開業務を、①人身保護事件に関する事務、②特に緊急を要する執行停止、特別抗告、再抗告等に関する事務（保全事件やDV事件に関する特別抗告等）、③裁判事務の優先再開業務を行うために必要な司法行政事務（保管金業務、庁舎管理業務等）、④特に緊急を要する司法行政事務（要急の外部対応、給与事務等）とする。

## 第3章 業務継続のための執行体制

### 第1節 本部

## 1 設置

大規模地震が発生した場合には、何らの決定等を要することなく、本部が設置される。

本部の組織は、別紙2のとおりとする。

## 2 本部会の開催等

- (1) 本部長は、必要に応じ、副本部長及び本部員（以下「本部員等」という。）をもって構成する本部会を開催し、その協議の結果を踏まえ、本計画に基づく事務の処理に関する方針を定めるとともに、その方針を実施するために必要な指揮監督を行う。
- (2) 本部会は原則として中会議室で開催するが、庁舎の安全性確認の結果等を踏まえて、適切な場所で開催することができる。また、ウェブ会議等や持ち回りの方法により開催することもできる。
- (3) 緊急を要するため本部会を開催するいとまがない場合その他本部会の開催に支障がある場合は、本部長は、本部会の開催に代え、①副本部長兩名若しくはいずれか一方からの意見を聴取した上で、又は②単独で、上記(1)の方針決定等を行うことができる。

## 3 本部長の職務等

本部長は、本部の事務を統括するとともに、本部員等及び補佐機関の班員の被害状況等に応じ、執務可能な職員をもって、本部及び補佐機関の構成員を適宜変更できる。

## 第2節 補佐機関

- 1 平常時における準備や本部設置前の対応等を行うとともに第1節の1に基づき設置された本部の補佐機関の役割を果たすため、情報担当班、人的対応班、物的対応班及び裁判対応班を編成する。
- 2 職務及び組織

補佐機関の行うべき災害対策業務は、別紙1のとおりとし、補佐機関の組織は、最高裁判所長官が別に定める。ただし、補佐機関の班員以外の職員も災害対策業務に協力するものとする。

#### 第4章 大規模地震発生時の対応

大規模地震が発生した場合、各職員は、何らの指示や決定を待つことなく、直ちに以下の対応を取る。

##### 第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合

###### 1 補佐機関による初動対応

大規模地震発生後、直ちに、物的対応班は、保安全管理、初期消火等の初動対応を行い、情報担当班及び物的対応班は、避難の判断等に必要な被害情報を収集する。

###### 2 避難

###### 2-① 避難指示等がある場合（避難の判断等に必要な情報が収集でき、避難指示等が出せる場合）

###### (1) 被害情報及び避難の要否の伝達

最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）は、被害情報及び避難の要否を職員に伝達する。伝達は、原則として庁内放送により行うが、庁内放送が入らない法廷等は、裁判部の連絡職員が伝達する。

なお、庁内放送が利用できない場合は、内線電話を用いたり連絡職員が伝達したりする。

###### (2) 避難

職員は、避難指示に基づき、避難誘導担当者の指示のもと避難する。

ただし、事件に関する来庁者については対応している職員又は裁判対応班が避難誘導し、その他の来庁者については対応している職員が避難誘導

する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

2-② 避難指示がない場合（避難の判断等に必要な情報が収集できず避難指示等を出せない場合、又は避難指示等を伝達することができない場合）

職員は、避難指示がない場合であっても、被害状況（天井落下、大型備品の転倒や移動等）を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り、避難誘導担当者の指示のもと、まとまって避難する。

また、職員の避難状況を踏まえ、事件に関する来庁者については対応している職員又は裁判対応班が避難誘導し、その他の来庁者については対応している職員が避難誘導する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

3 避難後の対応

(1) 避難場所等における対応

人的対応班、物的対応班及び裁判対応班は、避難場所において、来庁者、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認、物資の配賦準備等を行い、物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ情報担当班に被害情報等を伝達する。情報担当班は、上記被害情報等を本部に伝達する。

(2) 庁舎等の使用

ア 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。

イ 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、他の裁判所の庁舎等を使用して同業務を行う。

なお、他の裁判所の庁舎等の使用を検討するに当たっては、以下の順序で検討する。

(ア) 東京高等裁判所の庁舎

(イ) 東京地方・家庭裁判所立川支部等の東京都内の裁判所、司法研修所

及び裁判所職員総合研修所のうち相当と考えられる庁舎

(7) 他の裁判所庁舎等

(3) その後の対応

ア 非常時優先業務の担当者

(7) 情報担当班は、来庁者、職員等の安否情報、庁舎の被害情報等を本部に伝達する。また、裁判対応班は、緊急に処理すべき裁判事務を把握して本部に伝達する。

(4) 本部は、当面の事務の処理に関する方針を検討するとともに、災害対策業務に関する必要な判断及び指示をする。

(7) 裁判対応班は、本部が検討した事務処理の方針を踏まえ、各裁判体と連絡を取り、緊急に処理すべき裁判事務を行う。また、その他の非常時優先業務の担当者は、自主的に又は本部の指示に基づき、非常時優先業務を行う。

イ 非常時優先業務の担当者以外の職員

一斉帰宅による混乱等を防止するため、本部の指示に基づき庁内待機又は帰宅する。職員は、帰宅する場合には、翌日以降の連絡先及び連絡方法を安否確認担当者に伝える。情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員に対し、連絡網等により、本部の指示を連絡する。

ウ 来庁者等への対応

人的対応班及び物的対応班は、来庁者等に対し、適切な待機場所を提供するとともに必要な物資等を配賦する。

## 第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合

勤務時間外（平日の勤務時間外並びに休日及び祝日をいう。）に大規模地震が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

### 1 初動対応

在庁の設備運転管理・保守委託会社従業員及び警備委託会社警備員（以下「在庁業者」という。）は、初期消火等の初動対応を行う。

## 2 避難

在庁の職員は、被害状況を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り各部署でまとまって避難する。経理局長等の指示がある場合には、その指示に従って避難する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

## 3 非常参集

大規模地震が発生したときの非常時参集要員を、次の(1)及び(2)とする。非常時参集要員が参集できない場合には、その代理者が非常参集する。

### (1) 最優先の参集要員

庁舎等の被害確認及び安全性確認、地域や裁判所の被害情報の収集及び伝達、外部機関への対応等の最優先で行うべき災害対策業務の担当者として指定された情報担当班及び物的対応班の班員（以下「最優先の参集要員」という。）は、夜間（日没後日の出前をいう。以下同じ。）であっても、本部の指示を待つことなく、直ちに最高裁判所に非常参集する。

### (2) 最優先の参集要員以外の非常時優先業務の担当者（ただし、勤務時間内に大規模地震が発生した場合にのみ生じる業務の担当者を除く。以下、この項において同じ。）

#### ア 本部長、副本部長及び本部員

本部長、副本部長及び本部員は、情報担当班が収集した情報等を踏まえ、当面の事務の処理に関する方針等を決めるため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間（日の出後日没前をいう。以下同じ。）に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、最高裁判所に非常参集する。

#### イ その他の非常時優先業務の担当者

その他の非常時優先業務の担当者は、災害対策業務及び継続業務を行うため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、最高裁判所に非常参集する。

ウ 最優先の参集要員以外の非常時参集要員は、最高裁判所が使用できない場合には、本部長から指示された裁判所等に非常参集する。

### (3) 非常参集免除事由

次のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)の参集を免除する。

ア 自己又は家族につき以下のいずれかの事情がある場合

(ア) 死亡し、負傷し、又はその安否が不明の場合

(イ) 危険が切迫している場合

イ 他の業務で遠隔地に出張中の場合

ウ 参集途中の火災等により参集が事実上不可能な場合若しくは生命・身体に著しい危険が予想される場合、又は救命活動に参加する必要が生じた場合

エ テレワークのための通信環境が確保されており、かつ、テレワークにより非常時優先業務を実施可能である場合

オ その他前各号に掲げる事由に類する場合

(4) 非常時参集要員及びその代理者は、大規模地震発生後、直ちに、参集の可否等について互いに連絡を取り合い、本部長に対し、連絡網等により、参集の可否等（非常参集免除事由に該当する場合はその旨）を連絡する。

## 4 避難（非常参集）後の対応

(1) 在庁業者及び在庁する補佐機関の班員は、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認等を行い、在庁の又は非常参集した物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ在庁の又は非常参集した情報担当班に被害情報等を伝達する。上記情報担当班は、本部に上記被害情報等を伝達

する。

- (2) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。
- (3) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等によりその旨連絡するとともに、本部から指示があるまで待機するよう指示する。

他の裁判所の庁舎等の使用について、第1節3(2)イのと通りの順序で検討し、同裁判所の庁舎等を使用して非常時優先業務を行う。本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等により、同業務を行う裁判所の庁舎等を連絡し、非常参集を指示する。

- (4) 在庁する非常時参集要員以外の職員は、非常時優先業務の遂行に協力するものとするが、その必要がない場合は、本部の指示があればそれに従い、指示がなければ各自の判断により庁内待機又は帰宅する。帰宅する場合には、帰宅する旨並びに翌日以降の連絡先及び連絡方法を在庁の補佐機関の班員若しくは非常参集した情報担当班に伝える。

## 5 安否情報の伝達等

帰宅した職員及び在庁しない職員は、事態が落ち着いた段階で、安否確認担当者に対し、連絡網等により、自己及び家族等の安否情報、住居の被害情報、出勤の可否、連絡先等を伝える。

情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員及び在庁しない職員に対し、本部の指示を、連絡網等により連絡する。

## 第5章 本部の廃止

本部長は、ライフライン、通信及びシステム、交通施設の復旧状況等に加え、政府の動向等の諸般の事情を踏まえ、通常体制への復帰が相当であると判断した

ときは、その決定により、本部を廃止する。

### 第3編 大規模地震以外の原因事象発生時の対応

- 1 最高裁判所長官は、千代田区に大規模地震以外の原因事象が発生した場合であつて、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じた対応を取る必要があると認める場合には、直ちに、本部を設置する。ただし、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、同事務総長、同事務次長又は同事務総局総務局長が、この順序で同長官に代理して本部を設置する。
- 2 本部長は、上記1に基づき本部が設置された場合、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じて取るべき対応の方針を定める。
- 3 職員は、上記2により定められた方針に基づき、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じた対応を取る。

### 第4編 平常時における準備、措置等

#### 第1章 人的態勢の整備等

##### 第1節 非常時優先業務の担当者及び代理者の指定

非常時優先業務について、次のとおり担当者及び代理者を指定する。担当者及び代理者を指定するに当たっては、一定時間以内に参集することができると見込まれる職員数を踏まえ、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数を勘案し、必要なローテーションを確保するものとする。

- 1 補佐機関の各班長は、別紙1の災害対策業務について、担当者及び代理者を指定する。
- 2 各部署において、継続業務について、担当者及び代理者を指定する。

## 第2節 非常時参集要員名簿の作成

補佐機関の各班長は、非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者の参集に要する時間を調査するとともに、その氏名、担当業務の内容、参集に要する時間等を記載した名簿（以下「非常時参集要員名簿」という。）を作成し、これに関する情報を適切に管理する。

## 第3節 非常時優先業務の担当者及び代理者の準備

- 1 非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者は、非常参集に備え、事前に徒歩による登庁ルートを確認するなどの必要な準備を行う。
- 2 非常時優先業務の担当者又は代理者に指定された者は、その所属する部署における優先再開業務の担当職員との間で、優先再開業務の再開のための連絡及び連携の態勢を確認するなどの必要な準備を行う。

## 第4節 非常時優先業務の担当者又は代理者の異動

非常時優先業務の担当者又は代理者が異動した場合には、速やかに新たな担当者又は代理者を指定する。この場合において、補佐機関の各班長は、新たに非常時優先業務の担当者又は代理者に指定された者の参集に要する時間を速やかに調査し、非常時参集要員名簿の必要な更新を行う。

## 第5節 平常時の準備

補佐機関の各班長は、その担当する災害対策業務が円滑に実施されるよう、必要な準備を行う。

各部署においては、その担当する継続業務及び優先再開業務が円滑に実施されるよう、必要な準備を行う。

## 第2章 庁舎及び執務室の環境整備

### 第1節 施設及び機器の整備の推進

非常時優先業務を実施するために必要となる施設及び機器の整備を推進する。

### 第2節 被害防止の措置

庁舎及び執務室等について、天井落下防止、書棚等転倒防止、什器・備品の集約化や固定化等の措置を進める。また、室内における物品の積上げを避けるなど、執務室の環境整備に努める。

### 第3節 待機場所等の確保

非常時優先業務の担当者、庁内待機をする職員、帰宅困難者や避難住民等への対応のために、想定される被災状況等を勘案しつつ、適切な待機場所、宿泊場所等を確保する。

待機場所、宿泊場所については、女性が安心・安全に利用できるよう男女別とするものとする。なお、待機場所、宿泊場所の検討に当たっては、女性職員や障害がある職員が参画するものとする。

## 第3章 ライフライン

### 第1節 電気

商用電源の供給が停止した場合、自動的に非常用自家発電機が起動する。

非常時優先業務の遂行のために、1週間分程度の非常用電源の燃料を確保するとともに、必要な乾電池等の備蓄を確保する。

### 第2節 水道

受水槽には約100トンの水が貯水されているが、受水槽等が破損した場合に備え、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度に相当するペットボトル飲料水の備蓄を確保する。

### 第3節 ガス

ガスの供給が停止した場合、ほとんどの場所で空調設備が作動せず、代替する設備はないため、防寒のための毛布等の備蓄を確保する。また、給湯設備の代替として、カセットコンロ等の備蓄を確保する。

## 第4章 通信及びシステム

### 第1節 通信

#### 1 電話

断線等により1週間程度使用不能になる可能性もあるため、携帯電話メール等による複線化を図り、非常時に備えた情報通信態勢を構築しておく。

#### 2 J・NET

最高裁判所及びデータセンタに設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する必要があるため、J・NET以外の方法でインターネットやメールを利用できる回線を確保し、冗長化を図る。

### 第2節 システム

最高裁判所及びデータセンタにサーバを置いて管理しているシステムについて、同サーバが損壊した場合には、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する必要があるため、システムを

利用しなくても業務を継続できる方法について検討する。

また、サーバ内の重要なデータについては、バックアップ等の措置を講じておく。

## 第5章 物資

### 第1節 食料、飲料水その他の生活物資

ライフライン等が被害を受けることに加え、一斉帰宅による混乱等の防止のために職員に庁内待機を指示することや、帰宅困難者や避難住民への対応等を考慮し、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度の生活物資を備蓄する。

物資の備蓄については、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて適切に行う必要があることから、その選定は、女性職員や障害がある職員の参画により行うものとする。

### 第2節 仮設トイレ等

下水道が被害を受けること等を考慮し、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度の簡易トイレを備蓄する。また、下水道の利用支障が長期にわたる事態を想定し、仮設トイレを整備する。

簡易トイレや仮設トイレの設置・運用に当たっては、利用者の精神的負担を軽減させるために、可能な限り男女別に利用できる環境を整備するとともに、障害者等への配慮を行う。

### 第3節 救助用資機材

職員や来庁者を救助すること等を想定し、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄する。

#### 第4節 保管場所

物資は、来庁者、職員等への配賦の便や、庁舎に入ることができない場合が生じうることを勘案し、適切な場所に保管する。

#### 第6章 外部への対応

関係機関等との間で、原因事象発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡態勢を整備する。

また、報道機関に対し、原因事象発生時における最高裁判所の事務処理の方針等を情報提供するため、連絡態勢を整備する。

### 第5編 教育及び訓練

#### 第1章 教育

##### 第1節 全職員への周知

原因事象発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、全職員に対して本計画及びその概要を配布するなどして、全職員への周知を図る。

##### 第2節 研修等

原因事象発生時において迅速かつ的確に非常時優先業務を遂行できるよう、非常時優先業務の担当者に対し、基礎知識を付与する教育や業務に関する研修等を行う。

##### 第3節 職員の啓発

原因事象発生時に備え、個人用品として必要となるもの（長時間歩くための

靴、体温調節が可能な衣服、持病の常備薬等)を各職員が準備しておくことを推奨する。

また、一斉帰宅による混乱等を避けるため、職員に庁内待機を指示することを踏まえ、職員に対し、家族等との安否連絡に関する複数の手段(通話やメールのほか、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル171等)を周知し、利用を促す。

## 第2章 訓練

原因事象発生時における業務継続力の向上を図るため、全職員を対象とする防災訓練を少なくとも年1回行う。

また、全職員を対象とする安否確認訓練や、非常時参集要員を対象とする非常参集訓練、非常時優先業務の担当者を対象とする業務遂行に関する訓練、本部の設置及び運営の訓練、発電機稼働訓練等を実施する。

幹部職員や管理職員は、これらの訓練に積極的に参加する。

## 第6編 和光市において原因事象が発生した場合の対応

### 第1章 和光市における原因事象発生時の体制

#### 第1節 基本方針

最高裁判所和光庁舎が所在する埼玉県和光市において業務の中断をもたらす可能性のある事象が発生し、裁判所職員総合研修所の首都直下地震等対応業務継続計画(以下「総研業務継続計画」という。)が発動したときは、厚生課は同計画に従う。

#### 第2節 平常時の業務の中止

総研業務継続計画が発動したときは、平常時において厚生課が行う業務（以下「厚生課業務」という。）は、いったん中止する。

### 第3節 災害対策業務の実施

総研業務継続計画が発動したときは、厚生課所属の職員は、同計画に基づく災害対策本部の指示に従い、同計画に定める災害対策業務を実施する。

### 第4節 経理局長への報告

最高裁判所事務総局経理局厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、通信が復旧した後、速やかに、経理局長に対し、所属の職員の安否情報、庁舎の被害情報等を報告する。

### 第5節 業務の段階的再開

- 1 厚生課長は、通信が復旧した後、経理局長の指示に従い、厚生課業務を段階的に再開する。
- 2 厚生課長は、通信が復旧するまでの間においても、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえ、予め定めた優先順位を前提に、再開可能な厚生課業務を段階的に再開することができる。

## 第2章 平常時における準備等

### 第1節 平常時における準備、措置

厚生課長は、最高裁判所和光庁舎において、第4編第2章から第6章までに定める準備等（ただし、報道機関にかかる連絡態勢の整備を除く。）と同等の準備等を、最高裁判所事務総局の関係局課及び裁判所職員総合研修所と連携して行う。

## 第2節 職員への周知

厚生課長は、原因事象発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、所属の職員に対して本計画及び総研業務継続計画を配布するなどして、職員への周知を図る。

## 第3節 訓練

厚生課長は、原因事象発生時における業務継続力の向上を図るため、所属の職員を対象とする防災訓練、安否確認訓練等を、裁判所職員総合研修所と連携して実施する。

## 第7編 本計画の見直し等

- 1 情報担当班長は、(1)各補佐機関や各部署における第4編の準備、措置の進捗状況、(2)第5編の教育及び訓練の実施状況及び結果、(3)政府における想定される災害や被害想定の見直し等の有無等について情報を集約した上、年に1回、本部の構成員となるべき者（ただし、最高裁判所長官を除く。）が出席する会議（議長は最高裁判所事務総長が務める。以下「本部メンバー会議」という。）において報告するとともに、本計画の見直しその他本計画の円滑な実施のためにとるべき措置に係る方針（以下「見直し等に係る方針」という。）の案を付議する。
- 2 最高裁判所事務総長及び同首席調査官は、本部メンバー会議における審議の結果を踏まえ、見直し等に係る方針を決定し、情報担当班長に指示する。
- 3 情報担当班長は、上記2の指示を各補佐機関や各部署に伝達するとともに、上記2の指示が的確に実施されるよう連絡調整を行う。

(別紙1)

災害対策業務一覧表

		発生直後の初動対応段階	緊急対応段階	業務再開に向けた段階
		発生直後から3時間程度	発生当日から1週間程度	発生後1週間から数か月程度
情報担当班	情報収集・伝達	来庁者、職員等の安否情報		
		庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害状況		
		地域(交通機関、道路、通信網、ライフライン等)の被害状況		
		二次災害の情報		
		他の裁判所の被害状況及び執務態勢		
		関係機関の被害状況及び執務態勢		
		公的機関や自治体の活動に関する情報		
	来庁者、職員等への災害情報の発信			
	外部対応	他の裁判所との連絡		
		関係機関への対応		
報道機関への対応				
一般の問合せ窓口の設置及び対応 裁判所の業務態勢、受付窓口等の広報				
		重要な司法行政上の意思決定に関する本部会の議事の記録の作成その他本部の庶務及び各班の連絡調整		
人的対応班	職員の避難誘導		職員の安否確認	
	要救助者の救助、負傷者の救護等			
	服務(庁内待機、帰宅、自宅待機等)に関する検討			
	帰宅困難者、避難者等の受入れ対応			
物的対応班	火気等の安全措置、機械設備の一時停止			
	初期消火活動、消防への通報			
	庁舎の保安及び警備			
	庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害確認、危険箇所の表示、撤去			
	庁舎の安全性確認			
	司法行政に関する重要なデータの保全			
	来庁者、職員等の待機場所の確保及び提供			
		庁舎、設備の応急的修繕 物資の配賦、支援の要請	庁舎、設備の修繕 物資の追加調達、支援の要請	
		宿舍の被害確認、修繕、仮宿舍の検討及び確保		
裁判対応班	事件に関する来庁者の避難誘導			
			事件関係者の安否確認	
	裁判記録、証拠物、事件関係データ等の保全			
			緊急に処理すべき事務の把握、裁判体への連絡等	
			事件関係者との連絡、調整等	
		受付窓口、事件関係者の問合せ窓口の設置及び対応		

(別紙2)

最高裁判所災害対策本部組織表

本部長等	○本部長：長官 ○副本部長：事務総長、首席調査官
本部員	○事務総局本部員：事務次長、総務局長、人事局長、経理局長、民事局長（兼行政局長）、刑事局長（兼最高裁判所図書館長）、家庭局長、秘書課長（兼広報課長）、デジタル審議官、審議官、事務総局参事官 ○裁判部本部員：上席調査官（民事、行政、刑事）、大法廷首席書記官、訟廷首席書記官

(注)

- 1 本部長に差し支えのあるときは、副本部長両名が共同で代理し（本部会の議長は、事務総長が務める。）、第2編第3章第1節2(3)に定める場合には、副本部長両名の協議により同(1)の方針決定等を行うことができる。  
副本部長両名は、本部長の差し支えが解消した後、直ちに本部長に方針決定等の内容について報告して本部長の承認を求めなければならない。
- 2 副本部長のうち、事務総長に差し支えのあるときは、事務総局本部員がこの表に記載の順序で代理し、首席調査官に差し支えのあるときは、裁判部本部員がこの表に記載の順序で代理する。
- 3 本部員に差し支えのあるときの代理については、長官が別に定める。

# 新型インフルエンザ等対応 業務継続計画（案）

平成28年6月 1日

改訂 令和 6年4月 1日

改訂 令和 6年7月24日

改訂 令和 7年1月29日

最高裁判所

# 目 次

第1	基本的な考え方	
1	目的	1
2	本計画の適用範囲	1
3	他の業務継続計画との関係	1
4	実施体制	2
(1)	平常時の体制	2
(2)	発生時の体制	2
(3)	対策本部等の廃止	2
第2	業務継続計画の前提となる被害状況等の想定	2
第3	発生時の業務体制等	
1	業務継続の基本方針	3
2	業務の分類	3
(1)	発生時継続業務	3
(2)	発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）	4
3	新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保	4
(1)	指揮・命令系統の確保	4
(2)	人員計画等の作成	4
(3)	特定接種体制の構築	4
4	業務継続計画の発動・運用	4
(1)	初動期	5
(2)	対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）	5
(3)	対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）	5
(4)	対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）	5
第4	業務継続のための執務環境の確保	
1	物資・サービスの確保	8
2	事業者への要請	8
3	食堂・売店等の営業	8
第5	感染対策の実施	8
第6	業務継続計画の維持・管理等	
1	関係機関との調整	8

2	教育・訓練	8
3	改善	8

## 第1 基本的な考え方

### 1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

本計画は、特措法第6条に基づき策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や内閣官房内閣感染症危機管理統括庁において作成された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）」（以下「政府のガイドライン」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に想定される被害状況等に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講ずることを目的として策定するものである。

### 2 本計画の適用範囲

本計画は、すべての裁判所を対象としている。各裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を含む。以下同じ。）においては、本計画を踏まえた上で、各裁判所の実情や地域の事情を反映した業務継続計画を適宜策定するものとする。

なお、各裁判所において業務継続計画を策定する際には、関係機関と十分な調整を行うものとする。

### 3 他の業務継続計画との関係

最高裁判所においては、首都直下地震を想定した「最高裁判所首都直下地震等対応業務継続計画」を策定しているところである。同計画と本計画とでは、非常時における制約のある状況において、継続すべき優先業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが、首都直下地震と新型

インフルエンザ等では、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いことから、本計画は、首都直下地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

#### 4 実施体制

##### (1) 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、事務局等において、関係機関とも連携を図り、情報収集に努める。また、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

##### (2) 発生時の体制

ア 最高裁判所においては、政府が新型インフルエンザ等対策本部（特措法第15条第1項。以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、裁判所としての対策を推進するため、対策本部（別紙1参照）が、何らの決定等を要することなく設置される。本部長は、対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。

上記の場合のほか、裁判所として本計画に基づく対策を推進する必要がある場合には、最高裁判所長官は、対策本部（別紙1参照）を設置する。対策本部が設置されたときは、本部長は、対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。

イ その他の各裁判所においても、上記アの各場合には、その対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、対策本部等を設置して、業務継続計画を発動する。

##### (3) 対策本部等の廃止

最高裁判所においては、本部長は、感染状況や政府の方針等を踏まえ、必要がなくなると認めるときは、決定により、対策本部を廃止する。その他の各裁判所においても、地域の感染状況等を踏まえ、必要がなくなると認めるときは、対策本部等を廃止する。

## 第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、政府のガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが考えられるとされている。

本計画は、上記のような被害状況等の想定を前提として策定するものであるが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しいことから、実際

には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

### 第3 発生時の業務体制等

#### 1 業務継続の基本方針

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命及び健康を保護しつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

具体的には、裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命及び健康を保護するために、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般継続業務」といい、強化・拡充業務と併せて「発生時継続業務」という。）を継続することとし、その他の業務（以下「発生時継続業務以外の業務」という。）は縮小又は中断する。そこで、裁判所の業務を、「発生時継続業務」（強化・拡充業務及び一般継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を付ける。

その上で、新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を適切に実施、継続できるよう、必要な人員、物資等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合には、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保する。

#### 2 業務の分類

##### (1) 発生時継続業務

###### ア 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の対策に関する業務であり、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するものである。

具体的には、利用者や職員の生命及び健康を保護するとともに、指揮・命令系統を維持して裁判所の最低限の機能を維持するために必要な以下の業務がこれに該当する。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務
- ・ 感染防止対策業務（庁舎管理等）
- ・ 人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
- ・ 国民に対する業務の状況の周知、利用者等からの問い合わせへの対応等

###### イ 一般継続業務

政府のガイドラインにおいては、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、国民生活、社会経済活動や国家の

基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものとされている。

裁判所においては、裁判所の最低限の機能を維持するために、緊急性が特に高い業務（別紙2参照）を一般継続業務とする。

なお、各裁判所においては、管内の支部や簡易裁判所の人員体制等を考慮し、令状事務等について、関係機関と調整の上、対応が可能な本庁又は支部に集約することも検討する。

## (2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

政府のガイドラインにおいては、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、業務の実施が遅れることにより国民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとされている。

裁判所においては、発生時継続業務以外の業務についても、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第1順位から第3順位まで付け（別紙2参照）、優先順位の低いものから縮小又は中断する。

## 3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保

### (1) 指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定機能を維持するため、各局部課等において以下の事項を検討する。

- ・ 権限者の感染に備えて、代行者等を指名する。
- ・ 権限者と代行者等が同時に感染しないよう、同時同場所の勤務を避ける。等

### (2) 人員計画等の作成

各裁判所において、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を確保するための人員計画を策定する。

当該計画は、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を算出した上で、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員等が生じることや通勤時や勤務時の感染機会を低減するための方策として、フレックスタイム制や早出遅出勤務を活用すること、状況に応じて自宅における勤務を行うことも考慮して策定する。

### (3) 特定接種体制の構築

各裁判所においては、特定接種の実施が必要となった場合に、速やかにこれを実施することができるように、特定接種体制を構築する。

## 4 業務継続計画の発動・運用

各裁判所は、政府が政府対策本部を設置した場合には、速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は、政府行動計画及び政府のガイドラインにおいて示された新型インフルエンザ等発生後の各時期（初動期及び対応期）におけ

る業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させることが重要である。しかし、発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。また、各裁判所の体制等の実情や地域の事情も異なることから、業務継続計画の運用については、各裁判所の実情等を踏まえて柔軟に行うことが必要である。

(1) 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階では、今後、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、各裁判所において、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し、縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関に周知するなどして、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

(2) 対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）

国内での新型インフルエンザ等の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。各裁判所は、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、各裁判所の実情等に応じて、発生時継続業務以外の業務のうち、優先順位の低い業務を縮小又は中断し、業務量を段階的に減らすことを検討し、特定の部署で欠勤者が多数となった場合には応援体制をとることも検討する。

(3) 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）

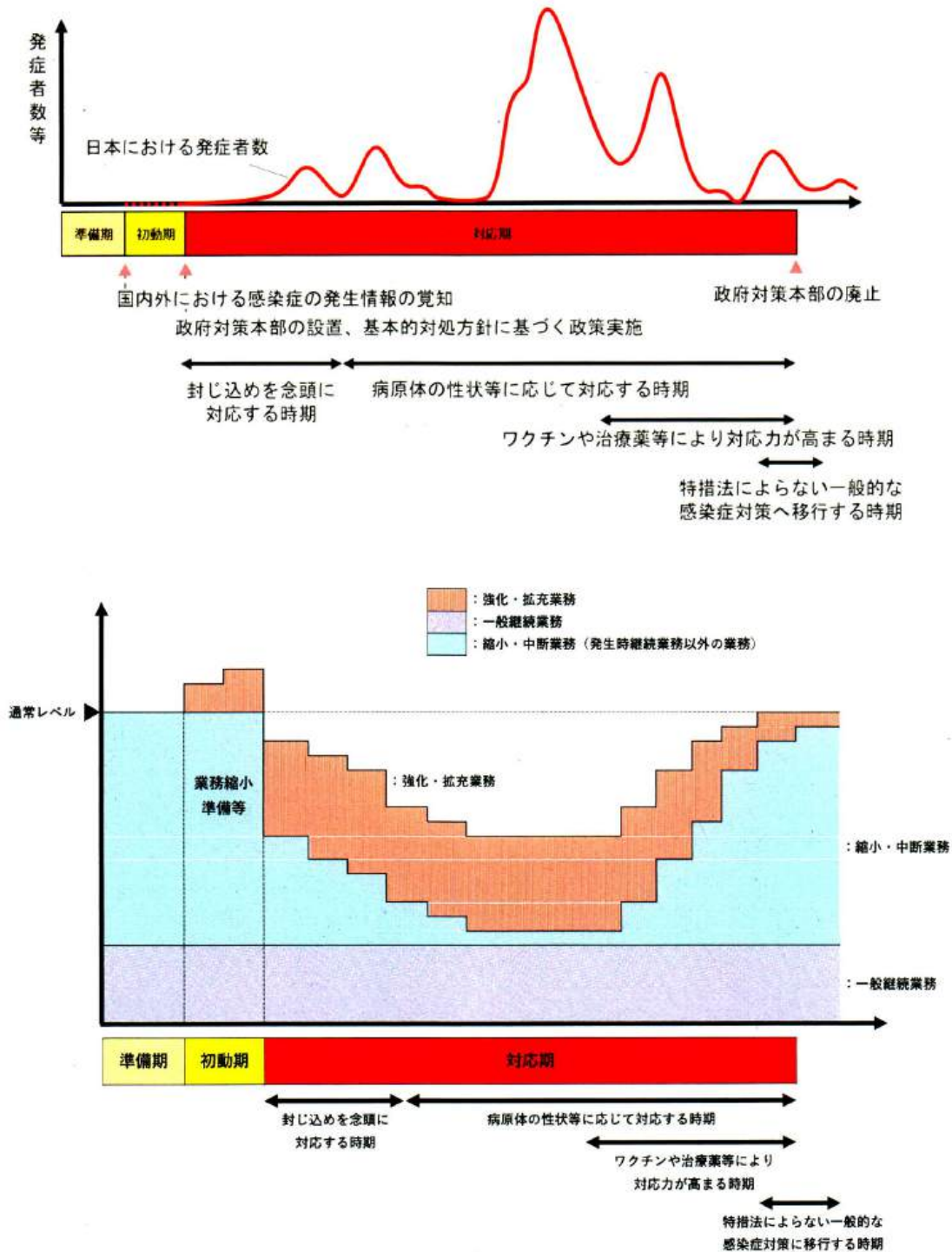
国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていくことが求められる。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、各裁判所は、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

(4) 対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク

評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされる。各裁判所においては、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。通常業務体制への移行については、地域における感染状況等を踏まえ、各裁判所が柔軟に判断する。

○ 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



※ ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

#### 第4 業務継続のための執務環境の確保

##### 1 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄する。

##### 2 事業者への要請

上記1の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し、業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には、代替策を検討する。

##### 3 食堂・売店等の営業

各裁判所の庁舎内で営業する食堂や売店等については、当該地域における新型インフルエンザ等の感染状況、食堂等の利用状況、周辺の施設の状況等を考慮した上で、営業を継続するか否かを検討する。

#### 第5 感染対策の実施

発生時継続業務を適切に実施、継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知するとともに、政府のガイドライン（別紙3参照）等を参照の上、感染対策を実施する。

#### 第6 業務継続計画の維持・管理等

##### 1 関係機関との調整

業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関との調整を十分に行う。

##### 2 教育・訓練

業務継続計画の実効性を高めるため、職員に対し、平常時から同計画の周知に努め、業務継続等の重要性を認識させる。特に強化・拡充業務に従事する職員に対しては、研修、訓練等を通じて必要な知識等を習得させる。

##### 3 改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の見直しを行う。

(別紙1)

最高裁判所新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	長官
副本部長	事務総長
	首席調査官
本部員	(事務総局本部員)
	事務次長
	総務局長
	人事局長
	経理局長
	民事局長(兼行政局長)
	刑事局長
	家庭局長
	秘書課長(兼広報課長)
	デジタル審議官
	審議官
	事務総局参事官
	(裁判部本部員)
	上席調査官(民事、行政、刑事)
	大法廷首席書記官
	訟廷首席書記官
オブザーバー	司法研修所事務局長
	裁判所職員総合研修所事務局長
	最高裁判所図書館長

(別紙2)

## 業 務 の 分 類

	民事	刑事	家事	少年	司法行政
発生 一時 一般 継続 業務 の うち	・文書の受付に関する事務				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)</li> <li>・DV事件に関する事務</li> <li>・人身保護に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務</li> <li>・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令状に関する事務</li> <li>・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観護措置(令状に関する事務を含む。)に関する事務</li> <li>・少年審判(観護措置がとられている事件)に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)</li> </ul>
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
発生 時 継続 業務 以外 の 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に関する事務(上記以外のもの)</li> <li>・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの)</li> <li>・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務</li> <li>・略式手続に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に関する事務(上記以外のもの)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務</li> <li>・給与事務</li> </ul>
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
第2 順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事訴訟に関する事務</li> <li>・督促手続に関する事務</li> <li>・民事調停に関する事務</li> <li>・執行に関する事務(上記以外のもの)</li> <li>・倒産に関する事務(上記以外のもの)</li> <li>・その他の民事事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務</li> <li>・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務</li> <li>・その他の刑事事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事審判に関する事務</li> <li>・家事調停に関する事務</li> <li>・人事訴訟に関する事務</li> <li>・その他の家事事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年審判(観護措置がとられていない事件)に関する事務</li> <li>・その他の少年事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務</li> <li>・検察審査会に関する事務</li> </ul>
第3 順位					<ul style="list-style-type: none"> <li>上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務</li> </ul>

※「令状」には「一時保護状」を含む。

(別紙3)

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）【抜粋】

## 6. 感染対策の検討・実施

- 各府省等は、新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時から開始するものを含め、実施する感染対策を定める。

### (1) 平時における感染対策の検討

- ① 職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討する。
  - a 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。
  - b 多数の者と接触する機会のある各府省等においては、特に感染対策を充実させる必要がある。訪問者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請することを検討する。
- ② 感染対策の実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者がいる場合を想定し、以下のような対応措置を立案する。
  - a 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を決める。
  - b 個人防護具や消毒薬等を備蓄する。

### (2) 発生時における感染対策

- 以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等<sup>1</sup>を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

#### ア) 一般的な留意事項

- 職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
  - ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
  - ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
  - ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

<sup>1</sup> 参考1：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html))

参考2：内閣感染症危機管理統括庁、「事業者の皆さまへ」(<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>)

イ) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う<sup>2</sup>。
    - a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
    - b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
  - ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。
    - a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
    - b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
    - c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。
- ※上記①および②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

ウ) 職員の健康状態の確認等

- 各府省等は、欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

エ) 庁舎内で職員が発症した場合の対処

<sup>2</sup> 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保持続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各府省等は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を含む）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

（職員の同居者等が発症した場合の対処）

- ③ 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ④ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。各府省等は、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ⑤ また、特に保護者・介護者である職員については、子どもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

### （３）海外勤務する職員等への対応

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、各府省等は、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期

することも含めて検討する。

- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討することが望ましい。

#### **（参考）特定接種**

- 特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。
- ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集  
に掲載されている裁判例における記載の違いについて  
(報告書案)

令和7年●月

最高裁判所事務総局

## 目次

(はじめに)	1
第1 調査・検証の経緯等	2
1 端緒	2
2 調査の開始と有識者委員会合の開催	2
3 有識者委員会合の開催状況	2
第2 調査の内容	4
1 調査の必要性	4
2 調査の方針・手法	4
第3 調査の結果	6
1 予備調査	6
2 サンプル調査	6
3 大法廷判決等全件調査	7
4 補充調査	15
5 原因分析のための前提調査	15
第4 調査結果の分析	17
1 相違内容の分析	17
2 相違の生じた原因の分析	17
3 総括	18
(おわりに)	20

## (はじめに)

最高裁判所は、判例として公表に値する判断を含む裁判を明らかにし、下級裁判所の執務の参考とするため、昭和23年頃から最高裁判所民事・刑事判例集（以下「判例集」という。）を刊行している。また、判例情報への国民の迅速かつ容易なアクセスを可能にするため、平成9年から裁判所ウェブサイトにおいて、言い渡された最高裁判決の掲載を行ってきた。

本報告書は、複数の最高裁判所の大法廷判決の判決書について、原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集における記載に相違があることが判明したことに端を発し、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員の意見をうかがいながら行った調査・分析の結果を報告するものである。

有識者委員会合は、令和3年11月から令和7年6月までの間に、合計6回にわたり開催し、有識者委員からは、最高裁が行う調査の内容や方法、調査結果に基づく評価、今後の方策などについて様々な観点から客観的な意見をいただいた。

本報告書は、第6回の有識者委員会合において了承されたものである。

## 第1 調査・検証の経緯等

---

### 1 端緒

報道機関から、昭和23年から平成9年までに言い渡された最高裁判所の大法廷判決14件について、裁判所ウェブサイトの記載と判例集の記載に相違がある箇所がある旨の指摘を受けた。これを受けてこれらの判決について調査を行った結果、判決書原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集における記載に相違がある所が相当数あることが判明した<sup>1</sup>。

### 2 調査の開始と有識者委員会合の開催

上記指摘を受けた段階では、このような相違が生じた原因について、いずれも判決の言渡し後時間が経過していることから明らかではなく、ウェブサイトや判例集に登載しているその他の判決書や決定書についても、その記載と、判決書や決定書の原本（以下、これらを総称して「判決書原本」ということとする。）の記載との間に違いがないとはいえない状況であった。

これは、裁判所ウェブサイトや判例集についての信頼を損ないかねない事態であると考えられたことから、判決書原本の記載との相違の有無及び原因の調査を行うこととした。そして、この調査の適正さを担保するため、外部の有識者から意見を聴取すべく、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合（以下「有識者委員会合」という。）を開催することとした。

### 3 有識者委員会合の開催状況

有識者委員の構成員及び会合の開催日程等は、以下のとおりである。

#### (1) 構成員

梶木 壽 氏 弁護士、元広島高検検事長、元防衛省防衛監察監  
谷 真人 氏 弁護士（※ 第1回会合のみ）  
神田 安積 氏 弁護士（※ 第2回会合以降）  
高橋 滋 氏 法政大学教授

#### (2) 開催日程等

令和3年11月29日 第1回会合  
令和4年 9月16日 第2回会合

---

<sup>1</sup> 記載違いが判明した14件の大法廷判決は別紙1のとおりであり、相違一覧については、裁判所ウェブサイトを参照されたい。上記の裁判例については、令和3年10月21日、判明している箇所につき修正を施した上で公開済みである。

令和5年10月24日 第3回会合

令和6年 9月10日 第4回会合

令和7年 5月20日 第5回会合

令和7年 6月17日 第6回会合

(3) 議事要旨・資料

各会合の議事要旨及び資料については、裁判所ウェブサイト ([https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryu/siryo/hanrei-kaigou/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/siryo/hanrei-kaigou/index.html))  
において公開している。

## 第2 調査の内容

---

### 1 調査の必要性

上記のとおり、報道機関から指摘を受けた14件の判決について、指摘箇所を確認したところ、判決書原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集における記載との間に、指摘された以外にも相当数の相違があることが判明した。

一方で、上記の各判決は、いずれも言渡し後時間が経過しているため、相違が生じた原因は明らかではなく、上記の各判決以外の判決等についても、裁判所ウェブサイト及び判例集上の記載と判決書原本の記載との間に違いがないとはいえない状況であった。

このような状況から、これらの相違について、どの程度の量があり、その内容・程度はどのようなものであるかや、相違が生じた原因について更に調査をする必要があると考えられた。そして、調査の適正さを担保する観点から、外部の有識者の意見を踏まえて、裁判所として行うべき調査の内容等を検討していくこととした。

### 2 調査の方針・手法

#### (1) 相違に関する調査

一連の調査検討は、次の作業の段階を経ながら概ね令和3年10月から同7年4月まで行った。

ア まず、報道機関から指摘を受けた14件の判決については、指摘された箇所以外の部分についても違いが含まれている可能性があったことから、有識者委員会合第1回までの間に上記14件の判決のうち10件につき、全文について改めて記載の相違を確認し直す作業を行った<sup>2</sup>（以下、同調査を「予備調査」という。）。

イ 次に、予備調査の結果や有識者委員会合第1回における議論も参考にして、昭和23年から平成29年までの70年間について、各年1件ずつ計70件の判決をサンプルとして抽出して記載の相違を確認し、明らかになった相違箇所についてその内容程度を分類して評価するなどの作業を行った（以下、同調査を「サンプル調査」という。）。

ウ サンプル調査において確認された相違内容、相違出現頻度、ウェブサイト掲載の事務フローと判例集の刊行の事務フローの違いによる相違

---

<sup>2</sup> なお、残りの4件についても後日全文について調査し直している。

発生の可能性の高低、利用者（国民全体）のアクセスの容易性、調査に当たる裁判所の態勢などを総合的に考慮し、裁判所ウェブサイトに掲載されている平成28年中までの全ての大法廷判決・決定（855件（民事255件、刑事600件））を対象<sup>3</sup>として、判決書原本との記載の相違を確認し、分類評価することとした（以下、同調査を「大法廷判決等全件調査」という。）。

エ なお、大法廷等全件調査については、上記のとおり、裁判所ウェブサイトを対象とするもので、判例集は対象としていない。他方、予備調査及びサンプル調査については、判例集も対象としていたが、その相違の分析の仕方が大法廷判決等全件調査のそれとは必ずしも同一ではなかった。そこで、予備調査及びサンプル調査の対象となった大法廷判決・決定のうち、判例集と対照したものについては、別途、大法廷判決等全件調査と同じ手法で分類し直すこととして、その結果を分析評価することとした（以下、同調査を「補充調査」という。）。

## (2) 原因に関する調査

相違に関する調査と並行して、相違が生じた原因についての調査、すなわち裁判所ウェブサイトへの掲載フローや判例集への刊行フローについての調査も行うこととした。

---

<sup>3</sup> この調査の対象の判決・決定には、予備調査及びサンプル調査の対象となった大法廷判決・決定も含まれている。

## 第3 調査の結果

---

### 1 予備調査

#### (1) 調査の工程・方法

予備調査においては、まず初めに、対照をする元となる判決書原本又はその謄本を入手した。一部は最高裁判所に保管されているものもあるが、古いものについては、検察庁や国立公文書館から取り寄せた。

また、対照作業をするに当たっては、原本の保護の観点から、原本そのものを利用するのではなく、コピーを取って行うこととした。コピーを取るに際しては、1枚1枚手作業で行ったが、特に古い判決書原本等は、紙質や製本の状況に鑑み、特に慎重な取扱いが必要であった。

上記の作業を経て、裁判所の職員が、実際の判決書原本又はその謄本と対象の判例集やウェブサイトの記載を一字一字確認し、その作業を各裁判例について2回行う、いわゆるダブルチェックを実施した。

#### (2) 調査の結果

予備調査の結果、最も多い違いの類型としては漢字の字体が異なるというものであり、これが全体の大部分を占めること、次に単純な脱字が20件ほどあり、次いで誤字が13件ほどあったこと、「署名押印することができない。」といったフレーズが丸ごとなくなっている脱字が上記のほか7件あったことが判明した<sup>4</sup>。

### 2 サンプル調査

#### (1) 調査の工程・方法

上記のとおり、サンプル調査として、昭和23年から平成29年までの70年間について、各年1件ずつ判決を抽出することとし、実務上も法理論上も重要度の高い判例が掲載された裁判集<sup>5</sup>に掲載されたもののうち、大法廷判決・決定を優先し、対象年に大法廷判決・決定がない場合には小法廷判決・決定から選択し、民事事件と刑事事件の比率が1対1となるよう対象判例を選択した。抽出した70件については、判例集のみ調査したものが20件、ウェブサイトのみ調査したものが20件、両方調査したものが30件であり、年代が偏ることのないように配分した。

<sup>4</sup> 裁判所ウェブサイト上 ([https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/hanrei/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hanrei/index.html)) に、予備調査による相違の具体的内容及び正誤表の一覧を掲載し、同ウェブサイト上に掲載している判例については、令和3年10月21日に修正の上公開した。

<sup>5</sup> 株式会社有斐閣が発行する「憲法判例百選Ⅰ（第7版）」、「憲法判例百選Ⅱ（第7版）」、「民法判例百選Ⅰ」（第8版）、「民法判例百選Ⅲ（第2版）」、「刑法判例百選Ⅰ（第8版）」及び「刑法判例百選Ⅱ（第8版）」

そして、予備調査の際と同様、対照をする元となる判決書原本又はその謄本を入手し、対照作業のためコピーを取った上で、裁判所の職員が、実際の判決書原本又はその謄本と対象の判例集やウェブサイトの記載を一字一字確認し、その作業を各裁判例について担当する職員を替えて2回行う、いわゆるダブルチェックを実施した。

なお、調査の対象から、相違の内容が異字体であるものについて除外した。

## (2) 調査の結果

相違の内容としては、誤字を含む文字の変更が最も多く、これに続いて、文字の脱落や、「・・・」(リーダ)の数や種類の相違などがあり、これらが相違の半分以上を占めた。そのほか、句読点の脱字、加入、変更も発見された。

他方、フレーズや単語単位での相違について、加入は見られず、脱落は少数見られたが、行単位での脱落などは確認できなかった。

また、フレーズや単語単位の脱落は昭和23年から昭和56年までの比較的古い時代にのみ見つかっており、判例集は平成7年まで、ウェブサイトは平成18年までのものに相違が見られたが、平成19年以降の判決等には相違が見られなかった<sup>6</sup>。

## 3 大法院判決等全件調査

### (1) 調査の工程・方法

サンプル調査において確認された相違内容、相違出現頻度、下記のとおり裁判所ウェブサイト掲載の事務フローと判例集の刊行の事務フローの違いによる相違発生の可能性の高低、利用者(国民全体)のアクセスの容易性、調査に当たる裁判所の態勢などを総合的に考慮し、この調査においては、裁判所ウェブサイトに掲載されている平成28年12月までの全ての大法院判決・決定(855件(民事255件、刑事600件)、延べ7379ページ<sup>7</sup>)を優先的に調査することとした。

また、作業の合理化効率化のため、デジタル技術を活用できるかについても検討した。しかしながら、対照作業の前提として、判決書原本をスキャニングして文字データ化する作業(OCR)が必須であるところ、OCRの精度に問題があることが明らかとなった。すなわち、民間の業者の協力を得て実際にOCRを行ったものの、手書きの判決書についてはほと

<sup>6</sup> 前掲の裁判所ウェブサイト上に、サンプル調査による相違の具体的内容及び正誤表の一覧を掲載し、同ウェブサイト上に掲載している判例等については、令和4年5月30日までに修正の上公開した。

<sup>7</sup> 裁判所ウェブサイトに掲載されたページ数で換算した。

んど読み取ることができず、平成12年頃までの縦書きの判決書についても一応読み取れるもののその精度は高くなかった。また、横書きの判決書はデジタル技術の活用になじみやすいと考えられたが、横書きの書式になった平成13年以降の判決等については、サンプル調査の結果によってもそれほど相違がなく、費用をかけてデジタル技術を導入することは費用対効果の観点から問題があると考えられた。そのため、この調査に当たっては、予備調査及びサンプル調査時と同様、デジタル技術を活用して調査を行うこととはせず、裁判所職員による手作業により行うこととした<sup>8</sup>。

そして、予備調査及びサンプル調査と同様、対象となる判決書原本又はその謄本を入手し、対照作業のためコピーを取った上で、裁判所の職員が、判決書原本又はその謄本と裁判所ウェブサイトの記載を一字一字確認した。

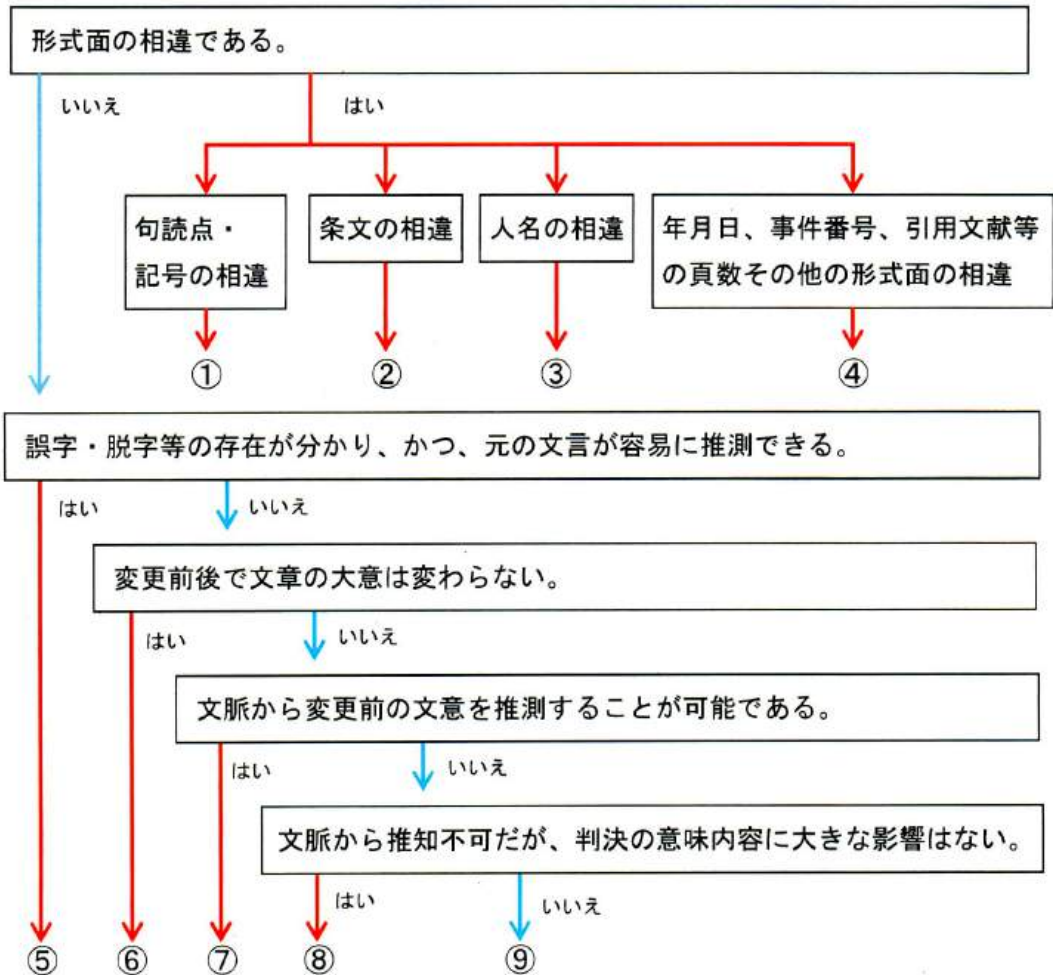
上記の照合の結果、発見された相違については、【図1】の分類フローに従って相違の分類を行った。

---

<sup>8</sup> 作業に関与した裁判所職員は延べ約140名であるが、このほかに刑事事件の判決書原本の入手に法務省、検察庁関係者の多大な協力を得た。この調査のための判決書原本の検索・コピーの作成、対照及び結果の整理等に約3年間を要した。

【図1】分類フロー

(分類フロー)



(相違種別)

- ① 句読点・記号の相違
- ② 条文の相違
- ③ 人名の相違
- ④ 年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違
- ⑤ 明らかな誤字・脱字など明白な誤り
- ⑥ ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違
- ⑦ 文脈から推知可能な相違
- ⑧ 文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違
- ⑨ 文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違

(2) 調査の結果

ア 相違発生頻度

大法廷判決等全件調査の対象とした855件の判決等のうち、1つでも相違が見つかった裁判例は【表1】のとおり、537件(63%)であった。

【表1】相違発生頻度

	何らかの相違あり	相違なし	調査数
民事	148	107	255
刑事	389	211	600
合計	537	318	855
割合	63%	37%	

イ 相違数、相違種別<sup>9</sup>

この調査により、判明した相違数の合計は延べ2567箇所であり、その内訳は【表2】のとおりである。

相違種別ごとの割合については、【図2】のとおり、判明した相違の⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」が約51%、①「句読点・記号の相違」が約26%。これらに形式面の相違(②「条文の相違」(約1.5%)、③「人名の相違」(約3.5%)及び④「年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違」(約4%))を加えると約86%に上った。なお、民事事件と刑事事件のいずれについても、相違内訳の傾向はほぼ一致している。

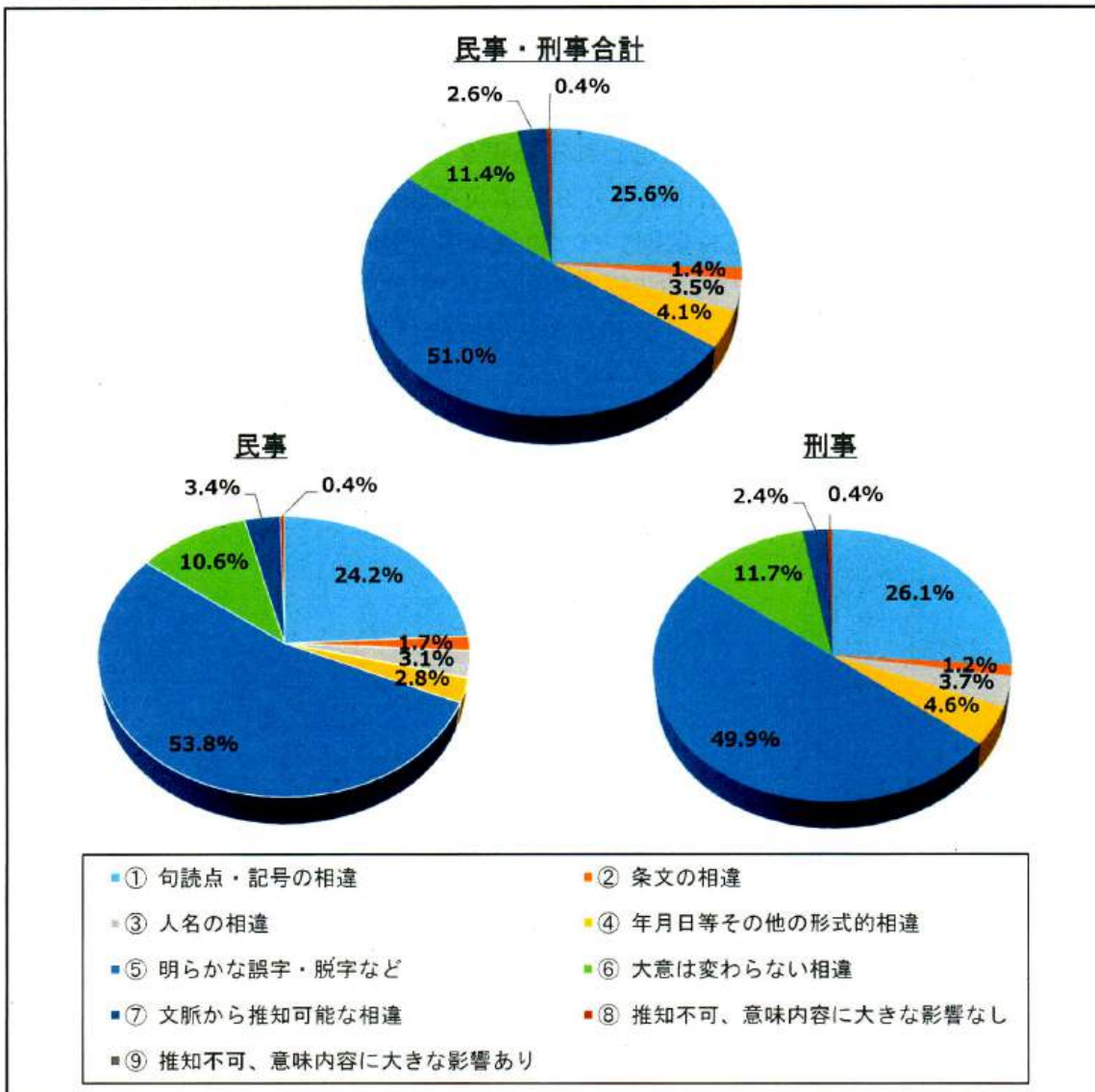
⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」は約11%、⑦「文脈から推知可能な相違」は約3%、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」は約1%であり、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。

<sup>9</sup> 相違の具体的な例は、別紙2のとおりである。⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」の類型については、当てはまる例を全て記載した。また、相違については、裁判所ウェブサイト上の各判決等のページの末尾(全文PDFが掲載されている箇所)に、相違箇所を記載したファイルをそれぞれ添付する方法で掲載している。

【表 2】相違数、相違種別

相違数	民事	刑事	合計	割合
①句読点・記号の相違	173	484	657	25.6%
②条文の相違	12	23	35	1.4%
③人名の相違	22	68	90	3.5%
④年月日等その他の形式的相違	20	85	105	4.1%
⑤明らかな誤字・脱字など	385	925	1310	51.0%
⑥大意は変わらない相違	76	216	292	11.4%
⑦文脈から推知可能な相違	24	44	68	2.6%
⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし	3	8	11	0.4%
⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり	0	0	0	0.0%
合計	715	1853	2568	100.0%

【図 2】相違種別ごとの割合



#### ウ 年代別

民事、刑事の分野ごとに、年代別で相違を分析した結果は【表3】、【表4】、【図3】及び【図4】のとおりである。

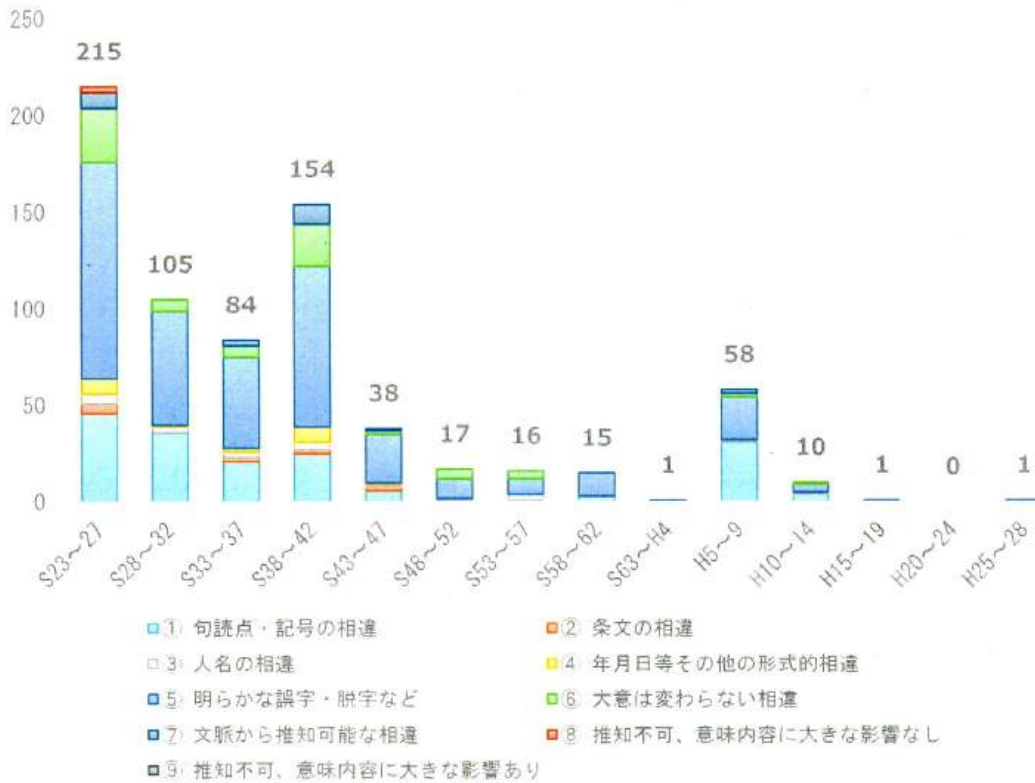
両分野とも、昭和23年から同27年の最も古い年代（刑事事件では昭和23年から同24年の判決に手書き判決が見られる年代）における相違が顕著に多い。民事事件は、上記期間における相違が全体の約30%であり、これを含めた昭和23年から昭和42年までの期間における相違が約79%を占める。刑事事件でも、最も古い年代である昭和23年から昭和27年までの期間における相違が全体の約53%、これを含めた昭和23年から昭和42年までの期間における相違が約91%を占める。

昭和43年以降の時期における相違はそれ以前と比較して格段に少なく、その内容も明らかな誤記等が中心である。特に、横書き判決となった平成13年以降は、刑事分野では人名の明らかな誤記1件を除き相違は発見されず、民事分野でも、判決の意味を理解しやすくする又はより正確にするためと思われる修正2箇所（「農地法（以下「法」）→「農地法（平成12年法律第143号による改正前のもの。以下「法」）、「同条4項。農地法施行規則」→「同条4項。平成12年農林水産省令第5号による改正前の農地法施行規則」（いずれも最高裁平成8年（オ）第232号同13年3月28日大法廷判決）のほか、明らかな誤字・脱字が2箇所発見されたのみである。また、刑事分野においては、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」は、昭和49年以降発見されていない。

【表3】民事年代別

	S23 ~27	S28 ~32	S33 ~37	S38 ~42	S43 ~47	S48 ~52	S53 ~57	S58 ~62	S63 ~H4	H5 ~9	H10 ~14	H15 ~19	H20 ~24	H25 ~28	合計
①句読点・記号の相違	46	36	21	25	6	1	0	3	0	31	4	0	0	0	173
②条文の相違	5	0	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12
③人名の相違	5	3	3	4	1	1	3	0	0	1	1	0	0	0	22
④年月日等その他の形式的相違	8	1	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
⑤明らかな誤字・脱字など	112	59	47	83	25	10	8	12	1	22	4	1	0	1	385
⑥大意は変わらない相違	28	6	6	22	2	5	4	0	0	2	1	0	0	0	76
⑦文脈から推知可能な相違	8	0	3	10	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	24
⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(合計)	215	105	84	154	38	17	16	15	1	58	10	1	0	1	715
(割合)	30%	15%	12%	22%	5%	2%	2%	2%	0%	8%	1%	0%	0%	0%	100%

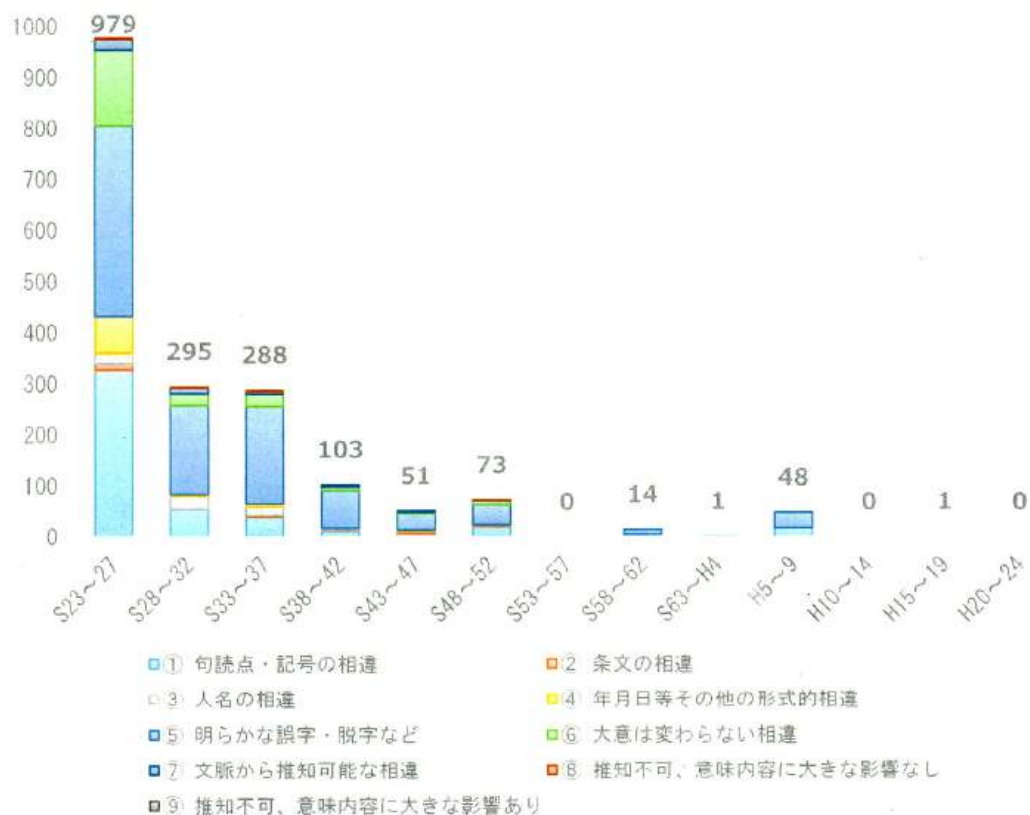
【図3】民事年代別（グラフ）



【表4】刑事年代別

	S23 ~27	S28 ~32	S33 ~37	S38 ~42	S43 ~47	S48 ~52	S53 ~57	S58 ~62	S63 ~H4	H5 ~9	H10 ~14	H15 ~19	H20 ~24	合計
①句読点・記号の相違	328	54	40	12	6	21	0	5	1	17	0	0	0	484
②条文の相違	13	0	2	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	23
③人名の相違	20	26	17	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	68
④年月日等その他の形式的相違	72	4	6	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	85
⑤明らかな誤字・脱字など	373	175	191	74	33	39	0	9	0	31	0	0	0	925
⑥大意は変わらない相違	149	23	25	8	3	8	0	0	0	0	0	0	0	216
⑦文脈から推知可能な相違	21	11	5	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	44
⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし	3	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8
⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(合計)	979	295	288	103	51	73	0	14	1	48	0	1	0	1853
(割合)	53%	16%	16%	6%	3%	4%	0%	1%	0%	3%	0%	0%	0%	100%

【図4】刑事年代別（グラフ）



## 4 補充調査

### (1) 調査の工程・方法

大法廷判決等全件調査においては、上記のとおり分類フローに従って相違の分類を行ったところ、これは予備調査及びサンプル調査の相違の分類とはやや異なっている。

そこで、予備調査の対象となった大法廷判決及びサンプル調査の対象となった大法廷判決・決定のうち、判例集と対照したものについては、改めて大法廷判決等全件調査における分類フローに従った相違の分類をし直した。

### (2) 調査の結果<sup>10</sup>

補充調査の結果は、大法廷判決等全件調査の傾向と大きな相違はなく、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」や①「句読点・記号の相違」が占める割合が多く、⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」や⑦「文脈から推知可能な相違」、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」も少数ながらあったものの、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。

また、年代別で見ると、昭和55年以降は、①「句読点・記号の相違」が2件、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」が1件、⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」が1件見つかった以外は相違が発見されなかった。

## 5 原因分析のための前提調査

### (1) 調査の工程・方法

相違が生じた原因を分析するための前提として、判決書の体裁とその推移、裁判所ウェブサイトや判例集への掲載・刊行の経緯及び同事務フローについても調査を行った。

調査に当たっては、客観的な資料が見当たらなかったことから、各事務フローに関与したことがある裁判所の職員延べ28名を対象にヒアリングを実施した。

### (2) 調査の結果

#### ア 判決書原本の体裁について

裁判所の判決書原本の体裁について、昭和23年頃には縦書き、かつ手書きで作成されていたことが判明しており、その後、昭和30年頃には、縦書き、かつタイプライター等の活字により作成されるようになって

<sup>10</sup> なお、補充調査における相違の具体的内容及び正誤表についても、前掲の裁判所ウェブサイト上に一覧を掲載している。

た。

平成13年1月頃からは、現在と同様の横書き、かつ活字で作成されるようになった。

#### イ 裁判所ウェブサイトについて

客観的な資料は残っていないものの、ヒアリングの結果によれば、裁判所ウェブサイトの運用状況及びその際の事務フローは次のようなものであったと推測される。

裁判所ウェブサイトは、平成9年5月に開設され、当時の最新の最高裁判所判例・決定について最大100件を公開するようになった<sup>11</sup>。その後、平成13年6月からは、判例集登載の裁判例も公開するようになった。平成18年3月には、裁判所ウェブサイトのシステム改修を行い、同改修以後の裁判集<sup>12</sup>登載の裁判例も公開するようになった。平成22年4月からは、裁判所ウェブサイトにおいて、平成18年2月以前の裁判集登載裁判例（約2万件）を新たに追加した。

裁判所ウェブサイトには判決等を掲載するに際しては、判決書原本の写しを利用して仮名処理等をしたデータを作成する必要があるため、平成11年3月以前の判決等のデータについては、ある時期にまとめて外部の業者に委託して作成した。一方、同年4月以降の判決等のデータについては、最高裁内において作成した。

#### ウ 判例集について

昭和23年頃、下級裁判所における執務の参考とするため、最高裁判所における判決等を掲載した判例集を刊行することとしたものであるが、客観的な資料等が残っていなかったため、古い年代の具体的な事務フローは明らかにならなかった。

なお、現在の事務フローは次のとおりである。まず、最高裁において判例集に登載する判例等を選別した上、判決等原本の写しを利用して仮名処理や下線を付す等の処理をしたデータを作成する。その上で、初稿、再校、三校、最終稿と4回の対照作業を行い、その後、正式に判例集として刊行されている。

<sup>11</sup> 平成18年3月以前は、100件の掲載件数の上限が設定されており、古いものは都度削除されていたものと推察される。

<sup>12</sup> 裁判集は、最高裁判所の判決のうち、重要なものを掲載した裁判例集であり、民事と刑事がそれぞれ作成されている。民事は昭和22年9月分から登載され、刑事は昭和22年11月分から登載されている。当初は、最高裁判所で言い渡された裁判全てを登載していたが、事件数が膨大であること及び参考価値の見直しの結果、民事については昭和27年1月分以降から、刑事については昭和26年12月分以降から、重要な裁判だけを登載することとされた。

## 第4 調査結果の分析

---

### 1 相違内容の分析

大法廷判決等全件調査の結果、裁判所ウェブサイトに掲載された大法廷判決等に関しては、多数の相違が発見されたものの、形式的な相違が大多数であり、判決等の内容を国民に周知する際に最も問題がある⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。相違は、古い年代の判決等に集中し、特に平成13年以降の判決等について見ると、民事分野において、判決の意味を理解しやすくする又はより正確にするためと思われる修正2箇所（「農地法（以下「法」）→「農地法（平成12年法律第143号による改正前のもの。以下「法」）、「同条4項。農地法施行規則」→「同条4項。平成12年農林水産省令第5号による改正前の農地法施行規則」（いずれも最高裁平成8年（オ）第232号同13年3月28日大法廷判決）を除き、明らかな誤字・脱字など明白な誤りが2箇所発見された以外に相違はなく、刑事分野においては、人名の相違1件を除き相違が発見されていないなど、実質的な相違はほとんど見当たらなかった。

また、補充調査の結果についても、大法廷判決等全件調査と同様、相当数の相違が発見されたものの、やはり相違は古い年代の判決等に集中し、実質的な相違は昭和63年のものをもって最後となっている。相違の内容についても、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」があるとは認められなかった。このことから、判例集については、そのサンプル数が少ないものの、相違の傾向は裁判所ウェブサイトと同様であることがうかがわれる。

### 2 相違の生じた原因の分析

- (1) まず裁判所ウェブサイトについて見る。裁判所ウェブサイトには裁判例を公開するに際しては、上記のとおり、平成11年3月以前の判決等のデータは外部の業者に委託して作成しており、そのデータも利用して平成22年4月に平成18年2月以前の裁判集掲載裁判例（約2万件）を公開したと考えられる。この外部に委託した平成11年3月以前の判決等のデータは、活字のものが多かったと考えられるものの、いずれも縦書きであったところ、まさに今回の調査でも断念したように手書きや縦書きの判決書をスキャニングして文字データ化する精度は高くなかったといえ、このデータ化の作業過程において多数の相違が生じ、その後の確認に漏れが生じた可能性がある。このことは、相違が特に古い年代の手書きや縦

書きの判決等に集中していることや明らかな誤字・脱字など明白な誤りや句読点・記号の相違が大多数を占めていることとも整合している。

また、ごく一部ではあるが、適用法条の時点を補足したり、誤字を修正するなどの原本の誤りの修正が行われたりしていると思われる例もあるところ、裁判所ウェブサイト掲載を行う際にこのような事実上の補正が行われた可能性が考えられる。

- (2) 次に判例集について見ると、裁判所ウェブサイトと同様に古い年代に相違が集中している傾向が見られるところ、これも上記と同様に判決書原本の体裁が、縦書き、かつ手書きであることや現在ほど写しを作成することが容易ではなかったことなどが影響している可能性がある。もっとも、判例集については昭和63年以降、実質的な相違が生じていないのは、裁判所ウェブサイトとは異なり外部の業者によるデータ化の作業（OCR化）を利用していなかったことも理由である可能性がある。また、裁判所ウェブサイトと同様に、判例集の刊行の際に、判決書原本の明らかな誤記を修正する事実上の補正が行われていた可能性がある。

### 3 総括

今回の一連の調査の結果、裁判所ウェブサイトにおける相違は、上記のとおり、古い年代に集中しており、特に平成13年以降は、民事・刑事ともに誤りがほとんど見当たらないことが判明した。これを踏まえると、手書き判決やタイプライター等で印字された縦書き判決を横書きにデータ化する際の作業過程に多くの誤りが混入した可能性が高いと考えられる。また、判例集における相違も、サンプル数が多くないものの、裁判所ウェブサイトと同様、古い年代における手書きや縦書きの判決書から判例集用のデータを作成する過程での転記ミス等があった可能性が高いと考えられる。

裁判所ウェブサイト及び判例集の相違の内容については、年代を問わず、いずれも明らかな誤字・脱字など明白な誤りの割合が一番多く、いずれにおいても、文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違は見当たらないという結果となった。

前記第3の5のとおり、客観的な資料がないため、過去の裁判所ウェブサイト掲載の事務フローや判例集の刊行事務フローは明らかとはならず、記載の相違が生じた原因について明らかにすることはできなかった。しかし、現在の各事務フローにおいては、裁判所ウェブサイトや判例集に記載の判決等に相違が生じる可能性は低くなっていると考えられる。このことは上記のとおり平成13年以降の相違がほとんど見当たらないことから裏付けられる。加えて、将来、裁判手続のデジタル化の進展により、判決書等の

原本がデータ化されることになれば、裁判所ウェブサイト掲載までの事務フローが更に簡素化し、人為的な誤りが介在し得る可能性はますます低くなると考えられる。

## (おわりに)

今般、報道機関からの指摘を受けて調査をしたことにより最高裁判所の判決書原本の記載と裁判所ウェブサイト及び判例集の記載が相当数異なることが明らかとなった。

相違が生じた原因については、手書き・縦書き判決やタイプライターで印字された縦書き判決を横書きにデータ化する際の作業過程に誤りが混入した可能性があるが、裁判所における当時のチェック体制が必ずしも十分ではなかったことにも起因していると考えられる。

各調査の結果、判決の全体の意味内容に大きな影響をもたらすような相違は見当たらなかったものの、数多くの相違が発見されることとなった。このような事態が生じたことは、裁判所ウェブサイトや判例集についての信頼を損ないかねないものであり、重く受け止めている。

現在の裁判所ウェブサイト掲載や判例集刊行の事務フローに照らすと、今後はこのような事態が起きる可能性は低いと考えているが、今回、数多くの相違が発見されたことに鑑み、引き続き、真摯に上記各事務の遂行に努めてまいりたい。

以上

別紙 1

当初指摘 14 件の判決一覧

- 1 最高裁昭和 23 年 3 月 12 日大法院判決・刑集 2 卷 3 号 191 頁
- 2 最高裁昭和 30 年 4 月 6 日大法院判決・刑集 9 卷 4 号 663 頁
- 3 最高裁昭和 32 年 3 月 13 日大法院判決・刑集 11 卷 3 号 997 頁
- 4 最高裁昭和 34 年 12 月 16 日大法院判決・刑集 13 卷 13 号 3225 頁
- 5 最高裁昭和 36 年 7 月 19 日大法院判決・刑集 15 卷 7 号 1106 頁
- 6 最高裁昭和 37 年 11 月 28 日大法院判決・刑集 16 卷 11 号 1593 頁
- 7 最高裁昭和 38 年 5 月 22 日大法院判決・刑集 17 卷 4 号 370 頁
- 8 最高裁昭和 48 年 4 月 4 日大法院判決・刑集 27 卷 3 号 265 頁
- 9 最高裁昭和 50 年 4 月 30 日大法院判決・民集 29 卷 4 号 572 頁
- 10 最高裁昭和 51 年 4 月 14 日大法院判決・民集 30 卷 3 号 223 頁
- 11 最高裁昭和 51 年 5 月 21 日大法院判決・刑集 30 卷 5 号 615 頁
- 12 最高裁昭和 60 年 7 月 17 日大法院判決・民集 39 卷 5 号 1100 頁
- 13 最高裁昭和 62 年 4 月 22 日大法院判決・民集 41 卷 3 号 408 頁
- 14 最高裁平成 9 年 4 月 2 日大法院判決・民集 51 卷 4 号 1673 頁

## 大法廷判決等全件調査の分析データ

分類ごとの相違の例は、下記のとおりである。なお、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」については、全12箇所を記載している。

### 記

#### ① 句読点・記号の相違

(例)

- ・ 「上告人の負担とし、」 → 「上告人の負担とし」  
(昭和23年(オ)第9号同年9月24日大法廷判決)
- ・ 「確約した。しかるに」 → 「確約した。、しかるに」  
(昭和24年(オ)第182号同33年3月5日大法廷判決)

#### ② 条文の相違

(例)

- ・ 「罰則第八条」 → 「罰則第六条」  
(昭和23年(オ)第9号同年9月24日大法廷判決)

#### ③ 人名の相違（漢字の相違、欠落、加入など）

(例)

- ・ 「田中三郎」 → 「田中次郎」  
(昭和37年(ク)第64号同41年12月27日大法廷決定)

#### ④ 年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違

(例)

- ・ 「昭和二十三年」 → 「昭和二三年」  
(昭和22年(れ)第246号同23年5月12日大法廷判決)
- ・ 「明治一六年」 → 「明治二八年」  
(昭和30年(あ)第871号同33年10月15日大法廷判決)

#### ⑤ 明らかな誤字・脱字など明白な誤り

(例)

- ・ 「除去せられざる」 → 「除去せらざる」  
(昭和23年(オ)第9号同年9月24日大法廷判決)
- ・ 「黙秘権等」 → 「黙祖権等」

(昭和25年(あ)第1596号同28年6月10日大法廷判決)

- ・ 「太平洋戦争」 → 「大太平洋戦争」

(昭和24年(オ)第182号同33年3月5日大法廷判決)

## ⑥ ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違

(例)

- ・ 「特異な性質」 → 「特異の性質」

(昭和27年(あ)第2868号同28年7月22日大法廷判決)

- ・ 「本件についての反対」 → 「本件について反対」

(昭和27年(あ)第1676号同29年11月10日大法廷判決)

- ・ 「得るものではなく」 → 「得るものでなく」

(昭和29年(あ)第3655号同35年10月19日大法廷判決)

- ・ 「経営者にとっても」 → 「経営者にとって」

(昭和33年(あ)第1413号同37年2月21日大法廷判決)

## ⑦ 文脈から推知可能な相違

(例)

- ・ 「国会優位」 → 「国家優位」

(昭和30年(オ)第96号同35年6月8日大法廷判決)

### 【補足説明】

少数意見の中で、内閣に衆議院の一般的解散権を認めることが国会の最高機関たる地位を低めるものであるという見解に対する反論を述べる部分であり、立法部の専断等に対して行政部がこれを抑制するために総選挙を通じて国民の判定に訴えることが必ずしも国会優位を損なうものではないという文脈であり、「国会」が正しいことは分かる。

- ・ 「剥奪された議員たる身分」 → 「剥奪員たる身分」

(昭和37年(オ)第515号同40年4月28日大法廷判決)

### 【補足説明】

少数意見の中で、過去の大法廷判決を引用する部分であり、除名処分の取消しを求める訴えが、除名処分の取消しによって除名処分のなかった状態に復帰し、剥奪された議員たる身分の回復を図ることを目的とする旨述べる文脈であり、「剥奪された議員たる身分」の文意であることは推測できる。

- ・ 「譲受人の利益」 → 「譲渡人の利益」

(昭和36年(オ)第1378号同40年9月22日大法院判決)

【補足説明】

少数意見の中で、単なる営業用財産の譲渡が(昭和56年法律第74号による改正前の)商法245条1項1号「営業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡」に当たるとすれば、それが会社の営業用財産の全部であるか重要な一部の財産であるかが譲受人にとって不明であるのに、後日譲渡会社から譲渡契約の無効を主張されることとなって譲受人の不利益になるため不都合である旨述べる文脈であり、「譲受人」が正しいことは分かる。

- ・ 「債権者に対し債務引受を」 → 「債務者に対し債務引受を」

(昭和42年(オ)第1327号同43年12月25日大法院判決)

【補足説明】

少数意見の中で、法廷意見を引用する部分であり、「債権者」が正しいことが明らか。(昭和56年法律第74号による改正前の)商法265条の利益相反取引に、取締役個人の債務について当該取締役が会社を代表して債権者に対して債務引受をなす行為が含まれるかという議論をしている文脈からしても「債権者」が正しいことは分かる。

- ・ 「憲法の保障」 → 「法の保障」

(昭和44年(あ)第1275号同51年5月21日大法院判決)

【補足説明】

少数意見の中で、本件争議行為が憲法28条による争議権保障の範囲に含まれないとの文脈であり、直後に「憲法違反」の文言もあることから、「憲法」が正しいことが分かる。

- ・ 「第一審判決」 → 「第二審判決」

(平成4年(行ツ)第156号同9年4月2日大法院判決)

【補足説明】

本判決は、第一審判決が結論において是認できるとして、第一審判決の一部を取り消した原判決の一部を破棄するものであるから、結論において是認できる対象としては「第二審判決」ではなく「第一審判決」が正しいことが分かる。

⑧ 文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違

- ・ 「同一ナルコトヲ証明スルダケデ、被告人ニ於テ右液体ガメタノールデアツタコト乃至メタノールトメチルアルコールトガ同一デアアルコールヲ認識」 → 「同一ナルコトヲ認識」

(昭和23年(れ)第202号同年7月14日大法廷判決)

【補足説明】

上告趣意書の弁護人の主張部分であり、被告人が「メチルアルコール」について、「メタノール」と同一であると認識していなかったとして故意を争う部分であるが、直後に「メチルアルコール」が法律上所持・譲渡を禁じられている「メタノール」と同一のものであることを知らなかったとしても、それは単なる法律上の不知にすぎず、犯意があったものと認めることを妨げない旨判示されており、判断対象は明らかで、判決の意味内容に違いは生じない。

- ・ 「退官に付署名捺印」 → 「差支に付署名捺印」

(昭和23年(れ)第202号同年7月14日大法廷判決)

【補足説明】

裁判官が署名捺印できない理由の付記について、表現が変更されているが、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「当選者となるかその他の候補者が当選者となるかは不明」

→ 「当選者となるかは不明」

(昭和23年(オ)第9号同年9月24日大法廷判決)

【補足説明】

最大得票者が選挙に参加しなかった場合に、第二位の者が当選者となるか、その他の候補者が当選者となるかは不明という文脈であり、「その他の候補者が当選者となるか」が脱落しているが、この部分がなくても文意が通じるため、判決の意味内容に大きな影響はない。

- ・ 「第二図」 → 記載なし

(昭和25年(あ)第292号同年10月11日大法廷判決)

【補足説明】

少数意見の中で、図に示して説明するとして、図に言及するものであるが、文章で図の内容を説明しており、末尾に図も添付されていることから、意味内容に大きな影響はない。

- 「日本国内で日本国民として」 → 「日本国民として」  
(昭和27年(マ)第79号同年7月30日大法廷判決)  
【補足説明】  
戦犯者の刑の執行が日本国に委ねられた要件の一つとして、平和条約発効の直前まで日本において拘禁されていることが挙げられており、この当てはめ部分であるが、スガモプリズンに拘禁されていたとの記載もあり、「日本国内で」がなくても文意は変わらないため、判決の意味内容に大きな影響はない。
- 「被告訴訟代理人は主文同旨の判決を求め別添答弁書中の理由記載のとおり述べた。」 → 記載なし  
(昭和27年(マ)第23号同年10月8日大法廷判決)  
【補足説明】  
被告が訴え却下の判決を求めた部分だが、同記載部分がなくても判決に影響はない。
- 「裁判長裁判官田中耕太郎」 → 「当裁判所裁判官全員」  
(昭和30年(す)第209号同年12月23日大法廷決定)  
【補足説明】  
忌避対象の裁判官が裁判長だけであるのに、裁判官全員とされており、併せて、裁判体の構成にも違いがあるが、判旨の内容には影響がないため、判決の意味内容に大きな影響はない。
- 「三七条等)」 → 「三七条)」  
(昭和30年(あ)第1984号同32年2月15日大法廷決定)  
【補足説明】  
少数意見の中で、刑事事件における第1審の事実審理を保障している憲法の条規(31条、37条等)に触れている部分であり、実際の判決書では「等」があることによって31条、37条以外にも保障する規定があることが示唆されているものの、主だった規定はいずれも挙げられていることから、判決の意味内容に大きな影響はない。
- 「過失では到底済まされないものがあるのであり、問題の取上げ方、証拠の扱い方、判決の表現自体に、隠しても隠しおうせぬ悪意と

詐術」→「過失で悪意と詐術」

(昭和29年(あ)第1671号同34年8月10日大法院判決)

【補足説明】

少数意見の中で、憲法76条3項の「良心に従った裁判ではないとの上告論旨に応答するために、その一部を要約した点の一部が欠落しているものである。もっとも、所論のような偏見、予断を抱き所論のような悪意と詐術をもって審理かつ判断した事跡は微塵も認められないとしており、少数意見の判断対象及び判断内容は明確であることから、判決の意味内容に大きな影響はない。

・ 「良心に従って為された裁判というには程遠い」

→ 「良心に従って為された裁判ならず、斯くの如きは人類の良心に挑戦するものであつて、正に憲法七六条三項にいわゆる良心に従って為された裁判というには程遠い」

(昭和29年(あ)第1671号同34年8月10日大法院判決)

【補足説明】

少数意見の所論の要約部分の記載が重複しているが(「斯くの如きは人類の良心に挑戦するものであつて、正に憲法七六条三項にいわゆる良心に従って為された裁判」という直前の表現が続いてしまっている。)、重複は明らかであることから、判決の意味内容に大きな影響はない。

・ 「九〇センチの狭い急勾配」→「九〇センチの急勾配」

(昭和43年(あ)第837号同48年4月25日大法院判決)

【補足説明】

少数意見の説示の一部分であるが、「狭い」が脱落しても、判決の意味内容に大きな影響はない。

⑨ 文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違  
該当なし

最高裁総三第●●号

令和7年●月●日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長

首席書記官等協議会の開催について（通達）

標記の協議会については、別紙の要領のとおり開催してください。

なお、この協議会には最高裁判所の係官が出席する予定ですから、令和●年●月●日までに開催期日を通知し、実施要領及び協議員名簿を送付してください。

おって、地方裁判所長及び家庭裁判所長に対しては、この通達の趣旨を別途通知しました。

(別紙)

首席書記官等協議会の開催要領

- 1 主催 次により共催
  - (1) 福岡、札幌各高等裁判所
  - (2) 大阪、仙台各高等裁判所
  - (3) 東京、高松各高等裁判所
  - (4) 名古屋、広島各高等裁判所
- 2 期日 令和8年1月又は2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法による。なお、高等裁判所の首席書記官は、共催庁の協議により、共催高等裁判所のいずれかに参集しても差し支えない。
- 4 協議事項 書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等
- 5 協議員
  - (1) 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官
  - (2) 各地方裁判所の民事首席書記官、刑事首席書記官及び首席書記官
  - (3) 各家庭裁判所の家事首席書記官、少年首席書記官及び首席書記官
  - (4) 各高等裁判所管内の地方裁判所の民事事件を担当する裁判官  
1人
  - (5) 各高等裁判所管内の地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官  
1人

## 理由

事件記録等の特別保存に関し、対象とする事件の種類を追加するために必要な事項を定める必要がある。  
これが、この規則を制定する理由である。

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等の特別保存に関する規則 (令和五年最高裁判所規則第九号)

新

(特別保存に付する認定を行う者)

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類 (次号から第四号まで

旧

(特別保存に付する認定を行う者)

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類 (次号から第四号まで

に掲げるものを除く。) 当該事件の第一審裁判所(別表第一の二十九の項に掲げる事件にあつては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所)

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第三条関係)

	事件の種類
一〇二十八 (略)	
二十九	執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)第十七条第一項の執行記録が作成された事件

に掲げるものを除く。) 当該事件の第一審裁判所

二〇五 (略)

別表第一(第二条、第三条関係)

	事件の種類
一〇二十八 (同上)	
(新設)	

三十	刑事損害賠償命令事件
三十一	<p>その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が掲載されたもの</p>

	(新設)
	(新設)

民事訴訟法その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件に関する委任

民事訴訟法（平成8年法律第109号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件（電磁的記録により事件記録を構成する事件に限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日前に督促オンラインシステムにより申し立てられた事件を除く。）に関する下記の事項については、最高裁判所事務総長に委任する。

#### 記

- 1 事件の受付及び分配、手数料の納付、申立ての手数料として提出された収入印紙の管理並びに提出された郵便切手の管理に関する事項
- 2 事件記録の管理及び管理の引継ぎ、民事訴訟法その他の法令の規定により書面等に記載された事項をファイルに記録した後の書面等の取扱い並びに事件に関する電磁的記録又は書類で事件記録とすることを要しないものの取扱いに関する事項
- 3 事件の係属中及び終局時の事件管理システム（裁判所職員が事件の管理のために用いる情報システムをいう。）への事件の管理に関する事項の記録に関する事項
- 4 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程第5条及び第6条第3項において最高裁判所が定めることとされている事項
- 5 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高

裁判所規程第3号) 附則第3項において最高裁判所が指示することとされている事項

6 事件関係の帳簿及び諸票の備付け等に関する事項

7 電子調書の記録事項及び記録方法に関する事項



三年 五年

に、  
「  
動産競売開始許可決定の原本  
十年  
」を

される特定ソフトウェアに係  
る競争の促進に関する法律第  
四十条第一項の規定による裁  
判の原本  
十年  
動産競売開始許可決定の原本  
十年

に改める。

附 則

この規程は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和

六年法律第五十八号)の施行の日(令和七年十二月十八日)から施行する。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

理由

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等保存規程(昭和三十九年最高裁判所規程第八号)

新

旧

別表第一(第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間)	
事件の種類	記録の保存期間
一〇二七(略)	(略)
二十八(略)	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の申立て</p> <p>五年</p> <p>スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の申立て</p> <p>五年</p> <p>その他</p> <p>三年</p>
	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の原本</p> <p>十年</p> <p>スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の原本</p> <p>十年</p> <p>動産競売開始許可決定の原本</p> <p>十年</p>
二十九(略)	(略)

別表第一(第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間)	
事件の種類	記録の保存期間
一〇二七(略)	(略)
二十八(略)	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の申立て</p> <p>五年</p> <p>その他</p> <p>三年</p>
	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の原本</p> <p>十年</p> <p>動産競売開始許可決定の原本</p> <p>十年</p>
二十九(略)	(略)

◎最高裁判所規程第●●号

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程

(趣旨)

第一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存については、事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程で「事件記録」とは、別表の上欄に掲げる事件及び再審事件の記録をいう。

2 この規程で「付随事件」とは、証拠保全事件その他主たる事件に付随する事件をいう。

(保存裁判所)

第三条 事件記録は、特別の定めがある場合のほか、当該事件の第一審裁判所で保存する。

2 再審事件の事件記録は、不服申立ての対象となった裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所で保存する。

(保存期間)

第四条 事件記録の保存期間は、十年とする。ただし、事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）については、同欄に定める保存期間とする。

2 前項の保存期間は、特別の定めがある場合のほか、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算する。

(督促事件等の特例)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、督促事件及び付随事件の事件記録の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(保存の方法)

第六条 事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録の内容を明らかにするため必要な電磁的記録及び書類は、当該別表の下欄に掲げる電磁的記録とともに保存しなければならない。

2 事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録は、当該裁判、電子調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を明らかにして保存しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、事件記録を保存する方法は、最高裁判所が定める。

(廃棄)

第七条 保存期間が満了した事件記録は、事件記録等の特別保存に関する規則第三条本文の規定により特別保存に付する認定を行ったものを除いて廃棄する。

2 廃棄は、裁判所の長の認可を受け、首席書記官（最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判

所にあつては監督地方裁判所の首席書記官)の指示を受けてしなければならない。

(保存期間の延長)

第八条 事件記録で特別の事由により保存期間満了の後も保存の必要があるものは、その事由のある間保存期間を延長しなければならない。

(内閣総理大臣への移管)

第九条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第十四条第一項の規定に基づく協議による定め(同法附則第三条の規定により同法第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。)において同法第二条第六項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた事件記録は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

2 前項の事件記録は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

附 則

1 この規程は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

2 この規程は、第一条の事件のうち、次に掲げる事件について適用する。

一 訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。次号において同じ。）であつてこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを除く。）及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）

二 施行日前に提起された訴えに係る事件についての裁判に対する再審事件であつて、施行日以後に不服申立てがされるもの

3 この規程は、前項第二号に規定する再審事件の不服申立ての対象となつた裁判がされた事件については

適用しない。

4 附則第二項に規定する事件については、事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の規定は、適用しない。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

別表（第二条、第四条関係）

<p>事件の種類</p>	<p>事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間</p>
<p>一 和解事件</p>	<p>和解に係る電子調書</p> <p>三十年</p>
<p>二 督促事件</p>	<p>確定判決と同一の効力を有する電子支払督促</p> <p>三十年</p>
<p>三 少額訴訟事件</p> <p>少額訴訟判決に対する異議申立て事件</p> <p>民事通常訴訟事件（法定審理期間訴訟 手続により審理及び裁判がされたもの を含む。）</p> <p>手形訴訟事件及び小切手訴訟事件</p> <p>行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件</p>	<p>電子判決書（民事訴訟法第二百五十四条 第二項の電子調書を含む。）</p> <p>五十年</p> <p>上訴審における事件を終局させる電子決定書又は電子命令書（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十条 の二の電子調書を含み、移送の決定に係るものを除く。）</p> <p>五十年</p>

<p>を含む。)</p>	<p>四 人身保護事件</p>	<p>五 民事雑事件 行政雑事件 人身保護雑事件</p>
<p>和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る 電子調書 和解に代わる電子決定書（異議申立てに より効力を失ったものを除く。）</p>	<p>訴訟等の費用の額の確定の電子決定書及 び電子処分書</p>	<p>訴訟上の救助又は手続上の救助により納 付を猶予された費用の支払を命ずる電子 決定書 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消し の電子決定書 和解に係る電子調書（行政事件訴訟法（</p>
<p>三十年</p>	<p>三十年</p>	<p>三十年</p>

六	
<p>その性質に反しない限り民事訴訟法の規定を準用し、又はその例によることとされる事件のうち、当該事件の下欄に掲げる和解に係る電子調書の定めのないものの和解に係る電子調書</p> <p style="text-align: right;">三十年</p>	<p>昭和三十七年法律第三百三十九号)の規定による執行停止の申立て事件又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て事件に係るものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">三十年</p>

備考 再審事件の事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間は、不服申立ての対象となった裁判がされた各事件の下欄に定めるところによる。

## 理由

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存等に関する取扱いについて  
所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

◎最高裁判所規程第●●号

押収物等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

押収物等取扱規程の一部を改正する規程

押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

「第六章 少年保護事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第二十五条―第二十九条）

目次中 第七章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第三十条―第三十二条）を

第八章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例（第三十三条）」

「第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例（第二十四条の二・第二十四条の三）

第七章 少年保護事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第二十五条―第二十九条）

に改める。

第八章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第三十条―第三十二条）

第九章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例（第三十三条）」

第一条中「押収物並びに」を「押収物及び保管電磁的記録並びに」に改める。

第二条第一項中「領置した物又は」を「領置した物、」に改め、「提出された物」の下に「又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録をいう。

第五条第一項中「記録命令付差押え」を削り、「又は」を「、」に改め、「提出命令」の下に「又は電磁的記録提供命令」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第十六条の二中「（昭和二十三年法律第三百三十一号）」を削り、「第二百二十三条第三項」の下に「第一号又は第二号」を加える。

第十六条の三第一項中「第二百二十三条第三項」の下に「第一号又は第二号」を、「差押え」の下に「又は

電磁的記録提供命令」を加え、同条第二項中「差押え」の下に「又は電磁的記録提供命令」を加える。

第二十三条第一項中「（分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「うえ」を「上」に改める。

第二十七条第二項中「第二百二十三条第三項」の下に「及び第二百二十三条の二第一項」を加える。

第二十八条の二中「記録された電磁的記録」の下に「又は保管電磁的記録」を加える。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

#### 第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例

##### （可搬記録媒体への移転）

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。）に移転しなければならない。

##### （保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分）

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三、第十

七条、第十九条及び第二十二條から第二十四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可搬記録媒体について準用する。

#### 附 則

この規程は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理 由

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行に伴い、押収物等取扱規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

押収物等取扱規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

押収物等取扱規程(昭和三十五年最高裁判所規程第二号)

新

旧

目次	目次
第一章〜第五章 (略)	第一章〜第五章 (同上)
第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例 (	
第二十四条の二・第二十四条の三)	
第七章 (略)	第六章 (同上)
第八章 (略)	第七章 (同上)
第九章 (略)	第八章 (同上)

(趣旨)

第一条 押収物及び保管電磁的記録並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務（以下「押収物等に関する事務」という。）の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物若しくは裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提

(趣旨)

第一条 押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務（以下「押収物等に関する事務」という。）の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物又は裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物をいう。

供命令（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体をいう。

2. この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録をいう。

3・4 （略）

（押収物総目録の作成等）

第五条 係書記官は、差押え、領置、提出命令又は

（新設）

2・3 （同上）

（押収物総目録等の作成等）

第五条 係書記官は、差押え、記録命令付差押え、

電磁的記録提供命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認した上、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録（以下「総目録」という。）を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 (略)

(交付)

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物（刑事訴訟法第二百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に限る。）を交付する裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）について準用する。

領置又は提出命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認したうえ、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録（以下「総目録」という。）を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 (同上)

(交付)

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二百二十三条第三項の記録媒体に限る。）を交付する裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）について準用する。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百二十三条第三項の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官に、その他の物については物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知した上、これを保管物主任官に引き継がなければならぬ。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官（分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）に、その他の物については物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知したうえ、これを保管物主任官に引き継がなければならぬ。

2 (略)

第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例

(可搬記録媒体への移転)

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。）に移転しなければならない。

(保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分)

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四

ない。

2 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三

、第十七条、第十九条及び第二十二條から第二十

四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可

搬記録媒体について準用する。

第七章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の

特例

(還付等公告)

第二十七条 (略)

2 前項の規定は、少年法(昭和二十三年法律第百

六十八号)第十五条第二項において準用する刑事

訴訟法第二百二十三条第三項及び第二百二十三条の二

第一項の規定による交付又は複写について準用す

る。

第六章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の

特例

(還付等公告)

第二十七条 (同上)

2 前項の規定は、少年法(昭和二十三年法律第百

六十八号)第十五条第二項において準用する刑事

訴訟法第二百二十三条第三項の規定による交付又は

複写について準用する。

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押収物主任官は、押収された記録

媒体に記録された電磁的記録又は保管電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第八章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例

第九章 電子情報処理組織による押収物等に関する

事務の取扱いに係る特例

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押収物主任官は、押収された記録

媒体に記録された電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第七章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例

第八章 電子情報処理組織による押収物等に関する

事務の取扱いに係る特例

## 令和8年度概算要求(案)の概要

(単位:百万円)

区 分	令和7年度 予算額	令和8年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	335,192	365,008	29,816	8.9%

※要求・要望額には「重要政策推進枠」5,839百万円を含む

(単位:百万円)

<b>1. 裁判事務処理態勢の充実</b>	<b>39,505</b>	(前年比	<b>+21,304)</b>
-----------------------	---------------	------	-----------------

○ 裁判手続等のデジタル化関連経費	33,685	(前年比	+ 21,131)
◇ 民事訴訟手続のデジタル化	10,175	(前年比	+ 5,326)
◇ 刑事手続のデジタル化	12,435	(前年比	+ 10,202)
◇ 民事非訟(執行・保全・倒産等)・家事事件手続のデジタル化	9,221	(前年比	+ 4,219)
◇ 司法行政のデジタル化	1,854	(前年比	+ 1,383)
○ 家庭裁判所の充実強化関連経費	5,821	(前年比	+173)

<b>2. 裁判所施設の整備</b>	<b>16,000</b>	(前年比	<b>+1,999)</b>
--------------------	---------------	------	----------------

○ 裁判所施設の新営等

<b>3. 定員要求</b>
----------------

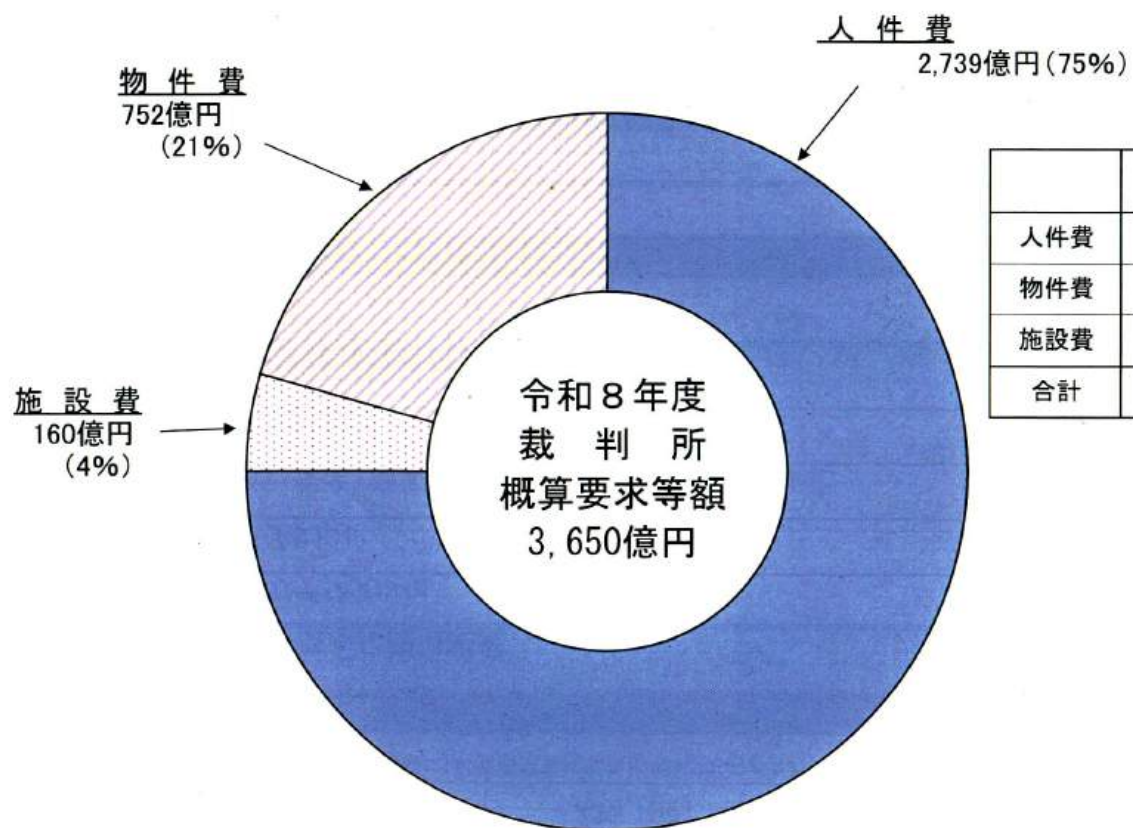
○ 増員 12人

家裁調査官	10人
事務官	2人

※定員合理化等: 技能労務職員 18人  
 事務官等 48人(速記官から家裁調査官への振替10人を含む)  
 医療職 72人

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 一般経費の内訳



(単位:億円)

	7年度 予算額	8年度 要求・要望額	増△減額
人件費	2,711	2,739	27
物件費	501	752	251
施設費	140	160	20
合計	3,352	3,650	298

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和7年度裁判所所管補正予算（第1号）（案）について

(単位:千円)

区 分		備 考	
当初予算額	335,192,439		
補正要求額	26,199,772		
修正追加額	26,770,066	【裁判手続等のデジタル化等】	<u>16,178,250</u>
		【裁判所の防災・減災対策】	<u>4,788,604</u>
		【人件費】(給与改善等に伴う追加)	<u>5,803,212</u>
修正減少額	△570,294	【人件費】(不用による既定経費の減少)	<u>△283,279</u>
		【物件費】(不用による既定経費の減少)	<u>△287,015</u>
1次補正後予算額	361,392,211		

## 令和8年度予算案について

(単位:百万円)

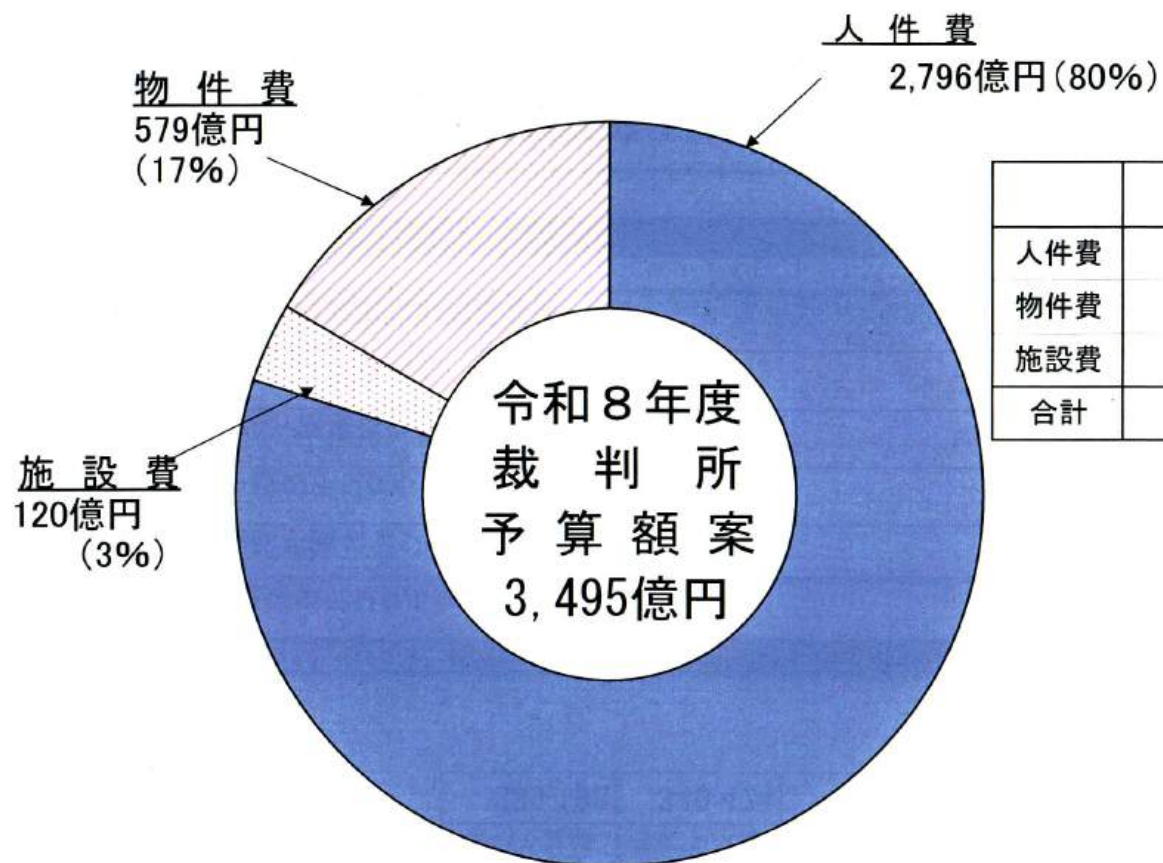
令和7年度 当初予算額	令和8年度 予算見込額	比較増△減額	増△減率
335,192	349,474	14,281	4.3%

(単位:百万円)

	令和7年度 当初予算額	令和7年度 補正予算見込額	令和8年度 予算見込額
<b>1. 裁判事務処理態勢の充実</b>	<b>18,201</b>	<b>15,748</b>	<b>23,915</b>
○ 裁判手続等のデジタル化関連経費	12,554	15,748	17,948
◇ 民事訴訟手続のデジタル化	4,849	1,270	8,973
◇ 刑事手続のデジタル化	2,232	8,028	3,806
◇ 民事非訟・家事事件手続のデジタル化	5,002	5,243	4,521
◇ 司法行政のデジタル化	471	1,207	647
○ 家庭裁判所の充実強化関連経費	5,648	-	5,968
<b>2. 裁判所施設の整備</b>	<b>14,001</b>	<b>4,415</b>	<b>12,011</b>
○ 裁判所施設の新営等			
<b>3. 定員関係</b>			
○ 増員	12人		
家裁調査官	10人		
事務官	2人		
※定員合理化等: 技能労務職員	18人		
事務官等	48人 (速記官から家裁調査官への振替10人を含む)		
医療職	72人		

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 一般経費の内訳



(単位:億円)

	7年度 予算額	8年度 予算額案	増△減額
人件費	2,711	2,796	85
物件費	501	579	78
施設費	140	120	△ 20
合計	3,352	3,495	143

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

◎最高裁判所規則第 号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月二十九日

最 高 裁 判 所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局経理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

家庭裁判所長（水戸、前橋、甲府、長野、奈良、  
、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、  
、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、  
、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、  
函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局経理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

家庭裁判所長（水戸、甲府、長野、奈良、大津、  
、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、  
、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、  
、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、  
徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

理 由

前橋、山口及び那覇の家庭裁判所の会計課が廃止されることに伴い、不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

【機密性 2】

【配布資料】

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（付議事項）

別紙のとおり

2 裁判官研修に関する報告事項

派遣型研修のうち、判事を対象とする民間企業短期研修について、令和7年度以降の実施をとりやめる。

(別紙)

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（案）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

b 基本（右陪席クラス）

c 実務（裁判長・右陪席クラス）

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

(ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

(イ) ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

(ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

(ア) 裁判系（3日間以内）

(イ) 導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

オ 調停官の研修（調停官。3日間以内）

調停官が裁判官と同等の権限を有する職務について、調停官に任官した者に対し、所要の研修を実施する。

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁

ウ 各種調査・研究（随時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

【機密性2】

【配布資料】

令和7年度の裁判所職員（裁判官以外）研修について

令和7年度の研修実施計画においては、別紙記載の「裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項」（令和5年度議決）について、変更はない。

(別紙)

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

第1 研修（中央・高裁委嘱・各庁委嘱）

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）で中央研修を実施するほか、総研が高裁又は地家裁に委嘱して、高裁が管内各庁及び最高裁に所属する職員に対して、又は地家裁が各庁に所属する職員に対して実施する。中央研修は、司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、総研又は委嘱を受けて実施する各庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所でも実施する。

1 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

(1) 裁判実務に関するもの（5日間以内）

書記官、家裁調査官、事務官、速記官及び執行官を対象とし、裁判事務の分野（民事、刑事、家事、少年等）について、官職及び執務経験に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務局事務に関するもの

ア 管理職員<sup>1</sup>を対象者とするもの（3日間以内）

(ア) 研修事務を担当する管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

(イ) 次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善等を目的として実施する。

イ 中間管理職員<sup>2</sup>を対象者とするもの（3日間以内）

---

<sup>1</sup> 平成21年3月31日付人任A第000563号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階等について」別表（以下「依命通達別表」という。）において、最高裁判所規則第6号「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則」別表（以下「規則別表」という。）の1の項第3欄第2号又は同第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

<sup>2</sup> 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段

(ア) 研修事務を担当する中間管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を行う指導者の養成を目的として実施する。

(イ) 情報セキュリティ対策事務を担当する中間管理職員を対象とし、情報化に伴う情報セキュリティに係る執務能力の向上等を目的として実施する。

ウ 管理職員等以外の職員<sup>3</sup>を対象とするもの（5日間以内）

(ア) 一定の執務経験を有する事務官及び技官<sup>4</sup>を対象とし、事務局事務の分野について、担当職務に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(イ) 研修事務を担当する係長等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施に必要な執務能力の向上等を目的として実施する。

(ウ) 情報化推進の役割を担当する職員を対象とし、情報化に係る執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 管理業務に関するもの（5日間以内）

ア 管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

イ 中間管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

2 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

管理職員等以外の職員を対象とするもの（5日間以内。ただし、(3)については実施機関が適宜期間を定める。）

(1) 一定の執務経験を有する書記官、事務官及び技官を対象とし、執務能力の

---

階に属する官職にある者

<sup>3</sup> 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第5号又は同第6号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

<sup>4</sup> 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に定める行政職俸給表（一）の準用を受ける裁判所事務官及び裁判所技官をいう。）

向上等を目的として実施する。

- (2) 事務官及び技官を対象とし、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。
- (3) 事務官を対象とし、基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る目的で実施する。
- (4) 新採用職員を対象とし、職務知識付与や裁判所職員としての自覚、職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

### 3 その他

高齢層の職員を対象とするもの（1日間程度）

高齢層の職員を対象とし、それまで培った知識や経験等を生かし、引き続き意欲をもって勤務できるようにするための支援を目的として実施する。

## 第2 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

## 第3 協議会

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官を対象とし、研修計画について検討すること等を目的として実施する。実施場所は総研とする。

## 第4 研究

実施場所は総研、研究員の所属庁及び関係機関等とする。

- 1 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7か月間程度）
- 2 書記官による実務研究（1年間程度）
- 3 家裁調査官による実務研究（1か月間程度から1年間程度）
  - (1) テーマを定めて行うもの
  - (2) 関係機関の業務に関する研究を行うもの

## 第5 その他の研修

このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じ

て、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。